

国際会計研究学会 年報

2017年度第 1・2 合併号 (通号41・42合併号)

IFRS導入後の
わが国会計プロフェッションの役割と課題
国際会計基準の下での
非上場企業・中小企業会計をめぐる課題
IFRSをめぐる最近の動向と課題

国際会計研究学会 年報

2017 年度第 1・2 合併号（通号 41・42 合併号）

IFRS 導入後の
わが国会計プロフェッションの役割と課題
国際会計基準の下での
非上場企業・中小企業会計をめぐる課題
IFRSをめぐる最近の動向と課題

国際会計研究学会 年報
—2017 年度第 1・2 合併号（通号 41・42 合併号）—

目 次

I 統一論題報告

「IFRS導入後のわが国会計プロフェッションの役割と課題」

■ 国際会計研究学会第 34 回研究大会 統一論題報告・検討会の概要	加 藤 厚	5
■ IASBの新作業計画とわが国会計プロフェッションの課題	小 野 行 雄	11
■ 財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性に見る わが国の会計プロフェッションの役割と課題	杉 山 晶 子	23
■ 複雑性の低減とIFRS	米 山 祐 司	39

II 東日本部会・統一論題報告

「国際会計基準の下での非上場企業・中小企業会計をめぐる課題」

■ 日本の中小企業会計基準をめぐる課題	成 川 正 晃	53
■ 財務報告の適正性の担保 — 実務（公認会計士業務・IFAC 等）の観点	樋 口 尚 文	63

III 西日本部会・統一論題報告

「IFRSをめぐる最近の動向と課題」

■ 統一論題『IFRS をめぐる最近の動向と課題』～概要～	向 伊 知 郎	73
■ IFRS における簿記の位置づけ	高 橋 聡	77
■ IFRS X における直接法キャッシュフロー計算書の連携	遠 藤 秀 紀	87
■ IFRS の適用と会計発生高アノマリー	中 川 豊 隆	105
■ IFRS と財務情報の比較可能性	若 林 公 美	117

IV 査読論文

■ 公会計財務諸表と地方債市場との関連性 ー財務健全性が格付けに与える影響の統計分析及び国際比較ー …… 原 口 健 太 郎	131
■ ミャンマーにおける企業会計の現状と課題ー軍事政権の残照ー …… 谷 口 隆 義	147
■ 退職給付に係る負債とイノベーション ー出願特許数と被引用特許数 …………… 野 間 幹 晴	161

V 韓国セッション報告

■ The Effect of Industry Homogeneity on the Magnitude of Post-Earnings Announcement ……………	Heejeong Shin	177
	Hyejeong Shin	
	Su-In Kim	
	Sorah Park	

VI 研究グループ報告

■ グローバルビジネスの会計課題に関する研究 …………… 柴 健 次	193
■ 営利・非営利組織の財務報告モデルの研究 …………… 小 西 範 幸	201

VII Summary of Articles …………… 221

VIII 諸規則 …………… 233

編集委員会規則

査読制度に関する申し合わせ

『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／柴健次

I 統一論題報告

国際会計研究学会第 34 回研究大会 統一論題報告・検討会の概要 テーマ「IFRS 導入後のわが国会計プロフェッション の役割と課題」

加 藤 厚

はじめに

2017 年 9 月 3 日（日）に、青山学院大学において国際会計研究学会の第 34 回研究大会が行われた。この研究大会の統一論題が「IFRS 導入後のわが国会計プロフェッションの役割と課題」であり、この統一論題についての報告と討論会が下記の会員によって行われた。

報告者：小野行雄（企業会計基準委員会）

同：杉山晶子（東洋大学）

同：中野貴之（法政大学）

同：米山祐司（北海道大学）

座 長：加藤 厚（公認会計士）

本稿は、この統一論題報告・検討会の概要を報告するものである。

1. 統一論題報告・検討会の趣旨と目的

まず、座長から次の様な統一論題報告・検討会の趣旨と目的が説明された。

日本においては、2010 年 3 月決算期から国

際会計基準（IFRS）の任意適用が開始され、適用会社数の増加には目覚ましいものがあり、東証上場会社の時価総額の 30%以上を占めるまでになった。一方では、企業会計基準委員会（ASBJ）が進めている IFRS とのコンバージェンス及びエンドースメントの観点から、国際会計基準委員会（IASB）が今後どのようなプロジェクトを進めていくのか、更には、日本と関わりの深い米国基準の動向にも関心が持たれている。

その米国では、過去の共和党政権時代に「ロードマップ」を公表して、IFRS 採用に大きく踏み出したが、その後の民主党政権によってその方針は覆された。今年、共和党が政権に返り咲いたので米国はまた IFRS 採用に前向きになるかと期待されたのもつかの間、トランプ大統領は極端なナショナリズム政策を打ち出し、グローバル化に背を向けている。

一方、ヨーロッパでは、英国が EU から離脱することにより、IASB の本部が存在する英国がリーダーシップを発揮してきた IFRS の将来に新たな不確定要因が生まれたことになる。また、IFRS 発展の地盤となって来たヨーロッパ

においては、英国以外の国々にもナショナリズムの嵐が吹き荒れており、経済活動のインフラの一つである会計基準にもこのような反グローバルライゼーションが影響するのではないかと心配される。

上述のように、IFRS を巡る内外の動向には大きな動きがある。そこで、このような状況において、わが国会計プロフェッションは、どのような役割を果たしていくべきか、その場合の課題は何なのか、について議論し考察することは、日本の会計フレームワークの将来像を描く上で非常に有意義なことと思われる。

具体的には、財務報告（開示、ディスクロージャー）の在り方に大きな関心が寄せられている。例えば、ベターコミュニケーションをどのように達成すべきか、それらの達成を図るほど増してくる複雑性への対応をどのようにすべきか、財務報告の信頼性を担保する内部統制の有効性をどのようにして高めるべきか、等の論点が浮かび上がってくる。

更には、前述のように任意適用が大幅に広まってくると、次のターゲットとしては強制適用が考えられる。強制適用に関するエビデンスと政策決定の考察も興味深いテーマとして挙げられる。

本統一論題報告及び討論会においては、上述の諸論点について、日本のみならず、IASB や米国も含めた観点から取り上げて行くこととする。

2. 各報告者からの報告の概要

(1) IASB の新作業計画と会計プロフェッションの課題

小野行雄（企業会計基準委員会）

小野先生は、まず IASB の新作業計画について次のように解説した。IASB は、2015 年にアジェンダ協議を実施し、2016 年 11 月にフィー

ドバック文書により新作業計画（2017 年から 2021 年）を公表している。その中で、主要な活動として（1）仕掛中の主要会計基準等を完成させること（保険契約、概念フレームワークの 2017 年完成目途）、（2）財務報告におけるベターコミュニケーションの促進、（3）既存の IFRS の維持と新しい IFRS の導入支援、（4）焦点を当てたリサーチプロジェクトの推進を挙げている。

それらの中でも、IASB は新作業計画の下で、財務諸表利用者のニーズを満たす財務報告におけるベターコミュニケーションを促進するための基本財務諸表、開示原則及び IFRS タクソミーの 3 プロジェクトを進めていることを強調した。

次に、EU における活動を解説した。EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）が IFRS の公表の都度、個別にエンドースメント手続を実施し欧州議会に対してエンドースメントアドバイスを行っている。この EFRAG には欧州主要国の会計基準設定主体が参加しているが、UK の会計基準設定主体である FRC も参加している。FRC は、UK GAAP のメインテナンスもを行っているが、Brexit の成り行き次第で、IFRS のエンドースメントという難問に対応する必要が出てくる。

EFRAG は、リサーチ活動にも積極的で、のれん及び減損、資本性金融商品のリサイクリング及び減損、低金利及びマイナス金利の会計上の影響、年金等が対象とされている。

また、米国における基準開発の状況について次のように述べた。FASB は、IASB とのノーウォーク合意（2002 年）に基づきコンバージェンスを進め、企業結合、株式報酬、公正価値測定、収益認識でコンバージェンスを達成した。但し、金融商品の減損会計、リース会計の費用認識においては、部分的に差異が存在する。ま

た、共同プロジェクトを進めて来た保険契約については、途中から単独プロジェクトに変更している。

FASB は、戦略として米国における財務報告の改善と国際的な財務報告のコンバージェンスを目指すとしており、具体的には（１）高品質の GAAP の開発、（２）IFRS の開発への積極的関与、（３）各国基準設定主体との関係とコミュニケーションの向上を挙げている。

更に、日本の状況について次のように解説した。ASBJ は現在、2016 年 8 月に公表した中期運営方針に基づき、日本基準を国際的な会計基準と整合性のあるものとするための取組みを進めている。具体的には、IFRS 第 15 号をベースとした収益認識基準の開発に取り組んでいる。

また、IFRS のエンドースメント手続を実施し、2014 年に修正国際基準を公表しているが、新しい IFRS の公表に対して、修正国際基準の改訂を進めている。

修正国際基準で削除・修正とされたのれんの償却とその他の包括利益のリサイクリングの必要性については、IASB の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）において継続的に意見発信してきている。

最後に、小野先生は、このようなグローバルの環境の中で、わが国会計プロフェッションの課題として以下の項目が考えられると結論を述べた。

- （１） グローバル及び国内における IFRS の首尾一貫した適用
IFRS の首尾一貫した適用が比較可能性の観点から重要であるが、首尾一貫した適用は担保されているのであろうか。
- （２） IASB または IFRIC においてなされる IFRS の解釈

IFRS の解釈は、IASB または IFRIC（IFRS 解釈指針委員会）においてなされるが、新たに適用になる IFRS についても IASB 側の対応体制は適切であろうか。

- （３） 会計基準（IFRS, US GAAP 等）の比較可能性

IFRS と US GAAP のコンバージェンスプロジェクトは実質的に終了しているが、今後、両基準の関係は如何にあるべきか。

- （４） リサーチ活動の推進・連携

IASB, FASB 及び他の国の主要会計基準設定主体はリサーチ活動に力を入れているが、会計基準設定主体、アカデミア等の連携は如何にあるべきか。

（２）財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性に見るわが国の会計プロフェッションの役割と課題

杉山晶子（東洋大学）

杉山先生は、まず報告の趣旨を次のように述べた。近年におけるわが国の財務報告および内部統制を取り巻く状況としては、2010 年 3 月期にからの IFRS の任意適用、2008 年度からの内部統制報告書の導入があげられる。会計実務においては、会計基準に導入された公正価値の使用が、Mark to Model に基づいた見積り値を用いた取引を拡大させている。本報告の趣旨は、このような状況下で 2015 年に報告された株式会社東芝の事例にみる内部統制の限界、とりわけ「非定型的な取引」に着目し、当該取引への対処のあり方に会計プロフェッションの課題と役割を検討することである。

その上で、わが国の内部統制制度の仕組みを解説した上で、「内部統制基準」における評価と監査に関しては、監査人により表明された無

限定適正意見は、内部統制報告書監査と財務諸表監査とは異なる意味を持つことから、内部統制の有効性と財務報告の信頼性の関係性が直接的には見えにくくなっているとの見解を述べた。

次に、内部統制の限界と非定型的な取引について考察した。具体例として取り上げたのは、東芝の事例において内部統制の限界としてその枠外に置かれていたと解される「非定型的な取引」である。東芝の経営者と監査人の内部統制報告書を巡る意見の対立点は、以下のとおりである。経営者は、指摘された S&W 社の特定の工事契約に関連する損失 652,267 百万円の計上は、WEC による S&W 社の買収に関連した非定型的な内部統制であり、WEC グループの連結除外に伴う損益を適切に把握するための内部統制であったとしている。これに対して、監査法人は、内部統制監査報告書において、前期決算の当時において利用可能であったすべての情報に基づく合理的な仮定を使用して適切な再評価が行われなかったことを指摘したうえで、当該損失のうち相当程度ないしすべての金額は前連結会計年度に計上されるべきであったと断じている。したがって、監査法人は、当該プロセスを内部統制の枠内の問題として認識し、開示すべき重要な不備があるとして不適正意見を表明している。

以上の考察より、杉山先生は次のような結論を述べた。会計プロフェッションに求められるもの、すなわち「役割」は、「非定型的な取引」の存在を認識し、職業的懐疑心をもって対応するとともに、内部統制の限界を踏まえたうえでその克服を可能とするような判断形成を行うことであると解される。そして、会計プロフェッションの「課題」は、会計監査報告書における情報の拡充、すなわち監査を実施する過程で重要な事項と判断した事柄について開示する

ことであると解される。会計監査報告書においては、監査人が着目した会計監査上のリスク等 (Key Audit Matters) に関する情報の開示が、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある。

したがって、わが国においても、監査上の重要な事項を開示するための制度の整備が望まれるところである。

(3) IFRS の適用に関するエビデンスと政策決定へのインプリケーション

中野貴之 (法政大学)

中野先生は、まず報告の趣旨を次のように述べた。2005 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、EU 諸国において IFRS の強制適用が開始されて以来、強制適用に踏み切る国々が増加し、IFRS は世界の 8 割近くの法域において適用されるに至っている (金融庁, 2016)。その一方で、大国の米国、中国は自国基準の適用を継続していることから、世界的には IFRS 適用国 (EU 等) vs. 自国基準適用国 (米国等) という構図が色濃くなっている。

こうした状況下、わが国上場企業の約 150 社が IFRS を適用済あるいは適用を決定し、かつ、これらの任意適用企業は総じて大規模企業であることから、わが国においては IFRS の存在感あるいは影響力が確実に増している。ただし、大部分の上場企業はいまなお日本基準を適用する他、米国基準および修正国際基準をも選択可能な状態にある。一国に所在する上場企業が、四つもの会計基準を選択できるという現状は国の規制として決して望ましいものではない。

こうした状況下、社会科学分野の研究者の役割の一つは、実際に実施された政策の有効性を検証し、政策に関係する当事者に対して、科学

的なエビデンスを提供することである。EU 等における IFRS の強制適用は、「一組の会計基準が多国間に同時に導入される」という前例のない政策 (De George et al., 2015), あるいは, ある種の「壮大な社会実験」が行われたと見ることができる。

EU 等における IFRS の強制適用はすでに 10 年以上の歴史を有しており, この間, 世界中の会計研究者が当該政策の有効性や効果に関する研究を進め, 数多くのエビデンスが蓄積されている。以上の問題意識に基づき, 本報告では, IFRS の適用に関するエビデンスを系統的に把握し, それらを日本企業の現状に照らし合わせることで, わが国会計プロフェッションの役割と課題についてのインプリケーションを得ることとしたい。

報告の要約として, 中野先生は, IFRS の適用によって財務報告の質の向上があったかどうか, 財務報告の比較可能性が向上したかどうかについて見解を述べた。また, IFRS 適用の経済効果について, 国際投資の促進及び IFRS 適用に伴うベネフィットの大きい国々という観点から要約をした。最後に, それぞれの立場によって異なるインプリケーションを, 例えば規制・監督期間, 監査人あるいは, 財務商標作成者, 財務諸表利用者並びに研究者ごとに見解を述べた。

(4) 複雑性の低減と IFRS

米山祐司 (北海道大学)

米山先生は, まず報告の趣旨を次のように述べた。わが国においても IFRS はすでに開示制度における会計基準としての役割と機能を果たしてきている。しかし, 法域において法定開示に IFRS を会計基準として受け入れる際には法域における財務報告の目的の明確化が必要となる。目的が明確化されていなければどのよ

うな会計情報を作成し, 公表するかが確定せず, 個々の会計基準の検討は不安定な個別対応となる。どのような会計基準を受け入れるかは法域がどのような財務報告を有用と考えるかによるが, 各法域における財務報告の有用性を確保するためには会計基準のみならず開示を含めた財務報告制度の検討が求められる。

アメリカにおいては財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために, 広範囲な領域で「複雑性の低減」を図るためのプログラムが進行してきている。この試みはアメリカの「財務報告」の改善を目指し, 会計基準, 開示を含むアメリカの財務報告制度全体を対象としてきている。このアメリカの事例は, 日本における財務報告への IFRS 受け入れを検討するにあたり必要な視点を提供していると考ええる。そこで, IASB とアメリカにおける「複雑性の低減」へ向けた活動の現状を確認し, そこから日本において IFRS を受け入れる際に考慮すべき論点を検討したい。なお, IFRS における「複雑性の低減」は公正価値の測定における混合属性測定を対象としたが, 本報告での「複雑性の低減」は財務報告の有用性を検討するために測定を含むより広い範囲を対象としたい。

まず最初に, IASB における「複雑性」への対応については, 過去の金融商品関係, 現在の財務報告におけるコミュニケーションの改善を例にとって説明した。

次に, アメリカにおける「複雑性」への挑戦と対応に関して次に様に述べた。証券取引委員会 (SEC) と財務会計基準審議会 (FASB) が, 2000 年代から, 企業取引における専門性と複雑性の増大が会計基準の詳細化と複雑性を増加させて財務報告の質と透明性への懸念を生み出しているとの認識から会計基準設定への原則主義アプローチの採用を検討し始めた。SEC はサーベインス・オックスリー法の命じ

るところから調査を開始し FASB への勧告を行った。一方、FASB もすでに「複雑性」への対応として、原則主義アプローチによる会計基準の設定、会計基準の単純化とコード化のプロジェクトを開始しており、アメリカにおける開示制度を統括する SEC と会計基準設定機関である FASB が連携しながら財務報告の改善を目指して活動を継続することとなった。2008 年には財務報告改善諮問委員会 (CIFiR) が、

(1) 複雑性、(2) 会計基準設定、(3) 監査プロセスと規則遵守、(4) 財務情報の伝達の分野を対象として、SEC 向け財務報告の有用性を改善し、複雑性を低減することを目的とした勧告を SEC に対して行っている。これは会計基準設定の領域に止まらず開示制度全体からアメリカにおける財務報告の再検討を行ったものとなっている。

FASB は SEC との連携の中で、「複雑性」への対応として、現在までに 4 分野における活動を展開してきている。すなわち、(1) 公正価値測定の整備、(2) 会計基準のコード化と階層の再構築、(3) 会計基準の「単純化」プロジェクト、(4) 開示フレームワークの開発である。これは、SEC による FASB への勧告 (2003) や CIFiR の SEC への勧告 (2008) の具体化でもあり、試みは現在も継続している。

米山先生は、結論として次に様に述べた。わが国において IFRS を導入することは、わが国の開示制度における財務報告の目的を明確にした上での検討が必要と考える。IASB、FASB とともに財務報告の有用性を利用者の理解可能性の視点から考え、原則主義アプローチによる会計基準設定を目指している。そこでは財務報告の基本目的が重要であり、作成者・監査人・利用者の各々がこのような会計基準を受容可能かが問われることになる。理解可能性を目指

した「複雑性の低減」は会計基準の単純化、混合測定属性アプローチの検討、開示に対する取り組みをも包括しながら、財務報告の「有用性」を追求している。わが国における IFRS 導入はわが国における開示制度の財務報告の目的と適合するかの視点から検討する必要があると考える。

3. 統一論題討論会

統一論題報告会の各報告者に寄せられたフロアーからの質問をベースに討論会が開催された。フロアーからは、各報告者に対して沢山の質問が寄せられ、活発な意見交換が行われた。

4. 総括

座長の力不足もあり、当日の討論会後に総括をすることが出来なかったのも、この紙面を借りて総括したいと思う。

日本での IFRS 任意適用が開始されて以来、任意適用企業数は年々増加している中であって、今回の討論会において一番フォーカスされたのは、IFRS による財務報告のあり方は如何にあるべきかという点であった。それは、上記の各報告者の報告内容にあるように、いろんな観点から考察された。さらには、任意適用後の方向性として、強制適用に向けた議論も行われた。これらの報告会及び討論会の結果として、報告者及びフロアー共に感じたのは、わが国会計プロフェッションは研究と実践の場において、財務報告を中心にした IFRS 適用に関わる課題を究明し、それらの解決に向けて更なる研究をしていくことこそが与えられた役割であるということではなかろうか。

以上

IASB の新作業計画とわが国会計プロフェッションの課題

小 野 行 雄
企業会計基準委員会

要 旨

本稿の目的は、国際会計基準審議会（IASB）が 2015 年に実施したアジェンダ協議の結果公表した 2017 年から 2021 年の作業計画（本稿で新作業計画と呼ぶ）を概観し、併せて、EU の IFRS エンドースメントの状況並びに米国及び日本の会計基準開発状況も概観して、そのようなグローバルな環境の中でわが国の会計プロフェッションの主な課題を抽出することである。

IASB の 2017 年からの 5 年間の主要な活動は、概念フレームワークを除く主要な会計基準が 2017 年に完成し、新しい IFRS 基準の維持・導入支援及びリサーチ活動（ベターコミュニケーション関連プロジェクトを含む）に重点が移っていく。

EU においては、2014 年に IFRS のエンドースメントの枠組みが強化され、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）によりエンドースメント手続が粛々と進められている。EFRAG は、リサーチ活動にも積極的で、結果を IASB と共有し IFRS の開発に貢献している。

米国においては、財務報告基準審議会（FASB）は US GAAP と IFRS のコンバージェンスを終了させ、IFRS の開発に貢献しつつ US GAAP の改善に力を注ぐようになってきている。

日本では、企業会計基準委員会（ASBJ）により、日本基準を国際的に整合的なものとする取組みが行われる一方、修正国際基準も開発され 4 会計基準が併存しているが、IFRS 任適用企業の増加が目立つ。

このような環境の中で、わが国会計プロフェッションの主要な課題として、次の 4 項目を示している。

- (1) グローバル及び国内における IFRS の首尾一貫した適用
- (2) IASB または IFRIC においてなされる IFRS の解釈
- (3) IFRS, US GAAP 及び日本基準の比較可能性の向上
- (4) IASB によるリサーチ活動の推進・連携とタイムリーな会計基準の開発

I はじめに

本稿は2017年9月2日開催の国際会計研究学会第34回研究大会において行った統一論題報告を基に、当日時間の関係で報告できなかったことを加筆したものである。9月の報告後1カ月半が経過しているため、その後の新たな状況を反映するために、一部内容について2017年10月中旬現在までアップデートしている。

本稿は、国際会計基準審議会（IASB）が、2015年に実施をしたアジェンダ協議の結果公表したIASBの2017年から2021年までの作業計画から読み取れる含意とEUのエンドースメントの状況並びに米国及び日本における会計基準の開発の状況を概観して、そのようなグローバルな環境の中で、わが国会計プロフェッションの主な課題を抽出することを目的している。

なお、筆者は、現在、企業会計基準委員会委員長の立場にあるが、本稿の記述内容において意見はすべて筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

II IASBの新作業計画

1. 第1回アジェンダ協議

まず2011年に実施された第1回目のアジェンダ協議の結果を概観する。

IASBによる最初のアジェンダ協議は2011年に行われ、翌年12月に「フィードバックステートメント：アジェンダ協議2011年」が公表されている。当該フィードバックステートメントは、回答者から受領したコメント^①を踏まえたIASBとしての今後の対応方針を記載しており、2013年から2015年の作業計画を含んでいる。その中で、IASBの主要な活動として、①適用及び維持管理（適用後レビューを含む）、

②概念フレームワークの改訂、③少数の主要な基準設定プロジェクトの3領域が示された。

適用及び維持管理では、IFRS適用上の懸念への対応に一層重点を置くこととされており、解釈指針、年次改善を含む狭い範囲の改善や教育が重視され、そのためにIFRS解釈指針委員会の役割の拡大や改善が予定されていた。また、公約とされていた適用後レビューの実施も示された。

概念フレームワークの改訂では、報告企業、OCIを含む開示、構成要素及び測定の特ピックに重点を置いて優先的に対応することとされ、2015年9月までの完成を目指すとした。

少数の主要な基準設定プロジェクトでは、FASBとのMOU及び共同プロジェクトである金融商品、リース、収益及び保険契約に高い優先度を置くこととされた。一方、リサーチ項目の中で優先プロジェクトとして、排出権取引スキーム、共通支配下の企業結合、割引率、持分法、無形資産、採掘活動、研究開発活動、資本の特徴を有する金融商品、外貨換算、IAS第37号の修正、高インフレ経済下の財務報告が、今後18ヵ月間に作業を開始するリサーチプロジェクトとされた。

2. 第2回アジェンダ協議

IASBは、2015年に第2回目のアジェンダ協議^②を実施した。そのフィードバックとして2016年11月に「IASB作業計画2017–2021年」（IASB Work Plan 2017–2021）（本稿では新作業計画と呼ぶ）が公表された。その中で、主要な活動として、①仕掛中の主要会計基準等を完成させること、②財務報告におけるコミュニケーションの改善、③既存のIFRSの維持と新しいIFRSの導入支援、④焦点を当てたリサーチプロジェクトの推進を掲げている。

(1) 仕掛中の基準設定プロジェクト

主要なプロジェクトとして位置づけられていた仕掛中の基準設定プロジェクトについては、2014 年までに IFRS 第 9 号「金融商品（分類、測定、ヘッジ）」と IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が完成したため、新作業計画公表時点においてはリースと保険契約が残っていたが、IFRS 第 16 号「リース」が 2016 年 1 月に公表されプロジェクトが完了したため、保険契約と概念フレームワークの完成に高い優先順位を与えていた。しかし、新作業計画の公表後、10 年以上の歳月を要した保険プロジェクトフェーズⅡも IFRS 第 17 号「保険契約」の公表により 2017 年 5 月に終了した。

その結果、新作業計画のもとで完成を目指していた基準設定プロジェクトは、ほとんど 2017 年までに完成し、概念フレームワーク⁽³⁾、重要性の実務記述書⁽⁴⁾及び料金規制対象活動のみとなっている。

主要な会計基準が完成したことは結構なことだが、完成までには 2012 年に予想されていたよりずっと長い期間がかかったことも事実で、それによって後述する救済的対応（Ⅲ2 参照）が必要な状況が生じている。

開発の遅れに関して、IASB は IFRS を高品質にすることが重要で、審議時間によって制約を受けるべきではないし、グローバルベースでのデュープロセスも適切に行う必要があったとしている。しかし、一方で、プロジェクトマネジメントの観点からは、より現実的な目標を設定する必要があり、プロジェクトの数の制限とか作業の優先順位や進捗状況の適切な監視が必要であったことを新作業計画の中で認めている。その経験が新作業計画にも反映される結果になっていると考えられる。

(2) 財務報告におけるコミュニケーションの改善

IASB は新作業計画の下で、財務諸表利用者のニーズを満たす財務報告におけるコミュニケーションを改善するためのプロジェクトとして、基本財務諸表、開示原則、重要性の実務記述書及び IFRS タクソノミーの 4 プロジェクトを掲げている。新作業計画が公表された後、ベターコミュニケーションというネーミングが使われているが、財務情報の開示の改善のテーマは最近出て来たテーマではない。IASB は第 1 回目のアジェンダ協議の結果を受けて、2013 年 1 月にロンドンにおいて財務情報の開示に関する公開の討議フォーラムを開催し、開示に関する問題が存在し改善が必要なことを関係者（作成者、利用者、監査人、基準設定主体、規制当局及び IASB）で討議した。その結果として、フィードバック文書⁽⁶⁾が公開された。

IASB は、2013 年 6 月に当該文書に基づき、開示を改善するための 10 項目のプラン⁽⁶⁾を示し、個別基準の改善⁽⁷⁾を順次図り、残ったものを財務報告におけるベターコミュニケーションというネーミングのもとで開示原則、基本財務諸表及び IFRS タクソノミーとして纏めている。

開示原則は、目的適合性のある情報が十分に開示されていない、目的適合性がない情報が開示されている、あるいはコミュニケーションが効果的でないといった問題に対処するための新しい開示原則とガイダンスを開発するプロジェクトとされている。

基本財務諸表プロジェクトでは、財務業績計算書の構成や内容（表示項目の小計や代替的な業績指標を含む）等を検討することとされている。

IFRS タクソノミーは、IFRS 基準を用いて

作成される情報の電子報告を支援するためのプロジェクトである。テクノロジーの変化が財務報告に与える可能性についても検討することとされている。

このように IASB の新作業計画では、仕掛中の主要な会計基準等の開発プロジェクトに替って、ベターコミュニケーション関連のプロジェクトが大きな比重を占めていると考えられる。

(3) 既存の IFRS の維持と新しい IFRS の導入支援

既存の IFRS の維持と新しい IFRS の導入支援は、従来からあった IFRS の維持管理及び適用に関するプロジェクトの延長線上にあり特段目新しいところはない。ただ、金融商品、収益、リースといった主要な会計基準が、2018 年から 2021 年にかけて強制適用となるため、これら新しい主要な IFRS の導入支援を強調している。このような IFRS の円滑な適用は IFRS 適用企業にとって重要な課題となるが、それは IASB にとっても同様で、IASB は、IFRS 第 15 号「収益認識」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の中の特に減損については移行リソース・グループにリソースを投入して適用を支援してきている。これ以外にもウェブキャストやカンファランス、教育文書等により新基準を支援する導入活動は継続される。

なお、2015 年のアジェンダ協議とほぼ同じ時期に IFRS 財団による体制とその有効性に関する評議員会のレビューが実施された。IFRS 財団の 4 つの主要な戦略目標^⑥自体に変更はなく、その中の 1 つである IFRS の首尾一貫した適用及び導入を支援する目標について意見を求めていた。

日本にとって関心の高いのは、適用上の疑問に対応するための解釈プロセスである IFRS 解

釈指針委員会 (IFRIC) の活動と思われる。IFRS 財団の 2016 年のアニュアルレポートを見ると IFRIC に対してサブミッションされた 33 の事案が検討され、そのうち 9 事案で IFRS の改善がされるなどの対応がされ、16 件は特に改善等の対応をしないアジェンダディシジョン^⑨が出されている。アジェンダディシジョンは、強制力はないが、リジェクションの理由や IFRS の原則や要求事項の適用方法などが参考情報として記載されるため、IFRS の適用において有用な情報になると言われている。IFRS は原則主義のため、個別の会計基準の適用支援をどこまで行うかという問題があるが、解釈プロセスである IFRIC の活動が日本の任意適用企業を含む関係者のニーズと期待を満たすことができるかが大きな関心事である。

(4) リサーチプロジェクト

最後に、焦点をあてたリサーチプロジェクトの推進を掲げている。リサーチプロジェクトは、今後の基準開発を展望すると非常に重要となるが、必ずしもタイムリーに有効な結果が出ているわけではない。焦点をあてたという限定文言は、リサーチ項目を限定し、限られたリソースを有効に配分し、ディスカッション・ペーパーやリサーチ・ペーパーの公表を通じて最終的には基準開発に結び付くこととができるリサーチ項目を選定して、リサーチ活動を実施することを意味している。

リサーチプログラムに含められたものとして、2012 年フィードバックステートメントで既に識別されていたものとして、共通支配下の企業結合、割引率、資本の特徴を有する金融商品及び株式報酬の 4 件のトピックがあり、緊急問題及び適用後レビューにより識別されたものとして、開示原則、動的リスク管理、のれんと減損及び基本財務諸表の 4 件の合計 8 件のト

ピックがある。

2012 年フィードバックステートメントで既に識別されていたにも拘らず、新作業計画の中でリサーチプログラムには含められなかったものとして、持分法、採掘活動、排出権、引当金、変動対価及び偶発対価、高インフレ（IAS 第 29 号の範囲）、資産に対するリターンに依存する年金給付などがある。これらは直ちにリサーチは開始されずパイプラインとして次のアジェンダ協議の前（すなわち 2021 年）までに作業を実施することとされている。ただし、具体的な時期、リサーチの内容については触れていない。

なお、2012 年フィードバックステートメントに含まれていた外貨換算、高インフレ、法人所得税、退職後給付（年金を含む）は、今後 5 年間に追加の作業は行わないこととされた。

焦点をあてたリサーチプロジェクトが円滑に実行されて基準開発又は改善に結び付くかどうかが新作業計画の注目点と考えられる。

III EU の状況

1. EU のエンドースメント体制の改革

EU 域内の上場企業は、EU の IAS レギュレーションによって 2005 年から連結財務諸表に IFRS の適用が義務付けられている。IFRS が義務付けられる前提として、IFRS のエンドースメントがあり、欧州財報告諮問グループ（EFRAG）が重要な役割を担っている。

IFRS のエンドースメントの枠組は、いわゆる Maystadt Report⁽¹⁰⁾の提案に対応する形で 2014 年に見直しが行なわれ、EFRAG の組織、エンドースメントプロセス、欧州委員会（EC）の役割等が強化されている。この体制強化は、EU の IFRS 財団または IASB に対する強い影響力なり発言力（欧州の声）を確保することを

目的としている。EC が欧州の公益保護の観点から会計分野に関する戦略的・政策的論点に関する意思決定に責任を持ちながら、ハイレベルな観点から判断をする EFRAG Board を新設し、従来の EFRAG をテクニカルな検討をする技術的専門グループ（TEG）に改組して、ガバナンスの強化を図るとともにテクニカルな面での強化が図られている。

EFRAG のエンドースメントの要件には、技術的な要件（すなわち、目的適合性、真実性、理解可能性、比較可能性、慎重性）から IFRS が真実かつ公正な外観を満たすかという観点のほかに、欧州の公益に資するかと言う技術的要素とは色彩の違う要件が設けられている。

エンドースメントプロセスは、EFRAG がエンドースメント手続を実施し、その結果をエンドースメントアドバイスとして EC に提出する。最終的に EU 議会の承認をもって IFRS が EU の法体系の中に組み込まれている。

2. 主要 IFRS のエンドースメント

組織見直し後の EFRAG は、エンドースメントを粛々と実施しており、IFRS 第 15 号「収益認識」、IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続を終了し EU 議会の承認を待つ段階となっている。

あまり注目されていないが、エンドースメントの上ではマクロヘッジのカーブアウトに続く修正が行われようとしている。すなわち、EU の保険会社からは、保険負債に適用される IFRS 第 17 号（適用時期 2021 年）と金融資産に適用される IFRS 第 9 号（適用時期 2018 年）の適用時期が違うことから生じる会計上のミスマッチに対応する移行措置の要請がなされて、IASB はそれに応じて暫定的な基準⁽¹¹⁾を大急ぎで作成し公表した。それに対して EFRAG もエンドースメントアドバイスを出したが、

EC の中の会計規則委員会（Accounting Regulatory Committee）が、保険業を専業としていない金融コングロマリットの保険子会社が競争上不利にならないように IFRS 第 9 号「金融商品」の適用を IFRS 第 17 号の「保険契約」が強制適用となるまで一時的に免除するという IFRS 第 4 号「保険契約」の修正（適用範囲の修正）を提案した。

最終的に EU 議会で承認されると、IAS 第 39 号のマクロヘッジのカーブアウトに続く、2 つ目の修正（適用範囲の拡大のみ）が行われることになる。2021 年に IFRS 第 17 号「保険契約」が強制適用される時期になれば、会計上のミスマッチは解消されるため、それまでの短期間の修正とはいえ IFRS のエンドースメントを考えるうえで注目すべきケースになると考えられる。

IFRS 第 17 号「保険契約」のエンドースメント作業は現在進行中だが、現行の IFRS 第 4 号「保険契約」は各国の保険基準を実質的にそのまま認める基準であるため、IFRS 第 17 号「保険契約」に移行することはかなり実務上の困難を伴う企業があると言われており、エンドースメントの結果が注目されている。

3. Brexit の影響

英国の EU からの離脱（Brexit）の会計分野への影響については、今後の EU と英国の交渉を見守るしかないが、幾つかあるシナリオの中で、英国が独自に IFRS のエンドースメントを行なうというシナリオの可能性が話題になっている。仮にそうなるとダイバージェンスの始まりではないかという声も聞かれるところであり注目すべき点となる。

4. リサーチ活動

EFRAG は、会計基準設定主体ではないため

自ら会計基準の開発は行わないが、IASB へのタイムリーで適切な意見発信のためにプロアクティブにリサーチ活動を実施している。EFRAG は、リサーチ活動の結果を IASB にも伝え、IFRS 開発に貢献している。現時点で、のれん及び減損、資本性金融商品のリサイクリング及び減損、低金利及びマイナス金利の会計上の影響、年金等がリサーチのトピックとして示されている。

IV 米国の状況

1. コンバージェンスの完了

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2002 年から IASB との間でコンバージェンスを続けてきており、その結果、企業結合、株式報酬、公正価値測定、収益認識のようにコンバージェンスに成功したものと、コンバージェンスに取り組みながら、金融商品の減損会計やリースの費用認識のように一部差異が発生しているものがある。また、保険契約は、コンバージェンスを開始しながら、途中からそれぞれの単独プロジェクトに変更されたものもある。コンバージェンス作業は既に終了しており、また、当面、新たなコンバージェンスの計画は作成されていない。

2. FASB の戦略計画

FASB は、2015 年に公表した戦略計画（Strategic Plan April 2015）の中で、米国における財務報告の改善と国際的な財務報告のコンバージェンスを目指すこととし、具体的には、①高品質の GAAP の開発、②IFRS の開発への積極的関与、③各国基準設定主体との関係とコミュニケーションの向上を掲げている。

特徴的なことは、まず米国の関係者のニーズを満たす高品質の US GAAP の開発を目指す

ことを一番に示している。IFRS に関しては、IFRS の開発に積極的に関与することを明確にしているが、US GAAP と IFRS とのコンバージェンスと言わずに国際的な財務報告のコンバージェンスと言う言い方をしている。IASB の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) への参加は継続するし、収益認識基準の適用、事業の定義、のれん等では共同作業や情報共有も進めるとしている。

他の会計基準設定主体とのコミュニケーションについては、FASB の US GAAP 開発活動における国際的な観点を認知してもらうことを目的として、主要国会計基準設定主体との会合に積極的に参加することとしている。

FASB は、IASB とは別にアジェンダ協議を行ない、その結果を受けて概念フレームワークを独自に開発 (既存の概念フレームワークの改善を含む) しており、認識測定、表示開示等のプロジェクトを進めている。

このように FASB は、IASB と協力できるところは協力するが、US GAAP の改善を最優先としている。これは、IASB とのコンバージェンスを積極的に進めていた時とは明らかに異なる状況と考えられ、IFRS と US GAAP のコンバージェンスが停滞するだけでなくむしろダイバージェンスに繋がる可能性も考えられる状況にある。

V 日本の状況

1. 日本基準の開発

ASBJ は、2016 年 8 月に中期運営方針を公表し、日本基準を高品質で国際的な会計基準と整合性のあるものとする取組みを進めている。具体的には、最優先に取り組む事項として、IFRS 第 15 号をベースとした収益認識に関する会計基準の開発を掲げている。収益認識に関する会

計基準は 2015 年 4 月に開発に着手し、2016 年 2 月に仮に IFRS 第 15 号を適用したとした場合の適用上の課題について意見募集文書を公表し、2017 年 5 月に公開草案の公表に至っている。

公開草案の開発方針としては、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の定めを基本的にすべて取り入れるとともに、日本における適用上の課題に対応するために、国際的な比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱を追加的に定めている。強制適用時期については、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしており、これまでの会計基準の公表等に比べて、長い準備期間を想定して適用時期を提案している。

収益認識に続いて、今後、IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 13 号「公正価値測定」、IFRS 第 10 号「連結範囲」、IFRS 第 16 号「リース」を取組みの対象としている。

上記以外で開発中の主なものとしては、いずれも基準諮問会議からの開発の提案を受けたものであるが、税効果会計に関する指針の日本公認会計士協会からの移管、仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する指針、マイナス金利に関連する会計上の論点への対応、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針、実務対応報告第 18 号の見直し、一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針等がある。

2. 修正国際基準

ASBJ は、日本基準のほかに、修正国際基準⁽¹²⁾の開発を継続している。2013 年までに公表された IFRS のエンドースメント手続は終了して、現在は 2014 年以降に IASB から公表された IFRS 等を対象に順次エンドースメント作業

を実施している。現在、修正国際基準においてIASBが公表した会計基準等のうち「削除又は修正」を行っているのは、のれんの非償却の会計処理及びノン・リサイクリングの会計処理のみである。

3. IFRS 適用上の課題への対応

わが国において国際会計基準の任意適用が拡大している中、ロンドンのIFRS解釈指針委員会(IFRIC)により公表される解釈指針等の実務における重要性が高まってきており、ASBJは、2015年8月にIFRS適用課題対応専門委員会(「専門委員会」)を設置した。当専門委員会では、IFRICにおいて議論されている内容について、わが国の市場関係者の意見を取りまとめて意見発信を行っている。

ASBJは、わが国における国際会計基準の適用上の課題についても検討を行い、①IFRS適用上の課題に関する主な関係者による理解の共有を促し、当該適用上の課題の内容や影響度合い等を分析すること、②IFRICに当該課題の要望書の提出(サブミッション)の要否を検討すること、あるいは、③IFRICによる当該課題に関する検討後、わが国において個別対応を図ることを検討すること(IASB及びIFRICにおいて、各国において個別対応がなされるべきとされた場合⁽¹³⁾等)としている。

このような取組みの最初のケースとして、リスク分担型企業年金⁽¹⁴⁾のIFRS上の取扱いについて論点について議論をし、その結果、IFRICに当該課題の要望書の提出(サブミッション)を行なわないこととし、一方これらの検討を周知することは有用であると考えられ、審議資料⁽¹⁵⁾をASBJのホームページに掲載している。

4. 国際的な意見発信

ASBJは、従来から国際的な会計基準に対す

る意見発信も行っている。これら意見発信は、主として、国際的な会計基準の公開草案等に対してコメント・レターを提出することを通じて行ってきたが、2013年からは、IASBに設置された主要な各国会計基準設定主体及び地域団体がメンバーとなって構成されている会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議を通じても行っている。ASBJは、国際的な会計基準に対してわが国の考えを反映すべく、特に当期純利益の重要性⁽¹⁶⁾及びのれんの償却の必要性⁽¹⁷⁾等に関する意見発信を行っている。

VI わが国の会計プロフェッションの課題

IASBの新作業計画、EUのエンドースメントの状況、米国と日本の会計基準開発の概況を概観した。日本基準、指定国際基準、修正国際基準及び米国基準の4基準の使用が認められているなかで、IFRS(指定国際基準)を任意適用する企業⁽¹⁸⁾が増加している環境下において、わが国の会計プロフェッションの主な課題を示してみたい。

(1) グローバル及び国内におけるIFRSの首尾一貫した適用

まず、日本企業のIFRS任意適用企業(指定国際基準を使用)が増加をしている中、IFRSの首尾一貫した適用が、企業間の財務諸表の比較可能性の観点から重要な論点となる。IASBも首尾一貫した適用の重要性を十分認識して様々な支援活動を行っている。一方、わが国において、IFRSの解釈とも密接に関連するが、IFRSの首尾一貫した適用はどのようにして担保すべきなのかというのが1点目の課題である。IFRSの首尾一貫した適用状況を監視するのに監査人が一番近い立場にいと考えられるが、監査人間の見解相違も存在するといわ

れる中で、日本の会計プロフェッションはどのような取組みをするべきかという課題である。

(2) IASB または IFRIC においてなされる IFRS の解釈

次に、IFRS の解釈は、IASB または IFRIC しかできないとされているにも関わらず、日本から IFRIC に会計処理の論点をサブミッションするケースは少ないと言われている。IFRIC の機能については、改善が図られてきているが、依然としてそのタイムリーな対応に不安の声がある。

既に適用されている IFRS に関しては、IFRS 任意適用の準備段階でアドバイザー等の指導などにより、それなりに解決策が共有されると推測されるが、新たに適用になる IFRS (IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号等) について日本の IFRS 任意適用企業が IASB 側の解釈プロセスにうまく適応できるのか、それに合わせて日本の会計プロフェッションはどのような取組みを行なうべきなのかというのが 2 点目の問題意識である。既述したとおり ASBJ においても新たな取り組みが開始されているが、IFRS 任意適用企業のさらなる増加が予想されている中で、重要な課題になると考える。

(3) 会計基準 (IFRS, US GAAP 及び日本基準) の比較可能性の向上

3 点目として、IFRS と US GAAP のコンバージェンスプロジェクトは実質的に終了し新たな取組みが検討されていない中で、今後、両基準の関係は如何にあるべきか。IFRS と US GAAP のコンバージェンスのモーメンタムがなくなった現状においても、会計基準 (IFRS, US GAAP 及び日本基準) の比較可能性の向上の必要性に関する日本の利用者や作成者の声

があるが、両審議会を動かすほどの声にはなっていない。IFRS と US GAAP のコンバージェンスのモーメンタムを回復するために、日本の会計プロフェッションや日本基準が果たす役割はあるのかという課題である。

(4) IASB によるリサーチ活動の推進・連携とタイムリーな会計基準の開発

最後に、IASB, FASB 及び他の国の会計基準設定主体等はリサーチ活動に力を入れているが、IASB と各国の会計基準設定主体のリサーチ活動の連携は如何にあるべきか。また、アカデミア等との連携は如何にあるべきかという課題である。IFRS の主要な会計基準の開発がひと段落した環境下で、既存の IFRS の改善も含めてリサーチ活動の推進とその結果をタイムリーに会計基準の開発 (改善を含む) に活用することの重要性が増加すると考えられる。その具体的方法と実践はどのようにするべきかという課題である。

VII おわりに

IASB の新作業計画、EU のエンドースメントの状況、米国と日本の会計基準開発の概況を概観した。IASB の今後 5 年間の主要な活動は、IFRS の維持及び新しい IFRS (金融商品、収益認識、リース等) の導入支援やリサーチ活動 (ベターコミュニケーション関連プロジェクトを含む) に重点が移っていく。このような環境の中で課題として認識した事項は網羅的ではないが、筆者が考えるわが国会計プロフェッションの主な課題を 4 項目のみ列挙した。いずれも、具体的な道筋や役割分担は異なるものの、わが国の会計プロフェッションのなんらかの対応が必要と考えられ、さまざまな適切な取組みが図られていくことを期待している。

注

- (1) 企業会計基準委員会（ASBJ）からは、IASB の基準設定行動に関して、重要性が高いと考えられる項目として、OCI とリサイクリング、公正価値測定の実用範囲、開発費の資産計上、のれんの非償却、固定資産の減損の戻入れ、及び機能通貨の 6 項目がコメントされている（ASBJ 意見募集「アジェンダ協議 2011」に対するコメント 2011 年 11 月 30 日）。
- (2) ASBJ からは、アジェンダの優先順位に関して、のれんの償却、概念フレームワークの改善及び開示原則の開発をコメントしている（ASBJ 意見募集—2015 年アジェンダ協議に対するコメント 2015 年 12 月 25 日）。
- (3) 概念フレームワークは、新作業計画の中で 2017 年に公表が予定されているが、2017 年 10 月中旬現在において、公表時期は 2018 年第 1 四半期とされている。
- (4) 重要性の実務記述書は、開示に関する取組みの一部として開発され、2017 年 9 月に公表された。作成者、監査人及び規制当局が重要性の概念を適用する際に判断の助けとなるものであるが、規範性のあるものではない。
- (5) IASB が 2013 年 5 月 28 日に公表したフィードバック文書には、議論の概要、IASB が今後短期的又は中期的に対応する項目の説明、既に実施された最近の作業、作成者および利用者に行ったアンケート調査の結果が含まれている。
- (6) 2013 年 6 月の IFRS 財団のカンファレンスにおいて、ハンス・フーガーホスト議長がスピーチの中で 10 項目のプランを公表している。
- (7) 例えば、終了したものとして、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における純債務の調整表の修正などがある。また、重要性の実務記述書の開発や重要性の定義の明確化は、新作業計画公表時点において作業を継続していた。
- (8) IFRS 財団は 2015 年 7 月に意見募集文書「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」を公表し、財務報告基準の単一のセットを開発すること、IFRS のグローバルなアドプションを追求すること、IFRS の首尾一貫した適用及び導入をグローバルに支援すること、及び IFRS 財団の独立性、安定性及び説明責任を確保することの 4 項目を主要な戦略目標として示したうえで、IFRS の有用性、IFRS の首尾一貫した適用及び IFRS 財団のガバナンス及び資金調達について回答を求めた。
- (9) IASB のデュー・プロセス・ハンドブックにおいて、サブミッションされた論点について基準設定等をするか却下するかの判断基準が示されている。判断基準に合わないリジェクションされ、当該リジェクションは広く公開され、それに対するコメントを IFRIC で検討したうえで最終決議がされたものがアジェンダディシジョンとして公表される。
- (10) Philippe Maystadt 氏が 2013 年 11 月に欧州経済・財務相理事会（ECOFIN）に提出した報告書で、会計基準を取り巻く環境について分析し、エンドースメントプロセス、IASB への影響力拡大、会計規制委員会（Accounting Regulatory Committee）の役割及び欧州議会との関係について 12 の提案が示されている。
- (11) IFRS 第 4 号が 2016 年に修正され、「IFRS 第 4 号の IFRS 第 9 号との適用」（第 46 項から 49 項）が追加された。
- (12) 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）は、ASBJ が IASB により公表された会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）についてエンドースメント手続を実施することにより開発されたものである。ASBJ は、IASB により 2012 年 12 月までに公表された会計基準等を対象とした初度エンドースメント手続を実施し、2015 年 6 月に修正国際基準を公表した。当該修正国際基準は、2015 年 9 月に金融庁により「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正が行われ、金融商品取引法において用いられる会計基準として制度化された。
- (13) IASB は、各国の会計基準設定主体に対し、原則として、解釈指針を開発しないことを要望している。
- (14) 実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成 28 年 12 月 16 日）
- (15) https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20161202_23.pdf
- (16) ASBJ は、2013 年 12 月 ASAF 会議にアジェンダ・ペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」を提出した。2014 年 5 月にショート・ペーパーシリーズ「OCI は不要か？」を公表した。
- (17) ASBJ は、2014 年 7 月に EFRAG 及び OIC（イタリア会計基準設定主体）と共同でディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいのかのれんの会計処理および開示」を公表した。また、2016 年 10 月に EFRAG スタッフと協力してのれんの残高の推移等に関する定量的なデータの分析結果を、リサーチ・ペー

パー第 2 号「のれん及び減損に関する定量的調査」として公表した。さらに ASBJ は、2017 年 7 月開催の ASAF 会議にリサーチ・ペーパー第 3 号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」とアジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』を提出した。

- (18) 2017 年 8 月末現在、IFRS 任意適用・適用予定企業数は 158 社（上場企業 154 社、非上場企業 4 社）。IFRS 任意適用・適用予定上場企業の時価総額は、約 156.6 兆円であり、全上場企業の時価総額に占める割合は、24.7%（平成 29 年 9 月 8 日企業会計審議会総会資料より）。

参考文献

International Accounting Standards Board (IASB) [2011]「意見募集 アジェンダ協議 2011」
IASB [2015]「意見募集 2015 年アジェンダ協議」
IASB [2016]「IASB 作業計画 2017-2021 年 2015 年アジェンダ協議に関するフィードバックステートメント」
ハンス・フーガーホースト [2013]「紋切型を打ち破る」2013 年 6 月 27 日 IFRS 財団でのスピーチ (ASBJ 訳)
IFRS Foundation [2016] “Annual Report 2016, Better Communication in Financial Reporting“,

pp.32-33.

IFRS Foundation [2015]「意見募集 体制とその有効性に関する評議員会のレビューにあたっての論点」

熊木純子 [2017]「IFRS 解釈の気になる論点」『企業会計』Vol.69 No.10, 72-73 頁

EFRAG [2017] “EFRG’s Mission and Activities, Tokyo May 2017” 東京におけるラウンドテーブル配布資料

EFRAG, European Financial Reporting Advisory Group [2017], “Annual Review 2016 Europe’s Financial Reporting Community”

Philippe Maystadt [2013], “Should IFRS Standards be more European? Mission to reinforce the EU’s contribution to the development of international accounting standards”

弥永真生 [2017]「席卷する保護主義 — 揺れる EU 単一市場と会計規制」『企業会計』Vol.69 No.8, 49-55 頁

Financial Accounting Foundation, Financial Accounting Standards Board, Government Accounting Standards Board [2015], “Strategic Plan April 2015”, pp.5-7.

企業会計基準委員会 [2016]「中期運営方針」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/middle_plan_20160812.pdf

財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性に見るわが国の会計プロフェッションの役割と課題

杉 山 晶 子
東洋大学

要 旨

近年におけるわが国の財務報告および内部統制を取り巻く状況は、以下のとおりである。2010 年 3 月期より国際財務報告基準の任意適用が開始され、2017 年 10 月現在では適用会社数は 156 社（適用予定会社 17 社を含む）となっている。2017 年 6 月末現在における IFRS 適用会社（125 社）、IFRS 適用決定会社（27 社）、および IFRS 適用予定会社（19 社）の時価総額が東証上場会社の時価総額（617 兆円）に占める割合は 30% となり、IFRS 適用の検討を実施している会社（214 社）の時価総額と合わせると 52% に上る。

他方、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の適用により、2008 年度から上場会社及び店頭登録会社（外国会社を含む）に対して内部統制報告書が導入されている。財務報告に係る内部統制制度の整備にもかかわらず、その後も会計不正は少なからず報告されている。

本稿においては、電気機器業界のリーディングカンパニーのひとつである株式会社東芝の事例にみる内部統制の限界、とりわけ「非定型的な取引」に着目し、当該取引への対処のあり方を探るという切り口から会計プロフェッションの課題と役割を検討する。検討に際しては、まず、財務諸表監査と内部統制報告書の監査証明の関係から、財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性を分析する。次に、会計実務の現状から、内部統制の限界について考察する。そして、かかる状況における、わが国の会計プロフェッションの果たすべき役割と課題を提示する。

序論

近年におけるわが国の財務報告および内部統制を取り巻く状況としては、まず 2010 年 3 月期より国際財務報告基準（以下、IFRS という。）の任意適用が開始され、2017 年 10 月現在において適用会社数は 156 社（適用予定会社 17 社を含む）となっていることがあげられる（株式会社東京証券取引所 [2017a]）。2017 年 6 月末現在における IFRS 適用会社 134 兆円（125 社）、IFRS 適用決定会社 19 兆円（27 社）、および IFRS 適用予定会社 35 兆円（19 社）の時価総額の合計は 188 兆円であり、東証上場会社の時価総額（617 兆円）に占める割合は 30%となるとともに、IFRS 適用の検討を実施している会社 134 兆円（214 社）の時価総額を合わせると、東証上場会社の時価総額の 52% となる（株式会社東京証券取引所 [2017b], p.7）。また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（以下、「内部統制基準および実施基準」という。）^①の適用により、2008 年度から上場会社及び店頭登録会社（外国会社を含む）に対して内部統制報告書が導入されている。

会計実務においては、会計基準に導入された公正価値の使用によって Mark to Model を駆使した見積り値を用いる取引が拡大している。財務報告に係る内部統制制度の整備にもかかわらず、その後も会計不正は少なからず報告されており（八田 [2017], pp.193-250）、このような見積り値に依存した取引がその大きな要因の一つとなっていると解される^②。

本稿においては、電気機器業界のリーディングカンパニーのひとつである株式会社東芝の事例にみる内部統制の限界、とりわけ「非定型

的な取引」に着目し、当該取引への対処の在り方に会計プロフェッションの課題と役割を検討する。研究目的は、(1) 財務諸表監査と内部統制報告の監査証明の制度から、財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性を分析すること、(2) 会計実務の現状から、内部統制の限界について考察すること、そして(3) かかる状況にみる、わが国の会計プロフェッションの果たすべき役割と課題を提示することである。

本稿の構成は以下のとおりである。すなわち、第 1 章では、会社法と金融商品取引法における内部統制制度の概要を述べることにより、わが国の内部統制制度の仕組みを示す。第 2 章では、経営者による内部統制報告書の評価、監査人による当該報告書に対する監査意見、および財務諸表に対する監査意見の 3 者の関係性から、財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性を考察する。そして、第 3 章では、「内部統制基準および実施基準」において内部統制の限界として示された「非定型な取引」を起点として、株式会社東芝の事例を用いて検討することにより、わが国の会計プロフェッションに求められる内部統制の限界を踏まえた判断形成と、監査報告書において監査上問題となった重要な事項を伝達することの必要性を論じる。

I わが国の内部統制制度の仕組み

1. 会社法における内部統制

会社法は、第 4 章第 5 節「取締役会」において、「取締役の権限等」の表題の下に「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。」（会社法 362 条 4 項）とした上で、当該項目の一つに「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合

することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(会社法 362 条 4 項の 6) と定めている。また、「大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。」(会社法 362 条 5 項) として、当該体制の整備を大会社に義務づけている。

そして、会社法 362 条 4 項の 6 で定める法務省令で定める体制は、会社法施行規則 100 条において規定されている。この規定においては、「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」をはじめとして 5 項目が定められている³⁾ (会社法施行規則 100 条 1 項)。そして、その中の 1 項目である「企業集団における業務の適正性を確保するための体制」として、さらに子会社の取締役等の親会社への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務執行に

係る法令遵守を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項の 5) が示されている。なお、監査役設置会社については、上記のほかに 7 項目の体制が求められている(会社法施行規則 100 条 3 項)。

さらに、事業報告において、上記体制の整備についての決定または決議があるときは、その決定または決議の概要および当該体制の運用状況の概要が示されなければならない(会社法施行規則 118 条の 2)。また、監査役は、事業報告が法令または定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を内容とする監査報告を作成することが義務づけられている(会社法施行規則 129 条 1 項の 2)。当該事項の内容が相当でない認めるときは、その旨およびその理由についても監査報告の内容とすることが求められる(会社法施行規則 129 条 1 項の 5)。したがって、会社法における内部統制は、取締役をモニタリングする立場である監査役の監査に付されている。

これまで述べた会社法における内部統制の概要は、「表 1-1」に示すとおりである。

表 1-1 会社法における内部統制の概要

	説 明 事 項	参 照 条 文
対 象	大会社	会社法 362 条 5 項
内 容	取締役の職務の執行・企業集団の業務の適正性確保のための体制整備	会社法 362 条 4 項の 6
開 示	事業報告において、上記の体制整備及び運用状況の概要を記載	会社法施行規則 118 条の 2
監 査	監査役	会社法施行規則 129 条 1 項の 2
その他	親会社および子会社の役員・使用人が親会社の監査役に報告するための体制の整備	会社法施行規則 100 条 1 項, 3 項

出所：会社法に基づいて著者作成

なお、会社法においては、内部統制という用語は用いられておらず、会社法 362 条 4 項の 6 に規定されている取締役の職務の執行・企業集団の業務の適正性確保のための体制が、会社法における内部統制を示していると解される。また、会社法における内部統制に関する開示は、事業報告において当該体制の整備に係る決定および運用状況の概要について監査役の意見を示すことによってなされている。

会社法における内部統制制度について、町田〔2017〕は、会社法は内部統制の整備を求めているというよりも、会社法が内部統制として実現したい事項は、法令等の遵守（コンプライアンス）を中心とした全社的な内部統制であり、コーポレート・ガバナンスに関連する部分であると述べている（町田〔2017〕, p.29）。そして、会社法は、あくまでも取締役会が内部統制の基本方針としていかなる決定を行う必要があるかを規定しているだけであり、決定された基本方針を受けて、いかなる内部統制を構築するのかは専ら経営者の判断に委ねられていると述べている（町田〔2017〕, p.30）。

2. 金融商品取引法における内部統制

金融商品取引法（以下、条文を示す際には「金商法」ともいう。）における内部統制は、上場会社・店頭登録会社（外国会社を含む）が、企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制（金商法第 24 条の 4 の 4）と規定されており、当該体制を評価した報告書である内部統制報告書

を、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出することが義務づけられている（金商法第 24 条の 4 の 4）。

内部統制報告書は、特別の利害関係のない公認会計士または監査法人による監査証明を受けることが義務づけられており（金商法第 193 条の 2）、これと併せて有価証券報告書の記載内容の適正性を確認した旨を記載した確認書の提出が義務づけられている（金商法第 24 条の 4 の 2）。

また、罰則規定が設けられており、内部統制報告書における重要な事項に虚偽記載のある場合、不提出の場合は 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金、またはこれを併科することとされ（金商法第 197 条の 2）、法人に対しては 5 億円以下の罰金が科せられる（金商法第 207 条）。

上述のとおり、金融商品取引法における内部統制は、財務報告の適正性の確保を目的とした体制であり、当該体制を評価した内部統制報告書は公認会計士または監査法人による監査が義務づけられるとともに、罰則規定も設けられているという厳重な制度設計の下にある。鳥羽〔2007〕によれば、金融商品取引法で予定されている内部統制報告書は、「財務報告に係る内部統制」の機能状況についての経営者の言明であり（鳥羽〔2007〕, p.395）、経営者の言明に信頼性を保証する方法は複数あるが、監査はその中で信頼性について最も高い水準を提供するものである（鳥羽〔2007〕, p.396）。

金融商品取引法における内部統制の概要は、「表 1-2」に示すとおりである。

表 1-2 金融商品取引法における内部統制の概要

	説 明 事 項	参 照 条 文
対 象	上場会社・店頭登録会社（外国会社を含む）	金商法第 24 条 1 項 金商法第 24 条の 4 の 4
内 容	企業および企業集団の財務報告に係る情報の適正性確保のための体制の評価	金商法第 24 条の 4 の 4
開 示	内部統制報告書	金商法第 24 条の 4 の 4
監 査	公認会計士または監査法人	金商法第 193 条の 2
罰 則	重要な虚偽記載・不提出の者は 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金または併科, 法人は 5 億円以下の罰金	金商法第 197 条の 2, 金商法第 207 条
確 認 書	有価証券報告書の記載内容の適正性を確認した旨を記載して, 有価証券報告書と併せて提出	金商法第 24 条の 4 の 2

（出所）金融商品取引法に基づいて著者作成

金融商品取引法における内部統制の開示手段としての内部統制監査報告書は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制および監査の基準に該当する「内部統制基準および実施基準」に委ねられている（同府令第 1 条 3 項、4 項）。同基準によれば、内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の 4 つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう（内部統制基準 I.1.）。また、内部統制の目的を達成するため、経営者は、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要があるとされる（内部統制基準 I.1.）⁽⁴⁾。

II 財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性

1. 内部統制報告書に対する経営者の評価と監査人の意見表明

経営者は、有効な内部統制の整備及び運用の

責任を負う者として、財務報告に係る内部統制を評価することが求められる（内部統制基準 II.3.(1)）。財務報告に係る内部統制の評価結果の表明には、以下の方法がある（内部統制基準 II.3.(5)）。

- ① 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- ② 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- ③ 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由
- ④ 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

ここに、経営者による内部統制報告書の評価結果の一つである「開示すべき重要な不備」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう（内部

統制基準Ⅱ.1.(4))。これは、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではなく、有価証券報告書に記載された財務報告の内容を利用する際に留意すべき事項として、財務報告に係る内部統制に「今後改善を要する重要な課題」があることを開示することに意義がある(金融庁[2010], p.11)とされる。

経営者の評価結果に対する監査人の意見表明は、無限定適正意見、限定付適正意見、もしくは不適正意見のいずれかである。限定付適正意見、および不適正意見については、財務諸表監査と同様の意味合いで用いられている(内部統制基準Ⅲ.2.(4)①)。これに対して、無限定適正意見については、監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときに表明される(内部統制基準Ⅲ.2.(3))。したがって、経営者が「開示すべき重要な不備がある」と評価し、当該評価のとおり被監査会社の内部統制に重要な不備があると認められると判断される場合においても、監査人は「無限定適正意見」を表明することとなる。この場合には、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響を内部統制監査報告書に追記しなければならない(内部統制基準Ⅲ.2.(3))とされている。

したがって、内部統制報告書に対する監査人の3通りの意見表明の文言は財務諸表監査のそれと同じであるものの、監査人の意見表明の対象が内部統制システムそれ自体ではなく経営者の評価に対するものであることから、「無限定適正意見」の意味が財務諸表監査におけるそれとは異なることとなる。

2. 財務諸表監査と内部統制報告書監査の関係性

経営者は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲について、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行わなければならない(内部統制基準Ⅱ.2.(1))。その際には、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業または業務、財務報告の基礎となる取引または事象、および主要な業務プロセス等に関して合理的に評価の範囲を決定し、当該内部統制の評価の範囲に関する決定方法及び根拠等を適切に記録しなければならない(内部統制基準Ⅱ.2.(2))。そして、経営者による内部統制の評価範囲が、後に監査人のそれと齟齬をきたさないように、経営者は、評価の範囲を決定した後に、当該範囲を決定した方法及びその根拠等について、必要に応じて、監査人と協議を行っておくことが適切である(内部統制実施基準Ⅱ.2.(2))とされている。

さらに、監査人が内部統制監査の実施において内部統制の不備(開示すべき重要な不備を含む。)を発見した場合に、経営者に報告して是正を求めなければならないことはもちろんのこと、内部統制の構築等の段階においても、経営者等と必要に応じ意見交換を行い、内部統制の構築等に係る作業や決定は、監査人によってではなく、あくまで企業・経営者によって行われるとの前提の下で、有効な内部統制の構築等に向けて適切な指摘を行うことを妨げるものではない(内部統制実施基準Ⅲ.2.)とされている。したがって、適正な内部統制の構築のために、経営者と監査人はそれぞれの職務の範囲を踏まえたうえで協力しあうことが了解されていることから、通常は監査人による内部統制報告書の監査意見は「無限定適正」となることが想定される。

内部統制制度が導入された 2008 年以降に提出された有価証券報告書の分析から、監査人による内部統制報告書に対する監査意見と財務諸表に対する監査意見の関係は、内部統制に係る経営者の評価と監査人の意見が一致するケースにおいては、経営者の評価結果にかかわら

ず内部統制報告書は無限定適正とされ、内部統制に係る経営者の評価を監査人が適正と認めなかったケースにおいては、内部統制報告書には無限定適正以外の意見表明がなされていることが確認されている⁵⁾。

表 2-1 株式会社東芝の内部統制報告書と監査証明

	2009 年度～2010 年度	2011 年度～2014 年度	2015 年度	2016 年度
内部統制報告書の評価	(訂正報告書) 有効 →重要な欠陥	(訂正報告書) 有効 →重要な不備	重要な不備があり有効でない	有効
内部統制報告書の監査	—	—	無限定適正	不適正
財務諸表の監査	無限定適正	無限定適正	無限定適正	限定付適正

出所：株式会社東芝の各年度の有価証券報告書（株式会社東芝 [2015a], [2016], [2017a]）に基づいて著者作成。

- * 2009 年度から 2014 年度の有価証券報告書は訂正がなされたため、2015 年 9 月 7 日に提出されている。2015 年有価証券報告書は 2016 年 6 月 22 日に提出されている。また、2016 年度有価証券報告書は提出期限の延長により、2017 年 8 月 10 日に提出されている。
- * 内部統制報告書の訂正報告書には、監査証明を含まない（内部統制府令ガイドライン 1-1）。
- * 「内部統制基準」の改訂により、2011 年度から「重要な欠陥」が「重要な不備」と表現が改められた。

「表 2-1」は株式会社東芝の内部統制報告書の評価結果、監査人による内部統制報告書の監査意見、および財務諸表に対する監査意見の関係を示している。2015 年度（2016 年 3 月期）の経営者による内部統制報告書の評価は「重要な不備があり有効でない」という結果であり、内部統制報告書に対する監査人の監査意見は、経営者による当該評価が適正である旨を示す「無限定適正」となっている。また、財務諸表の監査意見も同様に「無限定適正」である。これに対して、2016 年度（2017 年 3 月期）の経営者による内部統制報告書の評価結果は「有効」であり、これに対する監査人の監査意見は、次章で述べるような理由により「不適正」とな

っていることから、監査人は同社の内部統制報告書に重要な虚偽記載がないことについて合理的な保証を得ることができなかったことが看取できる。監査人は、経営者との意見が対立する事項を重視した結果、財務諸表に対して「限定付適正」意見を表明している。

したがって、「表 2-1」からも明らかのように、監査人による内部統制報告書に対する監査意見が経営者の評価の適正性を証明するとともに、財務諸表の監査意見を決定づけていることがわかる。

2015 年度の東芝の内部統制監査報告書における監査人による強調事項の記載（東芝 [2015a]）によれば、会社の全社的な内部統

制、決算・財務報告プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、当該の重要な不備に起因する必要な修正はすべて財務諸表および連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はないとされている。他方で、かかる記載内容からは、同社の内部統制報告書における重要な不備と財務諸表の適正性との関係は必ずしも明らかにされていない。したがって、内部統制に重要な不備があつて、財務諸表に適正意見を表明するということはいったいどういうことなのかという疑問に答える手立ては、保証の枠組みの下では用意されていないこととなる（鳥羽〔2007〕, p.398）のである。

このように、監査人により表明された無限定適正意見の多義性により、内部統制の有効性と財務報告の信頼性の関係性は監査意見のみからは直接的には見えにくくなっていると解される。

Ⅲ 内部統制の限界と非定型的な取引

1. 内部統制の限界

内部統制の限界とは、適切に整備され、運用されている内部統制であっても、内部統制が本来有する制約のため有効に機能しなくなることがあり、内部統制の目的を常に完全に達成するものとはならない場合があることをいう（内部統制実施基準Ⅰ.3.）。

「内部統制基準」は、内部統制の限界について以下のように述べている（内部統制基準Ⅰ.3.）。すなわち、(1) 内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。(2) 内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応し

ない場合がある。(3) 内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益との比較衡量が求められる。(4) 経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。ここにおいて、制度上「非定型的な取引」という文言が盛り込まれた点には留意しておく必要がある。

「内部統制実施基準」は、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引の発生しやすいプロセスに重点的に知識・経験を有する者を配置するなど、的確に内部統制を整備することによって、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引に対する対応の範囲は相当程度、広げることができる（内部統制実施基準Ⅰ.3.）と述べている。さらに、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等に対して、経営者が既存の内部統制の枠外での対応を行うこと、既存の内部統制の限界を踏まえて、正当な権限を受けた者が経営上の判断により別段の手続を行うことは、内部統制を無視する、または無効にすることには該当しない（内部統制実施基準Ⅰ.3.）ことを記述している。

このように前以て内部統制の限界を示す根拠は、内部統制を評価する者からみるならば、そういった限界の目をくぐるような問題に関しては、別枠で評価対象にしなければならないということも踏まえて内部統制に対する正しい理解、および内部統制は絶対的なものではないということへの理解を促すことである（八田〔2007〕, pp.81-82）。

非定型的な取引の増加は、財務報告において公正価値測定を含む経営者の見積りの利用、すなわち Mark to Model を用いた取引の増加に伴って生じてきたものと思料される。このような取引については、経営者の主張が前面に出てくることが想定されることから、監査人にとつ

でもとりわけ慎重な対応が必要とされるところであり、職業的懐疑心とより専門性の高い判断が求められると解される。

2. 東芝の事例にみる内部統制の機能不全

ここでは、株式会社東芝が公表した2つの文書に基づいて、同社の適時開示および内部統制報告書を巡る経営者と監査人の意見の対立について考察することにより、会計実務の現状から見た内部統制の限界とそれに対する会計プロフェッションの役割と課題を提示する。

東芝の適時開示(2015年11月17日付文書)の趣旨は、子会社(ウェスティングハウス社:以下、WEC)に係る2012年度および2013年度におけるのれんの減損(それぞれ762億円、394億円)は、東芝の連結財務諸表には影響を及ぼさないが、2012年度において適時開示すべき事項に該当していた(株式会社東芝[2015b], p.3)というものである。また、東

芝は2015年度において連結財務諸表でWECののれんに対して約2,950億円の減損損失を認識している。当該文書から、米国基準に基づいてWECおよび東芝の両方で計上されたのれんに係る減損処理は、両社でグルーピングや認識のタイミングが異なっていたことがわかる(「表3-1」)。東芝の連結財務諸表には影響を及ぼさないことに鑑みて、当該適時開示対象事項は、内部統制の枠外の問題すなわち内部統制の限界としてとらえられていたと解される。

東芝ののれんの評価にみるリスクは、まずWECの買収時におけるのれんの評価額の適正性にあると推察され、これはMark to Modelに起因するリスクといえる。さらに、のれんの減損テストにおけるグルーピング、当該タイミングは経営者の判断に依存し⁶⁾、減損損失の金額も経営者の予測と見積りに依存するといえる。この点に、会計プロフェッションによる「非定型的な取引」の存在の認識と職業的懐疑心を要請する所以が認められるのである。

表3-1 株式会社東芝ののれんに係る適時開示の概要

	WEC	東芝
減損テストの方法	4つのプロダクトラインごとに実施	左記のプロダクトラインとWEC担当事業部全体で実施
2012年度における減損の判定	2つのプロダクトラインで約762億円の減損損失を認識	減損損失は認識されず
2013年度における減損の判定	1つのプロダクトラインで約394億円の減損損失を認識	減損損失は認識されず
2014年度における減損の判定	減損損失は認識されず	減損損失は認識されず

出所：株式会社東芝の適時開示文書(株式会社東芝[2015b])に基づいて著者作成

株式会社東芝の2017年8月10日付文書「財務報告に係る内部統制報告書における不適正意見に関するお知らせ」に見る経営者と監査人の内部統制報告書を巡る意見の対立点は、「表3-2」のとおりである(株式会社東芝[2017b])。

すなわち、経営者は同社の内部統制を有効と評価しているのに対して監査法人は不適正と意見表明している。経営者は、不適正意見と指摘されたプロセスをWECによるS&W社の買収に関連した非定型的な内部統制であったと述

べるとともに、当該プロセスに係る見積り値を再評価し認識時期の妥当性についても検証していること、そして当該金額は次期以降の財務報告に影響を及ぼすものではないことを強調している。したがって、同社は当該プロセスを通常の内部統制の枠組みには入らない、いわば内部統制の枠を超えた問題としてとらえており、内部統制の限界として認識していた可能性がある」と解される。

これに対して、監査法人は、経営者が S&W 社の特定の工事契約に関連する損失 652, 267 百万円を計上する際に、前期決算の当時におい

て利用可能であったすべての情報に基づく合理的な仮定を使用して適切な再評価を行わなかったことを指摘したうえで、当該損失のうち相当程度ないしすべての金額は前連結会計年度に計上されるべきであったと断じている。したがって、監査法人は、当該プロセスを開示すべき重要な不備、すなわち内部統制の枠内の問題として認識し、「内部統制は有効である」とする経営者の評価に評価結果に対して不適正意見を表明するとともに、その根拠を内部統制監査報告書において開示している（株式会社東芝 [2017a]）。

表 3-2 株式会社東芝の内部統制報告書をめぐる経営者と監査人の意見の対立

	経営者	監査法人
結 論	内部統制は有効	不適正
根 拠	・不適正意見と指摘されたプロセスは WEC による S&W 社の買収に関連した非定型的な内部統制である。 ・当該取得金額配分手続きに関連した工事損失引当金の暫定的な見積りを再評価し、認識時期の妥当性も検証した。 ・2017 年 3 月に WEC グループが NY 州連邦破産裁判所に再生手続きを申し立て、連結から除外された。これに関連する損益等を適切に把握するための内部統制を財務報告に係る内部統制の評価対象とした。	・S&W 社の特定の工事契約に関連する損失を計上する際に、前期決算の当時において利用可能であったすべての情報に基づく合理的な仮定を使用して適切な再評価を行わなかった。 ・当該損失のうち相当程度ないしすべての金額は前連結会計年度に計上されるべきであった。

出所：株式会社東芝の 2016 年度有価証券報告書（株式会社東芝 [2017a]）および同社の 2017 年 8 月 10 日付文書（株式会社東芝 [2017b]）に基づいて著者作成

以上の考察より明らかとなった会計プロフェッションに求められる役割は、のれんの評価や工事損失引当金の見積りにみられるような「非定型的な取引」の存在の認識と職業的懐疑心、内部統制の限界を踏まえた監査人の判断形成であると解される。そのためには、会計プロフェッションは、被監査会社の CEO・CFO 等

の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきことが求められる（金融庁 [2017a], 原則 4, 指針 4-4.）。

それでもなお、経営者の見積りに依存する取

引は、監査においてその適正性を識別すべき事項であると同時に、識別し難い事項でもある。したがって、会計プロフェッションの役割を支援するための課題は、会計監査報告書における情報の拡充に向けた制度的対応である。すなわち、会計監査報告書においては、監査人が着目した会計監査上のリスク等（Key Audit Matters：KAM）に関する情報の開示が監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある（金融庁 [2017b], p.1）と解される。

3. 監査報告書の拡充に関する国際的動向

近年において、国際的に監査人の報告書の形式と内容に関する基準の改訂、ないしは法律の改正が行われている。例えば、国際監査保証基準委員会（IAASB）は、2015年1月に国際監査基準（ISA）701「独立監査人の報告書における監査上の重要な事項の伝達」を公表した。また、欧州連合（EU）は、2014年4月に上場会社、信用機関、および公益法人（PIE）の監査報告書に新しい要求事項を盛り込むための法

律を採択した（（EU）No.537/2014）。英国財務報告評議会（FRC）は、2013年6月に英国コーポレート・ガバナンス・コードを適用する会社の監査報告書の規定を改訂するとともに、2016年4月には、EUおよびIAASBの要件を組み入れるために2013年に規定を更新している。そして、米国では、公開会社会計監視委員会（PCAOB）が、2017年6月に監査基準（AS）3101「監査人が無限定適正意見を表明した場合の財務諸表の監査に係る監査人の報告」を公表し、監査上の重要な事項の伝達や監査人の任期の開示をはじめとする監査報告書に対する重要な変更を行っている⁷⁾。

これらの監査人の報告書に関する取り組みは、規制当局や基準設定機関が置かれた法域や経済環境によって、当該基準における要求事項に多少の違いは見られても、伝達すべき事項及び伝達に関する根本的な判断基準には共通性がある（PCAOB（2017）p.10）。ここでは、これらの監査基準の改訂の中心を成す監査上の重要な事項の伝達に焦点を当てて、IAASBとPCAOBの監査基準を取り上げてその要点を対照して表示する（「表3-3」）。

表 3-3 監査上の重要な事項 (KAM, CAM) の伝達

	ISA 701 (IAASB)	AS 3101 (PCAOB)
定 義	監査人の専門的判断において、当期の財務諸表の監査で最も重要な事項。監査上の重要な事項は、統治責任者とコミュニケーションした事項から選択される (par.8)。	監査委員会に伝達されるか、または伝達を要求される財務諸表の監査から生じるすべての事項であり、(1) 財務諸表にとって重要な勘定または開示に関連し、(2) 特に困難、主観的、または複雑な監査人の判断を含む (par.11)。
決定の際に考慮される要件	(a) 重大な虚偽記載の危険性がより高いと評価された領域、または ISA 315 (改訂) に照らして確認された重要なリスク。 (b) 重要な経営判断を含む財務諸表の領域に関連する重要な監査人の判断 (高い見積りの不確実性を有するとみなされている会計上の見積りを含む)。 (c) 当期に発生した重要な事象または取引の監査に係る影響 (par.9)。	a. 重大なリスクを含む重大な虚偽表示のリスクについての監査人の評価。 b. 重要な測定の不確実性を伴う見積りを含む、経営者による重要な判断または見積りの適用を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の判断の程度。 c. 重要で非定型的な (unusual) 取引の性質と時期、およびこれらの取引に関連する監査の取組みと判断の程度。 d. 当該事項に対処するための監査手続きを適用する際の、またはそれらの手続の結果を評価する際の監査人の主観性の程度。 e. 必要とされる専門的な技量または知識の範囲、または当該事項に関する監査人の外部の相談を含む、当該事項の対処に必要な監査の取組みの性質と程度。 f. 当該事項に関して得られた監査証拠の性質 (par.12)。
記 載	監査報告書の KAM の区分における個々の KAM の説明は、財務諸表に関連する開示への参照を含まなければならない。そして以下の事項について対応しなければならない (par.13)。 (a) KAM であると決定された理由。 (b) 当該問題が監査においてどのように対処されたのか。	監査人は、CAM ごとに以下のことを行わなければならない (par.14)。 a. CAM を特定する。 b. 監査人がその問題が重大な監査事項であると判断した主な理由を説明する。 c. CAM が監査でどのように対処されたかを説明する。 d. CAM に関連する財務諸表の勘定または開示を参照する。

出所：ISA 701 (IAASB) および AS 3101 (PCAOB) に基づいて著者作成。

財務報告において公正価値測定を含む経営者の見積りの利用が増加する現状において、監査人はこれまで以上に監査において困難な局面への対処を余儀なくされていると解される。これらの国際的な取組みには、これから適用を迎える基準も含まれているものの、これまで適正か不適正かの証明を記載するという監査人の報告書のあり方に大きな変革を迫るものであり、監査結果のみならずそのプロセスにおける情報を伝達することで、投資家に対してより有用な情報をもたらすことが期待される。

結論

これまでの考察に基づいて、研究目的に即した帰結を総括する。まず、財務諸表監査と内部統制報告書の監査証明からみた財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性は、以下のとおりである。すなわち、「無限定適正」という用語が内部統制報告書の監査と財務諸表の監査では異なる意味で用いられている。前者においては、内部統制報告書に対する経営者の言明に対して監査人が適正であると判断したという意味であり、その場合には経営者の言明内容にかかわらず「無限定適正」意見が表明される。これに対して、後者においては財務諸表そのものに対して監査人が適正であると判断した場合に「無限定適正」意見が表明される。この結果、財務報告に係る内部統制の有効性と財務報告の信頼性との関係性が直ちに識別できなくなっている。そして、経営者の言明とそれに対する監査人の証明が一致するかどうか、財務諸表監査の意見表明に影響を及ぼすに至っている。当該の不一致は、後述する内部統制の限界ともいうべき「非定型的な取引」が会計実務において拡大していることにその一因があると解される。

次に、会計実務の現状からみた内部統制の限界については、以下のとおりである。すなわち、Mark to Model を駆使した見積み値を用いる取引に典型的にみられる「非定型的な取引」の存在が、経営者に対して既存の内部統制の枠を超えた意思決定を要請することが、結果的に内部統制の機能不全を生じさせる一因になっていると解される。株式会社東芝の事例にみると、経営者と監査人の意見が対立するような取引は、監査によってその適正性を識別すべき事項であるにもかかわらず、監査上の判断が困難となることが想定される。かかる取引は、まさに国際的に監査上の重要な事項（Key Audit Matters ないしは Critical Audit Matters）として扱われるべき対象であると思料される。

そして、かかる状況における、わが国の会計プロフェッションの果たすべき役割は、会計倫理の醸成に加えて、内部統制を無効ならしめる可能性のある「非定型的な取引」の存在を認識することであり、とりわけ当該取引に対する職業的懐疑心に根差した判断形成を行うことが求められていると解される。また、わが国の会計プロフェッションの課題は、監査上の判断が困難であった重要な事項を監査報告書において開示することにより、当該の情報を投資家に伝達することであると解される。現在においては、わが国においてそのための手立てが整っていないことから、制度的な整備が望まれるところである。

監査報告書における監査上の重要な事項の伝達等を含む監査報告書の拡充は、すでに国際的には法律や監査基準において規定されている。監査上の重要な事項の伝達は、これまでの適正か不適正かという監査人の意見の表明を目的とする監査報告書に対して、著しい改善をもたらすと解される。これらの先行事例を検討することにより、わが国においても、会計プロ

フェッションが監査報告書において投資家とのコミュニケーションを図るための議論と制度的な整備が求められる。このことはまた、監査人と投資家のコミュニケーションにとどまらず、経営者と投資家とのそれにも資することになると解される。

注

- (1) 同意見書は、意見書（前文）、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、および財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準から成る。以下、「内部統制基準および実施基準」という。なお、項番を示す際には、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準を「内部統制基準」、財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準を「内部統制実施基準」という。なお、同意見書は平成 23 年 3 月 30 日付で改訂されており、本文においては改定後の基準を用いている。
- (2) 2016 年における上場企業の不適切な会計・経理の開示の実態については、東京商工リサーチ『2016 年全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査』
http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170315_01.html（2017 年 7 月 5 日閲覧）に掲載されている。
- (3) 会社法施行規則第 100 条 1 項において定められている体制は、以下の事項である。
 1. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 2. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 3. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 4. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (4) 「内部統制基準」によれば、当該プロセスは、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）および IT（情報技術）への対応の 6 つの基本的要素から構成される（内部統制基準 I.1.）。また、内部統制に係るそれぞれの目的を達成するには、すべての基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的のすべてに必要なという関係にあ

るとされる（内部統制基準 I.1.）。

- (5) これまで、経営者による内部統制報告書の評価が「開示すべき重要な不備がある」とされ、これに対する監査人が「無限定適正」と証明した会社の財務諸表監査には、ごく例外を除いて「無限定適正」意見が表明されている。（レキシコム総合研究所『内部統制報告書』分析速報リリースのお知らせ」<http://www.lexicom.jp/>（2017 年 8 月 1 日閲覧））。
- (6) なお、アナリストは、一般的に減損損失の計上のタイミングについて、のれんの価値の下落の発生時期よりも遅く認識されると感じていることがインタビューの結果から明らかにされている山口奈美 [2007]「リサーチ・ペーパー第 3 号『のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解』の公表」『季刊 会計基準』第 58 巻、p.72, 79）。
- (7) PCAOB は、AS 3105「無限定適正意見およびその他の報告状況からの離脱」により、監査人が限定付適正意見を表明する場合においても、監査人の報告書において監査上の重要な事項の伝達を行うことを義務づけている。

参考文献

- 企業会計審議会 [2007]、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）
- 企業会計審議会 [2011]、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）
- 株式会社東京証券取引所 [2017a]、「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」 <http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>（2017 年 11 月 1 日閲覧）
- 株式会社東京証券取引所 [2017b]、『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析』
- 株式会社東芝 [2015a]、2009 年度（第 171 期）～2014 年度（第 176 期）有価証券報告書。
- 株式会社東芝 [2015b]、「当社子会社であるウェスチングハウスに係るのれんの減損について」
https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20151117_1.pdf（2017 年 7 月 29 日閲覧）。
- 株式会社東芝 [2016]、2015 年度（第 176 期）有価証券報告書。
- 株式会社東芝 [2017a]、2016 年度（第 178 期）有価証券報告書。
- 株式会社東芝 [2017b]、「財務報告に係る内部統制報告書における不適正意見に関するお知らせ」
http://www.toshiba.co.jp/about/info-accounting/index_j.htm（2017 年 8 月 10 日閲覧）。

金融庁 [2016], 「一会計監査の信頼性確保のために
—「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—

金融庁 [2010], 「金融商品取引法に基づく内部統制
制度の概要」。

金融庁 [2017a], 「監査法人の組織的な運営に關する原則《監査法人のガバナンス・コード》」

金融庁 [2017b], 「監査報告書の透明化」について
八田進二 [2007], 『【逐条解説】内部統制基準を考える』 同文館出版。

八田進二編著 [2017], 『開示不正—その実態と防止
策—』, 白桃書房。

IAASB, International Standard on Auditing
[2016] (ISA) 701, *Communicating Key Audit
Matters in the Independent Auditor's Report*

町田祥弘 [2017], 『内部統制の知識<第3班>』 日本

経済新聞社。

PCAOB, Public Company Accounting Oversight
Board [2017] PCAOB Release No. 2017-001, *The
Auditor's Report on an Audit of Financial
Statements When the Auditor Expresses an
Unqualified Opinion and Related Amendments
to PCAOB Standards.*

PCAOB [2017] AS 3101, *The Auditor's Report on
an Audit of Financial Statements When the
Auditor Expresses an Unqualified Opinion*

PCAOB [2017] AS 3105, *Departures from
Unqualified Opinions and Other Reporting
Circumstances*

鳥羽至英 [2007], 『内部統制の理論と制度』 国元書
房。

複雑性の低減と IFRS

米 山 祐 司
北海道大学

要 旨

近年、複雑な企業取引を対象とすることで会計基準が過度に詳細で複雑な内容となり、これが情報利用者の理解可能性を損なう要因となっていると指摘されている。アメリカでは、財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために、広範囲な領域で「複雑性」を低減するためのプログラムが進行してきている。この試みではアメリカの財務報告の改善に向けて会計基準ばかりではなく開示を含むアメリカの財務報告制度全体が対象とされている。

このアメリカの事例は、現在、法域における財務報告制度が効果的に機能するために必要な施策を示唆している。本稿の目的は、アメリカと IASB における「複雑性の低減」へ向けた活動の現状を確認し、そこから日本において IFRS を受け入れる際に考慮すべき論点を検討することにある。

会計基準における「複雑性の低減」のために、FASB と IASB はともに原則主義によるアプローチを採用し、測定属性の問題に取り組んできた。また、財務報告の有用性の観点から適切な開示のあり方を探っている。わが国が IFRS を開示制度に組み込むには、日本における財務報告の基本目的を明確にした開示政策に基づいてこのような IFRS との適合性を検討することが必要であろう。

I はじめに

2017年10月現在においてIFRS適用済・適用決定会社数は150社を超えており、わが国においてもIFRSはすでに開示制度における会計基準として機能することが求められている。法域における法定開示にIFRSを会計基準として受け入れる際には、IFRSとその法域における財務報告の目的との適合性が問われる。この場合、前提として財務報告の目的の明確化が必要となろう。目的が明確化されていなければどのような会計情報を作成し、公表すべきかが確定せず、会計基準の検討は不安定な個別対応とならざるを得ない。

法定開示における財務報告は、市場における参加者の適正な意思決定に有用な情報を提供することを目的として拡充されてきている。市場に提供する開示情報が有用性を持たなければ財務報告は経済社会の基盤として機能しない。法域における財務報告の有用性の確保は、会計基準のみならず開示を含めた法域の財務報告制度全体に関連する課題となる。アメリカでは、財務報告^①における「複雑性」が開示情報の有用性を損なっているという認識のもとで、制度的な対応をこの十数年にわたり継続してきた。そこでは財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために、広範囲な領域で「複雑性の低減」を図るための複数のプロジェクトを並行して展開してきている。この試みはアメリカの「財務報告」の改善を目指しており、会計基準ばかりでなく開示を含むアメリカの財務報告制度全体を対象としている。

過去において情報作成者側における会計基準の過重負担問題（standards overload）が認識されてきていた。ただし、そこでは、中小企業における一般的な会計基準の適用による負担問題も含めて、会計基準が求める開示情報の

作成が情報作成者に過度の負担を強いることになっているのではないかと議論が中心であった。しかし、現在対象とされている「複雑性」は情報利用者と作成者双方にとっての問題として認識される。すなわち、情報利用者にとっては理解可能性を、作成者側には適切な適用を妨げる要因と認識される（CIFiR [2008] pp.18-19）。この「複雑性」として、財務諸表情報では混合属性による測定、画定基準、例外規程およびガイダンスのあり方が挙げられており、さらに近年の非財務情報の拡大も複雑性を増大させているところと認識されている。

現在の財務情報は法定開示においても自主開示においても財務報告の基本目的を意思決定有用性に置いている^②。法定開示がその情報開示による投資者保護を法における目的とし、自主開示はステークホルダーを情報開示の対象として意識していても、その基本目的のためには情報利用者の視点から開示情報をとらえようとしているところは同様であろう。近年急速に広まり国際的に展開されてきている統合報告ではフレームワークの構築とその検討が進められてきているが、そこでは法定開示の財務報告と自主開示されている多様な開示報告書を整理統合し、簡素化を図ることでステークホルダーに有用な情報の提供を目指している。

法定開示での財務報告は情報利用者の意思決定における中心的な情報であり、企業の経済的実態を適正に表し、高い透明性を有することが求められている。しかし、その結果、複雑な企業取引と経済事象を対象とすることで会計基準および開示基準が過度に詳細で複雑な内容となってきたと認識され、これが基準設定の意図に反して情報利用者の理解可能性を損なう要因となっていると考えられてきているのである。

このアメリカの事例は、現在、法域における

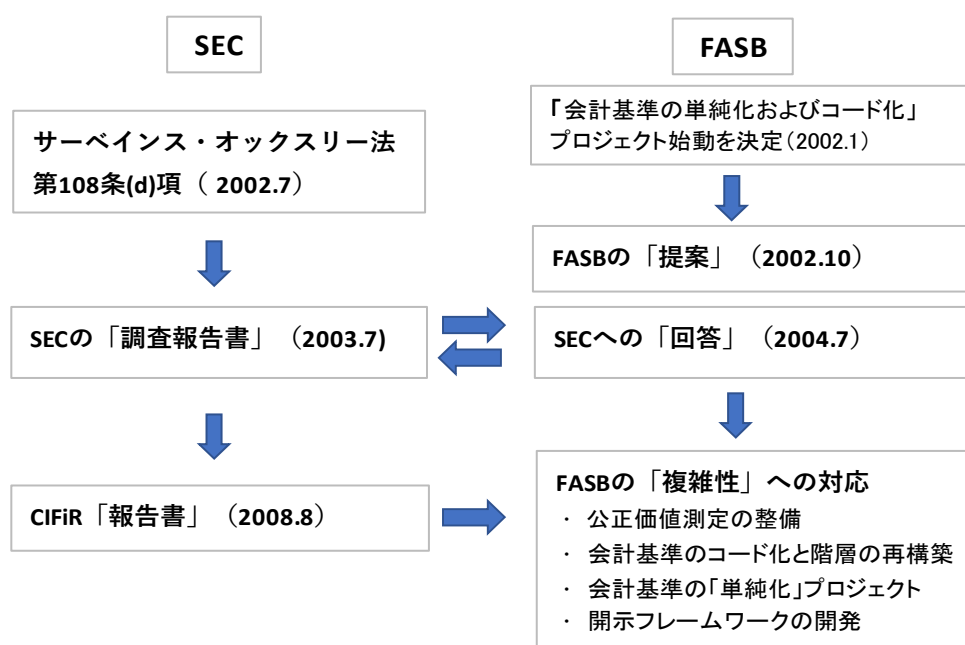
財務報告制度が有用性を確保し、効果的に機能するために必要な施策を示唆しており、日本における財務報告への IFRS 受け入れを検討するにあたり必要な視点を提供していると考えます。そこで、本稿では、アメリカと IASB（国際会計基準審議会）における「複雑性の低減」へ向けた活動の現状を確認し、そこから日本において IFRS を受け入れる際に考慮すべき論点を検討したい。

II アメリカにおける「複雑性」への挑戦

アメリカにおいては、2000 年代に入り、SEC

（アメリカ証券取引委員会）と FASB（財務会計基準審議会）の双方においてこれまでの会計基準設定アプローチと会計基準体系に対する見直しを開始することになった。SEC はサーベインス・オックスリー法における財務報告制度の改革を契機として、FASB では現行の会計基準が財務報告の質と透明性を損なっているという懸念から幅広い領域で財務報告制度改革に着手している。図 1 は SEC と FASB の試みとその連携をまとめている。

図 1 SEC と FASB による「複雑性」への挑戦



FASB では、企業取引の専門性と複雑性の増大により、会計基準の詳細化と複雑性が増加し、財務報告の質と透明性を損なっているとの懸念を有するようになった。この時期 FASB はこの問題を会計基準の過重負担問題 (standards

overload) ⁽³⁾として認識し、2001 年に「会計基準の単純化およびコード化」プロジェクトを始動することを決定した。ここでいう会計基準の「単純化 (simplification)」では詳細な規則、例外および代替的处理を削減して原則や基本

目的を重視することで取引の形式よりも実態に注目することを目指しており、一方の「コード化 (codification)」は特定の事象に関連する「権威ある」文献の量の増加と多様化に対する懸念から関連文献の統合化を図ることであり、ガイダンスとの調整も対象としていた (FASB [2002a])。

同プロジェクトにより、2002 年 10 月に FASB は「アメリカの会計基準設定における原則主義アプローチ (「提案」)」(FASB [2002b]) を公表し、会計基準設定に原則主義アプローチを採用することへの意見募集を行っている。この「提案」は取引の形式よりも実態を重視し、今までの会計基準の特徴とされる細則主義による複雑さとは一線を画することを目指していた。ただし、この原則主義アプローチでの基本的な考え方は新しいものではなく、概念フレームワークの開発と通じるとされる。しかし、会計基準は過度に詳細で細則主義となっていたとの現状認識から、例外規定、解釈指針やガイダンスを削減することが提案されている。また、このとき、関係者はそれぞれの立場で、原則主義アプローチの採用でもたらされることになる結果を受け入れなければならない。すなわち、FASB は今まで EITF (緊急問題専門委員会) や AcSEC (会計基準執行委員会) が担ってきたガイダンス作成・公表の役割を引き受けることになること、財務報告の作成者や監査人は会計基準の適用において専門的な判断が求められることが多くなること、そして SEC や利用者はその「専門的判断」を受容することが求められることになる。

この「提案」では、原則主義アプローチと財務報告の質と透明性の改善の関連および将来の会計基準開発での採用の是非を問うことで会計基準設定における FASB の新たな方針を示している。FASB は、「提案」へのコメント

を検討した上で、2003 年 3 月に会計基準の質と基準設定プロセス自体を改善する多様な試みを実施することを決定した (FASB [2004b])。

2001 年秋のエンロン問題に対して、議会はサーベインス・オックスリー法により「アメリカの財務報告制度に大幅な改革を断行した。会計基準に関しては、取引や事象の経済的実態を忠実に反映する基準の改善、基準をより原則主義に基づくものにしようとする」とおよび「国際的な会計基準とのコンバージェンスを模索すること」をテーマとした調査を SEC に命じている (ハーズ [2014] 263 頁)。すなわち、細目主義のアメリカの会計基準は、詳細さ故に逆に明文規定がないことは遵守しなくてもいいという認識をもたらしているのではないかの考えから、SEC に対してアメリカの財務報告制度への原則主義アプローチの適用を調査研究してその結果を 1 年以内に議会へ報告することを求めたのである。

SEC の調査研究の結果は、2003 年 7 月に「2002 年サーベインス・オックスリー法第 108 条(d)項に基づくアメリカの財務報告制度による原則主義会計システムの採用についての研究 (「調査報告書」)」(SEC [2004]) として議会へ提出された。その中で SEC から FASB への勧告がなされているが、この勧告では財務報告制度において FASB が関わる領域での課題として会計基準のみならず幅広い改善項目が取り上げられている。すなわち、ここで挙げられた勧告は、(1)「目的指向 (objectives-oriented)」会計基準の設定、(2) 概念フレームワークの整備、(3) FASB が「権威ある」ガイダンスを公表する唯一の機関となること、(4) IASB との連携を維持すること、(5) GAAP の階層の再構築、(6)「権威ある文献」へのアクセスの改善および (7) 公表文献を調査して細目主義による会計基準を特定して改訂を図ることである。

このうち、(1) は、概念フレームワークに基づきながら設定する会計基準の目的を明確に示す一方で、例外規定や画定基準を削減しながらも十分な詳細さと構造を持つことでより会計基準の理解と運用を可能にすることが目指されており、FASB の原則主義アプローチと差異はない。すでに原則主義アプローチによる会計基準設定を進めていた IASB との連携は、中長期的なコンバージェンスを進めることを 2002 年 9 月に合意（ノーワーク合意）しており、(4) でその継続を求めている。会計基準設定における概念フレームワークの重要性に注目しており、その整備を (2) で求めている。会計基準設定以外の勧告が (3)、(5)、(6) である。SEC も多くのガイダンスの存在が複雑性を生む要因の一つとして考えていることから、(3) で FASB が中心となったガイダンスの再整理を求めている。(5) の GAAP の階層とは AICPA の監査基準書第 69 号（SAS69）での「一般に認められた会計原則の階層」（AICPA [1992]）であり、カテゴリ a から d の 4 層となっていた複雑な階層構造を見直して GAAP の階層を再構築することを求めている。

(6) では多くの基準書とガイダンスが錯綜する状況の打開策の検討が求められている。このように SEC の「調査報告書」ではサーベインス・オックスリー法の求める原則主義アプローチの適用可能性の検討を超えた範囲までを対象として財務報告制度改革を進める意向を明らかにしていた。

この「調査報告書」での勧告に対して FASB では翌 2004 年 7 月に「原則主義会計システムの適用についての SEC 調査報告書への回答（「回答」）」（FASB [2004b]）を公表した。基本的に SEC の勧告に同意して受け入れている^④。(1) で SEC が挙げた「目的指向」会計基準は FASB の原則主義アプローチと同じである

として改善を進めることを伝えている。関連して (2) 概念フレームワークの整備においては、具体的な検討項目として、(a) 目的適合性、信頼性、比較可能性という質的特性間のトレードオフの検討、(b) 概念フレームワーク間の定義等の整合性の確保、(c) 測定属性の選択基準の確立を挙げている。(3) ガイダンスについては、取引の性質や複雑性からガイダンス自体の必要性はなくならないが、ガイダンスの領域における FASB の役割を増やして、会計基準の基礎概念や目的を説明する内容のガイダンスにシフトしていくことを目指すとした。(5) GAAP の階層の再構築では、階層を「権威ある」と「権威のない」の 2 区分に単純化することと特に今まで「権威のないその他文献」とされてきた概念フレームワークの位置を検討するという方向性を示していた。(6) 「権威ある」文献へのアクセスの改善では将来的には包括的なデータベースへの無料アクセスを実施することに向けてすでに着手しており、一部には「完了」した事項もあることを伝えている。SEC の勧告は議会での要求を超えてアメリカの財務報告制度の複雑性に対する幅広い対応を求めていたが、FASB が進めてきていたプロジェクトとも方向性は重なるものであった。

SEC ではさらに 2007 年 7 月に CIFIIR（財務報告改善諮問委員会）を設置し、「不必要な複雑性を削減し、SEC 向け財務報告の有用性と理解可能性を改善する」という 2 つの使命を与えた。諮問委員会では 4 つの小委員会での検討を基にして「アメリカ証券取引委員会への財務報告の改善に関する諮問委員会の最終報告書（報告書）」（CIFIIR [2008]）を公表し、その中で 4 章からなる SEC への勧告を行っている（図 2）。

各章のタイトルからみられるように、勧告の対象範囲は先の SEC から FASB への勧告よりも広くアメリカの財務報告制度をカバーする

ものとなっている。このうち、第1章複雑性では、混合属性による測定を取り上げ、FASBによる測定属性の選択基準の確立と適用範囲の検討を求めている（勧告1.1）。アメリカの会計基準の細目主義の弊害除去の指摘では今までにも挙げられていた項目と同じところがあるが（勧告1.4, 1.7, 1.8, 1.9）⁵⁾、勧告1.2と1.3では会計基準の範疇を超えてFASBとSECが共同で開示フレームワークを開発し、開示ガイダンスを調整することを求めている。これは財務諸表における脚注開示と財務諸表外開示において開示の統合と追加の検討を求めている

るのであり、開示の増加による複雑性への対応である。また、第2章会計基準設定の勧告2.4においてFASBの役割と責任の明確化として求めているのは、会計基準とガイダンスの設定と公表を単一の機関とすることおよび会計基準のコード化と階層構造の再構築であった。

このCIFiR「報告書」での勧告は、SECに対してFASBおよびPCAOB（公開会社会計監視委員会）と連携して対応を図ることを求めているが、FASBはすでに進めているFASB自身のプロジェクトとこれらの勧告に応じた形で活動を展開していくことになる。

図2 CIFiR「報告書」での勧告

SECへの勧告

第1章 複雑性

- 勧告1.1 混合属性モデルに起因する複雑性の低減
- 勧告1.2 FASBとの共同による開示フレームワークの開発
- 勧告1.3 SECとFASBの間での開示ガイダンスの調整
- 勧告1.4 画定基準の排除
- 勧告1.5 機械的なルールの遵守よりも経済的実質を考慮するように啓蒙
- 勧告1.6 特定の産業を基礎としない会計基準
- 勧告1.7 代替的会計処理方法の排除
- 勧告1.8 例外規定の最小化
- 勧告1.9 異なる手法の併存の削除

第2章 会計基準設定

- 勧告2.1 会計基準設定での投資者の視点の重視
- 勧告2.2 FASBのガバナンスの強化
- 勧告2.3 会計基準設定における効果、効率性、適時性の改善の持続
- 勧告2.4 FASBの役割と責任の明確化

第3章 監査プロセスと規則遵守 省略

第4章 財務情報の伝達 省略

出所：CIFiR [2008].

Ⅲ アメリカにおける「複雑性」への対応

FASBはCIFiR「報告書」の公表から1年後

に、状況報告書を公表してそれまでの取り組みと今後の取り組みについて報告している（ハーズ [2014] 259頁）。その後のFASBの活動は大きく4つの分野において展開されている。第

1 は公正価値測定の整備の領域であり、第 2 は会計基準のコード化と階層の再構築、第 3 は会計基準の「単純化」プロジェクト、第 4 は開示フレームワークの開発であり、以下、4 つの領域での活動を確認する。

1. 公正価値測定の整備

FASB は、1991 年の FAS107 において金融商品の公正価値の開示を求めた後、公正価値に関する多くの会計基準を公表してきている。2006 年には FAS157 で公正価値の定義とインプットのレベルを分類し、2007 年の FAS159 では公正価値オプションを導入している⁽⁶⁾。

CIFiR の「報告書」において混合属性による測定に起因する複雑性への対応として測定属性の選択基準の確立と適用範囲の検討を勧告されていたが、2010 年 5 月には、金融商品会計およびデリバティブとヘッジ会計を改訂する公開草案 (FASB [2010a]) を公表した。この公開草案の目的は「企業の財務諸表における金融商品の認識、測定および表示に関する改善され一貫性を持った財務報告モデルを提供する」ことにあり、「そのモデルは多くの金融商品を公正価値で認識、測定することにより財務諸表で利用者に提供される情報の意思決定有用性を高める」ことになるとしていた (FASB [2010a] para.2)。すなわち、この 2010 年の公開草案では、公正価値測定に対する例外（適格金融資産、要求払預金負債、短期受取債権・支払債務、特定償還投資）を示しながらも、金融商品に対する公正価値測定と損益処理を推進していた。

2010 年の公開草案のあとも審議は継続され、2013 年になって再公開草案 (FASB [2013]) が公表されている。この 2013 年の公開草案では、すべての金融商品を公正価値測定し、損益処理を求める基本方針から後退し、契約キャッ

シュ・フローの性格とビジネスモデルの両方で分類と測定を行う方向へ移動することになった。すなわち、公正価値以外の測定属性を認める方向を選択し (FASB [2013] para.BC19)、IFRS9 と類似する内容となっている。しかし、2016 年に公表された会計基準アップデート (FASB [2016]) では、コスト・ベネフィット分析での検討により、ベネフィットがコストに見合わないと判断して、再公開草案の方針を変更した。

公開草案にはそもそもの目的である金融商品会計の複雑性について「明確な複雑性の減少」が不足しているとの意見があったが、再公開草案でも複雑性を減少させる代替案を出せなかった。また、財務諸表利用者に提供する有用性が大きく増加しているとはいえないことからコストを正当化できない (FASB [2016] para.BC43 and para. BC45)) とされた。結果、限定的な改訂内容となり、IFRS との間の差異も残すこととなった。

2. 会計基準のコード化と階層の再構築

複雑な会計基準体系をコード化することは 2002 年時点ですでに FASB のプロジェクトの対象であり、会計基準の階層の再構築は SEC の「調査報告書」での勧告ともなっていた。SEC の「調査報告書」に対する FASB の「回答」においても、階層の簡素化と概念フレームワークの位置付けを検討することを伝えていた。さらに、これらは共に CIFiR の「報告書」における勧告でもある。

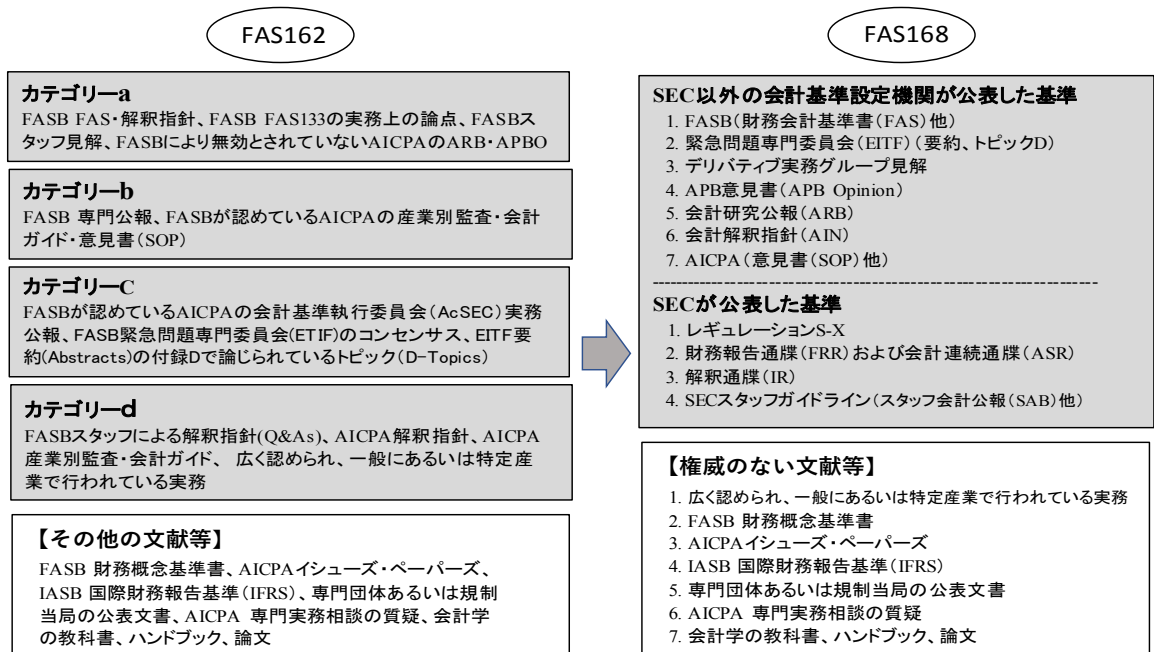
会計基準の階層の見直しは、FAS162 (FASB [2008]) と FAS168 (FASB [2009]) の公表により段階的に行われた。会計関連の文献を「権威ある」ものとしてカテゴリー a から d までの 4 階層に分類し、その他の文献を「権威な

い」ものとしたのは AICPA の SAS69 であった。FASB では、この SAS69 が監査のための GAAP を示すことを目的としていることから監査人指向であり、GAAP に準拠した財務諸表を作成する義務がある作成者指向ではないことに批判的であった。今後、(1) 多階層となっている状況から「権威ある」と「権威のない」文献の 2 区分に整理し、(2) SAS69 ではカテゴリに入っていない財務概念基準書の扱いを議論していくこととした (FASB [2008] para.A6)。ただし、カテゴリ a から d までの多様な文献を単一の権威ある体系としてまとめるコード化プロジェクトが進展していることから、この FAS162 では SAS69 によるカテゴリ内の文献の一部追加・削除に止め、階層の再構築は FAS162 に置き換わった FAS168 まで待たねばならなかった。

FAS168 では、GAAP の原典として新たに FASB 会計基準コーディフィケーション

(ASC) を公表した⁽⁷⁾。財務諸表作成にあたり準拠すべき GAAP は多様な文献からなっていたが、トピックごとにまとめられた単一の原典に集大成されたのである。FAS168 による階層の再構築は図 3 となる。階層の 2 区分化が図られているが、「権威ある」文献領域には SEC 規則が組み込まれることになった。ただし、財務諸表に関連する Regulation S-X 等が対象であり、財務諸表外の MD&A、監査、独立性等は含まれず、この SEC 規則の改訂に FASB は関与しない。また、概念フレームワークを「権威のない」区分の領域から引き上げることが一つの目的であったが、見送りとなっている。今回は GAAP の変更ではないということで大きな変化を避けたと推測される。FAS168 では、「権威ある」文献へのアクセスの改善も含めて複雑な会計基準体系の整理をコード化と階層の再構築により果たしている。

図 3 アメリカ会計基準の階層の再構築



出所：FASB [2008] and FASB [2009].

3. 会計基準の「単純化」プロジェクト

FASB では、2014 年に公表した会計基準アップデート（ASU）から会計基準の「単純化（simplification）」のための改訂作業を開始している。ここでは、財務諸表利用者に提供される情報の有用性を維持、改善しながらも、財務諸表作成者の費用を削減し、財務報告における複雑性を減少させることを目指している。ただし、短期間で実行するために範囲を限定している。この「単純化」がどのような内容で行われているかを 2 つの事例から確認したい。

2015 年 1 月に公表された ASU2015-01「損益計算書－異常項目でない項目（サブトピック 225-20）：異常項目の概念の削除による損益計算書の表示の単純化」（FASB [2016]）は、今まで「通常でない性格」と「稀に発生する」の条件を満たした事象または取引は「異常項目」として損益計算書で別個に分類、表示することを要求していたが、情報利用者からは条件を満たす時期が不明であるあるいは該当ケースが稀であるとの意見が出ていた。そこで、「異常項目」の概念を削除し、「継続事業からの損益」と「非継続事業からの損益」の 2 区分にすることにより損益計算書の表示を単純化している。

2017 年 1 月公表の ASU2017-04「無形資産－のれんおよびその他（トピック 350）：のれんの減損テストの単純化」（FASB [2017]）では、のれんの減損処理における手順を省略化している。従来、のれんの減損テストは段階的になっており、ステップ 1 では報告単位の公正価値とのれんを含む帳簿価額を比較して公正価値が下回るときにステップ 2 に進む。ステップ 2 ではのれんの暗示された（implied）公正価値とその帳簿価額を比較して差額を減損損失と認識していた。しかし、企業の資産負債の公正価値評価が複雑で費用がかかるとの意見があ

り、ステップ 2 を削除してステップ 1 における報告単位での比較のみとすることにより単純化を図っている⁸⁾。

この会計基準における不必要な複雑性を削減する「単純化」の試みは現在も継続している。

4. 開示フレームワークの開発

財務報告における開示の増大、いわゆる「開示過多（disclosure overload）」の問題は、財務報告の「理解可能性と使い勝手に悪影響を及ぼす」（ハーズ [2014] 264 頁）と認識されており、CIFiR の「報告書」でも SEC と FASB の開示要件を全体的に統合する開示フレームワークの開発が勧告されていた。FASB では、この CIFiR や ITAC（投資家専門諮問委員会）の勧告を受け入れ、開示フレームワークを開発するプロジェクトを 2009 年 7 月にアジェンダに追加した。ただし、プロジェクトの対象範囲を財務諸表の注記開示に限定するかあるいは CIFiR の勧告のように MD&A 等の財務諸表外開示との統合まで拡大するかは決定されておらず、検討課題となっていた。

FASB では 2012 年 7 月に財務諸表の注記における開示の有効性を改善することを目的に掲げて討議資料「開示フレームワーク」（FASB [2012]）を公開してコメントを求めた。ここでは、財務諸表利用者にとって最も重要な情報を明確に伝達することが開示の有効性の改善につながると考えており、必ずしも注記開示の削減は目指してはいないとしている。討議資料に対するコメントを検討した後、2014 年 3 月に公開草案「概念基準書の提案－概念フレームワーク第 8 章：財務諸表への注記」（FASB [2014]）が公表された。この公開草案では、既存の開示規程の評価と将来の開示規程作成の基礎とするために開示規程における一貫した概念を開発して概念フレームワークに組み

込むことを目指している。ただし、開示フレームワークの検討にあたっては討議資料の段階で「財務諸表の注記における開示に限定されており、SEC 届出書に含まれるその他財務情報まで及んでいないために、CIFI^R の勧告に十分応えたものとはなっていない」（ハーズ [2014] 266 頁）。この公開草案においてもその対象範囲は注記で開示するのが適切な情報と制限すべき情報の特定化に焦点を当てることに止まっていた。

開示フレームワークプロジェクトは、現在、FASB と企業の両方の視点から会計基準の開示の見直しを行っており、(a) 公正価値測定 (ASC820-10-50)、(b) 確定給付制度 (ASC 715-20-50)、(c) 法人税 (ASC740-10-50) および (d) 棚卸資産 (ASC330-10-50) の開示領域で、(1) 該当するトピックにおける既存の開示規程の調査と (2) 注記開示における企業による適切な判断の促進が試みられている。2014 年の公開草案は (1) のための FASB の側の基礎を提供するものであり、一方の (2) の企業の適切な判断のためには ASC の「重要性」概念に法的概念を採用することを 2015 年に提案している (FASB [2015b])。すなわち、この開示フレームワークプロジェクトでは、FASB が「FASB の意思決定プロセス」から適切な開示規程を提供し、他方で企業が「企業の意思決定プロセス」として重要性を判断することで利用者にとっての効果的な注記開示になると考えており、両面での対応を進めているのである。

IV IASB における「複雑性」への対応

1. 金融商品の測定における「複雑性の低減」

公正価値測定の適用範囲は公正価値測定を

選好する傾向にある IASB においても常に重要な問題であった。金融商品の認識と測定の会計基準である IAS39「金融商品：認識と測定」の改訂過程では、全面公正価値、公正価値オプションあるいは混合属性による測定の選択が関係者間において常に議論となってきた (高寺・草野 [2007])。IAS39 は、金融商品の保有目的に応じた測定属性を定めており、これが複雑性と客観性の欠如をもたらしているとみなされていた。

IASB と FASB では、共に、金融商品の報告において、原則主義に基づき、より複雑性の少ない会計基準の開発を求められてきたため、両審議会がその開発を進めるのに役立つ情報を収集することを目的として (IASB [2008] paras. IN1-IN2)、IASB は 2008 年 3 月にディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表した。このディスカッション・ペーパーでは、金融商品の報告における複雑性を生む要因および財務報告を改善して複雑性を削減するための中期と長期でのアプローチを考察している。金融商品の測定方法と関連規則の多様性が複雑性を生み出す源泉と IASB は認識し、長期的には、すべての金融商品に同じ測定属性を適用することが測定問題を解決することになり、その測定属性は公正価値が適切であると考えた。ただし、公正価値の変動から生じる利益の増減や未実現損益の表示などの解決すべき問題がまだ多く残っており、長期的アプローチの前に中期的なアプローチとして金融商品の区分を削減すること、原則公正価値による測定を求めながらも例外を認めることおよびヘッジ会計の単純化を図ることを考えていた (IASB [2008] paras. IN3-IN10)。

ディスカッション・ペーパーで掲げた全面公正価値会計に対しては、従来から反対も多く、

2009 年 11 月公表の IFRS9「金融商品」でも、すべての金融資産を公正価値で測定することは断念した。IFRS では、「報告実体のビジネスモデルとして、元本と利息の受取を通じて契約上のキャッシュ・フローを回収する金融資産を公正価値ではなく、償却原価で測定する」(草野 [2010] 102 頁) ことで、公正価値と償却原価の「混合属性アプローチ」の採用を決定した。すなわち、「事業モデル」と「契約上のキャッシュ・フローの特性」に応じて償却原価による測定と公正価値による測定に分類することになったのであり、測定属性の選択は期待される将来のキャッシュ・フローに応じて決めることになった。これは分類の単純化といえる。

IASB が 2015 年 5 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(IASB [2015]) では、さらに、混合属性による測定の妥当性を述べている。すなわち、理解可能性は使用される異なる「測定基礎」の数に左右され、財務諸表において使用される「測定基礎」の数が増加すると結果として生じる情報は複雑性が高くなり、これは理解可能性を低下させ、財務諸表の数値は意味が乏しくなる。しかし、目的適合性のより高い情報を提供するために必要な場合には、「測定基礎」の数を増加させることが適切である可能性があるとするのである (IASB [2015] para.6.62)。結局、IASB では複雑性の低減の制約のもとでの混合属性による測定を継続することになったのである。

2. 「財務報告におけるコミュニケーションの改善」の試み

IASB では、現在、「財務報告におけるコミュニケーションの改善 (Better Communication)」を重要なテーマとして取り上げており、そのテーマの下で種々のプロジェクトが展開されている。このプロジェクトには、(1) 基本財

務諸表、(2) 開示に関する取り組み (開示イニシアティブ) および (3) IFRS タクソノミーの領域があり、このうち (1) では主として基本財務諸表の構造と記載内容を検討し、(3) は電子媒体による IFRS 準拠情報の報告のための基盤作りに取り組んでいる。

(2) 開示イニシアティブでは、さらに、(a) 「開示原則」開発プロジェクトと (b) 「重要性」プロジェクトが進められてきている。(a) の「開示原則」開発プロジェクトは、財務諸表の目的に適合し、有用で理解可能な情報の提供を目指す財務諸表の注記開示のための「開示原則」の開発を目指しており、2017 年 3 月にディスカッション・ペーパー「開示イニシアティブ開示原則」(IASB [2017a]) を公表してコメントを求めている。一方、(b) では、IAS1「財務諸表の表示」および IAS8「会計方針、会計の見積もりの変更および誤謬」における「重要性」の定義の修正を提案する公開草案 (IASB [2017c]) を公表し、同日に企業における「重要性」の適用判断を扱う実務記述書 (Practice Statement) (IASB [2017d]) を公表した。

このような多様な方向において展開されているコミュニケーションの改善の試みは、利用者の意思決定に有用な財務情報が利用者に効果的に伝達されることを重要視しているが、対象範囲は財務諸表における注記開示の範囲である。

V おわりに

本稿においては、アメリカにおける財務報告制度改革の経緯と目的を検討することで、財務報告における「複雑性」を低減させることが利用者の理解可能性を高めることになり、これが財務報告の有用性を高めるとの理解のもとで SEC と FASB が多様なプロジェクトを進めて

きたことを確認した。SEC と FASB の視野はあくまでアメリカの開示制度における SEC 向け財務報告に向けられていたが、会計基準の測定、表現、開示から会計基準へのアクセスまでの幅広い範囲を対象としていた。法域における財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために財務報告制度を構成する多くの要因が考慮されている。

会計基準における「複雑性の低減」として、FASB と IASB では原則主義によるアプローチを採用し、測定属性が検討されてきた。原則主義アプローチの採用は、作成者、監査人および利用者による受容可能性が問われる。すなわち、財務報告の作成者や監査人は専門的な判断を、そして SEC や利用者はその「専門的判断」を受容することが求められることになる。しかし、画定基準や例外規定に対する作成者や監査人の需要は依然として大きいようである⁹⁾。また、公正価値評価の適用範囲をどこまでとするか、公正価値と取得原価・償却原価の混合の割合もまだ確定していない。測定された財務情報に何を求めているのかが問われているのであるが、今の状況が「均衡点なのか、それとも変化の過程なのか」(徳賀 [2012] 143 頁)は定まっていない。

財務報告における開示は財務諸表の注記開示と財務諸表外情報開示の双方において利用者にとっての有用性の観点から重視され¹⁰⁾、ともに増加する傾向にある。一方で、開示過多の弊害も指摘されており、開示要件の統合と整理が FASB と IASB 双方で進められているが、現在、対象範囲は財務諸表の注記開示に限定されている。ただし、IASB では 2017 年春に実務記述書「経営者による説明 (Management Commentary)」を改訂・更新するプロジェクトを検討することを暫定的に決定し、「企業報告」における積極的役割の検討を示唆した

(IASB [2017b])。実務記述書は強制力のないガイダンスであり、IASB は法域における財務諸表外開示を決定する権限はないが、今後の展開によっては IASB が財務諸表外開示の領域での活動をより拡大する可能性もある。

アメリカにおける財務報告制度改革は異なる法域であるわが国にそのまま踏襲することはできないが、わが国の財務報告制度を考えると検討すべき領域を示唆している。IASB と FASB では近年連携がとれずに会計基準で新たな差異を生じるところもあるが、会計基準における「複雑性の低減」として、FASB と IASB はともに原則主義によるアプローチを採用し、測定属性の問題に取り組んできた。また、財務報告の有用性の観点から開示における統一的な原則を探っている。わが国が IFRS を開示制度に組み込むには、日本では財務報告に何を求めるか、その基本目的を明確にした開示政策のもとでこのような IFRS との適合性を検討することが必要であろう。

注

- (1) アメリカにおける財務報告は、基本財務諸表(財務諸表(認識・測定)・注記開示)および財務諸表外開示情報(「その他の財務報告の手段」、MD&A 等)であり、CSR 情報等は「情報利用者の意思決定にとって有用な情報」ではあっても財務報告外の「その他の手段」となる(FASB [1984])。
- (2) FASB と IASB における財務報告の基本目的はともに「現在および将来の投資者、与信者およびその他債権者が、報告実体へ資源を提供するか否かの意思決定を行ううえで有用である報告実体に関する財務情報を提供することにある」(FASB [2010] para.OB2 and IASB [2010] para.OB2)。
- (3) FASB では、この会計基準の過重負担(standards overload)を、会計規則の量、その詳細性と複雑性のレベル、求められる注記開示の量および必要な会計規則に辿り着くまでの困難さとして認識していた。過重負担については、広瀬[2011]

279-282 頁を参照。

- (4) なお、(7) については、IASB との共同プロジェクトの進展状況に依存しており、具体的実施予定はないとしていた。
- (5) CIFI「報告書」では、「複雑性」を「理解し、適用することが困難な状態」と定義しているが、第 1 章複雑性での勧告にある「測定属性の混合による複雑性」、「開示情報への対応」、「画定基準」および「例外規定」についての詳細は、広瀬 [2011] 285 頁を参照。
- (6) アメリカにおける公正価値会計基準の展開と公正価値測定の論点については、川村 [2014] を参照。
- (7) FAS168 による階層の再構築については、杉本 [2010] を参照。
- (8) ASU2017-04 の改訂の詳細は川西 [2017] 26-28 頁を参照。
- (9) FASB が 2009 年に CIFI「報告書」における勧告の実施状況を報告しているが、会計基準に詳細な適用指針、数値基準および例外を求める需要が依然として大きいことを指摘しており、これらの需要を生み出す制度的、法的、文化的要因の改善をさらに進める必要を指摘していた（ハーズ [2014] 259 頁）。
- (10) IASB では IFRS8「事業セグメント」の適用後レビューを行い、経営者の視点に基づくマネジメント・アプローチによりセグメントを識別することで、(1) 財務諸表におけるセグメント情報、(2) 財務諸表外開示の MD&A、(3) その他の投資家向けプレゼン資料などの開示情報間で首尾一貫した記載がなされ、利用者は情報を組み合わせることで詳細な情報を得ることができるとしており、財務諸表外情報を含む開示情報の適切な提供と連繋が財務報告の改善になるとみている（浅野 [2016] 37-38 頁および小柳 [2017] 28-30 頁）。

参考文献

- AICPA [1992], SAS69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January, AICPA.
- FASB [1978], SFAC1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November, FASB.
- FASB [1984], SFAC5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December, FASB.
- FASB [2002a], "The FASB Addresses Standards Overload Through New Projects", *The FASB Report*, February, FASB.
- FASB [2002b], *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, October, FASB.
- FASB [2004], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July, FASB.
- FASB [2008], FAS162, *The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, May, FASB.
- FASB [2009a], FAS168, *The FASB Accounting Standards Codification and Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles : A Replacement of FASB Statement 162*, June, FASB.
- FASB [2009b], "FASB Initiates "Disclosure Framework" Project Aimed at More Useful, Organized and Consistent Disclosure", *News Release*, July, FASB.
- FASB [2010a], Exposure Draft, *Proposed Accounting Standards Update-Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities: Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*, May, FASB.
- FASB[2010b], SFAC8, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, September, FASB.
- FASB [2012], Discussion Paper, *Invitation to Comment : Disclosure Framework*, July, FASB.
- FASB [2013], Exposure Draft, *Proposed Accounting Standards Update-Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, February, FASB.
- FASB [2014], Exposure Draft, *Proposed Concepts Statement-Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 8 : Notes to Financial Statements*, March, FASB.
- FASB [2015a], ASU2015-01, *Income Statement-Extraordinary and Unusual Items (Subtopic 225-20) : Simplifying Income Statement Presentation by Eliminating the Concept of Extraordinary Items*, January, FASB.
- FASB [2015b], Exposure Draft, *Proposed Accounting Standards Update-Notes to Financial Statements (Topic 235) : Assessing Whether Disclosure Are Material*, September, FASB.
- FASB[2016], ASU2016-01, *Financial Instruments-Overall (Topic 825-10) : Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, January, FASB.
- FASB [2017], ASU2017-04, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350) : Simplifying the Test for*

- Goodwill Impairment*, January, FASB.
- IASB [2008], Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, March, IASB.
- IASB [2009], IFRS9, *Financial Instruments*, November, IASB.
- IASB [2015], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May, IASB.
- IASB [2017a], Discussion Paper, *Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*, March, IASB.
- IASB [2017b], Agenda Paper 28B, *Implications for the Board: options for the Work Plan*, March, IASB.
- IASB [2017c], Exposure Draft, *Definition of Material* (Proposed amendments to IAS1 and IAS8), September, IASB.
- IASB [2017d], Practice Statement 2, *Making Materiality Judgements*, September, IASB.
- SEC [2003], *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, July, SEC.
- SEC Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting (CIFiR) [2008], *Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission*, August, SEC.
- 浅野敏志 [2016], 「マネジメント・アプローチの有効性—『経営者の恣意性』と『比較可能性』の視点から」『会計』第190巻第5号, 31-45頁。
- 川西安喜 [2017], 「のれんの会計処理に係る国際的な会計基準の動向」『企業会計』第69巻第7号, 21-28頁。
- 川村義則 [2014], 「アメリカにおける展開」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社, 29-58頁。
- 草野真樹 [2010], 「金融危機後の公正価値測定の動向とその特徴」『経済論叢 (京都大学)』第184巻第3号, 95-111頁。
- 小柳千佳子 [2017], 「適用後レビューから生じたIFRS第8号『事業セグメント』の明確化 (2016年10月の議論)」『週刊 経営財務』第3,300号, 28-32頁。
- 杉本徳栄 [2010], 「U.S.GAAPの制度性」『経済論叢 (京都大学)』第184巻第3号, 3-23頁。
- 高寺貞夫・草野真樹 [2007], 「公正価値性オプションの制限による混合属性会計の再制度化」『企業会計』第59巻第6号, 118-129頁。
- 徳賀芳弘 [2012], 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究 (日本銀行金融研究所)』第31巻第3号, 141-204頁。
- 広瀬義州編著 [2011], 『財務報告の変革』中央経済社, 2011年。
- ロバート・H・ハーズ (杉本徳栄・橋本尚訳) [2014], 『会計の変革』同文館出版, 2014年。
- (付記) 本稿はJSPS基盤研究(C)課題番号16K03974の助成を受けたものである。

Ⅱ 東日本部会・統一論題報告

日本の中小企業会計基準をめぐる課題

成 川 正 晃
東北工業大学

要 旨

わが国においては、中小会計基準が 2 つ存在している。現状でどちらの会計基準が選択されているのかについて、事実を実態調査から確認する。本稿では、2 つの会計基準の選択という点において「日本の中小会計基準をめぐる課題」が存在すると措定する。

そこで、目的を 2 つ設定した。第 1 は、会計基準の品質の面である。会計基準により質的優劣が存在すれば、質的に優っている会計基準が選択されるであろうという仮説を設定した。しかし、一般的に「簡便である」との評価を得ている会計基準が実務界では選択されているという事実があった。したがって、第 1 の仮説は棄却された。その結果、会計基準間の選択には、質的問題以外の規準が存在することが考えられる点が指摘された。

第 2 は、中小企業会計基準に関する教育の側面である。簡便なものから難しいものへという段階的学習の可能性に言及した。しかし、1 つの項目に対して複数の会計処理が容認されている場合には、その教育範囲や教育の順序等には慎重な検討を要する点が指摘された。また、会計基準の多様化が見られれば、多種多様な会計情報が産み出される。この時、会計情報の信頼性が鍵である、その信頼性の程度により会計教育のポイントが移っていく点を指摘した。

I はじめに

ー背景と問題の所在ー

1. 研究背景

『2017年版中小企業白書 概要』によると、全国企業数 382 万者のうち、中小企業⁽¹⁾は、380.9 万者で全体の 99.7%を占めており、全国従業者数 4,804 万人のうち、中小企業の従業者数は 3,361 万人で全体の 70%を占めている(中小企業庁 2017)。これらは、わが国経済における中小企業のプレゼンスの証左であり、それゆえ研究対象として中小企業を取り上げる意義がある。このような中小企業における近年の会計上の注目すべき出来事としては、従来の大企業向け会計基準とは異なり、中小企業向けの会計基準が公表されたことである。2005 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針(中小指針)」が公表され、2012 年 2 月には、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」が、公表されている。わが国の中小会計基準⁽²⁾が並存している状況であるといえる。このように中小企業向けの 2 つ⁽³⁾の会計基準が並存している状態であるからこそ、その両者の違いについて、策定経緯の違いや、内容について様々な議論が生じていた。また、ここに来て、並存状態が続いて来たことから、実務における実態調査等も公表されるに至っている。

2. 問題の所在と本稿の目的

中小指針が公表されてから 12 年が経過し、中小会計要領も公表されてから 5 年が経過している。両基準ともに、中小企業が計算書類を作成する際に依るべき会計処理のルール等に関する考え方や具体的処理方法を定めたものである。いずれも対象たる中小企業に対して強制適用されるべきものではなく、企業側の任意適用となっている。任意適用であるがゆえに、

中小企業側は、何らかの理由により、2 つの基準のうちからいずれか一方を選択適用していくことになる。そこで、本稿においては、2 つの会計基準の選択という点に「日本の中小会計基準をめぐる課題」が存在すると指定する。

具体的には本稿の目的を 2 つ設定した。第 1 は会計基準の品質面である。会計基準に準拠した結果の会計情報について、両者の間に質的優劣が存在するとすれば、優っている基準が選択されるだろうという仮説を設定する。その上で文献分析を通して仮説の検証を行い、今後の会計基準設定の方向性について若干の私見を提示したいというのが目的である。第 2 は会計教育の側面である。会計基準の内容として、共通項目もあれば異なる項目も存在する。したがって、教育面でどのような違いが生じ、その違いに関連していかなる対処方法が考えられるのかを提示したいというのが 2 つ目の目的である。

II 先行研究

わが国において、中小企業会計基準が並存してから 5 年以上が経過している。両基準については、様々な整理・検討が行われているが、ここでは、まとまりのある文献として櫛部幸子 [2016]『中小会計基準の課題と展望』を取り上げる。櫛部は、「中小企業会計基準の棲み分けが問題となる」(櫛部 2016, 188)との認識のもと、「日本においては適用対象企業の線引きが曖昧、もしくは線引きがなされていないため、簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる」(櫛部 2016, 188)と整理している。これは、中小企業会計基準の選択適用問題が存在し、その時に基準の「簡単さ」が選択適用の判断根拠になりうるとの見解を示したものである。

また、河崎照行・上西左大臣 [2017]「中小企業会計の課題と展望」では、中小企業会計基準の必要性をその成り立ちから振り返ると共に、中小企業会計基準の選択適用に関しては、両基準を上下関係で捉えるのではなく、企業属性の違いによって選択適用すべきであるという見解を示している。

さらに、菅原・姫 [2016]「日本の中小企業の選択適用に関する税理士の意識調査」では、中小会計基準の自主適用とその判断基準等について、日本の税理士に対するアンケート調査を通して実証的に明らかにしている。これによると、中小会計要領と中小指針は共存すべきものであり、その棲み分けの方法としては、上場意図の有無や企業規模、資金調達における優遇制度に対するニーズ、などの規準で区別されるのが良いと考えられていること等が明らかにされている。

一方で、このように様々にある中小企業会計基準の選択問題を教育⁽⁴⁾面から扱った先行研究として成川正晃 [2014]「中小企業会計要領と会計教育」がある。成川は、中小会計要領と中小指針と比べて、必ずしも簡便化されているとは言えない側面があることを論証した上で、段階的教育の可能性に言及している。

III 研究手法

そこで、本論文では、これらの先行研究を尊重しながらも、近年公表された実態調査の資料を元に、現状としての中小会計要領と中小指針の選択状況を把握し、どちらが浸透しているかを確認する。これに関連して中小企業会計基準の選択議論を隣接学問分野（情報の非対称性の文脈等）の知見も援用しながら、中小会計要領と中小指針のどちらが質的に優っているのかを明らかにし、優っている中小会計基準の方が

選択されているという仮説の検証を試みる。

また、中小会計基準の内容に照らして、異なる内容項目の教育という視点から、中小企業会計教育の面についての可能性に言及していく。

IV 中小企業会計基準の選択状況

中小企業庁では、中小会計要領の公表された2012年から2015年までの3年間を中小会計要領の集中広報・普及期間と位置づけていた。その後の施策決定のためにも、この3年間の状況を把握した上で新しい中小企業（会計）施策を議論・検討するためであった。

経済産業省中小企業庁の委託事業として富士経済が実施した『平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書』（2015）が出されている⁽⁵⁾。そこで、この報告書から実態を把握していく。報告書によると、中小会計要領の普及促進を行う理由として、次の3点が示されている。①決算書の信頼性が向上する、その結果、②自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになる、③金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながる、という3点である⁽⁶⁾。以下、本章では、中小企業及び中小企業を会計面で支援する認定支援機関に対して行われたアンケート調査に基づく整理を概観する。

1. 中小企業に対する実態調査

中小企業に対するアンケート調査として、中小会計要領の認知度は、「知っている」が24.4%、「知らない」が75.6%となった（有効回答：824件）。この「知っている」と回答した企業（201社）のうち中小会計要領の導入状況は、「導入している」が31.2%、「完全に導入しているかは分からないが、従前から行っている会計処理

が中小会計要領にほとんど拠っている」が 30.2%、「会計専門家に任せているため把握していない」が 24.1%であった。中小企業の認知度において「知っている」と回答し、導入状況で「導入している」と回答した企業は 62 社である。この 62 社を対象に、中小企業会計要領の準拠度合いも調査されている。そこでは、「完全に準拠している」が 82.3%であった。全体の有効回答数の 824 件のうち、完全準拠割合は、約 6%であった。

また、「知っている」かつ「導入している」中小企業 62 社を対象に中小会計要領に基づく決算書を自社の経営力強化に活用しているか、というアンケートには、「活用している」が 77.0%（有効回答：61 社）であり、具体的にどのように自社の経営力強化に活用しているか（複数回答形式）では、85.1%（40 社）が「取引金融機関に対する信用情報の開示」と回答している。

一方で、中小会計要領を「知っている」が、「導入していない」と回答した企業は、29 社になる。この 29 社を対象に計算書類の作成基準についてアンケート調査を行なった結果は、「企業会計を意識することなく、法人税法に定める方法で作成している」が 48.0%、「会計専門家に任せており、把握していない」が 24.0%、「上場企業向けの「企業会計基準」に基づいて作成している」が 16.0%、「「中小会計指針」に基づいて作成している」が 12.0%となっている（有効回答：25 件）。したがって、中小会計要領を知っていながら、導入はしていなく、かつ、「中小会計指針」や「企業会計基準」を計算書類の作成基準としているのは、全体から見ると約 0.8%の割合となる。

2. 税理士・税理士法人に対する実態調査

さらに、税理士・税理士法人に対する単純集

計結果として、中小会計要領の認知度は、「知っている」が 100%（有効回答：723 件）となっている。さらに、やはり単純集計「中小会計要領に完全準拠」が 52.4%で一番多く、次いで「中小会計要領に部分準拠」が 40.8%、「中小会計指針に部分準拠」が 38.6%、「中小会計指針に完全準拠」が、28.3%となっていた。

3. 現状の推計

中小企業や税理士・税理士法人へのアンケート調査から現状を推計すると、中小企業の計算書類作成基準としては、中小会計要領の方が中小指針よりも浸透していることがわかる⁷⁾。

V 中小企業会計基準の選択問題

1. 情報の非対称性の文脈における 中小企業会計基準の選択問題

金融市場には、資金の貸し手と借り手が存在する。中小企業と取引のある主要な金融機関についてのアンケート調査（複数回答）では、やはり富士経済が実施した『平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書』（2015）によると、「地方銀行」が 70.4%と最も多く、次いで「信用金庫」が 44.7%、「都市銀行」が 30.5%（有効回答：845 件）となっている。中小企業の多くが間接金融に依存しており、かつ地銀や信用金庫という地域金融機関に依存していることがわかる。

このような中小企業と金融機関との間では、一般に知られていることがある。その一つが情報の非対称性の問題である⁸⁾。中小企業が作成し金融機関に提出する計算書類（財務情報）による信頼性が低ければ、すなわち、中小企業が有している情報と金融機関が入手する情報に差（非対称性）があれば、金融取引開始時に逆選択が起きてしまうということである。つま

り、資金の貸し手である地方銀行が、健全な中小企業（X）と不健全な中小企業を区別できなければ、一律の同じ金利での貸し出しを行うと、本来、金融機関が融資しなかった、健全な中小企業（X）が金融市場から退出してしまい、不健全な中小企業（Y）が残ることにより、逆の融資先を選択してしまうという意味で逆選択と呼ばれている。このような情報の非対称性を緩和する方策がシグナリングといわれる。信頼性のある計算書類を企業が提出することにより情報が対称的に近づくという意味である。

本稿との関係でこの問題点を検討すると、中小会計要領と中小指針に準拠した計算書類に質的な、すなわち、信頼性の程度に差があれば、その信頼性の相違そのものが、ある種のシグナリングになりえる可能性を含んでいるといえる。

仮に中小会計要領と中小指針とで、計算書の信頼性の程度が異なり、

中小会計要領 < 中小指針（信頼性の程度が高い）

という関係が成り立てば、金融機関は、中小指針に基づき計算書類を作成している中小企業には安い金利で貸し出しを行い、中小会計要領に基づき計算書類を作成している中小企業には、比較してより高い金利でしか貸し出しを行わないことになる⁹⁾。仮にこのような状況が生じていれば、中小企業は、金利が安くなる（であろう）中小指針に準拠した計算書類を作成するということになる。しかしながら、前述したように、2015 年の実態調査では、逆に中小会計要領の方が市場で選択されており、中小指針の方が選択されていないという現状であった。すなわち、計算書類の信頼性については、

（計算書の信頼性が高い）中小会計要領 > 中小指針

というように、逆の見解も成り立つ。あるいは、中小企業が選択する中小会計基準は、その信頼性という点では（あまり）有意な差が認められず、その他の要因により選択されているだけであるという可能性が考えられる。

（同程度の信頼性）中小会計要領 = 中小指針（同程度の信頼性）

中小会計基準の選択の際に何を基準に選択しているのかについては、慎重な検討が必要ではあるが、櫛部〔2016〕にあるように「簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる」（櫛部 2016, 188）というのは、示唆に富む見解である。また、菅原・姫〔2016〕に指摘されたように、企業属性の違いにより選択しているということも考えられ、さらに追試が必要である。

2. 中小企業会計基準を適用する対象企業の相違

中小企業会計基準（中小会計要領と中小指針）が対象とする適用企業の想定は同一ではない。

中小会計要領の適用企業は、「(1) 本要領の利用は、以下を除く株式会社が想定されている」として、金融商品取引法の規制の適用対象会社と会社法上の監査人設置会社は除かれている。また、「(2) 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本要領を利用することができる」（中小会計要領, p1.2）とされている。一方で、中小指針の適用企業は、「以下を除く株式会社」として (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び

関連会社、(2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する会社を含む。）及びその子会社を除いている（中小

指針, p2)。なお、これらの適用対象は、多くが重なる適用対象になっているが、中小企業庁は以下のように整理している。

図表 1 中小企業会計基準適用対象の比較

中小会計要領	中小指針
中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としている。	とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当とされている。

出所：中小企業庁「中小会計要領の手引き」 p.4 の一部を抜粋

しかしながら、「中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としている」というだけでは、抽象的である。そこで、同じく「中小会計要領の手引き」では、各論の項目数や内容も合わせて整理している。中小会計要領では、基本的な

14 項目であり、税効果会計や組織再編の会計は盛り込まれていないのに対して、中小指針では、項目数は 18 項目で、税効果会計や組織再編の会計等も規定されている。また、各論の項目内容については、以下のように整理している。

図表 2 中小企業会計基準記載項目内容の比較

中小会計要領	中小指針
本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載。	会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理が示されている。

出所：中小企業庁「中小会計要領の手引き」 p.4 の一部を抜粋

中小企業庁の整理によると、中小会計要領は、中小指針に比べて「簡便な会計処理」、「簡潔」かつ「平易な」内容である点に特徴があるといえる。

しかし、中小企業がなぜどちらかの中小企業会計基準を選んでいるのか⁽¹⁰⁾、という実態の説明には不十分である。河崎 [2016a] では、企業属性の違いに注目する。ここに企業属性とは、例えば企業規模（純資産、営業利益、従業員数等）、資金調達（間接金融の割合）や IPO（目指すかどうか）等により、中小指針の適用がうまくできる企業とできない企業があり、中

小会計要領と中小指針の選択適用が行われるとする。また、上西 [2012] では、2 段階での適用を推奨している。これは、最初に中小会計要領を適用し、その後、中小会計要領を理解し、中小会計要領が示す処理等が実践できた段階で、中小指針に移行することが望ましいとする考え方である。

VI 中小企業会計基準の教育側面における課題

中小企業は、そこに働く従業者数の多さで

も、全国従業者数の 70%を占めているにも関わらず、中小企業会計教育の議論は端緒にいたばかりである。成川 [2013] や成川 [2014] は段階教育について言及しているが、そこでは、国際的対応については、検討外に置かれていた。本稿では、国際的対応まで含めた段階教育の可能性を探りたい。

例えば、よく知られていることであるが、中小会計要領は、国際会計基準の影響を遮断していると言われることが多い。「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする」（中小会計要領、p.2）とされているからである。しかしながら、わが国の中小企業が、IFRS for SMEs を採用している法域で事業展開を行う場合もある。したがって、中小会計要領が国際会計基準の影響を遮断するのは良いとしても、中小企業に働く者にとって、必要な会計教育は、中小会計要領の範囲内に止まるとは言えな

い。すなわち、「中小企業会計の国際的対応は新たな局面を迎えようとしている」（河崎 2016b）のである。一方で、企業属性の違いにより、将来の IPO を考えている中小企業は、企業会計基準や中小指針を選択適用していることも考えられる。現在の大企業の多くは、元々中小企業だったという考え方もある。このような点も含めて理想的な教育手順を考えてみたい。

例えば、上西 [2012] にあるように、第 1 段階として中小会計要領を適用する中小企業が第 2 段階として中小指針を適用すると考え、それに沿って教育も考えようということがある。成川 [2014] では、その段階学習について一部論じている。

以下の図表 3 にあるように、第 1 段階として、いずれの基準にも関係するベースとなる「コア領域」の学習を経た後に少しずつ階段を上がるというイメージである。

図表 3 理想的な段階的教育



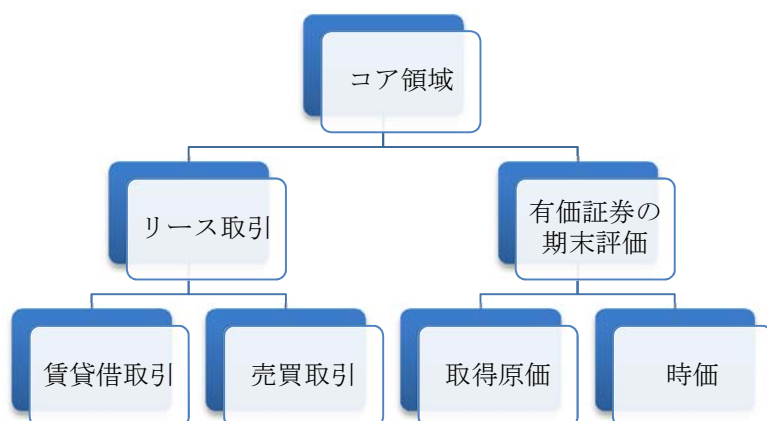
出所：筆者作成

ところが、個々の具体的項目の会計処理となると更なる検討が必要である。リース取引に係る会計処理では、中小指針では、売買取引に係る方法が原則的な処理で、通常の賃貸借取引に係る方法は容認されているに過ぎない。これに対して、中小会計要領では、賃貸借取引に係る方法と売買取引に係る方法の選択適用になっている。このような場合には、あえて、より簡

便と考えられる賃貸借取引に係る方法を先に教育し、その後で売買取引に係る処理を教育するという項目別段階的教育が採用されても良いだろう。また、有価証券の期末評価に関しては、中小会計要領では、取得原価を原則的な処理方法にしているのに対して、中小指針では、市場価格のある株式を保有していても多額でない場合等の条件をつけて取得原価を容認し

ている等の違いがある。

図表 4 項目別段階教育



出所：筆者作成

このような段階的教育は、教育という面では理想かもしれないが、採用される会計処理方法が異なるということは、そこから導出される会計情報も異なるということになる。どちらの会計情報も間違いという訳ではないが、情報の信頼性という点で異なるかもしれないということが指摘できる。

一般的な情報の非対称性が存在している場合、情報をやり取りするマーケットでは、より信頼性の高い情報を選好することが知られている。情報の受け手はリース取引では、売買取引に係る会計処理を選好する可能性があるし、市場価格のある有価証券の期末評価では、時価による評価を選好する可能性があると言える。

会計情報の信頼性を測定するのには困難が伴う。関係者へのアンケート調査やヒアリング調査を積み重ねていく必要がある。

Ⅶ 結び

本稿では2つの目的を設定した。第1は会計基準の品質の違いである。金融市場における情

報の非対称性の文脈から考えると、マーケットでは品質の高い情報が好まれるとすれば、企業は品質の高い会計基準を選択しているはずである。一般に、中小会計要領の方が中小指針よりも簡便であると言われているので、もしそうであるならば、中小指針の方がマーケットで選択されているはずであるが、実際の適用状況はその逆であった。したがって、品質に「優っている会計基準が選択される」という仮説は棄却された。実際、マーケットにおいても中小会計要領の方が適用されていた。これは、中小会計基準の選択規準が別にあることの証左であることも考えられるし、先行研究でもこの点に触れている。さらに、実証的な研究が必要である。

また、本稿のもう1つの目的は、教育面での対処方法の提言であった。

IFRSの普及により、会計情報の画一化が進んでいることは事実である。その一方で、わが国中小会計基準のように会計基準の多様化が見られれば、多種多様な会計情報が産み出される。この時、会計情報の信頼性が鍵であり、そ

の信頼性の程度により会計教育のポイントは移るものと考えられる。

注

(1) 中小企業の定義は様々ではない。中小企業基本

法上においては、「中小企業の定義」ではなく「中小企業者の範囲」と規定している。本稿で対象とする中小企業とは、中小企業基本法における中小企業者とする。中小企業基本法第2条によると、次のように整理される。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
一 製造業、建設業、運輸業その他の業種（二～四を除く）	3 億円以下	300 人以下
二 卸売業	1 億円以下	100 人以下
三 サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
四 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

なお、本章で取り扱う中小企業とは、日本における中小企業であり、各国においては中小企業の定義はやや異なる。

- (2) 現在、わが国において会計基準と呼べるのは企業会計基準委員会が設定した「企業会計基準」を指すと解すべきであるが、本稿ではやや広く一般的に浸透しつつあるという意味において、「中小指針」と「中小会計要領」を中小会計基準と称する。
- (3) 2009年にIASBから中小企業向けIFRSに相当する「IFRS for SMEs」が公表されている。わが国において、IFRS適用企業の子会社（中小企業）がIFRS for SMEsを適用している場合などが想定されるが、この点を踏まえると「3つ」と考えることもできる。
- (4) 教育といった場合、その場が特定されなければいけないが、ここでは、大学における中小会計教育を想定した議論とする。
- (5) アンケート調査の概要は以下の通りである。
 - (1) アンケート配布
 - ① 中小企業：5,000 社
 - ② 認定支援機関向け（税理士・税理士法人：4,500 社、金融機関：500 行）
 - (2) サンプルの取り方

中小企業については、東京商工リサーチ（株）保有のデータベースを使用。
税理士・税理士法人、金融機関については、認定支援機関データベースを使用。
 - (3) 調査手法

電子メール、郵送にて調査票配布、FAXにて回収
 - (4) 調査期間

2014年12月8日～2015年1月23日

(5) 回収結果

- ① 中小企業：862 社（回収率 17.2%）
- ② 認定支援機関向け

税理士・税理士法人：736 社（回収率 16.4%）
金融機関：242 行（回収率 48.4%）
- (6) 中小企業庁 [2012] 「中小企業会計要領の手引き」の「はしがき」にも同じ表現で、中小会計要領導入の効果が述べられている。
- (7) 中小企業と認定支援機関（税理士・税理士法人及び金融機関）との間では、中小企業会計要領に対する認知度のギャップも浮き彫りになっているとも言える。
- (8) 中小企業金融における情報の非対称性の問題は、成川 [2017] において論じているので参照されたい。
- (9) ある限定された仮定のもとでの検討である。つまり、計算書類による融資判断のみであり、かつ計算書類の信頼性に優劣が生じているという仮定である。
- (10) 村田 [2010] によると、「本来、中小企業が適用する会計基準の選択は、中小企業の最高経営者が決定するが、実際のところは、税理士などの会計専門家が会計に関して提案の余地を残していたり、直接的な影響を与えている」との指摘もある。また、富士経済が実施した『平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書』（2015）によると、中小会計要領を「知っている」企業でかつ「導入している」と回答した企業 62 社に対する、中小会計要領を導入したきっかけ（複数回答）では、「会計専門家に勧められたため」が 61.3%と最も多くなり、村田

[2010] の説を裏付ける結果となっている。

参考文献

- Akerlof, G. [1970], The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism. *Quarterly Journal of Economics* 84: 488-500.
- 上西左大信 [2012], 「税理士の果たすべき役割」河崎照行・万代勝信編著『中小会社の会計要領』中央経済社, 219-225 頁。
- 河崎照行 [2016 a], 「わが国の中小企業会計研究: 過去・現在・未来」『経理研究』中央大学経理研究所編第 59 号, 58-69。
- 河崎照行 [2016 b], 「中小企業会計と国際的対応」『中小企業会計研究』第 2 号, 巻頭言。
- 河崎照行・上西左大信 [2017], 「中小企業会計の課題と展望」『税研』191 号, 1-13 頁。
- 櫛部幸子 [2016], 『中小会計基準の課題と展望』同文館。
- 坂本孝司・加藤恵一郎 [2017], 『中小企業金融における会計の役割』中央経済社
- 菅原智・姫艶彦 [2016], 「日本の中小企業会計の選択適用に関する税理士の意識調査」『会計』第 190 巻第 2 号, 222-236 頁。
- 中小企業庁 [2017], 『中小企業白書 2017 年版』中小企業庁。
- 中小企業庁 [2017], 『2017 年版中小企業白書 概要』中小企業庁。
- 鶴見正史 [2016a], 「中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式 (1)」『佐賀大学経済論集』第 49 巻第 1 号, 37-63 頁。
- 鶴見正史 [2016b], 「中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式 (2)」『佐賀大学経済論集』第 49 巻第 2 号, 51-78 頁。
- 成川正晃 [2013], 「中小企業会計基準の簿記教育への影響」『日本簿記学会年報』第 28 号, 100-105 頁。
- 成川正晃 [2014], 「中小企業会計要領と会計教育」『経理研究』中央大学経理研究所編第 57 号, 272-279 頁。
- 成川正晃・飛田努 [2016], 「中小企業を対象とする会計制度・実務指針設定への提言」『中小企業会計研究』第 2 号, 2-12 頁。
- 成川正晃 [2017], 「会計情報の役割—会計で情報の非対称性を緩和する—」(坂本孝司・加藤恵一郎編著『中小企業金融における会計の役割』中央経済社, 12-22 頁。
- 富士経済 [2015], 「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」経済産業省中小企業庁委託事業。
- 村田英治 [2016], 「IFRS 導入と中小企業会計基準の将来の方向」『商学研究』第 32 号, 129-141 頁。
- 村田直樹 [2010], 「中小企業会計実務に関する動向調査」『産業経営プロジェクト報告書』第 33-2 号, 1-165 頁。
- 弥永真生 [2016], 「財務報告の負担軽減へ—連合王国 (UK) の中小企業会計の動向」『企業会計』第 68 巻第 2 号, 246-250 頁。

財務報告の適正性の担保 – 実務（公認会計士業務・IFAC 等）の観点

樋口 尚文
公認会計士

要 旨

本稿は、日本の非上場企業・中小企業が、国際会計基準（IFRS）を適用すると仮定する場合の、財務報告の適正性の担保（または信頼性の付与）について、実務の観点から検討することを目的としている。

まず、非上場企業・中小企業の範囲と会計制度について検討した。日本の非上場企業・中小企業が適用する財務報告の枠組みについて、会社法の規整のもとでは「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として、様々な基準またはガイダンスを使用できることを確認した。海外の非上場企業・中小企業においては IFRS for SMEs の使用は先進国では限られていて、各国の会計基準が使用される傾向が多いことを確認した。

つぎに、非上場企業・中小企業の財務報告に関する監査・保証業務の利用について検討した。日本の場合は公認会計士または監査法人による監査・保証業務の提供は上場企業が中心であり、非上場企業・中小企業への提供は少ないことを確認した。対照的に、海外では国際会計士連盟（IFAC）の支援を受けて、中小会計事務所が非上場企業・中小企業に監査・保証業務を広範に提供していることを確認した。

最後に、日本の非上場企業・中小企業の IFRS または IFRS for SMEs との関係、民法改正と行政庁の動向、会社法における論点および公認会計士または監査法人による監査・保証業務とその長所および短所について検討した。

I はじめに

筆者は、2017年6月17日に青森県青森市の観光物産館アスパム（準備委員会は青森大学）で開催された国際会計研究学会第8回東日本部会において、「国際会計基準の下での非上場企業・中小企業会計をめぐる課題」という統一論題について、「財務報告の適正性の担保－実務（公認会計士業務・IFAC等）の観点」というテーマで発表する機会を得た。本稿は、そこでの発表内容の概要をまとめ、部会での質疑や発表後に触れた文献なども踏まえ、さらに加筆修正したものである。

テーマに関連して、青森県では中小企業の割合が非常に高いため、青森県における非上場企業・中小企業の国際会計基準の適用可能性について報告するように依頼を受けた。そこで、筆者は非上場企業・中小企業の会計基準そのものではなく、会計情報・財務報告等の利用のされ方や、その適正性を担保するための手段について、公認会計士業務・IFAC（国際会計士連盟）等の実務家の観点から議論を進めた。なぜならば、国際会計基準（国際財務報告基準など呼称が複数あるが以下「IFRS」で統一する。）または日本の会計基準やガイダンスなどにしていたとしても、公認会計士または監査法人による監査・保証の提供による信頼性の付与がなくては、利用者にとっての情報の意義や有用性が低下する場合があると考えからである。

この観点から、筆者は次の内容の報告を行った。

- ・非上場企業・中小企業の範囲と会計制度の日本と海外との比較
 - ・非上場企業・中小企業に関する公認会計士業務の日本と海外との比較
 - ・日本の非上場企業・中小企業監査の論点
- 以下、これらの内容の概要を述べる。

II 非上場企業・中小企業の範囲と会計制度の日本と海外の比較

1. 日本の非上場企業・中小企業

日本の非上場企業について分類すると以下のようになる。

- ① 上場企業の子会社・関連会社
- ② 非上場の金融商品取引法適用会社
- ③ 非上場かつ会社法上の大会社
- ④ 公開準備中の非上場企業
- ⑤ いわゆる中小企業
- ⑥ 外資系企業の子会社・支店
- ⑦ 特別目的事業体や他の事業体（会社法に規定されていないファンド・学校法人・社会福祉法人・医療法人・労働組合・公益法人など）

このような分類のもとで、①から④までの企業は企業会計基準委員会等が公表する会計基準（いわゆる日本基準）またはIFRSなどに準拠して財務諸表を作成することになる。一方、⑤の中小企業については、日本基準の他に「中小企業の会計に関する指針」（中小指針）、「中小企業の会計に関する基本要領」（中小要領）、または法人税法にしたがって財務諸表を作成することになる。これは、会社法431条が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」としている以外に、採用が強制される明確な会計基準がなく、幅があるものとされるからである。この中にはIFRSまたは中小企業向けIFRS（IFRS for SMEs）も含まれる可能性もある。一方、⑥の外資系企業についても⑤と同様に法的に採用が強制される明確な会計基準はないものの、親会社などの株主に対しては、IFRSまたはIFRS for SMEs若しくは米国基準または各国の会計基準にしたがった会計情報を報告することが一般的である。さらに、⑦において、金融商品取引法または会社法の規整

を受けない事業体を列挙したが、これらはそれぞれの財務報告の枠組みに従い財務諸表を作成することになる（たとえば、学校法人であれば、文部科学省が公表する学校法人会計基準によるなど）。

2. 海外の非上場企業・中小企業

海外の非上場企業・中小企業の制度のすべての詳細についてここで述べることは不可能であり、本報告の目的でもないため、一般論について述べることにする。

IASB（国際会計基準審議会）は、IFRS for SMEs の適用対象を、公的説明責任（Public Accountability）を有しない企業と想定している（IASB [2015], para1.2(a)）。したがって、IASBによると、公的説明責任を有する企業がIFRS（完全版IFRS）を適用し、公的説明責任を有しない企業が一般目的財務諸表を作成する場合はIFRS for SMEsを適用することを想定している。たとえば、非上場企業であっても、金融機関等で、外部者の広範なグループの受託者として資産を保持している場合には、公的説明責任を有する企業に含まれるとIASBは考えている（IASB[2015], para1.3(b)）。また、IFAC（国際会計士連盟）においては、社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity（PIE））を定義している。各国での運用の違いがあると思われるものの、PIEに該当しないものが一般的には非上場企業・中小企業の範囲に含まれると考えることができる。

つぎに、海外における非上場企業・中小企業の会計や、IFRS for SMEsの浸透度について検討してみる。IASBの公表資料によると、IFRS for SMEsの適用国は85カ国に及ぶ（IFRS Foundation [2017], P1）。この内訳をみると、いわゆる先進国でのIFRS for SMEsの適用は、イギリス、南アフリカ、ブラジル、シ

ンガポールなどわずかであり、他の適用国は発展途上国など元々会計基準が整備されていなかったと推測される国が多いと考える。とすると、他の先進国は国内基準を採用しているということになり、この点に限っていうと日本の制度にやや近いということになる。

Ⅲ 非上場企業・中小企業に関する公認会計士業務の日本と海外との比較

1. 日本の中小監査法人と上場企業、非上場企業・中小企業

日本で、大手監査法人の上場企業の監査市場のシェア率は72%・約2,600社、中小監査法人の上場企業の監査市場のシェア率は28%・約1,000社となっており（町田[2015], P85）、欧米を中心とする海外の監査市場とは事情が大きく異なる。

上場企業を除くと会社法監査の適用となる会社数は約10,000社であり（財務会計基準機構[2010], P20）、我が国ではいわゆる中小企業数が300万社程度と言われていることから考えると監査・保証業務を受ける割合は海外と比べると低い。すなわち、現在の制度では、Ⅱ1.の①から④までおよび⑦の一部が、公認会計士または監査法人（公認会計士等）による法定（または任意）監査の対象であり、⑤については監査・保証業務の利用は少なく、⑥については親会社などの株主の要請などから何らかの監査・保証業務を受けることが多い。

一方、監査法人規模の大小に関わらず、外資系企業を除けば、非上場企業・中小企業に対する任意監査業務の提供は、法定監査と比べると、企業数の面でも報酬の面でも少ない。監査法人ではない中小会計事務所所属の公認会計士のクライアントは中小企業であるが、税理士

業務（申告代理・税務顧問等）が中心であり、監査・保証業務の提供は比較的少ない。

非上場企業・中小企業に対する公認会計士等による任意の監査・保証業務の提供が浸透していない背景は、銀行融資において担保・個人保証または信用保証協会の保証が有力な債権回収の裏付けの一つであり、金融行政や会社法の立法過程においても行政庁が非上場企業・中小企業の財務諸表に公認会計士等の監査・保証による信頼性の付与が（上場企業・大会社と比較して）必要だとは思っていなかったことが影響していると思われる（むしろ、公認会計士等は会計参与などの形で関与することが会社法の観点から期待されていたと考える）。この点に関して近年変化の兆しがみられることについては、IVにおいて記す。

2. IFAC と海外の中小企業・中小会計事務所

(1) IFAC の中小会計事務所・中小企業への支援

IFAC は、各国の会計士団体が構成員となって形成する、いわば国際的な自主規制団体といえる。IFAC では、IAASB（国際監査・保証基準審議会）や IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が、職業会計士の監査や倫理の基準などを設定しているが、IFAC 内ではそれら以外にも、様々な活動が行われており、その中の一つとして、中小規模の会計事務所が協議する SMPC（中小事務所委員会）が設置されている。

IFAC においては、上述のとおり監査や倫理などの基準設定を行っているが、PIE も含めた業務を想定しているため、複雑かつ基準の量も増加する傾向にある。このような基準設定の傾向のもとで、いわゆる大手会計事務所（4 つまたは 6 つ）では人的および金銭的リソースが十分にあるため、適用が困難なことは少ないと考

えられる。一方、中小会計事務所などはそのようなリソースが少ないため、基準設定のスピードや規制強化の流れについていくことが困難である。中小会計事務所が負担する規制対応コストは翻って中小企業に報酬という形で負担されることになるが、海外において中小企業に対する監査・保証業務は中小会計事務所にとって重要であることから、SMPC では様々なツールを用意し、中小会計事務所の便宜を図っているし、各国の会計士団体がこれを母国語に翻訳することも奨励している。具体的には、中小企業監査における国際監査基準利用ガイド（Guide to Using International Standards on Auditing in the Audits of Small- and Medium-Sized Entities）、レビュー業務ガイド（Guide to Review Engagements）、中小会計事務所のための品質管理ガイド（Guide to Quality Control for Small- and Medium-Sized Practices）、および中小会計事務所のための業務管理ガイド（Guide to Practice Management for Small- and Medium-Sized Practices）などがある。国際的なネットワークが提供するツールなど利用できない各国の中小会計事務所はこれらの SMPC のツールや支援策を活用して、非上場企業・中小企業の監査・保証業務を行っている。

(2) 海外の中小会計事務所

また、海外では、非上場企業・中小企業の法定監査が日本より広範に要求される法域がある。たとえば、EU の会計指令によると、一定規模（①売上 8 百万ユーロ、②総資産 4 百万ユーロ、および③従業員数 50 名の 3 要件の 2 つを満たすもの）の中小企業には法定監査を要求し（EU [2013], Article3(2)）、各国はそれよりも厳しい規制を設けることもできるようである（弥永 [2015a], P49 および FEE [2016],

P1)。また、東南アジアにおいてもマレーシアやシンガポールでは、すべての企業が法定監査の対象となるようである。一方、アメリカでは、上場企業や SEC 登録企業には 1933 年証券取引法および 1934 年証券取引所法に基づく法定監査義務があるのに対し、非上場企業・中小企業に対して法定監査義務はないものの、一定規模の融資を受ける際には、融資者である銀行などの債権者が、融資契約などに基づいて公認会計士による任意の監査・保証業務を提供させることにより、財務報告の適正性の担保を求める実務慣行が一般的である。

これらに加えて、税務申告に会計士の監査報告の添付が必要となる（香港など）法域もある。

したがって、海外においては非上場企業・中小企業であっても、法定監査の範囲は日本と比べると広い国が少なくないと言えるだろうし、財務報告について監査報告などの第三者の信頼性の付与がないと、実務上は資金調達が困難になることも少なくない。

なお、ヨーロッパの法定監査に関連して、たとえば北欧では小規模企業であっても法定監査の範囲が広いため、小規模事業者向けに別個の監査基準を設定して欲しいという要望があるが（NRF [2015]）、IAASB は、元々監査基準は一つであるべきという考えを持っていたため、(中) 小企業監査向けの基準が設定されるかどうかは現時点では不明である。

いずれにせよ、ヨーロッパでは公的説明責任のある企業の会計基準は IFRS、それ以外は IFRS for SMEs または各国基準という 2 階層構造で、監査基準は 1 階層である（なお、アメリカの場合は、会計基準は FASB（財務会計審議会）の公表する基準の 1 階層だが、監査基準は PCAOB 基準と AICPA 基準の 2 階層である⁽⁴⁾）。

最後に、いわゆる大手会計事務所の上場企業の監査のシェアは非常に高い（金融庁 [2017]、

P40）が、非上場・中小企業の法定監査の範囲が広いことから、非上場・中小企業の監査業務を広範に行っている大手会計事務所もあると思われる。

IV 日本の非上場企業・中小企業監査の論点

1. 日本の非上場・中小企業の会計と IFRS または IFRS for SMEs の関係

「中小企業等の会計については、IFRS の影響を受けないようにする」という行政庁の方針があるため、中小企業の会計と IFRS または IFRS for SMEs は基本的には遮断された関係である（金融庁 [2012]、P9）。これは、リソースの少ない中小企業の作成・開示負担を考えると妥当な方針だと考えられる。すなわち、現実的には、余程の規模の非上場企業・中小企業でない限り、企業会計や税務会計に関する調査や方針の決定は顧問税理士などに依存していることが多く、実務的には税理士は税務会計に注力することからも IFRS の影響を受け基準の修正も頻繁である会計基準では中小企業には過度な負担となるからである。

したがって、法定監査の対象ではない非上場企業・中小企業の財務報告については、中小指針または中小要領を使用することが想定されている。なお、中小指針については、日本の会計基準が IFRS 等の影響により頻繁に改正されることから、ほぼ毎年改正されている。これは、IFRS for SMEs が中小企業の負担を考えて、おおよそ 6 年を経過しないと修正しないという方針と比べると頻繁である。ただし、実務では、中小指針や中小要領にしたがって、決算を行っている非上場企業・中小企業すら少ないと考えられることから、結果的に、非上場企業・中小企業の会計は税務会計が現実的には中心であ

る。また、税務会計はあくまで課税の公平のための租税法に基づくものであって、有用な会計情報の提供を一義的な目的とするものではないことに留意すべきである。もっとも、小規模・零細な規模の企業であれば、どのような財務報告の枠組みであろうと、報告数値は大きくは変わらないと推測される⁽²⁾。

2. 民法改正と最近の行政庁の銀行の貸出姿勢に対する見方

平成 29 年の民法（債権法）改正により、中小企業の個人保証は、経営者保証を除き難しくなった（改正民法 465 条の 6）。すなわち、第三者が保証を行うためには公正証書で保証人の意思表示がなければ効力がないものとされ、手続きが厳格となったため、非上場企業・中小企業に対する経営者以外の第三者による保証はこれから益々実行されなくなるだろう。

また、金融庁は、従来から地域金融機関に、貸出先の事業・収益力を基に融資判断するように求めている、その傾向は強まっている。たとえば、廃止予定の金融検査マニュアルによると「金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待され」ており（金融庁 [2015], P25）、経営者保証に依存しない融資の一層の促進が期待されている。「経営者保証に関するガイドライン」や、日本型金融排除⁽³⁾の方針にも同様のことが言える。

以上を繰り返すと、行政庁の方針によれば、担保・保証ではなく、企業の収益力や成長性を金融機関が評価して融資することが一層期待されている。とすると、企業の収益力や成長性を評価するための前提として、過去の財政状態や業績などの会計情報が適切に作成・開示されていることが必要である。そのため、融資者の

意思決定に関連性のある情報を提供すると考えられる会計基準に準拠した財務報告を非上場企業・中小企業が提供することについてのニーズが高まる可能性がある。非上場企業・中小企業にとっては税務会計ではなく、中小指針または中小要領がまず選択すべき財務報告の枠組みの候補として考えられるが、IFRS for SMEs も選択肢としてあり得るのではないだろうか。

3. 会社法における論点

既述のように、非上場企業・中小企業が今後利用する企業会計の慣行（会計基準またはガイダンス）には様々な選択肢がある。

ところで、現在の会社法の規整のもと、株式会社、特例有限会社および合同会社などが事業活動を行っているが、これらはすべて有限責任である。したがって、会社が倒産したとしても株主や社員の責任は出資限度に留まるから、債権者は会社財産により債権を回収することになる。金融機関は、従来は担保・保証を求めているから問題はないが、2. で述べたような行政庁の方針が融資実務に浸透するようになると、非上場企業・中小企業といえども意思決定に有用な会計情報の開示が債権者などから求められるようになる可能性がある。さらに、中小企業の会社法に基づく決算公告も形骸化しているため（田中 [2016], P396）、金融機関ではない債権者、消費者や従業員などは、企業の会計情報を得ることができず、取引の安全保護や消費者保護という点で問題がある。

4. 公認会計士等による監査・保証業務とその長所および短所

ほとんどの中小企業の決算は、税務会計をベースにしているが、担保・保証に依存しない事業内容や会計情報に基づく意思決定が一層求

められる可能性がある中では、一定規模・業種の企業の財務報告に対して公認会計士等による監査・保証業務の提供という形での第三者による信頼性の付与が必要な場面があると考えられる。

会社法において、会計参与が計算書類を企業とともに作成することで信頼性を付与するという役割が期待されていたが、実際の利用例はごく少数に留まるようである。また、同一ではないが、これに少し近い制度として税理士による決算書についての法人税法 33 条の 2 の書面添付制度もあるが、実際の利用は少ないとされる（財務省 [2016], P151）。

II 1. ⑦の事業体のうち一定の規模要件を満たす事業体は公認会計士等による法定監査の対象として制度化され⁽⁴⁾、中堅規模の非上場企業・中小企業よりも小さい事業体が法定監査の対象となる場合がある。すなわち、既述したが補助金を受領する学校法人などでは法定監査が既に導入されているし、一定規模の社会福祉法人・医療法人に対しても法定監査が導入されつつある。非上場企業・中小企業の中にはこれらの事業体を上回る規模のものがあるが、財務報告の適正性に対して第三者による信頼性の付与が求められない現状は、単純な比較かもしれないが、制度上衡平を欠くと言われてもおかしくはないと考える。

つまり、非上場企業・中小企業の財務報告（企業会計）の枠組みが中小指針、中小要領または、IFRS for SMEs にしたがって、表面的に基準などに準拠していたとしても、何らかの第三者による信頼性の付与がなくては、会計情報自体の有用性は低くなるのではないだろうか。なお、中小指針または中小要領に従った財務報告は特別目的の財務報告の準拠性についての監査になるし、IFRS for SMEs であれば一般目的財務報告の適正表示についての監査となるが、利

害関係者の観点でいえば、財政状態や業績の信頼性に特に関心が高いと思われ、準拠性が適正性かの違いはさほど重要ではないのではないかと考える。

しかし、そもそも日本の非上場企業・中小企業においては、監査・保証業務を求めるインセンティブは非常に低いか全くないといえる。企業が自ら監査を受けるというよりも、融資者のニーズ、決算公告や税務申告も含めた法制度に基づく要求がない限り、進んで監査・保証のコストを掛けようということは考えにくい。なお、地域金融機関ではない海外の金融機関の融資、格付けの取得、または外資系企業の傘下に入るなど企業を取り巻く環境が変われば、監査・保証業務の提供のニーズは強くなろう、その場合、IFRS for SMEs の活用もあり得る。

もとより、日本の現行の法定監査制度も旧証券取引法の導入が端緒であるから、自然発生的に監査制度が浸透し後に法定監査が導入されたイギリスやアメリカとは監査・保証制度の成り立ちや利害関係者の認識が異なる。従来は、行政庁においても、融資者においても、非上場企業・中小企業に対して監査・保証業務が必要とは考えていなかったのだろう。これは、日米の監査人の違いは、「十分な監査がないと株主が納得しない状況が背景にあるかどうか」であるという指摘が参考になる（江頭 [2007], P210）。要は監査報告がないと、融資者や出資者が納得しない場合（国）と、公認会計士等の監査に重きを置かない場合（国）との違いに基づいていると考えられ、これは上場企業だろうが、非上場企業・中小企業だろうが関係者の認識は変わらないだろう。この点、日本では企業会計や会社法よりもむしろ非営利分野の方が監査・保証業務への理解や浸透が進んでいるのではないかと考える。

監査・保証の長所は、いうまでもなく、財務

報告の適正性の担保または信頼性の付与にある。投資家・融資者・取引先等の利害関係者に対して信頼性の高い過去情報が提供されることにより意思決定に際して依拠し得る情報を提供できる。

他方、短所はコストの増加や企業自身や行政が監査・保証業務の便益を感じていないことである。しかし、短所は適正表示の枠組で用いられる監査ではなく、何らかの保証業務（特別目的の監査または監査よりも保証水準の低い業務）などによりコストが便益を上回ることも考えられるのではないだろうか。

注

- (1) もっとも、FAF（財務会計基準財団）内に設置されたPCC（非公開会社協議会）の提言に従い、FASBは非公開会社向けの会計基準の簡素化を行っている。
- (2) 斎藤・弥永〔2010〕においても、ごく小規模な私的会社などには、税法で対処する可能性もあるという考えが示されている。
- (3) 日本型金融排除とは、金融庁「金融行政方針」（2016年10月）によると、「十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況」である。
- (4) たとえば、社会福祉法人であれば、平成29年度から収益30億円または負債60億円を超える法人は法定監査の対象となり、基準値も平成33年度までに引き下げられる予定である。

参考文献

中小企業庁〔2006〕『信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について』。
江頭憲治郎〔2007〕「経済団体等による法の形成・執行と利益相反問題」江頭憲治郎・碓井光明編『法の再構築Ⅰ』東京大学出版会、193頁-211頁。
European Union〔2013〕“DIRECTIVE 2013/34/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of

the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC”. Brussels, Belgium.

Federation of European Accountants (FEE)〔2016〕“Audit exemption thresholds in Europe”. Brussels, Belgium.

International Federation of Accountants〔2016〕“The relationship between Accountancy Expertise and Business Performance, A review of the Literature”. New York, United States.

International Accounting Standards Board〔2015〕“International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities”. London, U.K.

IFRS Foundation〔2013〕“Guidance for Micro-Sized Entities”. London, U.K.

IFRS Foundation〔2017〕“IFRS for SMEs Update”. London, U.K.

河崎照行〔2011〕「中小企業の会計」安藤英義ほか編『体系 現代会計学第5版 企業会計と法制度』中央経済社、119頁-146頁。

河崎照行編著〔2015〕『中小企業の会計制度』中央経済社。

河崎照行〔2017〕「中小企業会計の歩みと制度的課題」『会計・監査ジャーナル 746号』123頁-128頁。

金融庁〔2012〕『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）』。

金融庁〔2015〕『金融検査マニュアル（預金等受け入れ金融機関に係る検査マニュアル）』。

金融庁〔2016〕『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』。

金融庁〔2017〕『監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）』。

経営者保証に関するガイドライン研究会〔2013〕『経営者保証ガイドライン』。

Nordic Federation of Public Accountants (NRF)〔2015〕“Standard for Audits of Small Entities” (Agenda Item E4.1 NSS-IAASB Meeting). Copenhagen, Denmark.

町田祥弘〔2015〕「監査規制をめぐる新たな動向と課題ー監査事務所の強制的交代の問題を中心としてー」『会計・監査ジャーナル』725号、81頁-92頁。

斎藤静樹・弥永真生〔2010〕「【対談】会社法と会計制度」江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール 計算等（1）』商事法務。

田中亘〔2016〕『会社法』東京大学出版会。

弥永真生〔2003〕「中小企業の監査」『税研』111号、45頁-50頁。

弥永真生〔2011〕「会社法会計の現状と課題」安藤英義ほか編『体系 現代会計学第5版 企業会計と法制度』中央経済社、51頁-73頁。

弥永真生 [2012] 「中小企業の会計」『会計・監査ジャーナル』679号, 81頁-92頁。

弥永真生 [2014] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保－アメリカ(1)」『筑波ロー・ジャーナル』16号, 37頁-61頁。

弥永真生 [2015a] 『会計監査人論』同文館。

弥永真生 [2015b] 「債権法改正と会社法」神作裕之ほか編『企業法制の将来展望 資本市場制度の改革への提言 2015年版』資本市場研究会, 51頁-73頁。

弥永真生 [2015c] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保－EUと南アフリカ」『筑波ロー・ジャーナル』

18号, 83頁-110頁。

弥永真生 [2016] 「財務報告の負担軽減へ 連合王国(UK)の中小企業会計の動向」『企業会計』68号, 102頁-106頁。

弥永真生 [2016] 「中小会社の計算書類の信頼性の確保：IAASB/IFAC/フランス」『筑波法政』65号, 1頁-13頁。

財務会計基準機構 [2010] 『非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書』。

財務省 [2016] 『平成27事務年度 国税庁実績評価書』。

Ⅲ 西日本部会・統一論題報告

統一論題『IFRS をめぐる最近の動向と課題』 ～概要～

向 伊 知 郎
愛知学院大学

I 西日本部会の開催

国際会計研究学会第 8 回西日本部会は、2017 年 7 月 22 日（土）に長崎県立大学佐世保校にて、宮地晃輔準備委員長と小形健介準備委員のもとで開催された。当日は、たいへん天候が良く、多くの会員の方々にご出席をいただくことができた。

統一論題は『IFRS をめぐる最近の動向と課題』であり、個別の問題に限定したものでなく、個々の国際財務報告基準（IFRS）の問題を含めて、それを取り巻くあるいはそこから派生するさまざまな問題まで対象にした、まさに IFRS を世界的に適用することの是非について考える絶好の機会であると思われた。そこで、4 名の先生方に、IFRS に関して会計学の基本である認識・測定および開示の視点と、IFRS に従って行われる財務報告の視点から報告していただくことにした。

II 統一論題解題

IFRS 財団の定款（Constitution）では、IFRS 財団の目的の第 1 に、公共の利益のために、明確に記述された原則に基づいた、高品質で、理

解可能で、強制力があり、かつ国際的に認められた単一の財務報告基準を設定することが掲げられている。これらの会計基準は、財務諸表およびその他の財務報告において、高品質で、透明性があり、かつ比較可能な情報を要求し、投資者、世界の資本市場における他の参加者、およびその他の財務情報の利用者たちの経済的意思決定に役立つものであるという。また、IFRS 財団の目的には、各国の会計基準と国際会計基準審議会（IASB）が公表する IFRSs（会計基準および解釈指針）への収斂を通して、IFRSs の採用を推進し促進することも示されている⁽¹⁾。

IASB の調査では、2017 年 3 月現在、150 か国中 139 か国において、IFRS の適用が強制または容認されている⁽²⁾。日本の上場企業では、2017 年 8 月現在、138 社が IFRS を適用しており、16 社が IFRS の適用決定企業である⁽³⁾。IFRS を強制適用あるいはその適用を容認する国および IFRS を適用する企業が増加していることは、IASB の基準設定活動および IFRS が、日本を含めて、世界的に一定の評価を受けてきたことを表している。

一方で、経済大国の中で、アメリカは、いまだ国内企業への IFRS の適用を容認していな

い。中国およびインドでは、国内の会計基準が実質的に IFRS へ収斂していると言われているが、IFRS の国内企業への適用は容認されていない⁽⁴⁾。日本は、一定の要件を満たした企業に、IFRS の適用を容認しているが、IFRS の受け入れに関して、承認（endorsement）手続きによる「削除又は修正」が行われた修正国際基準（JMIS）を公表している。これは、それらの経済大国が、IFRS 自体にはいまだ解決すべく問題が内在している、あるいは IFRS を適用した財務報告が意思決定に有用な情報を提供しない可能性があると考えていることに起因する。IASB には、これらの問題を払拭すべく説明責任がある。

ここから、IFRS は、IFRS 財団が述べているような会計基準であるのか、IFRS を適用した財務報告は、実際に、投資者をはじめとした情報利用者の経済的意思決定に役立つ財務情報を提供できるのかといった問題について検討する必要が生じる。これが、今回の統一論題を『IFRS をめぐる最近の動向と課題』とした理由である。

Ⅲ IFRS の現況 ～開示に関する取り組み～

一般的に、IFRS の特徴として、以下の点が指摘されている。

- ① 会計基準の設定が、概念フレームワークを基礎概念として位置づけて、財務報告の目的に基づいた目的論的アプローチのもと、演繹的に行われていること
- ② 資産負債観、混合会計観を基礎として、基準設定が行われていること
- ③ 経営者の適切な判断により企業実態が表示できるように、原則主義に基づいた規定内容になっていること

- ④ 公正価値測定が強調（混合測定を考慮）されていること

これらの特徴を有する IFRS に対して、さまざまな疑問が生じており、IASB は、世界中の金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす IFRS を策定することを使命⁽⁵⁾として、現在、以下の 4 つを主要テーマとして活動を行っている⁽⁶⁾。

- ① 残された基準設定プロジェクトの完了
 - ② 財務報告におけるコミュニケーションの改善
 - ③ 新たな IFRS を適用する際の支援の開発
 - ④ 優先的なリサーチ・プログラムの協議
- これらの 4 つのテーマすべてに関連して、

IASB が精力的に取り組んでいる問題に、「開示に関する取り組み」（Disclosure Initiative）がある。そこでは、現在の一般目的財務諸表において開示されている情報に関する問題として、以下の 3 点が指摘されている⁽⁷⁾。

- ① 目的適合性のある情報が十分に提供されていない。
- ② 目的適合性のない情報が開示されている。
- ③ 提供される情報が効果的に伝達されていない。

「開示に関する取り組み」では、「一般開示基準」の開発を視野に入れて、7つの「効果的なコミュニケーションの原則」が検討されている⁽⁸⁾。それらは、「財務諸表への重要性の適用」の問題⁽⁹⁾を中心に、「概念フレームワーク」の改訂作業において検討されている意思決定に有用な情報提供はどのように行われるべきかの問題や、国際会計基準（IAS）第 1 号「財務諸表の表示」における財務諸表の体系の問題、さらには個々の会計基準における規定内容等と密接に関連した内容である。財務報告の目的が、情報利用者の意思決定に有用な情報提供にあ

り、その目的を達成するためには、「重要性・離脱規定」と「コンプライアンス」のいずれが重視されるのか、それらには一長一短が指摘されており、IFRS 財団は、今後もこれらの問題の解決に取り組むことになる。

しかしながら、IFRS という国際標準の会計基準の適用が、世界的に広まっているという事実は変えようのない現実である。日本の多国籍企業が資金調達、事業活動を行う上で、IFRS を適用するか否かの検討は避けて通ることはできない。財務報告を行う企業だけでなく、情報利用者も含めて、IFRS の抱える問題の理解と、IFRS に従って作成された財務情報の活用についての知識が求められると考える。そのためには、IFRS が理論的に説明可能であり、かつ実務的に利用可能であることが必要である。

IV 学会報告

IASB のこれらの取り組みを踏まえて、学会報告では、IFRS における認識および測定原則と会計処理の問題、財務諸表の表示および開示の問題、開示されている情報の意思決定有用性の問題等について、4 名の先生方による報告が行われた。報告者および報告テーマは、下記のとおりである。

第 1 報告：高橋 聡先生（西南学院大学）

「IFRS における簿記の位置づけ」

第 2 報告：遠藤秀紀先生（東海学園大学）

「IFRSX における直接法キャッシュフロー計算書の連携」

第 3 報告：中川豊隆先生（岡山大学）「IFRS の適用と会計発生高アノマリー」

第 4 報告：若林公美先生（甲南大学）「IFRS と財務情報の比較可能性」

第 1 報告の高橋 聡先生は、2016 年に改訂

されたリース会計基準に焦点を当てて、伝統的な簿記の考え方からリース資産の認識および測定の問題について報告された。

第 2 報告の遠藤秀紀先生は、2016 年に一部改訂されたキャッシュフロー計算書会計基準に焦点を当てて、直接法キャッシュフロー計算書について、他の財務諸表との連携による意思決定に有用な財務情報の提供といった視点から報告された。

第 3 報告の中川豊隆先生は、日本の企業における IFRS の適用が、会計発生高アノマリーや異常リターンにどのような影響を及ぼすかについて報告された。

最後に、若林公美先生は、IFRS の適用が、財務情報の比較可能性を改善するかに関して、諸外国の先行研究の結果を整理していただき、日本の企業を対象として、財務情報の比較可能性についてどのような変化があるかについて報告された。

詳細については、本誌の各先生方の論文を参照していただきたい。

V 学会討論

学会討論は、4 名の先生方の報告を受けて、フロアの先生方から報告者に寄せられた質問票をもとに、報告者が回答する形式で進められた。質問は、原口健太郎先生（長崎県庁・九州大学大学院博士課程）、宗田健一先生（鹿児島県立短期大学）、平賀正剛先生（愛知学院大学）、木村敏夫先生（流通科学大学）、苗馨允先生（宇部工業高等専門学校）、成川正晃先生（東北工業大学）、野口倫央先生（愛知学院大学）から寄せられ、公正価値測定と仕訳の問題、推奨される直接法によるキャッシュフロー計算書の問題、原則主義に基づいた財務情報と市場の反応の問題、IFRS に従って作成された財務情報を分

析する分析モデルの問題等について、討論が行われた。

これらの報告および討論を通して、各報告者が IFRS およびその適用についてどのように考えているのかが明らかになった。これは、IFRS についての理解を深めることにつながり、今後の IFRS の新設および改訂で注視すること、IFRS に従って作成される財務情報を利用する際の注意点などを浮き彫りにすることに貢献したと考える。

注

- (1) IFRS 財団の定款より (2016 年 11 月改訂)。
- (2) IASB のホームページ (<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Analysis-of-the-IFRS-jurisdictional-profiles.aspx>) (最終アクセス日 2017 年 10 月 5 日)。

- (3) 日本取引所グループのホームページ (<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>) (最終アクセス日 2017 年 10 月 5 日)。
- (4) 香港では、香港以外で設立された香港に位置する企業に対して、香港の会計基準または IFRS のいずれかの使用が容認されている。
- (5) IASB のホームページ (<http://www.ifrs.org/about-us/>) (最終アクセス日 2017 年 10 月 5 日)。
- (6) IASB [2016] *IASB[®] Work Plan 2017-2021: Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation*. (『IASB[®] 作業計画 2017-2021 年: 2015 年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント』)
- (7) IASB [2017] *Discussion Paper: Disclosure Initiative –Principles of Disclosure*. (ディスカッション・ペーパー『開示に関する取り組み –開示原則』)。
- (8) *Ibid.*, par.2.6. (同訳書。)
- (9) IASB [2015] *Exposure Draft, IFRS Practice Statement: Application of Materiality to Financial Statements*. (公開草案『IFRS 実務記述書: 財務諸表への重要性の適用』)。

IFRS における簿記の位置づけ

高 橋 聡
西南学院大学

要 旨

我が国会計基準は、国際会計基準（IAS）・国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンス・アドプシヨンの観点から、大幅に変化した。その影響は、簿記においても例外ではなく、簿記では、従来の会計が前提として考慮していた簿記処理から、国際基準が想定する会計処理をも含む処理へとその処理方法が拡大している。意思決定有用性の名のもとに、利用者の情報ニーズに資する会計情報の提供が、その主たる目的とされる会計では、簿記処理だけの情報ではなく、簿記処理に会計処理をも含めた情報がその比重を高くすることも理解できないわけではない。しかし、取引を記録・計算・整理する簿記だけでは示すことができなかった利益計算の根拠を報告する方法が財務諸表・財務報告にあるとしても、その前提にあるのはやはり簿記であり、簿記の論理を超える会計処理は、簿記処理とは一線を画するものとする。そのため、この場合の会計では、その報告を実施する際、簿記処理と会計処理との違いがわかる方法を考慮する必要があるのではなかろうか。本論文では、この問題意識のもと、簿記処理と会計処理に関する分析を行っている。

I はじめに

2009（平成 21）年 6 月 16 日、金融庁企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表した。この報告は、世界各国で受け入れられつつある国際財務報告基準（IFRS）について、我が国および我が国企業の対応を示した指針とされるものであり、「我が国として将来を展望し、投資者に対する国際的に比較可能性の高い情報の提供、我が国金融資本市場の国際的競争力確保、我が国企業の円滑な資金調達の確保、我が国監査人の国際的プレゼンス確保、基準設定プロセスにおける我が国からの意見発信力の強化などの観点から、我が国においても IFRS を一定範囲の我が国企業に強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましい（13-14 頁）」と記述している。そして、「グローバルな投資の対象となる市場において取引されている上場企業の連結財務諸表を対象」に 2012 年を目途に強制適用か否かを判断し、強制適用とされた場合には、2015 年または 2016 年に適用を開始すると公表当時は明言していた（15 頁）。ところが、今現在、その適用はなされておらず、企業の対応にも差異を生じる状況にある。

我が国が IFRS 強制適用の最終判断を先延ばししたのは、震災の影響や米国財務会計基準審議会（FASB）の対応遅れがその根底にあると考えられるが、相当程度のコンバージェンスの進展は、これ以上のコンバージェンスやアドプションを求めることに世界的な同意が得られないことも一因としてあげられると考える。また、これまでの簿記と会計の関係性を考慮した場合、現在の財務報告には、従来の会計が前提として考慮していた簿記処理を前提としない会計処理が反映されていることから、簿記

に基づく財務諸表の信頼性を基礎として、これまで維持・発展してきた簿記会計を考慮した場合、簿記そのものの価値を再考する必要があるのではなかろうか。

本論文は、上記の問題意識を分析視座に、今後、我が国における会計基準で改定が検討されるようになるとと思われるリース取引に関する会計基準を検証するものである。具体的には、会計における簿記の意義と、最近、国際財務報告基準で議論されているリース会計を分析することで、IFRS における簿記の位置づけを確認し、今後の会計の方向性について私見を述べることを目的としている。

以下、論究することにした。

II 簿記の意義

企業の経済活動を計数的に記録・計算・整理する技術を簿記という。簿記は、今日の経済社会において、さまざまな企業で用いられ、簿記システムを通じて貨幣金額的に導出される財務諸表は、各種利害関係者が、企業活動の状態や成果を判断するうえで重要な意味をなしている。ところが、近年の会計基準の国際化は、従来の簿記処理では考えられることのなかった処理（会計処理）を、その基準のなかで要請するようになった結果、現在の財務諸表には、当初の簿記では想定されていなかったと考えられる会計処理が反映されるようになっている。

周知のように、簿記は、会計帳簿への記入行為を可能にする一定の技法または手続であり、その行為の基底にある一定の技術と考えられるものである。そのため、簿記には、当初から、信用取引で生じる債権・債務関係や物財の受払い、経費の支払い等の財産の管理計算機能があり、「損益計算という個別資本の運動を対象と

した貨幣価値計算のみが、複式簿記の主たる機能として存在するわけではない」とされている（中野 [1992] 4 頁）。したがって、「複式簿記のほんとうの重要性はその構造の美しさにあるのではなく、その構造が財産の変動における原因結果の関係を追求するようわれわれに強制しわれわれのものの考え方に影響を及ぼす」という点にあると考えられよう（井尻 [1968] 140 頁）。

これに対し、「会計はある主体 (entity) の経済事象 (economic events) を伝達 (communicate) するためのシステム」であると捉えられるものである。そして、会計では、「主体の経済事象は伝達に便宜な記号 (symbols) を組織的に組み合わせることで表現されなければならない」と考えるため、その表現 (representation) には、「記号から経済事象が推定されるよう、ある規則に従って」行うことが求められる（井尻 [1968] 1 頁）。そのため、「会計における主体の経済事象の伝達は主として数量化された情報 (quantified information) によるものであるから、会計における表現方法を理解するためには、測定一般についてその性格を理解しなければならない」とことになる（井尻 [1968] 25 頁）。

ここで、測定 (measurement) とは、「数のシステムにおいてあらかじめ決められている数 (number) とその間の関係を利用して、実世界の現象を表現しようとするものである」ため、(1) 単一の物それ自身が対象となって規定されるものではないこと（井尻 [1968] 37 頁）、(2) 「数の間のどの関係が物の間のどの関係を表現するのに用いられているかを指示しなければ測定の意味がない」こと（井尻 [1968] 38 頁）、(3) 「実世界の現象の把握なくして測定システムは成り立たない」こと（井尻 [1968] 39 頁）、に注意しなければならないが、歴史的原価による評価は、特定物の犠牲値をもとにした事

実的因果網による評価である点で、「実証性、確定性、実施可能性をもっているという結論」を導き出せる（井尻 [1968] 86-90 頁）。したがって、「もし会計を、その生み出す情報が利害関係の調整のために使われるか否かに従って利害調整会計 (equity accounting) と意思決定会計 (operational accounting) とに分けた場合」、「意思決定会計…は意思決定者の意思決定に必要な資料を提供することを主たる目的としている」が、「利害調整会計…は会計組織をもつとも客観的、継続的かつ明瞭に設定し運営しなければならない」ため、「富の分配のために必要な利害調整の統制を行なうためには、法的制度におけると同様、評価方法の単一性と安定性というものが欠くべからざる要件となる」ことになり、「歴史的原価による評価の重要性が認識されるべきなのである」と井尻 [1968] は主張する（井尻 [1968] 90-91 頁）。

しかしながら、近年の会計は、公正価値という用語の浸透が示すように、その目的を情報利用者の情報ニーズに資する情報で、意思決定に役立つ情報を提供することを重視する傾向にあり、これまでの会計プロセスを重視する状況を軽んじているようである。

Ⅲ リース取引に関する会計処理

ここでは、リース取引に関する会計基準について取り上げてみることにしたい。

企業会計基準委員会が、2007（平成 19）年 3 月 30 日に公表した企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下、「基準」という。）では、次の問題意識から、「国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与」すべく、借手側の所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理（賃貸借処理）を廃止し、売買処理に会計基準を統一している（ASBJ [2007a] 第 9

項、第31項、第34項)。

- (1) 会計上の情報開示の観点からは、ファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要性がある。特に、いわゆるレンタルと異なり、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されているため、借手は債務を計上すべきである。
- (2) 本来、代替的な処理が認められるのは、異なった経済的実態に異なる会計処理を適用することで、事実をより適切に伝えられる場合であるが、例外処理がほぼすべてを占める現状は、会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。

この考えは、取引の法的形式よりも経済的実質を優先する実質優先思考 (substance over form) を重視した旧基準「リース取引に係る会計基準に関する意見書」の公表以降、根底にある概念である。そして、所有にともなうリスクと経済価値が実質的に移転するファイナンス・リース取引には、原則として、売買処理が要請されるようになっている⁽¹⁾。

「基準」は、所有権の移転の有無にかかわらず、資産の所有にともなうリスクと経済価値を実質的にすべて移転する、すなわち、リース物件が所有資産と同等の経済的効果を有するリースをファイナンス・リース、それ以外をオペレーティング・リースと分類する国際基準と概ね平仄を図った基準を規定している。それゆえ、リースにともなう資産または負債のリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に他者へ移転した段階で、当該資産または負債の消滅を認識し、貸借対照表から除く「リスク・経済価値アプローチ (risks and rewards approach)」

を採用していると考えられる。

しかし、資産の認識・消滅の認識 (認識中止) に関して、リスク・経済価値アプローチを採用する「基準」では、(1)リース物件の取得形態が割賦購入資産と同質であることと、(2)リース物件の経済的効果が自己所有資産のそれと同様の期待ができることから、リース物件そのもののリース資産としての認識を判定する。そのため、このアプローチでは、経済的実質が類似した取引でも、現在価値基準や経済的耐用年数基準の数値テストのような絶対的な線引き (absolute thresholds) 基準を用いて、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとが裁量的に判定される、“all or nothing”型の会計処理を要請する状況も否定できないとされている (McGregor [1996] pp. 3-4, 9-13; Nailor and Lennard [2000] pars. 1.3, 1.5-1.6, 1.13.)。

このような指摘から、近年、国際的に議論されるニューアプローチでは、リースに関する権利・義務を開示することを前提とし、現行アプローチの形骸化要因 (会計基準の弊害) を払拭し、財務諸表の比較可能性や透明性を確保することをその基本的なスタンスとする。それは、別言すれば、リスク・経済価値アプローチを排除することを目的とするものといえ、オンバランス回避行動の温床とされたリース取引を分類する際の判定基準の廃止と、(1年を超える) 解約不能のリース取引がすべてオンバランスされることを意味している (McGregor [1996] pp. 17, 19)。その結果、ニューアプローチでは、リース契約に基づくリース物件の財産使用权 (the right to use property; リース物件を排他的に使用収益する権利) の確定的移転のみが問題とされることになる⁽²⁾。

近年のリース会計に関する議論では、リース契約の結果、借手が取得する経済価値は、リース物件を使用収益する権利であり、リース物件

そのものの法的所有権ではない。そのため、この関係に鑑みれば、すべてのリース契約は、現行アプローチの「モノ」自体ではなく、ニューアプローチの「サービス」としての財産使用权に焦点をあて、資産としての認識・認識中止を判断する方が適当であることになる。また、ファイナンス・リース取引を実質的な割賦購入取引とみなし、物件自体のオンバランスを要求する現行アプローチとは異なり、将来の経済的便益にアクセスするための価値の高い権利（財産使用权）という単一の尺度から、すべてのリース取引のオン・オフを決定するニューアプローチは、オンバランス回避行動を是正するとともに、首尾一貫したアプローチを採用するため、財務諸表の比較可能性や透明性を改善し、情報の有用性を高める効果があるとされている（森川 [2003] 5-8 頁）。

さらに、ニューアプローチは、国際的合意を得た概念フレームワークにおける資産・負債の定義および認識規準との整合性を重視する^③。そして、それは、リース契約から生じる重要な権利・義務を資産・負債として計上する資産・負債アプローチ (asset and liability approach) の適用を意味し (McGregor [1996] pp. 15-16; Nailor and Lennard [2000] pars. 1.8, 1.14), 次の①から③を根拠にして、リース資産・リース負債の資産性・負債性を認めようとするものである^④。

- ① 資産の定義における重要な鍵概念は、特定の企業による経済的便益の「支配」であり、所有権という法的強制力が根拠とされるが、解約不能なリース契約のような契約その他の方法による場合には、リース期間の使用権で将来の経済的便益をもたらす資源の支配は可能である。
- ② 負債の定義における重要な鍵概念は、経済

的便益の流出をともなう「現在の義務 (present obligation)」であるが、その義務は法的拘束力のある契約から生じるため、解約不能なリース契約が締結される場合には、リース期間の支払義務が顕在化する。

- ③ 上記①および②から生じる権利・義務の金額は、契約の存在により公正価値または割引現在価値による測定が可能な場合、信頼し得る測定が可能となる。

IV リース取引オンバランス化の論理と簿記処理

しかし、ニューアプローチに基づいて、リース物件の資産性・負債性が認められ、会計上は、仕訳が成立する場合でも、簿記本来の処理を想定するには、問題があるのではなからうか。

周知のように、「会計が提供するものは情報であり、それが意思決定に役立たねばならない」というのは、…自明で議論の余地がないように思われるが、問題は、それを強調する結果、それ以上のもっと重要な点が、見過ごされているのではないか、という点について、近年の会計制度の制定・改廃で基準となった各基準では、明確に回答していない。このことは、すなわち、「会計以外の情報が意思決定者にどんどん提供される」状況を考慮した場合、「会計を経済的意思決定のための情報提供と定義するのは、かりにそれが会計の必要条件であるとしても、十分条件には決してならない」うえ、「利用者に役立つ情報を、とのかけ声は強く方々でかけられても、実際の内容は、慣習を中心とした処理方法で生産され、その製品が役に立つかどうかは、まだまだ二の次、三の次の問題になっている」ことに帰結する（井尻 [1975] 38 頁）。

現在の会計をあるがままに観察したとき、会計の本質は「経営の意思決定に役立つから記録

するというものだけではなく、…出資者にその資金をいかに使ったかを説明するために必要だから記録する」こと、すなわち、会計責任に帰結する（井尻〔1975〕40頁）。そして、「この複雑な会計責任のネットワークの中で、ひとつひとつの責任関係のチャージ・ディスチャージを適格に処理していくのが、会計のもっとも基本的な性格ではないか」と考えると（井尻〔1975〕41頁）、何をチャージされ、ディスチャージしたか、すなわち、チャージされた段階で確定する受託責任の範囲の明確化と何にいくら支払ったのかというディスチャージで表現される会計責任は、「主観的なデータの排斥、慣習の尊重、その他意思決定のための情報という面からは説明できないいろいろな会計の特質が一気に理解される」契機となる。したがって、このような認識にしたがえば、「財務諸表はそれに記載されている情報が意思決定に役立つかどうかということよりも、それに記載されている事項については、企業はいつでも詳細に説明できるような会計システムの裏付けがあるかどうか」ということが重要な意味をもつ（井尻〔1975〕41頁）。

ここで、「会計責任の概念は、…財産保全（stewardship）の機能もふくむが、それよりはるかに広いもの」ととらえられ、「財産保全という言葉のニュアンスに見られるような現状維持という考えだけではなく、現状をどれだけ目的に向かって向上させることができたかということ」も「会計責任の問題として当然あがってくる」ことになる（井尻〔1975〕42頁）。会計で取り扱われる「業績評価は経済的な業績の評価が中心」であり、利益がその典型的な例である。そして、「会計における測定問題の中心がこの経済的業績評価にあると解釈する」場合、accountor（申開きをする人）と accountee（申開きをされる人）、すなわち、受託者（情報提供

者）と委託者（情報利用者）との間には、全面的な協力関係があるとはいいいがたい。それは、「たとえば、…会計の目的を経営の意思決定に役立つ情報を提供することという単純な見方で把握しようとする、受託者が情報を委託者にもたらしことによって生じる利害関係など一切考慮しなくてもよいという一方的な結論に達する」ことになり、「会計士はその情報の流れをより信頼度の高いものにするため、委託者の側にたって受託者が提供しようとしている情報を検証する」ことになる（井尻〔1975〕42-43頁）。

受託者と委託者のあいだで、「業績評価にまつわる根本的な対立が見られる」ことを考慮した場合、「会計士は、単に偏りのある情報を出してはならないと受託者に説教をするだけではだめであって、むしろ受託者のこの偏向性を十分に考慮に入れたうえ、偏らせようとしても偏りにくい会計方法をもとにシステムを作っていく」ことが重要である。また、それは、「一寸力を加えると簡単に上がったたり下がったりする」ような「柔らかい数字」を少し硬度の低いものとして認めたとしても、「単に皆が消極的に同意する数字（したがって客観的な数字）」というだけではなく、各人が恣意的に反対しようとしても同意せざるを得ないほど、議論の余地のない数字（undisputable figures）」である「固い数字」で構成される財務諸表を作成することを意味している（井尻〔1975〕44頁）。

井尻〔1968〕は、このような見解に基づき、「会計の目的を達成するに必要な」公理（axioms）として、支配（control）、数量（quantities）および交換（exchange）の3公理を規定する（93頁）。この3公理は、「会計において基礎になる判断」とされ、「まず数知れない多くの経済財のなかでどれが主体の支配下にあるかを認識し、次に財を分類し各種類ご

とに加法性および無差別性をもとにして数量測度を定義して財を測定し、最後にどの財とどの財が交換されたかを認識する」ことで会計測定を実施する。ここで、(1)「支配を認識する能力によって主体の支配下にある財を識別し個々の財をリストすることによって表現することが可能になる」支配の公理、(2)「分類と数量測度によって測定する能力がそれに加わると、主体の財産を一組の数字によって表現することが可能になる」数量の公理、そして、(3)「交換を認識する力がこれに加わると、…主体の財産を価値測度によって単一の単位で表現することが可能になる」交換の公理の「能力は根本的にはわれわれの分類する能力からきている」とされている（井尻〔1968〕118頁）。

ところで、これら3つの公理のうち、とりわけ、会計構造に関連する重要な公理となるのは、支配および交換の公理であろう。

(1) 支配の公理

井尻〔1968〕は、まず、支配の公理について、「主体と財との支配関係 (control relationship) は会計における基本的な関係を構成するので、まずおのおのの財がその主体の支配下にあるかどうかを判断する「支配規準」(control criteria) というものがなければならない」とし、法律上の所有権を支配規準として想定する（井尻〔1968〕94-95頁）。そして、「主体の支配下にある財の全部または一部をその主体の財産 (assets) と」したうえで、現時点で主体の支配下にある財を現在財産 (present assets)、将来時点でのそれを未来財産 (future assets) と規定する。このとき、未来財産は、将来の受渡しがある「認識規準」(recognition criteria) で認められたものだけに限定され、将来主体の支配下におかれる積極財産 (positive assets) と支配下から出ていく消極財産

(negative assets) に分類される。ここで、「財に対する現在の消極的支配というものは存在しない」ことを考えると、会計測定の対象となる財産は、支配規準と認識規準にしたがった、主体の積極財産と消極財産ということに帰結することになる（井尻〔1968〕95-98頁）⁽⁵⁾。

(2) 交換の公理

次に、井尻〔1968〕は、「得たものと失ったものとの間の因果関係、すなわち交換というものを認識する能力がなければ、経済財そのものを定義することすらできない」とし、「支配と数量の公理と比べて、会計測定の基礎としてまさるとも劣らない」交換の公理を説明する。そして、「主体の経済活動は一連の財の交換から成り立つ」ことから、「ある財を獲得するために他の財を消費・引渡しするという一連の過程」は、「会計においては、たんに主体の支配下にある財の増減を記録するだけではなく、どの財がどの財と交換されたかを識別・記録する」ため必要であり、「交換を記録するためには得た財 (…増分 (increment) …) と失った財 (…減分 (decrement) …) とを関係づけなければならない」ことを要求する（井尻〔1968〕111-112頁）。

井尻〔1968〕のいうこの主張にしたがえば、この交換の公理こそが複式簿記の大前提となることをうかがい知ることができる。すなわち、「経営における一連の事象」で「ある一群が対内的に従属し対外的に独立していると判断した場合」、それらは「一体として」考えられるようになる。そのため、「もしその一群の事象が主体財産の増分と減分とを生み出すならば、その事象によって増分と減分とは交換されたと判断」される（井尻〔1968〕114頁）。このとき、われわれが「どうして交換というもの、もっと広くいうと事象の結びつけというものを、

問題とするか」を考えた場合（井尻 [1968] 117 頁）、「事象の統一性に基づくものである」とされる交換は（井尻 [1968] 115 頁）、「財の単なる増減だけを記録」するのではなく、「増分と減分とを結びつける」ことを通じて、「その予測に自信が付き、次第にそれを計画の基礎として利用するようになる」結果、「過去の規則性が将来にも働くであろうという信念、すなわち類似仮定」を見出せるようになり、「未来を予測する唯一の基礎」を担保する。これが、「会計測定における不可欠の要素」であり、「交換の概念、そしてそれから導き出される原価という概念が会計測定においてもっとも基本をなす要素」となる。そのため、井尻 [1968] は、「この概念を除いてしまつては会計測定はその独特の方法論的特質を失ってしまう」と主張する（井尻 [1968] 117 頁）。

したがって、このようにみえてくると、企業の経済活動における経済財の変動は、財の増分と減分の交換関係として把握されることになる。これが簿記では「簿記上の取引」とみなされ、因果関係が把握される結果、簿記処理として処理されているものと解される。それゆえ、この考えにしたがえば、所有権移転ファイナンス・リース取引以外の会計処理は、法律上の所有権を根拠にせず、使用収益する権利を基礎においた処理をしようとしている点、所有権が移転しない取引のため、支配の公理・交換の公理を遵守できないという点で簿記本来の処理とは言いがたい。

V おわりに

今日の経済社会において、複式簿記は、さまざまな企業で用いられ、簿記システムを通じて貨幣金額的に導出される財務諸表は、各種利害関係者が、企業活動の状態や成果を判断するう

えで重要な意味をなしている。利用者の意思決定有用性の観点から検討される近年の会計基準の制定・改廃は、従来の簿記処理にはない会計処理をその制度のなかに組み込んだ結果、現在の財務報告には、本来の簿記処理と新たな会計処理とが混在して開示される状況にある。このこと自体は、利用者の意思決定有用性に視するという情報もあり、現行制度で導出される財務諸表を一義的に否定することもできないが、会計処理を含む現在の財務諸表は、簿記本来の処理に基づく財務諸表の信頼性を損なう虞を否定できないと考える。

会計基準の制定・改廃の根拠に用いられる経済的実質概念は、従来の財務諸表では、企業の経済的実態が反映されていないことを根拠とし、新たな会計処理を現行企業会計制度に追加した。そして、それは、情報提供の観点から意思決定に資するとされ、従来の簿記に基づく財務諸表を変容させる状況にある。しかし、その処理は、従来の簿記では考慮だにされなかったものである。また、現行企業会計制度で財務諸表に追加された情報は、会計をさらにブラックボックス化し、情報弱者を考慮している情報とはいいがたいものとなりつつある。

したがって、このような認識にしたがえば、企業の会計情報は、その提供方法を再考する時期に来ているのではなかろうか。

注

- (1) 厳密には、法実質 (legal substance; 法的所有権の実質) を逸脱しない範囲内で経済的実質が最大限重視されてきたと解されるため、全てのリース取引がオンバランスされるわけではなく、取引の実質が「購入 (+ファイナンス)」とみなされる場合に限り、売買処理が要請されてきたと考える。
- (2) なお、ニューアプローチは、2009 年討議資料 (IASB [2009])、2010 年公開草案 (IASB [2010])、2013 年再公開草案 (IASB [2013]) に引き継がれ、2016 年公表の IFRS 16: *Leases*

にて借手のリース取引の処理についてのみ採用されている。

- (3) 資産・負債の定義および認識規準は、IASCの概念フレームワークでは、以下のように規定される。

資産・負債の定義 (IASC [1989] par. 49 (a) (b))

(a) 資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源である。

(b) 負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するためには、経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものである。

認識規準 (IASC [1989] par. 83)

① 当該項目に関する経済的便益が企業に流入するか、または流出する可能性が高い。

② 当該項目が原価または価値を有しており、信頼性をもって測定することができる。

- (4) この場合、借手は、リース物件の引渡後に、リース期間中にわたるリース物件を瑕疵なく使用収益する権利を得るため、具体的な認識の契機となるのは、借手がリース物件の引渡しを受けた時点となる (Nailor and Lennard [2000] par. 2.5)。そして、貸借対照表上に計上されるリース資産は、リース物件の基礎をなす所有権としてではなく、物件の使用権として、また、リース債務は、当該権利の対価であるリース料の支払義務としてそれぞれ計上されることになる (Nailor and Lennard [2000] pars. 2.14-2.17, 3.6, 3.9)。

なお、リース物件の認識については、未履行契約および契約会計が問題とされるが、契約の締結から完了までを、完全未履行 (wholly executory) 段階、部分履行 (partially executory) 段階、完全履行 (fully executed) 段階に分けるとした場合 (茅根 [1998] 172-174 頁)、契約時点をもってリース開始時点とする考え (完全未履行段階) をもとにリース物件の認識をなす主張は (SFAS 13, par. 5b; IAS 17, par. 3; McGregor [1996] p. 15)、いわゆる「契約会計」につながりかねないため、伝統的な会計諸概念をふまえるならば問題視されるべきである。そのため、現在では、リース資産は、その引渡時点 (部分履行段階) を待って認識すべきであるとし、リース契約による引渡 (履行) 行為をもって未履行契約とは異なることを強調する当該主張が支配的となっている (Nailor

and Lennard [2000] pars. 3-4)。

- (5) その結果、「期間 t_0 から t_1 の間の主体の利益は時点 t_1 における主体財産から時点 t_0 における主体財産を差し引いたもの」と定義される。この利益概念 (income concept) は、「人が週初めと同じ裕福さを週末に維持する条件のもとでその週間に消費しうる最大の価値」を利益とするヒックスの概念と一貫すると井尻 [1968] が主張するものであり、期首に土地を所有していた企業が、期末にその土地に加えて建物を所有していた場合には、建物が年間の利益となる。ここで注意すべきは、「この建物を数字でどう表わすかは利益の定義とは別個に存在する評価の問題である」としている点である (井尻 [1968] 98-99 頁)。したがって、この場合、「利益概念は財産概念から派生したものであるということがわかる」ため、「主体の 2 時点における財産を規定できるときはいつでもその期間の利益を決定することができる」ことになり (井尻 [1968] 100 頁)、会計的には、財産法に基づく損益計算がこの公理により影響されるものと解される。

引用・参考文献

- Accounting Principles Board [1964] APB Opinion No. 5, *Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee*.
- Accounting Principles Board [1966] APB Opinion No. 7, *Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors*.
- American Institute of Accountants [1948] ARB No. 38, *Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees*.
- Beaver, W. H. [1998] *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 3rd ed., Prentice-Hall, Inc..
- EL-Gazzar, S. E., Lilien, S., and Pastena, V. [1986] Accounting for Lease for Lessees, *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 8, No. 3, pp. 217-237.
- FASB [1976] Statement of Financial Accounting Standards (SFAS), No.13, *Accounting for Leases*.
- FASB [1979] Statement of Financial Accounting Standards (SFAS), No.28, *Accounting for Sales with Leasebacks*.
- FASB [1988] Statement of Financial Accounting Standards (SFAS), No.98, *Accounting for Leases*, 1988.
- FASB [2006] Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial*

- Reporting Information.*
- FASB [2008a] Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information.*
- FASB [2008b] Discussion Paper, *Preliminary Views on Financial Statement Presentation.*
- IASB [2007] *IASB Working Group on Lease Accounting.*
- IASB [2009] Discussion Paper, *Leases: Preliminary Views.*
- IASB [2010] Exposure Draft, *Leases.*
- IASB [2013] Exposure Draft, *Leases.*
- IASB [2016] International Financial Reporting Standards (IFRS), No. 16, *Leases.*
- IASC [1982] International Accounting Standards (IAS), No. 17, *Leases*, (revised 2003).
- IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*
- Imhoff, E. A., Lipe, R. C., and Wright, D. W. [1991] Operating Leases: Impact of Constructive Capitalization, *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 1, pp. 51-63.
- Imhoff, E. A., Lipe, R. C., and Wright, D. W. [1995] Is Footnote Disclosure an Adequate Alternative to Financial Statement Regulation?, *Journal of Financial Statement Analysis*, Vol. 1, No. 1, pp. 70-81.
- Imhoff, E. A., and Thomas, J. K. [1988] Economic Consequence of Accounting Standards: The Lease Disclosure Rule Change, *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 10, No. 4, pp. 277-310.
- McGregor, W. [1996] G4+1 Special Report, *Accounting for Leases: A New Approach, Recognition by Lesses of Assets and Liabilities arising under Lease Contracts*, Financial Accounting Foundation.
- Nailor, H. and Lennard, A. [2000] G4+1 Position Paper, *Leases: Implementation of a New Approach*, International accounting Standards Committee Foundation.
- 井尻雄士 [1968] 『会計測定の基礎-数学的・経済学的・行動学的探求-』東洋経済新報社。
- 井尻雄士 [1975] 「会計責任の問題」(同志社大学会計学研究室編『会計学批判』中央経済社。) 33-50 頁。
- 笠井昭次 [1974a] 「因果的複式簿記の素性(I)」『三田商学研究』第 17 巻第 3 号, 44-60 頁。
- 笠井昭次 [1974b] 「因果的複式簿記の素性(II)」『三田商学研究』第 17 巻第 4 号, 33-58 頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2004] 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2007a] 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2007b] 企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」。
- 企業会計審議会 [1993] 「リース取引に係る会計基準に関する意見書」。
- 佐藤信彦・角ヶ谷典幸 [2009] 『リース会計基準の論理』税務経理協会。
- 茅根聡 [1998] 『リース会計』新世社, 1998 年。
- 中野常男 [1992] 『会計理論生成史』中央経済社。
- 馬場克三 [1975] 『会計理論の基本問題』森山書店。
- 森川八洲男 [2003] 「リース資本化の二形態ー「G4+1」の提案内容(2000 年)に言及してー」『会計プロGRESS』日本会計研究学会, 第 4 号, 1-10 頁。

IFRS X における直接法キャッシュフロー計算書の連携

遠 藤 秀 紀
東海学園大学

要 旨

本稿の目的は、IFRS X の財務諸表の表示原則に基づくキャッシュフロー計算書と財務諸表の連携表示の意義を明らかにすることである。IASB『議事資料』(2011) とキャッシュフローを重視する論者の見解により、事業（営業）と財務活動の報告および直接法キャッシュフロー計算書の位置づけを検討した。

IFRS X の提案は、キャッシュフローを事業活動と財務活動に区分し、これを包括利益計算書および財政状態表に対して首尾一貫して用いている。また、営業活動の表示を直接法だけに限定し、営業利益から営業キャッシュフローの調整表を注記するよう求めている。

一方で次の課題を指摘できる。第 1 に、営業財務活動に区分されるファイナンスリース取引はその性質の結び付きの強い財務活動に含める。すなわち、営業財務項目はその性質に応じて営業または財務のいずれかに分類する。第 2 に、財政状態表は会計要素別に表示する。第 3 に、直接法と間接法の選択適用を認めないことである。

IFRS X の重要性は、直接法キャッシュフロー情報を包括利益計算書と財政状態表とともに提供する方向に財務報告を発展させていることである。これはアカウンタントも認めている。財務諸表は利用者に対する企業の財務事象に関する情報の伝達手段である。財務諸表が効率的であるためには、財務諸表が報告すべき情報を表示し、それは利用者が理解可能でなければならない。直接法キャッシュフロー計算書はこれに役立つものである。

IASB は現在、「開示原則」(2017) で財務情報の開示の改善に取り組んでいる。その改善には、企業活動（事業と財務）に焦点をあてた財務諸表の表示と直接法キャッシュフロー情報の提供が必要である。

I はじめに

財務諸表は、外部の利用者にとって必要な企業の情報を伝達する主要な手段である。この情報は、利用者が企業活動による将来のキャッシュフローを生み出す能力を評価し、経済的意思決定に役立てることを意図して作成される。ところがその情報内容には多様性があり、各財務表はそれぞれ異なる情報に焦点を当てている。例えば、財政状態表は一時点の経済的資源と請求権、包括利益計算書は一期間の財務資源の変動、キャッシュフロー計算書は一期間のキャッシュの増減である。これらの各財務表は、同一のデータから導かれ互いに関連し補完関係にあるが、どれか1つの財務表で利用者の意思決定に有用な情報を提供することはできない。さらには、財務諸表の表示基準には多くの代替的会計方法が認められ、各財務表は極めて集約的で首尾一貫していないことから、それだけ国際財務報告の比較可能性は損なわれている。

このような課題に対処するため、国際会計基準審議会（IASB）は、財務会計基準審議会（FASB）と共同による「財務諸表の表示プロジェクト」で、2010年7月に国際財務報告基準（IFRS X）「財務諸表の表示」を公表した⁽¹⁾。IFRS Xは、財務諸表の表示原則として（1）細分化の原則および（2）連携性強化の原則を掲げ、直接法によるキャッシュフロー計算書を中心に新しい財務諸表の体系を提案している。IFRS Xは現行のキャッシュフロー計算書および財務諸表に対する革新的提案が含まれているため、IASBの専門委員はアウトリーチ活動を行ない、2011年3月に『議事資料』を公開した⁽²⁾。これには、IFRS Xに対する回答者の反応および専門委員の分析と提案が示されている⁽³⁾。

そこで、本稿は、はじめに、IFRS Xの財務

諸表の表示原則に基づくキャッシュフロー計算書と財務諸表の連携表示について、『議事資料』を参照しながら、事業活動と財務活動の報告を中心にキャッシュフローの定義と分類法を取り上げて検討してみる。次いで、IFRS Xが提案する営業活動の報告による表示法を示して、直接法と間接法の論拠を『議事資料』およびキャッシュフローを重視する論者の見解に基づいて明らかにする。最後に、これらをふまえて直接法キャッシュフロー計算書の位置づけを明確にするとともに、キャッシュフローを中心とした財務諸表の連携性強化の意義について明らかにしてみる。

II 事業活動と財務活動の報告

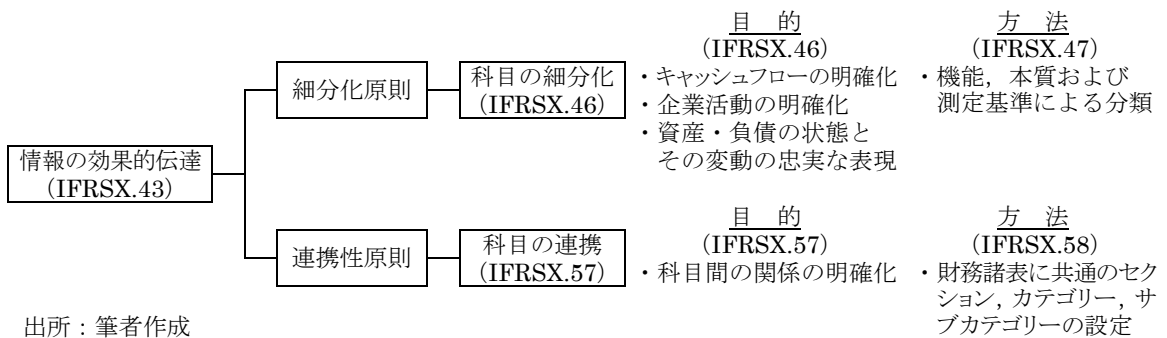
1. 財務諸表の表示目的と原則

財務諸表の目的は、国際会計基準第1号（IAS1）によると次のとおりである⁽⁴⁾。

財務諸表は、企業の財政状態と財務業績の体系的な表現である。財務諸表の目的は広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュフローについての情報を提供することである。財務諸表はまた、経営者に委託された資源に対する経営者の責務遂行の成果を示すものである、この目的を達成するために、財務諸表は、企業の(a)資産、(b)負債、(c)資本、(d)収益および費用、(e)所有者の立場としての所有者による拠出および所有者に対する分配、および(f)キャッシュフローに関する情報を提供する。

ところが現在の財務諸表はそれぞれ情報の重点があり、表示がさまざまで各財務表の関係が不明確である。IFRS Xは情報を効果的に伝達するために、図1に示すような細分化原則と連携性原則の関係を明示している。

図1 財務諸表の表示目的と原則



(1) 細分化原則

第1は、「細分化」の原則である。この原則により、企業は、財務諸表において「企業が行っている活動と企業のキャッシュフローを明確にし、資産および負債とそれらの変動の影響を忠実に表現する」(IFRS X.46) よう表示しなければならない。財務諸表で表示する科目を細分化するために、IFRS X は機能および性質の両面を考慮して分類を決定する(機能・性質別分類)。機能は企業が行っている活動を意味する。企業の資産および負債が企業活動および経済的特質または属性とどのように関係しているかを示す(IFRS X. 48)。例えば、それは商品の販売、サービスの提供、製造、広告、マーケティング、研究開発および管理などである。

性質は資産、負債、収益および費用項目を識別する経済的成果であり、同様の経済事象に異なる反応をするキャッシュフローである

(IFRS X. 49)。例えば、それは卸売収益、小売収益、材料費、労務費、輸送費光熱費、あるいは確定利付投資および株式投資などである。これらを検討したうえで、収益、費用およびキャッシュフローを連携させて同一の活動別区分に分類する。

(2) 連携性原則

第2は、「連携性」の原則である。この原則により、企業は「財務諸表の科目間の関係が明瞭になるように財務諸表における情報を表示しなければならない」(IFRS X.57)。また、「連携関係の強い財務諸表を表示するために、主要な財務諸表の間で整合するようにセクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーを設けて細分化された科目を表示する」(IFRS X.58)。表1はこれらの原則に基づく主要な財務諸表の構造である。

表1 事業（営業と投資）セクションおよび財務セクション

区 分		資産・負債	収益・費用	キャッシュフロー
事業	営業	現金		
		売掛金	売上高	顧客からの収入
		棚卸資産	売上原価	仕入支出
		未払給料	給料	人件費支出
		有形固定資産	減価償却費	資本的支出
		買掛金	営業費用	営業費支出
	営業財務		退職後給付費用	
		正味年金負債	年金資産報酬	年金制度に対する支出
			退職後給付	
		リース負債	リース負債利息	リース負債支出
	投資	短期投資	受取利息	利息収入
			短期投資の正味増減	
投資有価証券		受取利息・受取配当金	有価証券取得支出	
		売却利得/損失	有価証券売却収入	
財務	借入			利息収入・配当金収入
		関連会社投資	関連会社の持分利益	関連会社に対する投資支出
		短期借入金		短期借入収入
		長期借入金		長期借入収入
				借入金返済支出
	持分	社債	社債利息	社債発行収入
		未払利息	支払利息	利息支出
		未払配当金		配当金支出
		株主資本金		株式発行収入

出所：筆者作成。

この表から主要財務諸表の連携関係を理解できる。例えば、財政状態表の事業セクション（投資カテゴリー）の投資有価証券は、包括利益計算書の受取利息、受取配当金、キャッシュフロー計算書の利息収入および配当収入と連携している。この連携関係はその他の科目も同様である。これは国際会計基準第7号（IAS7）や財務会計基準書第95号（SFAS95）が「利息収入、配当収入および利息支出を営業活動に含める」という損益計算との関係を重視する立場から、IFRS Xでは、事業（営業）と財務区分を識別して、資金調達と運用面の関係を重視する財務論の立場⁽⁶⁾へ移行している。

また、営業キャッシュフローは、キャッシュ

フロー計算書の営業活動に区分されているが、現行の財政状態表および包括利益計算書には同様の科目で構成される営業活動区分はない。そのため財務諸表利用者は営業利益と営業キャッシュフローを比較することが難しい。IFRS Xは、各財務表の連携関係を強化することにより、セクションおよびカテゴリーに細分化した情報を表示して、理解可能性および比較可能性を高めている。

2. 主要財務諸表の連携

(1) セクションおよびカテゴリーの定義と分類

表2は、IFRS XとIAS7における活動別区分の定義を比較したものである。IAS7では、

営業、投資および財務という用語が用いられているが、これはIFRS Xの定義とはかなり異なっている。『議事資料』によると、IFRS Xは3つの財務表の各セクションおよびカテゴリーの定義を統一しCFOを細分化すれば、利用者は営業資産・負債および営業利益・費用に関する情報を営業現金収入および支出に関連づけられると述べている（Appendix B, par.4）。

IFRS Xは、キャッシュフローを事業セクションと財務セクションに区分する。また、事業セクションは営業カテゴリーと投資カテゴリーに細分化される。事業セクションは、企業が価値を生み出すセクションで、営業カテゴリーおよび投資カテゴリーに分類される（IFRS X.71）。営業カテゴリーは営業活動に関連する科目を分類する。営業活動は、企業の資源を結合し利用することにより収益を生み出す。営業カテゴリーに含まれる主な科目には、現金、売掛金、製品から生じる収益、顧客から回収した現

金（IFRS X.73, 117）がある。

営業カテゴリーには、営業財務という「サブカテゴリー」が設けられる（IFRS X.62, a, i,1）。営業財務サブカテゴリーには、以下に示す3つの要素を持つ科目が含まれる（IFRS X.75）。

- (a) 営業活動の結果生じる負債である。
- (b) 期間は長期である。
- (c) 利息や長期的要素をもつ。

これには、リース負債および正味年金負債が該当する。営業財務カテゴリーに分類される科目に直接関連する収益および費用科目、例えば利息費用または運用益は、このカテゴリーに分類する（IFRS X.78）。ただし、キャッシュフロー計算書には営業財務サブカテゴリーを設けない。営業財務サブカテゴリーに直接関連するキャッシュフローは、キャッシュフロー計算書の営業カテゴリーで表示する（IFRS X.80）。

表2 IFRS XとIAS7のセクションおよびカテゴリーの定義の比較

区 分	IFRS X (2010)	IAS7(1992)
事業活動	営業活動と投資活動から構成される活動 (IFRS X.71)	—
営業活動	企業の資源を結合し利用することを必要とする過程をとって収益を生み出す活動 (IFRS X.73)	企業の主たる収益稼得活動をいい、投資または財務活動以外のその他の活動 (IAS7.6)
営業財務活動	企業の営業活動に直接関連する活動である。ただし、同時に企業に長期の資金調達の源泉を提供する活動 (IFRS X.74)	—
投資活動	(a)企業のリターンを生み出し、 (b)重要なシナジーを生じさせない資産および負債に関する活動 (IFRS X.81)	長期資産の取得・処分および現金同等物に含まれないその他の投資の取得・処分 (IAS7.6)
財務活動	企業が資本を獲得または返済するという活動 (IFRS X.83)	企業の持分資本および借入の規模と構成に変動をもたらす活動 (IAS7.6)
借入活動	(a)資本の獲得または返済を目的として締結した借入契約 (IFRS X.86) および (b)負債を生じさせる企業自身の持分を含む取引に関する活動 (IFRS X.93)	—
持 分	IFRSs に従って決定されたすべての資本項目 (IFRS X.95)	—

注：網掛部分はセクションを示す。なお、—（ハイフン）は特別な記述がないこと（定義なし）を示す。
出所：筆者作成。

投資カテゴリーには、単独で利益を生み出すために用いられる資産あるいは負債が分類される。これらの資産および負債はその他の資源に関係していても、これらの科目から明白なシナジー効果は全く生じない。確定利益証券、持分証券、受取配当あるいは受取利息は、このカテゴリーに配分される（IFRS X. 81, 82）。

財務セクションは資本の調達および返済に関係するすべての活動を示す（IFRS X. 83）。このセクションは、借入カテゴリーと持分カテゴリーに分類される（IFRS X. 84）。借入カテゴリーには、資本の借入れまたは返済、またそれに相応する損益への影響を伴う借入契約を分類する（IFRS X. 86）。例えば、社債の発行、借入れ、社債あるいはその他に係る未払費用は、借入カテゴリーに分類する（IFRS X. 87）。また、企業自身の持分活動および利益に関連する事項から生じる資産および負債は、借入カテゴリーに分類する。例えば、それは未払配当である（IFRS X. 93, 94）。

IFRSs で定義されているすべての持分科目は、持分カテゴリーに分類する。持分の変動は持分変動計算書で示し、持分取引に関連するキャッシュフローは、キャッシュフロー計算書の財務区分に統合する（IFRS X. 95）。

Ⅲ 営業財務活動による負債の分類

1. 営業財務サブカテゴリーの見直し

営業財務サブカテゴリーに分類される負債には、(a)退職後給付債務、(b)リース債務、(c)ベンダーファイナンス、(d)廃棄負債および(e)計画された決済（年金債務等）がある（IFRS X. 76）。

例えば、ファイナンスリースは、実質的に資金を借入れてリース資産を利用する取引であ

る。IFRS X は、リース債務の元本とリースの支払利息を営業活動内の営業財務サブカテゴリーに分類している。この分類法は、ファイナンスリース取引を営業活動に強く結びつけながら、負債の決済は営業財務に含めることが求められる。これに対して、負債に伴うすべての利息は借入カテゴリーに含まれるから、資金の借入および利息支出はともに財務活動に分類される。このように、ファイナンスリース取引は営業活動と財務活動の両方の要素を含んでいて、いずれに関係しているかについて利用者の間で合意はない。そのため、キャッシュフロー計算書には営業財務サブカテゴリーの区分は設けられていない。

KPMG（2010）は、IFRS X の営業財務サブカテゴリーについて、財務諸表の連携性原則の適用を損ねると回答している⁽⁶⁾。さらには、『議事資料』によると、一部の利用者は企業のレバレッジ比率を計算し、分析・評価を行っているから、営業財務サブカテゴリーに区分されている負債を財務セクションに移さなければならないという回答を寄せている（Appendix E. 16）。営業財務サブカテゴリーの科目が適切に細分化されていればこの計算は可能であるが、利用者にとっては分類上の混乱が生じる。

営業財務サブカテゴリーにおける負債の分類には以下の観点が必要である。まず、ファイナンスリース債務は資金調達による資産の利用であるから、IFRS X の定義によりその元本およびリース利息はともに企業の財務要素としてみなければならない。IAS7 はこれらを財務活動に区分している（IAS7.17(e)）。

年金債務は、一部の利用者は財務的要素とみているが、営業的要素としてとらえるものもある。前者は、年金債務を借入契約によって条件が確定し、それが事業に対する資金調達であると考えている。これにより生じる支払利息は財

務活動である。これに対して、後者は、年金計画は退職後に補償される給料で、サービスコストは営業費であると考えている。年金債務は労働に対する報酬を繰延べたもので、雇用者は退職後に給料の一部を受取ること合意している。このため、年金債務は営業活動に強い結びつきがあるから、その当初額は借入カテゴリよりも営業カテゴリに区分表示することが適切である。これは退職後給付についても同様である。さらには、廃棄負債はその関連する資産と互いに結びついているから、その資産が営業カテゴリであれば、同じ営業カテゴリに含めなければならない。したがって、営業財務サブカテゴリに含められる項目は、その性質に応じて営業または財務のいずれかに分類することが望ましい。

2. 営業－財務区分の開示

営業財務活動の科目を営業または財務のいずれかに区分する利点は次のとおりである。

第1に、負債の分類はIFRS Xの借入カテゴリの定義に一致するとともに、負債に関連する項目を同じカテゴリに分類することにより比較可能性は向上する。例えば、ファイナンスリース債務は借入カテゴリに含めて、リース利息とともに同じカテゴリに分類する。このことは、仮に買掛金が借入カテゴリに区分され、一方で買掛金の支払いが営業カテゴリに含まれるという矛盾を避けるためである。これにより、連携性原則を保持する。

第2に、営業活動に対する負債の関連性をより強く反映することである。すなわち、営業カテゴリ内にある営業財務サブカテゴリの負債は営業活動との結びつきが強い。営業活動との関連性が弱い借入カテゴリの負債は、財務活動との結びつきを強めて識別する。

第3に、企業活動の異なる財務資源を適切に

区別できる。すなわち、営業カテゴリは企業内部の財務活動に関連する負債を含んでいる。一方、借入カテゴリは企業外部の財務活動に関係する負債を含む。IFRSXは事業（営業）活動と財務活動を識別することを重視するから、これを負債の分類にも首尾一貫して適用する。

事業活動は企業の内部活動で、財務活動は企業の外部活動である。これらを明確に区分することは、経営者の意図する企業活動の方針を利用者が判断する場合に極めて重要である。そのため、営業財務サブカテゴリに含まれている負債に関連する科目、例えば、リース債務およびベンダーファイナンスは「財務セクション」に区分し、一方で、廃棄負債、退職後給付債務および年金債務は「営業カテゴリ」に区分する指針を明示することが望ましい。仮にこれを示さない場合には、経営者による恣意性の程度を利用者が判断できるようにするため、事業と財務に関する会計方針を注記するとともに、上記に示した負債の分類に従った調整額を開示する。これにより、経営者が自社の事業（営業）活動と財務活動の報告についてどのような会計方針を選択したかを利用者が判断することができる。

IV キャッシュフローと財政状態表の連携

表3はIFRS XとIAS1/IAS7における主要財務諸表の構成要素と区分を比較している。財政状態表の表示区分は、IAS1によると資産・負債および純資産の構成要素別に区分され、それぞれ流動・固定分類が用いられる。これに対して、IFRS Xはすべて事業活動と財務活動に区分され、短期・長期別分類が用いられる（IFRS X. 122）。これは伝統的形式に慣れている

る作成者および利用者にとっては理解しにくい。

このような批判に対して、『議事資料』は、財政状態表については、伝統的な資産、負債および純資産の構成要素別の分類に従い、各要素別に事業活動と財務活動に区分することを提案している（Appendix B, par.4,1-2）。表 4 および表 5 は、この提案による改善を加えた 1 組の財務諸表の様式を示したものである。

表 5 のキャッシュフロー計算書と包括利益計算書は IAS1/IAS7 の表示とほぼ同質的であり、変更による実務上の影響は少ない。これに対して、表 4 の財政状態表は、現時点で利用者および作成者から合意を得ることは難しい。財務諸表はその目的が単純に保たれる場合に利用者に最も正しく伝達されるから、財政状態表の提案様式は今後さらに検討を要する。

表 3 主要財務諸表の比較（IAS1/IAS7 および IFRSX）

	IAS1/IAS 7	IFRSX
財政状態表	資産 負債および持分 負債 持分	事業セクション 営業カテゴリー 投資カテゴリー 財務セクション 借入カテゴリー 持分カテゴリー 法人所得税セクション 非継続事業セクション
包括利益計算書	営業利益 財務利益 法人所得税費用 継続事業利益 非継続事業利益 当期純利益 その他の包括利益 当期包括利益	事業セクション 営業カテゴリー 投資カテゴリー 財務セクション 借入カテゴリー 法人所得税セクション 非継続事業セクション その他の包括利益 当期包括利益
キャッシュフロー計算書	営業活動 投資活動 財務活動	事業セクション 営業カテゴリー 投資カテゴリー 財務セクション 法人所得税セクション 非継続事業セクション

注：ここでは営業財務サブカテゴリーを除いている。

出所：筆者作成。

表4 IFRS Xによる財政状態表

IFRS X 財政状態表					
12月31日現在			12月31日現在		
	20X1	20X0		20X1	20X0
事業			事業		
営業資産			営業負債		
現金	74	62	顧客からの前受金	182	425
売掛金	922	528	買掛金	613	505
商品	679	767	未払賃金給料・株式基準報酬負債	213	221
前払広告費等	87	78	短期営業負債合計	1,008	1,151
短期営業資産合計	1,762	1,435	除却引当金	30	14
			その他	4	2
			長期営業負債合計	34	16
			営業負債合計	1,042	1,167
機械・設備	2,267	2,442	事業負債合計	1,042	1,167
建物	578	624	法人所得税		
のれんその他無形固定資産	190	190	未払法人所得税	73	64
長期営業資産合計	3,035	3,256	法人所得税負債合計	73	64
営業資産合計	4,797	4,691	非継続事業		
投資資産			非継続事業負債	400	400
短期投資	1,100	800	非継続事業負債合計	400	400
金融資産（公正価値）	474	485	財務		
短期投資資産合計	1,574	1,285	借入		
関連会社に対する投資	262	240	短期リース負債・未払利息	50	50
株式投資（公正価値）	47	39	短期債務・未払利息	702	513
長期投資資産合計	309	279	未払配当金	20	20
投資資産合計	1,883	1,564	短期借入合計	772	583
事業資産合計	6,680	6,255	見越年金負債	293	530
法人所得税			長期リース負債	261	297
繰延税金資産	44	89	長期借入金等	2,050	2,050
法人所得税合計	44	89	長期借入合計	2,604	2,877
			借入合計	3,376	3,460
非継続事業			所有者持分		
非継続事業資産	857	877	株式資本	1,427	1,343
非継続事業資産合計	857	877	利益剰余金	1,139	670
			その他の包括利益累計額	124	117
			所有者持分合計	2,690	2,130
			財務合計	5,462	4,713
短期資産合計	4,193	3,597	短期負債	2,253	2,198
長期資産合計	3,388	3,624	長期負債	2,638	2,893
			負債合計	4,891	5,091
資産合計	7,581	7,221	負債・所有者持分合計	7,581	7,221

出所：IASB [2010], Implementation Guidance, pp.20-26 および『議事資料』の Appendix E, pp.9-10
をもとに筆者作成。なお、金額は千円単位を四捨五入調整。

表5 IFRS Xによるキャッシュフロー計算書と包括利益計算書

IFRS X キャッシュフロー計算書		IFRS X 包括利益計算書	
20X1 年度		20X1 年度	
事業営業		事業営業	
顧客からの現金収入	2,813	売上高	3,488
貸金に対する現金支出	(810)	売上原価	(1,957)
原材料支出	(936)	売上総利益	1,531
年金支出	(340)	販売費	(153)
その他の営業現金支出	(261)	一般管理費	(470)
リースに対する現金支出	(50)	その他の営業収益	18
資本的支出	(54)	その他の営業費用	(33)
機械・設備の売却収入	38	営業利益合計	893
売上債権の売却収入	8	投資	
営業活動による正味キャッシュフロー	408	受取配当金・受取利息	63
投資		関連会社持分法利益	24
短期投資の正味増減	(300)	持分投資の公正価値変動	8
配当金収入・利息収入	63	金融資産の公正価値変動	45
有価証券の売却	56	投資利益合計	140
投資活動による正味キャッシュフロー	(181)	事業利益合計	1,033
事業活動による正味キャッシュフロー	227	財務	
財務		借入	
配当金支出	(86)	支払利息	(111)
利息支出	(84)	財務費用合計	(111)
自己株式の再発行収入	84	税引前継続事業による利益	922
短期借入収入	162	法人所得税	
長期借入収入	—	法人税費用合計	(343)
財務活動による正味キャッシュフロー	76	継続事業による利益	579
税引前継続事業正味キャッシュフロー	303	非継続事業	
法人所得税		非継続事業による損失	(32)
法人所得税による現金支出合計	(281)	税控除	11
非継続事業・外貨換算調整前現金の増減	22	非継続事業による純損失	(21)
非継続事業		当期純利益	558
非継続事業正味現金支出	(13)	その他の包括利益（税引後）	
外貨換算調整	3	損益後で再分類されない項目	
現金の増減	12	建物再評価益（営業）	4
期首現金	62	損益後で再分類される項目	
期末現金	74	当期先物契約利得	3
		損益として再分類される金額	(1)
		先物契約未実現利得（営業）	2
		関連会社外貨換算調整（投資）	(1)
		連結子会社の外貨換算調整	2
		その他の包括利益合計	7
		包括利益合計	565

出所：IASB [2010], Implementation Guidance, pp.20-26 により筆者作成。

なお、金額は千円単位を四捨五入調整。

IASBは、2016年11月に「財務報告に関するコミュニケーションの改善に関するプロジェクト」(2017-2021)により、主要財務諸表のリサーチ・プログラムを設けて、(a)財務業績計算書の構成および内容、(b)キャッシュフロー計算書および財政状態表の構成および内容の改善の必要性、および(c)主要財務諸表の相互関係を検討課題としている⁽⁷⁾。その議論の出発点として、IASBは、2017年1月のDP『開示原則』の第7章において、統一的な開示目的の開発によりキャッシュフロー計算書を含む主要財務諸表の開示へのアプローチを提案している⁽⁸⁾。それらは次のとおりである。

- (1)A法—企業の資産、負債、持分、収益および費用に関して開示される異なる情報に焦点を当てる。
- (2)B法—財務諸表利用者が将来のキャッシュインフローの見通しを評価し、経営の受託責任を評価する方法をよりよく反映するために、企業活動に関する情報に焦点を当てる。
- (3)A法とB法の混合型

表4および表5のIFRSXの財務諸表は上記(3)の混合型による開示に近い。財政状態表は会計の構成要素別の情報に焦点を当てるとともに、直接法キャッシュフロー計算書の事業(営業)と財務区分を首尾一貫して適用している。

V 営業活動の報告

1. 直接法 対 間接法

IAS7, SFAS95, 財務報告基準第1号(FRS1)およびわが国の「財務諸表等規則」(財表等規則)は、営業キャッシュフロー(CFO)の表示法として、いずれも直接法と間接法の選択適用を認めてきた⁽⁹⁾。直接法だけを認めていたオーストラリア会計基準第107号(AASB107)も

2011年以降、IAS7との調和化により間接法を認めた⁽¹⁰⁾。これによりすべての基準セッターは間接法を認めることになった。

SFAS95は、将来キャッシュフローを予測することに役立つから直接法を奨励し、直接法を用いる場合は純利益のCFOへの調整表を注記することを求めている。一方、IAS7, FRS1およびわが国の『財表等規則』は調整表を要請していない。このように純損益からCFOへの調整表を注記するかどうかは一樣ではない。

IFRS Xは直接法だけを採用し(IFRS X. 168)、営業損益のCFOへの調整表は注記により補足的に示すことにした(IFRS X. 172)。IFRSXに対するコメントレターでは、直接法に対する異論も示されたことから、IASBはアウトリーチ活動を行い、直接法適用の見直しをはかった。『議事資料』によると、IASB専門委員は、間接法を適用し、顧客からの現金収入などの総額情報を補足的に注記することを提案している(par.46c)。今日、ほとんどすべての会社は間接法を利用しているが、この提案が国際的に合意されれば、会社が直接法を用いることはほとんど期待できない。

2. 直接法の論拠

IASBは営業活動の報告に直接法を採択した理由を次のように述べている(IFRS X BC 172)。

- (a) 多くの財務諸表利用者にとって、直観的で理解可能である。
- (b) 将来キャッシュフローの予測能力を改善する。
- (c) 企業のキャッシュ循環期間についての洞察や、包括利益計算書に表示される収益および費用とキャッシュフローとの関係に対する理解を改善する。
- (d) 営業利益のCFOへの調整を伴う場合

は、財政状態表とキャッシュフロー計算書を結びつけることができる。

- (e) 正しい意思決定に導く情報を提供し、また最もすぐれた技術を持つアナリストが計算した結果よりすぐれた情報を提供する。これはすでに学術研究によって明らかにされている⁽¹¹⁾。
- (f) 今日ではできない趨勢および比較分析を行う能力を提供する。

IFRSXによれば、直接法の論拠は決定的であり、IASBの専門委員はアウトリーチ活動の提案として直接法を要求すべきであった。財務諸表利用者は、損益計算書の純利益と企業の現金創出能力との関係について混乱が生じていることをよく理解している。とくに、間接法においては、純利益と減価償却費は現金の源泉と一般に信じられているがこれは正しくない。Heath [1978]によれば、「利益は会社の純資産に対する事業活動の結果であり、営業活動によるキャッシュフローは会社の現金による営業活動の結果である。キャッシュフローは利益の源泉ではなく、利益は現金の源泉ではない。キャッシュフローと利益は商品やサービスの売上の異なった結果である」と指摘している⁽¹²⁾。

間接法は、実際に利益と減価償却費はともに現金の源泉であるというような誤解を一般の人々に与えている。例えば、2016年度からIFRSを適用しているブラザー工業株式会社は、営業活動によるキャッシュフローの状況を次のように説明している⁽¹³⁾。

「税引前四半期利益は371億円となり、減価償却費及び償却費170億円など、非資金損益の調整などによる資金の増加があり、法人所得税の支払額51億円などを差し引いた結果、431億円の資金の増加となりました。」(下線部は著者による)

減価償却費は現金の源泉でもなければ使途

でもない。直接法は、利益や減価償却費がキャッシュフロー計算書に表示されることはない。直接法はIFRS Xの論拠(a)および(c)に示すように、キャッシュは顧客から生じ、商品および販売費、管理費および税金などに対して支払われるというように直観的であり、キャッシュフローサイクルを理解可能で、企業活動とキャッシュフローの関係にある混乱の一部を解消することに役立つ。

SECの元委員長Thomas [1982]は、直接法が用いられなければ利用者はキャッシュフロー計算書の目的を誤解することになるから、これを支持して次のように述べている⁽¹⁴⁾。

「キャッシュフロー計算書の目的が、キャッシュフローに関する情報を提供することであれば、直接法を支持する証拠が多いことは明白である。(中略)減価償却費およびその他の非現金項目はキャッシュフロー計算書に表示すべきではない」。

3. 間接法の論拠

直接法は、CFOを総額で表示する点に長所をもつが、短所がないわけではない。例えば、親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュフローの基礎データを用意しなければならないから、実務上手数を要しコストもかかる。そのため作成者には異論が多い。

IFRS Xの直接法の提案について、作成者(会社・経営者)および利用者(アナリスト)における回答の調査結果が『議事資料』にまとめられている。これによると、間接法を支持している主な論拠は、①費用対効果、②営業損益のCFOへの調整、および③間接直接法の適用に関する問題である。

(1) 費用対効果

第1の論拠は費用対効果の問題である。直接

法の採用は、会社の会計情報システムおよび業務の変更を伴い多額のコストがかかる。一方でその効果は限られているから、直接法よりも間接法を採用すべきであるという見解である。

しかしながら、これは正当な論拠をもっていない。確かに、直接法は財務諸表作成者に追加的なコストを負担させることになる。一部のアナリストは、直接法による作成には一定のコストがかかることを認めている。その一方で、直接法が採択されれば、売掛金、買掛金、利息、税金およびリースなどの直接法キャッシュフローの測定額を示すために、多くの時間を費やす負担が軽減されることを歓迎している。

この点について Bradbury [2011] は、直接法の適用によるコストに関する証拠は多くはなく、コストがかかるという議論はアナリストによる情報作成コストを考慮すべきと主張する⁽¹⁵⁾。アナリストは会社の直接法キャッシュフローの構成要素を正確に見積もることはできないから、会社が直接法情報を提供すればアナリストの作成コストは大幅に節約できる。アナリストによる直接法データの収集コストは高い。その一方で、キャッシュフロー計算書の目的の明確化と理解可能性による便益は大きい。さらに、Bradbury [2017] が提出した DP『開示原則』に対するコメントレターによると、基準セッターは、直接法が間接法よりも優れた情報を提供しているという実証研究の成果をふまえて、主要財務諸表をどのように報告するかを明確に意思決定すべきであると回答している⁽¹⁶⁾。

(2) 営業損益の営業キャッシュフローへの調整

第2に、間接法は利益とキャッシュフローの差異を表わすから、利益に基づいて将来キャッシュフローを予測する際に、利益を現金に転換するための調整は必要不可欠であるという論

拠である。

作成者は、IFRS X が提案している営業利益の CFO への調整表はコストがかからないし、有用であると指摘している。その理由は、調整表により財政状態表の科目の増減に関して説明的な情報を提供できるからである。アナリストは、作成者と同様に、総額のキャッシュフロー情報とともに、IFRS X が提案している「営業利益の CFO への調整表」は必要不可欠であり、その調整は営業利益から始めることが望ましいと指摘している。純損益よりも、営業利益から始めたほうが調整項目は少なくなり、それだけ理解可能性が高まるからである。

調整表の必要性を主張する作成者と利用者の回答を受けて、IASB 専門委員は間接法を認め、「得意先からの現金収入」などを補足的に注記することを提案した。しかしながら、回答者は調整表の必要性を求めているのであり、CFO の表示法として間接法の適用を要請しているわけではない。回答者はこの点で間接法を直接法に付随するものとして提案している。間接法の調整表は注記で十分であり、キャッシュフロー報告の代わりにはならない。

(3) 間接-直接法の信頼性

第3は、間接-直接法は正確な CFO の計算方法ではないから、その計算結果に対する監査や内部統制の信頼性は乏しいという論拠である。

とくに経営者は投資者に対して計算根拠を説明できないから、直接-直接法を採用しなければ総額の CFO を求めることはできないと主張している。直接-直接法は、キャッシュフローを収集するための勘定組織を設けることが必要になる。経営者は、取引レベルのデータを利用した直接-直接法によるキャッシュフロー情報がなければ、期中のキャッシュフローの変動を投資者に説明できないと述べている。同様

の点は、監査人からも指摘されている。間接-直接法は、「説明されない差異」が生じるから不確実性を伴うし、その差異が許容範囲を超えれば監査意見を述べなければならない。また、監査証明ができないから、会社は内部統制を実現できないと批判している。

わが国では、直接-直接法を適用するための資金勘定組織を構築するための研究が積み重ねられてきた⁽¹⁷⁾。これらを適用すれば直接-直接法は実現可能である。ただし、直接法は日々の現金出納帳と同様に簡単で実行可能である。誘導的に営業キャッシュフローを求めることを過度に批判する正当な理由はない。

4. 間接法が利用されている理由

直接法を支持する論拠が明確であり、間接法を支持する論拠が曖昧であるにもかかわらず、現在の IFRS 適用会社は、表 6 に示すように間接法を広く利用している。このような状況が生じた理由には、資金情報開示実務の歴史的発展に 1 つの背景がある。

財務諸表利用者は 1920 年代から資金計算書を一期間の財政状態の変動を理解するものとして利用してきた。外部の利用者は直接法のために必要な情報を持っていなかったからである。仮に持っていたとしても資金情報の目的やそれをどのように表示すればよいかということに関心はなかった。利用者は信用分析目的により自分自身の分析手段の 1 つとして資金計算書を作成していた。事実、わが国の銀行など

でも信用分析目的で資金移動表や資金繰表などを作成してきた⁽¹⁸⁾。

1960 年代に、アメリカにおいて資金情報開示のステートメントとして下記の 2 つ基準書が公表された。1 つは、1963 年の会計原則審議会意見書第 3 号 (APBO3)「資金の源泉と使途に関する計算書」による、非資金項目を含む運転資本概念による資金計算書である⁽¹⁹⁾。もう 1 つは、1971 年の会計原則審議会意見書第 19 号 (APBO19)『財政状態変動表』による総財務資源概念による財政状態の変動を示す資金計算書である⁽²⁰⁾。これらの基準書において、資金計算書の目的や表示法は検討されることはなかった。その理由は次のとおりである。

第 1 に、当時のコロンビア大学大学院経営学研究科長で前 SEC 主任会計士の J.C.Burton [1982] の見解である。Burton は、「会計専門職は、現在も歴史的にも、変化する外部的刺激がなければ現状に満足していて、保守的な態度を示してきた。民間部門の基準設定は、一般に、開示費用を負担する人の手にゆだねられているから、会計基準は、現状は神聖なものであるという前提に立って、不確実性とリスクを最小にしようとすることは驚くことではない」と述べている⁽²¹⁾。

第 2 に、当時の会計専門職による資金計算書の見方に対する Heath [1978] の見解である⁽²²⁾。Heath は、「資金計算書（財政状態変動表）を分析手段の 1 つとして考えていた。資金計算書の目的は独立した 1 つの財務表としてではな

表 6 IFRS における直接法と間接法の適用状況

	2008	2009	2010	2011
直接法	9(9.0%)	19(11.9%)	23(13.5%)	23(13.2%)
間接法	91(91%)	141(88.1%)	147(86.5%)	151(86.8%)
合 計	100(100.0%)	160(100.0%)	170(100.0%)	174(100.0%)

注：百分率は小数点第 2 位以下四捨五入。

出所：AICPA [2011]（一部修正）。

く、主要な財務諸表の情報を補足的に説明することに役立たせることにある。資金計算書がこのような役割であるとすれば、純利益からはじめて損益計算書との連携を明らかにする計算書であるといっても過言ではない」と指摘している。

VI キャッシュフロー計算書の位置づけ

利用者および作成者にとって、直接法が適切な会計報告実務であるにもかかわらず、企業が広く間接法を利用している現状を変えることはきわめて難しい。キャッシュフロー報告は、流動性、支払能力および財務弾力性の評価を目的としている。この目的に基づいて、キャッシュフロー計算書が、利益との差異ではなく本来のキャッシュフローを報告する計算書になるためには、IASBのDP『開示原則』のプロジェクトで「直接法」を採択できるかどうかの1つの試金石となる。間接法キャッシュフロー計算書は利益とキャッシュフローの差異を明らかにする補足資料であるから、これを主要財務諸表の1つに含める正当性は少ない。

FASBは、1978年の『財務報告概念報告書第1号』(SFAC1)において、「財務報告の主たる焦点は、稼得利益およびその内訳要素の測定によって提供される企業の業績に関する情報である。(中略)例えば、一年間のように、短期間の現金収支だけを示す財務諸表は企業の業績が成功したかどうかを適切に示すことはできない」という立場をとっている⁽²³⁾。

わが国の企業会計基準委員会(ASBJ(2014))も、IASBが2013年に公表した「概念フレームワークの見直し」⁽²⁴⁾に対するコメントレターにおいて次のように述べている⁽²⁵⁾。

「概念フレームワークのOB17項は、発生主

義会計により提供される情報は、現金収入及び現金支払のみに関する情報よりも、企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供するとしている。これは発生主義会計に基づいて作成される財政状態計算書及び包括利益計算書の方が、現金主義会計に基づいて作成されるキャッシュフロー計算書よりも有用な情報を提供していることを含意している。そのため、キャッシュフロー計算書は、発生ベースによる損益の補足情報と位置づけられるべきである」。

FASBおよびASBJの見解は妥当である。キャッシュフロー計算書だけの情報では企業の業績が成功したかどうかを適切に示すことはできないからである。しかしながら、それは損益計算書だけでも同じことである。両計算書は企業の業績を評価するために、ともに用いられなければならない。すなわち、損益計算書は企業の富をどれだけ増加させたかという業績を評価するために用いられ、キャッシュフロー計算書は適時に債務を返済するためのキャッシュをどれだけ増加させたかという業績を評価するために用いられる。どちらの計算書がより重要で主要なものかを議論することは、左右の靴のどちらがより重要かを論じるようなものである。どの主要財務諸表も他の財務諸表に対する優位を有するものではなく、それらをともにみなければならない。IFRS Xによる財務諸表の表示は、利用者が企業の財政状態および財務業績を連携してとらえることに役立つ。

VII おわりに

IFRS Xの提案はつぎの2つの理由で重要である。第1に、この提案はキャッシュフロー情報を包括利益計算書と財政状態表とともに提供する方向に財務報告を発展させていること

である。財務諸表の体系において、直接法キャッシュフロー計算書は他の財務諸表を連携するうえで中心的な役割を果たしている。

第2に、この提案により、キャッシュフロー情報に対するアカウンタントの対応が変化していることである。IFRS X への回答および「議事資料」の作成者やアナリストの回答、さらにはキャッシュフローを重視する論者の間では、直接法キャッシュフロー計算書の有用性および連携性原則は支持されている。

財務諸表が有用かつ効率的であるためには、財務諸表が報告すべき情報を表示し、それは利用者にとって理解可能でなければならない。IFRS X による財務諸表は、キャッシュフロー計算書の理解可能性および比較可能性を高めるよう適切に表示している。キャッシュフロー計算書を事業活動と財務活動に区分し、これを包括利益計算書および財政状態表に対して首尾一貫して用いているからである。また、現金概念から現金同等物を除外し、営業活動の表示を直接法だけに限定している。さらには、利益とキャッシュフローの差異、すなわち利益の質の評価に関心を持っている人々に対しては、直接法キャッシュフロー計算書に「営業損益とCFOの調整表（間接法）」を補足的に示せば、首尾一貫したキャッシュフロー情報を提供することができる。

IFRS X の提案は、IASB の DP『開示原則』による財務情報の開示に対する 1 つの改善方法である。

注

- (1) IASB [2010], pp.1-45.
- (2) IASB/FASB [2011], pp.1-13, Appendix A-G.
- (3) なお、現在、IASB と FASB の共同プロジェクトはすでに解消され、IFRS X の基準設定プロセスは『議事資料』の公表以降中断している。

IASB は、2016 年 11 月に「財務報告に関するコミュニケーションの改善に関するプロジェクト」(2017-2021) を新たに進め、2017 年 1 月に（ディスカッションペーパー「開示に関する取り組み—開示原則」(以下、開示原則)) を公表している。これには国際会計基準第 1 号 (IAS1) の改訂などの主要財務諸表に関する課題も含まれている。

- (4) IASB [1997], par.9.
- (5) Brealey and Myers [1988], pp.3-5.
- (6) Zube [2011], p.34.
- (7) IASB [2016a], pp.16-17.
- (8) IASB [2017], pp.73-87.
- (9) IASC [1992], FASB [1987], ASB [1996], 企業会計審議会 [1963, 1976, 1998]
- (10) AASB [2011], par.18-20.
- (11) 直接法の有用性を論じている実証研究に次の文献がある。
Bradbury,M [2011], Clinch,G.,B.Sidhu and S.Sin [2002], Ding,Y.,T.Jeanjean and .Stolwy [2006], Klammer,T.P. and .A.Reed [1990], Krishnan,G.V.and J.A.Largay III [2000].
- (12) Heath [1978], p.57.
- (13) ブラザー工業 [2017], p.12.
- (14) Thomas [1982], p.102.
- (15) Bradbury [2011], p.128.
- (16) Bradbury [2017], pp.2-3.
- (17) 誘導法により資金会計勘定組織を論じているものに次の文献がある。
鎌田 [1991], 佐藤 [1994], 染谷 [1964].
- (18) 日本開発銀行（現在、日本政策投資銀行）編 [1995] では資金移動表が現金収支分析に利用されている。
- (19) APB [1963]
- (20) APB [1971]
- (21) Burton [1982], pp.34-36.
- (22) Heath [1978], op.cit,pp.58-59.
- (23) FASB [1978], par.43.
- (24) IASB [2013], pp.149-152.
- (25) ASBJ [2014], par.99,p.33.

参考文献

- AICPA [2011], *Accounting Trend &Technics, IFRS Financial Statements*. AICPA.
APB [1963], *APBO3, "The Statement of Sources and Application of Funds,"* AICPA.
APB [1971], *APBO19, "Reporting Changes in Financial Position,"* AICPA, March.
AASB [2011], *AASB107, "Statement of Cash*

- Flows”, September.
- ASB [1996], *FRS1(Revised 1996)*, “Cash Flow Statements”, October.
- ASBJ [2014], 『ディスカッションペーパー「財務報告に対する概念フレームワークの見直し」に対するコメント』1月。
- Barbara S.Thomas[1982], “Statements in Quotes,” *Journal of Accountancy*, November, pp.98-108.
- Bradbury,M.E. [2011], “Direct or Indirect Cash Flow Statements ?,” *Australian Accounting Review*, No.57, Vol.21 Issue 2, pp.124-130.
- [2017], “Comment Letter : Discussion Paper DP/2017/1 Disclosure Initiative – Principles of Disclosure, September,pp.1-7.
- ブラザー工業 [2017], 『株主通信 125 期第 2 四半期末号』(2016.4.1-2016.9.30)。
- Clinch, G., B. Sidhu and S. Sin [2002], “The Usefulness of Direct and Indirect Cash Flow Disclosures,” *Review of Accounting studies* 7,pp.383-404.
- Ding, Y., T. Jeanjean and H. Stolowy [2006], “The Usefulness of Disclosing both Direct and Indirect Cash Flows: An Empirical Study” Working paper,” *Centre National de la Recherche Scientifique*.
- 遠藤秀紀 [2011], 「IASB 討議資料の提案によるキャッシュフロー情報の開示」『国際会計研究学会年報 2010 年度』99-116 頁。
- [2014], 「IFRS X におけるキャッシュフロー情報の開示」『會計』第 185 巻第 6 号, 41-53 頁。
- FASB [1987], *SFAS95*, “Statement of Cash Flows,” November.
- FASB[1978], “Objective of Financial Reporting by Business Enterprises,” *Statement of Financial Accounting Concepts No.1*(Stanford, Conn), November. (平松一夫・広瀬義州訳 (2002), 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社。)
- Heath, L.C. [1987], “Cash Flow Reporting: Bankers Needs a Direct Approach,” *The Journal of COMMERCIAL BANK LENDING*, February, pp.50-59.
- John C.Burton [1982], “The SEC and Financial Reporting: The Sand in the Oyster,” *Journal of Accountancy*, June.
- Klammer, T.P. and SA Reed [1990], Operating Cash Flow Formats: Does Format Influence Decisions?,” *Journal of Accounting and Public Policy* 9,pp.217-235.
- Krishnan, G.V. and JA Largay III [2000], “The Predictive Ability of Direct Method Cash Flow Information,” *Journal of Business, Finance & Accounting* 27,pp.215-245.
- Hendriksen, E.S.[1992], *Accounting Theory Fifth Edition*, IRWIN.
- Heath Loyd C.[1978], *ACCOUNTING RESEARCH MONOGRAPH3, Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, American Institute of Certified Public Accountants, Inc. (鎌田信夫・藤田幸男共訳 (1982) 『ヒース財務報告と支払能力の評価』国元書房。)
- IASB[2010], “*Staff Draft of Exposure Draft IFRS FINANCIAL STATEMENT PRESENTATION*,” (国際会計基準審議会 [2010], 『スタッフドラフト公開草案 IFRS 第 X 号財務諸表の表示』。)
- IASB [2013], *DP, “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting,”* January.
- IASB [2016a], *IASB® Work Plan 2017-2021 Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation*, November. (国際会計基準審議会 [2016a] 『IASB®作業計画 2017-2021 年 2015 アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント』11 月。)
- IASB[2016b], *Disclosure Initiative* (Amendments to IAS 7), January. (国際会計基準審議会 [2016b] 『開示イニシアチブ (IAS 第 7 号の改訂)』1 月。)
- IASB[2017], “*DP, Disclosure Initiative – Principles of Disclosure*,” January. (国際会計基準審議会 [2017], 『DP 開示に関する取組み—開示原則』1 月。)
- IASB/FASB[2011], *Agenda Reference Staff Paper :Financial Statement Presentation Outreach Summary and Project Direction*, Appendix A-G, March.
- IASC [1997], *IAS1*, “Presentation of Financial Statements,” September.
- IASC [1992], *IAS7 (revised 1992)*, “Cash Flow Statements,” December.
- 鎌田信夫 [1991], 「資金会計組織の構築」『南山経営研究』第 6 巻第 3 号。
- [1995], 『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房。
- [2006], 『[新訂第 2 版] キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会。
- [2017], 『キャッシュフロー会計の軌跡』森山書店。
- 鎌田信夫編 [1997], 『現金収支情報の開示制度』税務経理協会。
- 企業会計審議会 [1998], 「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準に関する意見書」。
- 小西範幸 [2010], 「財務諸表の表示のあり方に関する再検討 — IASB 公開草案のスタッフドラフトの検討を中心として—」『會計』第 178 巻第 5 号, 55-71 頁。
- Lee T.A. [1984], *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold(UK).Ltd. (鎌田信夫・武田安

弘・大雄令純共訳 [1989]『現金収支会計—売却時価会計との統合』創成社。) 向伊知郎 [2003],『連結財務諸表の比較可能性』中央経済社。
佐藤倫正 [1994],「資金会計の勘定組織」『会計』第 145 号第 1 号, 14・27 頁。
染谷恭次郎 [1964],『資金会計入門』税務経理協会。
日本開発銀行(現在,日本政策投資銀行)編 [1995],

「現金収支分析の新技法」『経済経営研究 ECONOMICS TODAY』vol.16・3, 設備投資研究所。
Zube, Christian Franz Georg [2011], *IFRS X Financial Statement Presentation —a boon or bane for the world of international financial reporting?*, GRIN.

IFRS の適用と会計発生高アノマリー

中 川 豊 隆
岡山大学

要 旨

本論文の主目的は、日本における IFRS 任意適用企業と日本基準適用企業をサンプルとして会計発生高アノマリーを比較検証することである。会計発生高アノマリーは Sloan [1996] の研究等によって良く知られた会計アノマリーであるが、国際会計研究の視点からは、このアノマリーを法域別に検証した研究や国際会計基準の適用がこのアノマリーに及ぼす影響を検証した研究が挙げられよう。また、これらの先行研究以外に、IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関する研究や会計アノマリーの原因や変化を検証した研究が数多く行われている。本論文ではその意義をより明確にするため、それらの研究についても取り上げて検討した。具体的には、IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関しては De George et al. [2016] を、会計発生高アノマリーを含む会計アノマリーの研究動向に関しては Richardson et al. [2010] と Chordia et al. [2014] を、会計発生高アノマリーと法域や国際会計基準の適用との関係に関しては Pincus et al. [2007] と Kaserer and Klingler [2008] を取り上げて内容を整理及び検討している。

その上で、本論文では、これらの研究にもとづき、IFRS を任意適用した日本企業を対象に会計発生高アノマリーを分析した。日本基準を適用する日本企業の分析結果と IFRS を適用する日本企業の分析結果を比較すると、分析結果が同様である年度もあれば同様ではない年度もあることが確認できた。今後は、データの蓄積に伴い、会計基準以外の要因に関する検討や会計基準の具体的な相違点に関する分析も必要であると考ええる。

I 序

本論文の主目的は、日本における IFRS 任意適用企業と日本基準適用企業をサンプルとして会計発生高アノマリーを比較検証することである。会計発生高アノマリーは Sloan [1996] の研究等によって良く知られた会計アノマリーであるが、国際会計研究の視点からは、このアノマリーを法域別に検証した Pincus et al. [2007] や国際会計基準の適用がこのアノマリーに及ぼす影響を検証した Kaserer and Klingler [2008] が挙げられよう。本論文では、これらの研究にもとづき、日本企業を対象とした従来の会計発生高アノマリーに関する分析結果を踏まえたうえで、IFRS を任意適用した日本企業を対象に会計発生高アノマリーを分析した。また、上記の先行研究以外に、IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関する研究や会計アノマリーの原因や変化を検証した研究が数多く行われている。本論文ではその意義をより明確にするため、それらの研究についても取り上げて検討した。

本論文の構成は以下の通りである。まず次節では先行研究の内容を整理及び検討して仮説を構築する。第三節ではサンプルと分析モデルについて説明する。第四節では IFRS 適用企業、米国基準適用企業、日本基準適用企業を対象とした分析の結果を示す。第五節では結論と今後の課題を述べる。

II 先行研究と仮説

本節では先行研究のサーベイと仮説の構築を行う。なお、先行研究については、具体的には、IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関しては De George et al. [2016] を、会計発生高アノマリーを含む会計アノマリーの研究動

向に関しては Richardson et al. [2010] と Chordia et al. [2014] と Hou et al. [2017] を、会計発生高アノマリーと法域や国際会計基準の適用との関係に関しては Pincus et al. [2007] と Kaserer and Klingler [2008] を取り上げて内容を整理及び検討する。

1. IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関する先行研究

De George et al. [2016] は、IFRS 適用の影響に関する研究を対象とした包括的なサーベイ研究である。この論文は、歴史的な視点による IFRS 適用の説明⁽¹⁾、IFRS 適用の影響に関する実証研究、IFRS 研究の実証的な選択に関するメタ分析を扱っている。また、IFRS 適用の影響に関する実証研究には IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関する先行研究が含まれている⁽²⁾。本論文と特に関係するのはこの部分であると考えて、ここに注目しておく。

IFRS の適用が株式市場に及ぼす影響に関する先行研究から De George らが得た重要な知見は、IFRS の適用は市場の流動性を高めたり資本コストを低下させたりすることが示されているがそのようなベネフィットが全ての企業や国で見られるわけではないという点であろう (De George et al. [2016], pp.936-937)。なぜなら、このことは IFRS が適用されたすべての法域で同じ経済的帰結が生じるとは限らないことを示唆している点で特徴的だからである。同じにならないケースがあるならば、IFRS の適用が日本の株式市場に及ぼす影響についても、他国における分析結果で代用せず、日本企業を対象とした分析を複数の視点で行う必要があると考えられる。このような観点から、本論文では、会計アノマリーを分析視点の一つとして位置付けて分析を行っている。

2. 会計発生高アノマリー等の会計アノマリーに関する最近の研究

次に、会計発生高アノマリーを含む会計アノマリーに関する研究動向を把握するために Richardson et al. [2010] と Chordia et al. [2014] と Hou et al. [2017] を取り上げる。良く知られているように、会計発生高アノマリーの研究については、Sloan [1996] がこのアノマリーを発見してそれを利益の構成要素の持続性の相違で説明した後、このアノマリーの存在を支持する多くの実証的証拠が示されてきた。Richardson et al. [2010] は、会計発生高アノマリー等の会計アノマリーやファンダメンタル分析を対象にサーベイを行っている。一方、Chordia et al. [2014] は、アノマリーの減衰 (attenuation) について取り上げている。また、Hou et al. [2017] はアノマリーの再検証を行っている。

(1) Richardson et al. [2010]

Richardson et al. [2010] では、2000 年以降に行われた会計アノマリーやファンダメンタル分析に関する研究を対象とした文献サーベイ及び会計発生高アノマリーや利益発表後ドリフト (post-earnings-announcement drift) に対するリスクや取引費用の処理の影響に関する分析が行われている⁽³⁾。ここでは、Richardson et al. [2010] による引用分析を取り上げておく。

彼らは、2000 年以降に行われた会計アノマリーやファンダメンタル分析に関する研究を対象に引用分析を行い、会計学のジャーナルを対象とした当該テーマに関する引用頻度の高い 10 論文を示した。それによれば、The Accounting Review 誌に掲載された 6 論文と Journal of Accounting and Economics 誌に掲載された 4 論文の引用頻度が高くなっている。

そして、これらの論文の内容については、10 論文中 8 論文 (Xie [2001], Richardson et al. [2005], Khan [2008], Mashruwala et al. [2006], Fairfield et al. [2003], Beneish and Vargus [2002], Desai et al. [2004], Pincus et al. [2007]) が Sloan [1996] の会計発生高アノマリーに関連した研究となっている。他方、それ以外の 2 論文 (Hrisheleifer and Teoh [2003], Bartov et al. [2000]) は、投資家の知覚に関するモデル研究と利益発表後ドリフトに関する研究である。以下、これらの 10 論文のうち会計発生高アノマリーに関する研究の概要を示しておく⁽⁴⁾。なお、Pincus et al. [2007] については別途説明するため、ここでは省略している。

Xie [2001] は Sloan [1996] の方法を用いて Jones [1991] モデル等による裁量的会計発生高のミスプライシングの有無を検証しており、市場が裁量的会計発生高の持続性や 1 年先利益における含意を過大評価していることを発見した。

Richardson et al. [2005] は会計発生高の信頼性と利益の持続性を結び付けることで Sloan [1996] を拡張し、投資家が信頼性の低い会計発生高は持続性の低い利益をもたらすことを十分に見通しておらずミスプライシングが生じることを示した。また、最も信頼性が低い会計発生高を用いて分析を行うと、Sloan [1996] よりもヘッジポートフォリオリターンが大きくなるとした。

Khan [2008] は会計発生高アノマリーをリスクで説明しようとする研究であり、4 ファクターモデルで測定した場合、会計発生高アノマリーに係るリターンのクロスセクションにおける変動の大部分がリスクで説明できることを示した。

Mashruwala et al. [2006] は Sloan [1996]

による会計発生高アノマリーは固有株式リターンボラティリティの高い企業に集中して生じるとし、また、会計発生高アノマリーは低位で出来高の小さい銘柄にみられるが、これは取引費用が会計発生高のミスプライシングを利用する際の障壁になっていることを示唆するとした。

Fairfield et al. [2003] は当期の ROA をコントロールすると、正味営業資産の成長の構成要素は 1 年先の ROA とひとしく負の関連性を有するとし、会計発生高アノマリーは正味営業資産のミスプライシングによるアノマリーの一面である可能性を示唆した。

Beneish and Vargus [2002] はインサイダー取引と利益の質及び会計発生高のミスプライシングの関係を検証し、利益増加型の会計発生高の持続性はインサイダー取引によって上下することや、Sloan [1996] における会計発生高のミスプライシングは利益増加型の会計発生高のミスプライシングによるものであること等を明らかにした。

Desai et al. [2004] は会計発生高アノマリーがグラマー株効果の現れの一つであるかどうかを検証しており、4 つの伝統的なバリュー／グラマーの代理変数（売上高の成長、B/M, E/P, C/P）をコントロールしても、会計発生高は将来リターンと関連性を持つことを示した。

先行研究の内容を概観してみると、この研究領域では Sloan [1996] の影響を受けながら、会計発生高アノマリーが観察される原因を Sloan [1996] とは異なる視点で解き明かすことを試みた研究が進展していることが確認できる⁶⁾。このように、会計発生高アノマリーは会計アノマリー研究の中でも活発に研究が行われている領域であり、また、その過程で様々な説明方法が展開されてきたことが確認でき

る。このような流れの中で、本論文の分析は法域と会計基準によって会計発生高アノマリーを説明することを試みていると位置づけられる。

(2) Chordia et al. [2014]

Chordia et al. [2014] は、米国市場を対象に流動性やトレーディング活動とアノマリーの関連性について分析し、近年のアノマリーを利用した投資戦略にもとづくリターンの減少がヘッジファンドの運用資産額や空売り残高や株式の売買回転率によってもたらされていることを証拠づけた研究である。また、流動性を向上させたり取引費用を改善させたりする政策が市場の効率性を高めるとの主張も行われている。具体的に言えば、流動性の増加やアービトラージの増加によって、Fama-MacBeth [1973] の係数やヘッジポートフォリオリターンが変化することが証拠づけられている。

表 1 の通り、先行研究にもとづき会計発生高アノマリーを含む 12 種類のアノマリーが分析対象となっている。一方、分析期間については、米国では 1970 年代半ばの手数料の規制緩和によって取引費用が減少し出来高が増加したという認識にもとづき、1976 年から 2011 年までが対象とされている。

具体的には、アノマリーにもとづくロング・ショートのリターンズプレッドと Fama-MacBeth の係数をもちいた分析が行われている。ロング・ショートのリターンズプレッドの分析では、12 項目それぞれについて、十分位をもちいたロング・ショートヘッジポートフォリオの等ウェイト平均ローリターンが示されている。それによれば、NYSE/AMEX 上場企業を対象とした場合、PROFIT を除くすべての項目について、有意な月次リターンが獲得されるという。例えば、会計発生高アノマリーのリ

ターンは 0.33% ($t=2.84$)、利益発表後ドリフトのリターンは 0.739% ($t=6.65$) である。Fama-MacBeth の係数をもちいた分析は、リスク調整リターンと規模や簿価時価比率等の企業特性との回帰分析である。プライシングが正確であれば係数は非有意となるが、結果は 12 項目のうち TURN と PROFIT を除くすべてが有意となっている。

これらの分析とともに、アノマリーの減衰に関する分析が行われている。分析の結果、

NYSE/AMEX 上場企業を対象とした場合、12 項目中 10 項目でアノマリーにもとづくヘッジリターンの減衰が証拠づけられている（このうちの 8 項目で有意な減衰が観察されている）。また、アノマリーの減衰は、Fama-MacBeth の係数をもちいた場合にも観察されている。

このように、米国市場では近年アノマリーが観察されにくくなっている。本論文では、米国基準を採用する日本企業についても分析対象としている。

表 1 Chordia et al. [2014] におけるアノマリー項目

項目	意味
① SIZE	株式の市場価値の自然対数
② BM	ある暦年内の会計期末における簿価／その暦年における 12 月末の時価
③ TURN	株式の売買回転率（出来高／発行済株式総数）の対数
④ R1	ラグ付の 1 か月間のリターン（リバーサル）
⑤ R212	11 か月間の累積リターン（モメンタム）
⑥ ILLIQ	非流動性
⑦ ACC	会計発生高
⑧ AG	資産の成長
⑨ ISSUE	新株発行
⑩ IVOL	固有ボラティリティ
⑪ PROFIT	収益性（利益／簿価）
⑫ SUE	標準化期待外利益

出典：Chordia et al. [2014], p.43 より作成

(3) Hou et al. [2017]

会計アノマリーの減衰に関する研究とは別に、過去のアノマリー研究を再検証した研究もある。Hou et al. [2017] は、米国企業を対象にデータ処理や検証基準を変更して過去の実証分析を再検証し、分析対象となった 447 のアノマリー項目のうちの 286 (64%) のアノマリー項目が 5%水準で有意でないこと等を示した^⑥。この研究における分析対象項目に Sloan [1996] の会計発生高アノマリーも含まれてい

るので確認しておく必要があると考えて、ここで取り上げた (Hou et al. [2017], p.49)。

その分析結果は、領域別 (trading frictions, intangibles, profitability, value-versus-growth, momentum, investment) に整理されているが、Sloan [1996] の会計発生高アノマリーが属する investment の領域については、分析項目の総数に対する 5%水準で非有意となった項目数の割合は最も低く、約 29%となっている (表 2)。この点で、モメンタム、会計発生高アノマ

リー、B/M、E/Pなどの項目は依然として5%水準での統計的有意性が認められやすい傾向にある⁽⁷⁾。なお、Sloan [1996]の会計発生高アノマリーについては統計量は下落したものの5%水準での有意性が確認された。

このように、データ処理や検証基準をより厳しくするとこれまで観察されていたアノマリーが観察されなくなる場合がある一方で、データ処理や検証基準を同じように厳しくしても

アノマリーが観察され続ける場合もある。どのような変更を加えると分析結果がどのように変化するかということは、各アノマリーの性質に関する理解を深めるために役立つかもしれない。

本論文の分析は会計基準の相違が会計発生高アノマリーに及ぼす影響に焦点を当てており、データ処理や検証基準の変更が分析結果に及ぼす影響については扱っていない。

表2 Hou et al. [2017]における統計的有意性の喪失状況

領域	喪失項目数	総項目数	喪失割合（喪失項目数÷総項目数）
trading frictions	95	102	93%
intangibles	77	103	75%
profitability	46	79	58%
value-versus-growth	37	68	54%
momentum	20	57	35%
investment	11	38	29%

(Hou et al. [2017], table1, table3, table4 より作成)

3. IFRSの適用と会計発生高アノマリーの関係に関連する先行研究

(1) Pincus et al. [2007]

Pincus et al. [2007]はコモンローの法域でアノマリーが生じやすいことを企業統治等で説明した研究である。この研究では、コモンローの法域（オーストラリア、カナダ、香港、インド、マレーシア、シンガポール、タイ、イギリス、アメリカ）とコードローの法域（デンマーク、フランス、ドイツ、インドネシア、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スイス、台湾）を対象に、会計発生高アノマリーに関する分析が行われている。なお、分析手法は、Mishkinテストと将来異常リターンとの回帰分析である⁽⁸⁾。

分析結果の要点は、会計発生高アノマリーはコモンローの法域で生じやすく、日本を含むコ

ードローの法域の多くでは会計発生高アノマリーが観察されないというものである。本論文の分析の関心事は、日本企業がIFRSを任意適用すると、このような分析結果に変化が生じるのかどうかということである。

(2) Kaserer and Klingler [2008]

Kaserer and Klingler [2008]は、ドイツ企業を対象に国際会計基準の適用と会計発生高アノマリーの関係について検証した研究である。

Mishkinテストによれば、ドイツ基準に準拠している企業については利益の構成要素に関する過剰反応や過小反応は観察されないが、国際会計基準に準拠した場合には利益の構成要素に関する過剰反応が観察されたという(Kaserer and Klingler [2008], pp.853-854)。

また、Kothari et al. [2005] の指摘にもとづき、線形回帰モデルによる検証も行っている。その分析結果によると、会計発生高アノマリーは国際会計基準の適用等を行った企業により多く生じている可能性が高いという (Kaserer and Klingler [2008], pp.855-857)。そして、国際会計基準がドイツで広まる前段階の 2000 年以前に会計発生高アノマリーを示す証拠はないが、2000 年から 2002 年の期間については会計発生高に対する市場の過剰反応が観察されるとしている (Kaserer and Klingler [2008], pp.857)。

この先行研究にもとづくならば、日本企業による IFRS の任意適用の拡大は日本市場における会計発生高アノマリーに影響を及ぼす可能性があると考えられる。日本はドイツと同じコードローの法域でもあり、この点について検証する必要があると考えられる。

4. 仮説の構築

以上の先行研究にもとづいて仮説を構築する。Pincus et al. [2007] にもとづけば、日本はコードローの法域であることから会計発生高アノマリーは観察されにくいということになり、Kaserer and Klingler [2008] にもとづけば、IFRS の任意適用によって日本でも会計発生高アノマリーが観察されやすくなるかもしれない。しかし、Chordia et al. [2014] にもとづけば、コモドルの法域である米国であってもアノマリーが減衰していることから、会計基準とは無関係に会計発生高アノマリーがいつそう観察されにくくなっているかもしれない。

また、これらの先行研究にもとづく考察のほかに日本におけるコンバージェンスの進展を無視することはできない。即ち、コンバージェンスされていない日本基準から IFRS に切り替

えた場合と比べて、コンバージェンスされた日本基準から IFRS に切り替えた場合の方が、日本基準から IFRS への会計基準の切り替えの影響は相対的に小さいと考えることができることから、IFRS 適用企業であるか日本基準適用企業であるかということが、会計発生高アノマリーの分析結果にそれほど大きな影響を及ぼさない可能性も考えられる。つまり、この考え方は、単純に「会計基準の相違はアノマリーに影響を及ぼさない」と述べているのではなく、「会計基準の相違が大きくないのであれば、会計基準の相違はアノマリーに大きな影響を及ぼさないだろう」と述べているのである。

このように、コードローの法域であることやコンバージェンスの進展は IFRS を任意適用しても会計発生高アノマリーに関する分析結果は変わらないという考えと結びつきやすく、IFRS の任意適用という事実それ自体を強調することは IFRS を任意適用すると会計発生高アノマリーが生じやすくなるという考えと結びつきやすい。

以上の考察にもとづき下記の二つの帰無仮説を設定する。

帰無仮説 1 : IFRS を任意適用する日本企業について、将来異常リターンと会計発生高との間に有意な負の関連性はない。

帰無仮説 2 : 日本基準を適用する日本企業について、将来異常リターンと会計発生高との間に有意な負の関連性はない。

Ⅲ サンプルとモデル

1. サンプル

サンプルは次の通りである。分析対象企業は、2017 年 3 月時点で IFRS を任意適用する

東京証券取引所第1部に上場する3月決算企業（複数上場も含む）である。なお、金融業は除いている。分析対象年は2014年度から2016年度までである。分析に必要なデータはeol及びヤフーファイナンスを使用して収集した⁽⁹⁾。また、IFRS任意適用企業のペアサンプルについても分析を行う。ペアサンプルは、上記のIFRS任意適用企業と同一の業種区分で総資産の近い日本基準適用企業を選択した⁽¹⁰⁾。なお、米国基準適用企業に関する分析も行っているが、分析対象年度及びペアサンプルの選択基準は同じである。欠損及び外れ値等を考慮した結果、IFRS任意適用企業のサンプル数は117となった⁽¹¹⁾。

2. 分析モデル

分析モデルはPincus et al. [2007]の異常リターン回帰モデルを利用する。このモデルでは、会計発生高アノマリー、キャッシュフローアノマリー、企業規模アノマリー、EPアノマリー、BMアノマリーについて同時に検証する。ARは決算後の7月から翌年の6月末までの異常リターン、ACCは会計発生高、SIZEは時価総額、EPはEPS/株価、BMは簿価/時価、OCFは営業活動によるキャッシュフローである。ACCとOCFは総資産でデフレートしている。ACC、SIZE、EP、BM、OCFは十分位数を利用して0から1の値をとるように基準化する。

$$AR_{t+1} = \delta_0 + \delta_1 ACC^{dec}_t + \delta_2 SIZE^{dec}_t + \delta_3 EP^{dec}_t + \delta_4 BM^{dec}_t + \delta_5 OCF^{dec}_t + \varphi_{t+1}$$

IV 分析結果

上述のモデルを利用して、IFRS任意適用企業とそのペアサンプルである日本基準適用企業、米国基準適用企業とそのペアサンプルである日本基準適用企業を対象に、2014年度から2016年度までのプーリングOLS及びパネル分析（変量効果、固定効果）、並びに年度別のクロスセクション回帰分析を行った⁽¹²⁾。

IFRS適用企業に関する結果を見ると、2016年度について会計発生高アノマリーが観察される。また、この年度はOCFとEPについても将来異常リターンと有意な関連性が生じている。ただし、OCFの係数符号は負の値となっている。一方、IFRS適用企業のペアサンプルである日本基準適用企業についても2016年度に会計発生高アノマリーが観察される。また、OCFについても同様であった。しかしながら、会計発生高アノマリーに係るp値はIFRS適用企業の方が小さくなっていることが確認された。他方、2014年の結果は両者で異なるが、サンプル数が小さい点には注意を要するであろう。

次に米国基準適用企業については、すべての年度でアノマリーは観察されなかった。一方、米国基準適用企業のペアサンプルである日本基準適用企業については、SIZE、EPが将来異常リターンと有意な関連性を持つ年度があることが観察された。日本基準は米国基準とコンバージェンスを行っているわけではないため、この結果は、会計基準の相違がアノマリーの分析結果に影響を及ぼしうることを示唆しているのかもしれない。しかし、米国基準適用企業はIFRS適用企業よりもサンプル数が小さい点には注意を要するであろう。

表 3 分析結果

IFRS 適用企業				
	2014	2015	2016	2014-2016
N	19	43	55	117
ACC	0.234	0.103	-0.376**	-0.041
SIZE	0.120	-0.151	-0.149	-0.093
EP	-0.071	-0.185	0.198**	0.029
BM	0.226	0.092	-0.034	0.019
OCF	0.300	0.219	-0.323**	0.036
cons	-0.515	-0.158	0.308**	-0.059
日本基準適用企業（IFRS 適用企業のパアサンプル）				
	2014	2015	2016	2014-2016
N	18	44	52	114
ACC	-0.390*	-0.035	-0.216*	-0.135
SIZE	0.053	-0.013	-0.075	-0.036
EP	0.370*	-0.156	0.048	-0.007
BM	-0.298**	-0.053	-0.010	-0.055
OCF	-0.251	-0.284	-0.213*	-0.197
cons	0.144	0.136	0.227	0.143
米国基準適用企業				
	2014	2015	2016	2014-2016
N	21	19	16	56
ACC	0.112	-0.012	0.200	0.035
SIZE	0.232	-0.213	0.022	-0.027
EP	-0.283	0.007	0.114	0.033
BM	0.184	0.442	0.031	0.245*
OCF	0.239	-0.062	0.022	0.074
cons	-0.289*	-0.139	-0.228	-0.229
日本基準適用企業（米国基準適用企業のパアサンプル）				
	2014	2015	2016	2014-2016
N	20	19	17	56
ACC	0.148	0.413	0.028	0.121
SIZE	-0.359	-1.129**	0.024	-0.607**
EP	-0.348*	-0.589	0.234*	-0.137
BM	-0.015	-0.446	-0.297	-0.439*
OCF	0.233	0.199	0.103	0.110
cons	0.053	0.462	-0.007	0.338

(注) **は両側 1%有意, *は両側 5%有意であることを表す。年度別回帰については OLS（ロバスト）の分析結果を表す。2014-2016 年度の分析については, F 検定, Hausman 検定, Breusch and Pagan 検定にもとづきプーリング OLS の結果を示している。

V 結論と今後の課題

既に述べたように、本論文の主目的は、IFRSを任意適用する日本企業と日本基準を適用する日本企業を対象として会計発生高アノマリーを比較検証することである。日本基準を適用する日本企業の分析結果とIFRSを適用する日本企業の分析結果を比較すると、結果が同様である年度もあれば同様ではない年度もあることが確認できる。また、比較的サンプル数の大きい2016年度については、会計発生高アノマリーに係るp値はIFRS適用企業の方が小さくなっていることが確認された。

本論文では会計基準の相違に焦点を当てて、会計発生高アノマリーに関する検証を行ったが、会計発生高アノマリーの相違が生じる原因は会計基準の相違だけではないため、会計基準以外の要因に関する検討を行う必要がある。また、本論文の分析では会計基準の具体的な相違点には言及しておらず、具体的にどの部分がどのように異なることで分析結果にどのような相違が生じるのかということを考察して検証することも今後の課題である。

注

- (1) そこでは、IFRS適用の目的である財務報告の質の向上と比較可能性の改善について論じられている。前者については、公正価値会計を念頭に、経済的に発展した国で便益のある会計がそれ以外の場所ではそうではないかもしれないことが指摘されている。後者については、財務報告の質は会計基準によってだけでなく国の法律制度や文化等によっても決まることから、IFRSがグローバルな収斂を達成して比較可能になったとしても、財務報告の質の収斂が達成されるかどうかについては疑問が投げかけられてきたという。(De George et al. [2016], pp.903-907)
- (2) IFRS適用の影響に関する実証研究については、IFRSと財務報告の質に関する研究、IFRSの株式市場への影響に関する研究、IFRSと企業意思決定に関する研究、IFRSと負債契約に関する研究、IFRSの受託責任及び企業統治

への影響に関する研究、IFRSの監査証明への影響に関する研究、IFRSに特有の属性に関する研究に区分して整理されている。

- (3) 2000年以前の研究動向については、例えばKothari et al. [2001]がある。
- (4) なお、Hrishleifer and Teoh [2003]は、情報の表示方法の選択や投資家の注意力や情報処理能力に限界がある場合に表示方法の違いが市場価格に及ぼす影響をモデル化した。Bartov et al. [2000]は機関投資家による保有は利益発表後ドリフトと負の相関関係があり、機関投資家による保有を説明変数とした場合、企業規模や取引費用は利益発表後ドリフトに関する増分説明力を殆ど持たないことを示した。
- (5) また、会計発生高アノマリーだけではなく利益発表後ドリフトも依然として会計アノマリー研究における重要な研究領域の一つであると言うこともできるだろう。なお、会計発生高アノマリーも利益発表後ドリフトも会計アノマリーであるという点で共通しているが、前者は会計発生高を多く含む利益に対する投資家の過剰反応が原因で生じると考えられている会計アノマリーであるのに対して、後者は決算発表後の株価反応の遅れ、即ち利益サプライズに対する投資家の過小反応が原因で生じる会計アノマリーであるという点で異なる(Collins and Hribar [2000], p.102)。
- (6) t値のカットオフポイントを3にすると、380項目(85%)が非有意になるという。また、有意となった161の項目については、qファクターモデルがその多くを説明するという。(Hou et al. [2017], pp.1-2)
- (7) なお、5%水準での統計的有意性が認められた会計アノマリー項目には、利益サプライズ(1か月)、累積異常リターン(1か月)、累積異常リターン(6か月)、累積異常リターン(12か月)、アナリスト予想利益修正(1か月)、アナリスト予想利益修正(6か月)、簿価株価比率、簿価6月末株価比率、四半期簿価株価比率(12か月)、利益株価比率、四半期利益株価比率(1か月)、四半期利益株価比率(6か月)、四半期利益株価比率(12か月)、キャッシュフロー株価比率、四半期キャッシュフロー株価比率(1か月)、四半期キャッシュフロー株価比率(6か月)、四半期キャッシュフロー株価比率(12か月)、本源的価値株価比率、アナリストベースの本源的価値株価比率、企業簿価株価比率、営業会計発生高、非現金正味運転資本の変動、流動営業資産の変動、非流動正味営業資産の変動、非流動資産の変動、正味金融資産の変動、金融負債の変動、裁量的会計発生高、ROE(1か月)、

- ROEの変動(1か月), ROEの変動(6か月), ROEの変動(12か月)等がある。
- (8) Pincus et al. (2007)における分析モデルの式は, Mishkin テストについては $NI_{t+1} = \gamma_0 + \gamma_1 ACC_t + \gamma_2 OCF_t + \varepsilon_{t+1}$, $AR_{t+1} = \beta_0 + \beta_1 (NI_{t+1} - \gamma_0^* - \gamma_1^* ACC_t - \gamma_2^* OCF_t) + v_{t+1}$ であり, 将来異常リターンとの回帰については $AR_{t+1} = \delta_0 + \delta_1 ACC^{dec}_t + \delta_2 SIZE^{dec}_t + \delta_3 EP^{dec}_t + \delta_4 BM^{dec}_t + \varphi_{t+1}$ と $AR_{t+1} = \delta_0 + \delta_1 ACC^{dec}_t + \delta_2 SIZE^{dec}_t + \delta_3 EP^{dec}_t + \delta_4 BM^{dec}_t + \delta_5 OCF^{dec}_t + \varphi_{t+1}$ である。なお, NI=純利益, ACC=会計発生高, OCF=営業活動によるキャッシュフロー, AR=異常リターン, SIZE=規模, EP=EPS/株価, BM=簿価/時価である。上付きの dec は十分位数により 0 から 1 の値に基準化されていることを表す。なお, 日本企業を対象とした Mishkin テストでは $\gamma_1 = \gamma_1^*$ について棄却されず, OCF を含む回帰分析では δ_1 が有意に負とならない。
- (9) 必要に応じて各社の決算短信や有価証券報告書も参照している。
- (10) 業種についてはペアサンプルを確保するために大分類(東証)を利用している。
- (11) AR は上下 5% をウィンザライズした。
- (12) なお, 利用可能なデータの制約によりサンプル数が一致しない場合もある。

参考文献

- Bartov, E., S. Radhakrishnan, and I. Krinsky [2000], "Investor sophistication and patterns in stock returns after earnings announcements," *The Accounting Review*, 75, pp.43-63.
- Beneish, M. D., and M. E. Vargus [2002], "Insider trading, earnings quality, and accrual mispricing," *The Accounting Review*, 77, pp.755-791.
- Chordia T., Subrahmanyam, A., and Tong, Q. [2014], "Have capital market anomalies attenuated in the recent era of high liquidity and trading activity?," *Journal of Accounting Economics*, Vol.58, pp. 41-58.
- Collins, D. W., and P. Hribar [2000], "Earnings-based and accrual-based market anomalies: One effect or two?," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.29., pp.101-123.
- De George E. T., Li, X., and L. Shivakumar [2016], "A review of the IFRS adoption literature," *Review of Accounting Studies*, Vol.21, pp.898-1004.
- Desai H., S. Rajgopal, and M. Venkatachalam [2004], "Value-glamour and accruals mispricing: One anomaly or two?," *The Accounting Review*, Vol.79, pp.355-385.
- Fairfield, P. M., J. S. Whisenant, and T. L. Yohn [2003], "Accrued earnings and growth: Implications for future profitability and market mispricing," *The Accounting Review*, Vol.78, pp.353-371.
- Fama, E., and J. MacBeth [1973], "Return and equilibrium : Empirical tests," *Journal of Political Economy*, Vol.80, pp.607-636.
- Hirshleifer, D., and S. H. Teoh [2003], "Limited attention, information disclosure, and financial reporting," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.36, pp.337-386.
- Hou, K., Xue, C., and Zhang, L. [2017], "Replicating anomalies," *NBER Working Paper Series*, pp.1-128.
- Jones, J. J. [1991], "Earning management during import relief investigations," *Journal of Accounting Research*, Vol.29, pp.193-228.
- Kaserer, C., and Klingler, C. [2008], "The accrual anomaly under different accounting standards – Lessons learned from the German experiment," *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.35, pp.837-859.
- Khan, M. [2008], "Are accruals mispriced? Evidence from tests of an intertemporal capital asset pricing model," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.45, pp.55-77.
- Kothari, S. P [2001]., "Capital markets research in accounting," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.31, pp.105-231.
- Kothari, S. P., J. S. Sabino and T. Zach [2005], "Implications of survival and data trimming for tests of market efficiency," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 39, pp. 121-61.
- Mashruwala, C., S. Rajgopal, and T. Shevlin [2006], "Why is the accrual anomaly not arbitrated away? The role of idiosyncratic risk and transaction costs," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.42, pp.3-33.
- Pincus, M., and Rajgopal, S., and Venkatachalam, M. [2007], "The accrual anomaly: International evidence," *The Accounting Review*, Vol.82, pp.169-203.
- Richardson, S., R. G. Sloan, M. T. Soliman, and I. Tuna [2005], "Accrual reliability, earnings persistence and stock prices," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.39, pp.437-485.
- Richardson S., Tuna, I., and Wysocki, P. [2010], "Accounting anomalies and fundamental analysis: A review of recent research advances," *Journal of Accounting Economics*, Vol.50, pp. 410-454.
- Sloan, R. [1996], "Do stock price fully reflect information in accruals and cash flows about

future earnings?," *The Accounting Review*,
Vol.71, pp.289-315.
Xie, H. [2001], "The mispricing of abnormal

accruals," *The Accounting Review*, Vol.76,
pp.357-373.

IFRS と財務情報の比較可能性

若 林 公 美
甲南大学

要 旨

本稿は、IFRS の適用や IFRS とのコンバージェンスによる会計基準のグローバル化と財務情報の比較可能性について検討する。具体的には、①IFRS の強制適用や任意適用の結果、財務情報の比較可能性は改善するのか、②IFRS の適用後比較可能性が改善するならば、それによって資本市場にどのような効果がもたらされるのか、③IFRS とのコンバージェンスが進むなかで比較可能性は改善するのかという研究課題に取り組んでいる。

1 つ目と 2 つ目の課題については、先行研究をレビューすることにより考察する。3 つ目の課題については、わが国企業をサンプルとして財務情報の比較可能性を測定することを通じて検討する。

分析の結果、IFRS の適用や IFRS とのコンバージェンスによる会計基準のグローバル化が、財務情報の比較可能性を必ずしも単調増加させるわけではないが、比較可能性の改善がみられる場合には、資本市場にプラスの効果があることが確認された。

I 本研究の目的と構成

現在、150以上の国や地域で、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）が適用されている。初期の研究は、IFRSの適用が資本市場にプラスの効果をもたらすことを中心に報告している（De George et al. [2016]）。たとえば、Daske et al. [2008]は、IFRSの強制適用後、株式市場の流動性が改善し、資本コストが低下し、企業価値が上昇するといったプラスの効果を例証している。近年、IFRSの経済的效果に関心が寄せられるなかで、IFRSの適用がプラスの効果をもたらす要因の1つとして、比較可能性に着目した研究が増えてきている。

このような背景から、本稿ではIFRSの適用による比較可能性の改善とその効果に着目した研究をレビューし、先行研究から得られる知見を明らかにする。そして、2007年の東京合意により、わが国でIFRSとのコンバージェンスが進展してきたことを受けて、わが国企業の財務情報の比較可能性の時系列動向を観察する。これらのプロセスを通じて、次の3点、すなわち、①IFRSの強制適用や任意適用の結果、財務情報の比較可能性は改善するのか、②IFRSの適用後比較可能性が改善するならば、それによって資本市場にどのような効果をもたらされるのか、③IFRSとのコンバージェンスが進むなかでわが国企業の比較可能性は改善するのかについて考察することを本稿の目的とする。

本稿の構成は次のとおりである。II節では、財務情報の比較可能性と測定方法について述べる。III節では、IFRSの適用によって比較可能性が高まるかどうか調査した研究を概観する。IV節では、IFRSの適用によって比較可能性の改善が観察される場合に、それが資本市場

にもたらす効果を検証した研究を紹介する。V節では、わが国企業のデータに基づき、財務情報の比較可能性の時系列動向を調査する。最後に、VI節において、結論と今後の課題について述べる。

II 財務情報の比較可能性と測定方法

IFRSの適用が支持される大きな理由の1つに、単一の会計基準のもとで財務諸表が作成される場合、それによって同業他社間の比較可能性が高まり、投資家の意思決定有用性が改善されるという点が挙げられる。2010年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）と米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）が共同プロジェクトの成果として公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」において、比較可能性は、利用者が2組の経済事象の間にある類似点と相違点を認識し、理解することを可能にする質的特性として定義される（FASB [2010], para. QC21; IASB [2010], para. QC21）⁽¹⁾。

わが国の企業会計基準委員会の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、より具体的に会計情報が比較可能であるための条件として、企業の将来キャッシュフローの金額、タイミング、不確実性が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理がなされていなければならないと明記している（企業会計基準委員会 [2006], 第2章 会計情報の質的特性, 第20項）。

これらの定義から、1つ目のアプローチでは、会計基準や会計処理方法が同一かどうか、すなわち画一性に基づき比較可能性の程度を測定

する。たとえば、DeFond et al. [2011] では、IFRS の導入に着目し、同一産業で IFRS を強制適用する企業が著しく増加し、その適用の信頼性が高い場合に、IFRS 適用後に比較可能性が改善するとみなして、比較可能性の改善をとらえている^②。

一方、もう 1 つのアプローチでは、企業の経済事象を写像する会計システムそのものの類似性に基づき財務情報の比較可能性を測る。たとえば、De Franco et al. [2011] は、会計システムが類似であれば、そのアウトプットである利益などの会計数字もおおのずと類似するという観点から、比較可能性を尺度化する。近年、比較可能性に着目した研究では、会計基準や会計処理方法が同一かどうかということよりも、会計システムが類似であるかどうかに基づき、会計情報の比較可能性を測定するアプローチが増えてきている^③。次節では、IFRS の適用後に会計情報の比較可能性が高まったかどうかを調査した先行研究をみていく。

Ⅲ IFRS の適用が比較可能性にもたらす影響に関する研究

本節では、IFRS 適用後に同業他社間の比較可能性が改善したことを支持する研究とそうではない研究に分類して、先行研究をレビューする^④。

1. IFRS の適用が比較可能性を高めることを支持する研究

IFRS の適用後に比較可能性が改善したことを支持する研究としては、Yip and Young [2012], Barth et al. [2012], Barth et al. [2013], Wang [2014] などがある。

Yip and Young [2012] は、EU の 17 カ国の企業について、半期データに基づき IFRS の

強制適用前後（2002-2004 年と 2005-2007 年）における比較可能性を調査する。分析の結果、彼らは強制適用後に異業種企業間で比較可能性に変化はないが、同業種企業間で比較可能性が改善することを例証している。さらに、彼らは、コモンローとコードローによる法制度の相違が同業他社間の比較可能性に影響を及ぼすかどうかを検討している。その結果、法制度が類似の国に属する企業間においてのみ、比較可能性は高まることを報告している。

Barth et al. [2012] は、米国以外の企業が IFRS を適用する結果として、米国企業との比較可能性が高まるのどうかを検討している。彼女らは、1995 年から 2006 年に IFRS を適用した米国以外の 27 カ国の企業と、規模と産業でマッチングした米国企業をサンプルとして分析を行っている。その結果、IFRS の適用後に、IFRS 適用企業と米国企業の比較可能性は高まること、また最近の年度（2005-2006 年と 2007-2009 年の比較）ほど比較可能性が高いことを示している。

さらに、IFRS を強制適用している企業、コモンローの国に属している企業、IFRS の執行が厳格な国に属している企業において、米国企業との比較可能性はより高い傾向にあることを明らかにしている^⑤。

Barth et al. [2013] は、IFRS を自発的に適用した企業に焦点を当て、すでに IFRS を適用した企業や IFRS を適用していない企業との間で比較可能性が高まるかどうかを検討している。彼女らは、1996 年から 2008 年に IFRS を自発的に適用した 27 カ国の企業について、国と産業でマッチングしたサンプルに基づき、分析を行っている。その結果は、次のとおりである。

まず、IFRS を自発的に適用した企業と IFRS をすでに適用している企業の比較可能性は、

IFRS を自発的に適用した後に高まっている。次に、IFRS を自発的に適用した企業と IFRS を適用していない企業の比較可能性は、IFRS を自発的に適用した後に低下する⁶⁾。

Wang [2014] は、情報の波及効果の枠組みに基づき、IFRS の適用前後で比較可能性が高まるかどうかを調査している。分析の結果、彼は、会計基準が同じであれば、異なる国家間の比較可能性が改善していること、ただしそれは規制が厳しく、経営者が経済的実質を反映させようとする報告のインセンティブがある場合に観察されることを報告している。IFRS の適用後に、IFRS を自発的に早期適用した企業と IFRS を強制適用した企業においても、比較可能性は改善することを明らかにしている。

2. IFRS の適用が比較可能性を高めることを支持しない研究

Yip and Young [2012], Barth et al. [2012], Barth et al. [2013], Wang [2014] のように、IFRS の適用後に比較可能性が改善することを支持する研究に対して、Lang et al. [2010], Liao et al. [2012], Cascino and Gassen [2015] など、必ずしも IFRS の適用後に比較可能性が改善することを支持しない研究もある。

Lang et al. [2010] は、IFRS を強制適用している企業は、そうではない企業に比べて、IFRS 適用後、比較可能性が改善するかどうかを調査している。彼らは比較可能性の尺度として、会計システムの類似性に基づく比較可能性と同業他社間の利益の共変動を用いている⁷⁾。分析の結果、比較可能性の尺度によって結果は異なっており、IFRS を強制適用した企業における比較可能性は改善するとはいえないことを示している。むしろ測定尺度によっては、IFRS を適用していない企業の比較可能性のほうが改善することを明らかにしている。つま

り、彼らの結果は、IFRS の適用によって、必ずしも財務諸表の利用者がクロスセクション比較から情報を得る能力を改善するわけではないことを示唆する。

Liao et al. [2012] は、IFRS の強制適用により、EU で財務情報の比較可能性が改善したかどうかを調査する。具体的には、2006 年から 2008 年のフランスとドイツをサンプルとして分析を行っている。彼女らがフランスとドイツに着目する理由は、いずれも EU で資本市場が発達しており、効率的市場仮説が当てはまると考えられること以外に、同じ通貨を利用しているが、経営者が IFRS を適用するにあたって、社会経済と文化に違いがあることによる。

Liao et al. [2012] は、分析結果から次の結論を導いている。すなわち、IFRS 適用の翌年には、フランス企業とドイツ企業の利益と株主資本簿価は比較可能であるが、それ以降には、むしろ比較可能性は低下するというのである。その要因として、彼女らはドイツとフランスでは、会計上の見積り、特別項目、その他の資本剰余金に差が生じており、それが時間とともに比較可能性の低下をもたらすと解釈している。

Cascino and Gassen [2015] は、IFRS を強制適用した 14 カ国と適用していない 15 カ国の企業からなるサンプルに基づいて、IFRS の強制適用前（2001-2004 年）と強制適用後（2005-2008 年）の比較可能性を調査している。彼らは、IFRS の強制適用後、比較可能性は改善するが、それは限定的であるとしている。ドイツ企業とイタリア企業に絞ってさらなる分析を行ったところ、彼らは、測定と開示に関して IFRS のコンプライアンスのインセンティブが高い企業について、比較可能性の改善がみられることを示している。また、会計基準の執行が厳格な国では、IFRS の強制適用後、比

較可能性はそれほど改善しないこと、同じ国の上場企業と非上場企業の比較可能性はむしろ悪化することを明らかにしている。

3. 小括

本節では、IFRS の適用が比較可能性を改善するかどうかについて調査した研究をレビューした。その結果、IFRS の強制適用だけではなく任意適用後も、比較可能性が改善することを析出する研究がある一方で、法制度や執行が厳格かどうかや経営者のインセンティブなども比較可能性の改善には重要な要因になっていることを報告する研究が多くみられることがわかった。つまり、先行研究は、IFRS の適用だけでは比較可能性が改善されない可能性を示唆している。

IV IFRS の適用と比較可能性がもたらす効果に関する研究

前節では、IFRS の適用が比較可能性を改善するかどうかに焦点を当てた先行研究をレビューした。それに対して、本節では、IFRS の適用企業について比較可能性が高くなるということがその企業の情報環境、ひいては資本市場にプラスの効果をもたらすかどうかを検証する研究をみていく。具体的には、アナリスト予想、インサイダー取引の情報優位、議決権プレミアム、IPO のアンダープライシングや経済的效果などを検討した先行研究を採り上げる。

1. アナリスト予想

IFRS を適用する企業は比較可能性が相対的に高い場合に、アナリストカバレッジやアナリスト予想精度が高く、アナリスト予想のバラツキは低いことが期待される。この問題を調査した研究に、Horton et al. [2013] がある⁽⁸⁾。

Horton et al. [2013] は、IFRS の適用が比較可能性を改善し、それがアナリスト予想精度を改善するかどうかを明らかにしようとする。彼らは、IFRS を強制適用した場合に、基準の変更による利益の差額がアナリスト予想誤差と有意にマイナスの関係を示すことを明らかにした。この結果から、IFRS を強制適用する前と比べて会計情報が著しく変化する場合に、IFRS の適用により、アナリスト予想誤差が改善されると解釈している。

また、彼らはサンプルを自国基準のまま変更のない企業に比べて、自国基準から IFRS へと移行した企業や、複数の会計基準が認められる環境から IFRS へと移行した場合に、アナリスト予想誤差が低下することを明らかにしている。彼らは、これらの結果をもって、IFRS 適用がアナリスト予想誤差を低下させ、企業の取り巻く情報環境を改善するのは、他の要因とともに比較可能性に基づく結論付けている。

2. インサイダー取引

一般に、インサイダーは私的情報を利用して、一般投資家を出し抜くことによって超過リターンを獲得すると予想される。このような投資家間の情報の非対称性に着目した研究に Brochet et al. [2013] がある。

彼らは、自国基準が IFRS と類似である国に属する企業について IFRS の強制適用が資本市場にプラスの効果をもたらすかどうかを調査している。たとえば、IFRS と遜色のない英国基準を採用する英国企業であれば、IFRS の強制適用前後で会計の質に大きな変化は期待できない。しかし、財務諸表の比較可能性が改善することによって、投資家を取り巻く情報環境が改善されるかもしれない。そこで、彼らは、IFRS の強制適用による比較可能性の改善が情報の非対称性を緩和する帰結として、インサイ

ダーが私的情報を利用した便益の獲得を減少させるか否かを検討している。

2003 年から 2006 年にかけて英国市場に上場している企業をサンプルとして分析を行った結果、彼らは比較可能性が最も改善した企業において、IFRS 適用後（2005 年、2006 年）にインサイダー取引による超過リターンがより減少することを明らかにしている。彼らは英国のように IFRS と会計の質が遜色のない場合においても、比較可能性の改善を通じて、インサイダーにとって情報優位な状況が緩和されることを報告している。

3. 議決権プレミアム

議決権付株式（superior voting shares）と議決権制限株式（inferior voting shares）の価格差から構成される議決権プレミアム（voting premium）は、議決権を行使することによって支配株主が自らの利益を追求するために支払う追加コストとしてとらえられる。Hong [2013] は、議決権プレミアムに着目し、IFRS の強制適用とガバナンスや法規制が強化されることが相まって、開示や比較可能性が進むと考える。その結果、支配株主と非支配株主の情報の非対称性が改善し、議決権プレミアムが減少すると予想する。

彼は、2002 年から 2007 年にかけて、IFRS を 2005 年に強制適用した 13 カ国に属し、少なくとも 2 つ以上の異なる議決権の株式構成（dual class structure）を有する企業をサンプルとして分析を行っている。その結果、彼は、IFRS を強制適用した企業に関しては、強制適用後に議決権プレミアムが統計的に有意に低下することを明らかにしている。さらに、議決権プレミアムの減少は、法規制が強く、透明性や比較可能性が高まる国において顕著であることを報告している。

4. IPO

新規株式公開（Initial Public Offering: IPO）に際して、初値に比べて公開価格が過少に値付けされるアンダープライシングの現象が先行研究によって明らかにされている。アンダープライシングは、IPO の参加者間における情報の非対称性に起因するといわれる。Suh et al. [2015] は、IFRS の適用により比較可能性が改善する状況において、不確実性や情報の非対称性が緩和されることから、IPO におけるアンダープライシングは改善されるかどうかを検証する。

2005 年の IFRS の強制適用後、2006 年から 2007 年の間に IPO を行った企業と、IFRS の強制適用前に自国基準のもとで、2003 年から 2004 年の間に IPO を行った企業を国と産業と収益の規模でマッチングさせたサンプルに基づき分析を行った。その結果、彼らは、IFRS の強制適用後に IPO を実施した企業に関して、会計基準の執行が厳格な国に属する場合、IPO によるアンダープライシングの程度は小さいことを例証している。

さらに、2005 年の IFRS 適用前に自発的に IFRS を適用し、IPO を実施した企業と自国基準のもとで IPO を行った企業からなるサンプルに基づき分析を行った。その結果、IFRS を自発的に適用し、IPO を実施した企業のほうが、そうでない企業よりもアンダープライシングの程度は小さいことを例証している。

このように、彼らは IFRS の導入によって比較可能性が高まるならば、規制が厳しく、比較可能性が高い企業が、強制的および自発的に IFRS に基づく財務報告を行う場合のいずれにおいても、IPO 後のアンダープライシングは緩和されることを例証している。

5. 経済的効果

IFRS の強制適用がプラスの経済的効果をもたらすことを明らかにした研究に、Daske et al. [2008] がある。しかし、彼らはその要因を検討していない。そこで、Neel [2017] は、IFRS を強制適用した後に比較可能性と会計の質が改善するのか、またいずれが IFRS 適用後、資本市場にプラスの経済的効果をもたらすのかを調査している。

分析の結果、IFRS の強制適用前後で比較した場合、Neel [2017] は平均的に比較可能性は改善するが、会計の質（利益平準化、会計発生高の質）にはほとんど変化がみられないことを確認している。さらに、IFRS の強制適用後、経済的効果（企業価値、流動性、アナリストの予想精度とバラツキ）の改善をもたらすのは、相対的に比較可能性の改善によるものか会計の質の改善によるものかを検討した結果、IFRS 適用後の経済的便益の改善は、会計の質よりも比較可能性の改善によるところが大きいと結論付けている。

6. 小括

本節では、IFRS の適用後に比較可能性の改善がみられる場合に、企業を取り巻く情報環境や資本市場にどのような効果をもたらされるのかを調査した研究をみてきた。その結果、アナリスト予想、インサイダー取引、議決権プレミアム、IPO のアンダープライシングなどいずれも改善傾向にあることが確認された。しかし、IFRS の強制適用だけではなく、法規制などガバナンスなどとあわせて、比較可能性の改善をもたらす効果について論じられている点が重要であるといえよう。

V わが国における比較可能性の時系列動向

これまでの節では、IFRS の適用が比較可能性の改善をもたらすのか、また比較可能性の改善をもたらすならば、どのような効果が期待されるのかについて、欧米の先行研究を中心にみてきた。

一方、わが国において IFRS は任意適用であり、2017 年 11 月時点においても上場企業約 3500 社のうち IFRS を適用しているのは 139 社に限定される。IFRS を自発的に適用している企業をサンプルとする場合、IFRS による比較可能性への影響を直接測定することが可能である。しかし、比較可能性を測定するに際して、十分な同業他社を確保することが困難になる。また、IFRS を任意適用した企業をサンプルとすると、ランダムサンプリングによる場合とは異なる分析結果をもたらすかもしれない。

そこで、若林 [2016] では、日本基準と IFRS のコンバージェンスが進展してきたことに着目し、わが国企業の比較可能性は時系列で改善しているかどうかについて分析を行っている。2012 年 6 月から 2015 年 3 月の 12 四半期間の動向を調査した結果、比較可能性は概ね改善傾向にあることが明らかにされた。

向 [2017] は、2015 年 3 月時点で IFRS を自発的に適用した日本企業のうち、45 社について比較可能性が改善したかどうかを調査している。向 [2017] では、企業規模が類似するマッチサンプルとして IFRS を強制適用しているフランス、ドイツ、イギリスの上場企業と、IFRS を適用していない日本企業の 4 パターンについて、IFRS の導入前後において比較可能性が改善したかどうか分析している。その結果、IFRS の任意適用前後において、日本の IFRS 任意適用企業とフランスの IFRS 適用企

業との間の財務情報の比較可能性の差は、いずれのモデルにおいても増加することを示している。しかし、それ以外のマッチサンプルの結果はモデルによって異なることを例証している。IFRS を適用していない日本企業との比較可能性に関しても、モデルによって結果が異なっており、比較可能性が改善したかどうかは必ずしも明らかにされていない。

本稿では、若林 [2016] と向 [2017] の結果を念頭に、若林 [2016] のサンプルを 2007 年 3 月から 2016 年 3 月までの 37 四半期に拡張し、その間の比較可能性の動向を調査する。IFRS は原則主義に基づくため、日本企業の経済活動を描写するのに適しているならば、IFRS とのコンバージェンスの進展は比較可能性を改善するかもしれない。あるいは、日本基準が、日本企業の経済活動を描写するのに適しているとするならば、IFRS とのコンバージェンスの進展は、むしろ同業他社間の財務情報の比較可能性を悪化させるかもしれない。本節では、この課題について実証的に検討する。

1. サンプル

本節で分析に用いるデータは、次のとおりである。財務諸表データについては日本経済新聞社の『NEEDS-Financial QUEST』から入手している。株式リターンなどの証券市場関連データは、金融データソリューションズの『日本上場株式日次リターンデータ』から取得している。また、比較可能性の測定に必要な産業分類については、日経中分類に依拠している。

比較可能性の測定には、以下の①から⑤の要件を満たしたデータを用いる。

- ①2003 年 6 月から 2016 年 3 月の間に、3 月決算企業で四半期決算情報を開示している。
- ②会計システムを特定するために 16 四半期連続で連結財務諸表（あるいは個別財務諸表）

と株式リターンのデータが入手可能である。

- ③金融・証券・保険ではない。
- ④同じ業種に 3 社以上属している。
- ⑤会計システムの推定期間（16 四半期）中に会計基準や決算日を変更していない。

上記の要件を満たし、財務情報の比較可能性が測定されたサンプルは、73,905 の企業四半期から構成される。

2. 比較可能性の測定

本節では、De Franco et al. [2011] に基づき、次のプロセスにしたがって、企業別の財務情報の比較可能性を測定する。会計システムが類似であれば、比較可能性が高まると仮定し、会計システムを、経済事象から財務諸表への写像（mapping）として定義し、次の(1)式として定式化している。

$$\text{財務諸表}_i = f_i(\text{経済事象}) \quad (1)$$

(1)式の $f_i(\bullet)$ は、企業 i の会計システムを表す。(1)式の経済事象と財務諸表の代理変数として、それぞれ株式リターンと利益を用いる。そして、個別企業ごとに過去 16 四半期のデータを用いて、以下の(2)式を推定する^⑨。

$$\text{Earnings}_{it} = \alpha_i + \beta_i \text{Return}_{it} + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

企業 i の会計システムは、企業 i の株式リターンと利益を用いて推定した $\hat{\alpha}_i$ と $\hat{\beta}_i$ によって代理されるのに対して、企業 j の会計システムは、企業 j の利益と株式リターンで推定した $\hat{\alpha}_j$ と $\hat{\beta}_j$ によって代理される。そして、企業 i と j の会計システムの基づき利益を予測すべく、以下の(3)式と(4)式を算定する。

$$E(\text{Earnings})_{iit} = \hat{\alpha}_i + \hat{\beta}_i \text{Return}_{it} \quad (3)$$

$$E(\text{Earnings})_{ijt} = \hat{\alpha}_j + \hat{\beta}_j \text{Return}_{it} \quad (4)$$

(3)式の $E(\text{Earnings})_{iit}$ は、企業 i の関数と企業 i の t 期の株式リターンを所与として、予測された企業 i の利益である。(4)式の $E(\text{Earnings})_{ijt}$ は、企業 j の関数と企業 i の t 期の株式リターンを所与として、予測された企業 i の利益である。経済事象が一定であると仮定するため、両社の利益予測に、企業 i の株式リターンを用いる。

以上のプロセスを経て、企業 i と企業 j の会計システムの比較可能性 (CompAcct_{ijt}) は、企業 i と企業 j の関数によって予測した利益の差の絶対値の平均にマイナスを付して測定される。

$$\text{CompAcct}_{ijt} = -1/16$$

$$\times \sum_{t=15}^t |E(\text{Earnings}_{iit}) - E(\text{Earnings}_{ijt})| \quad (5)$$

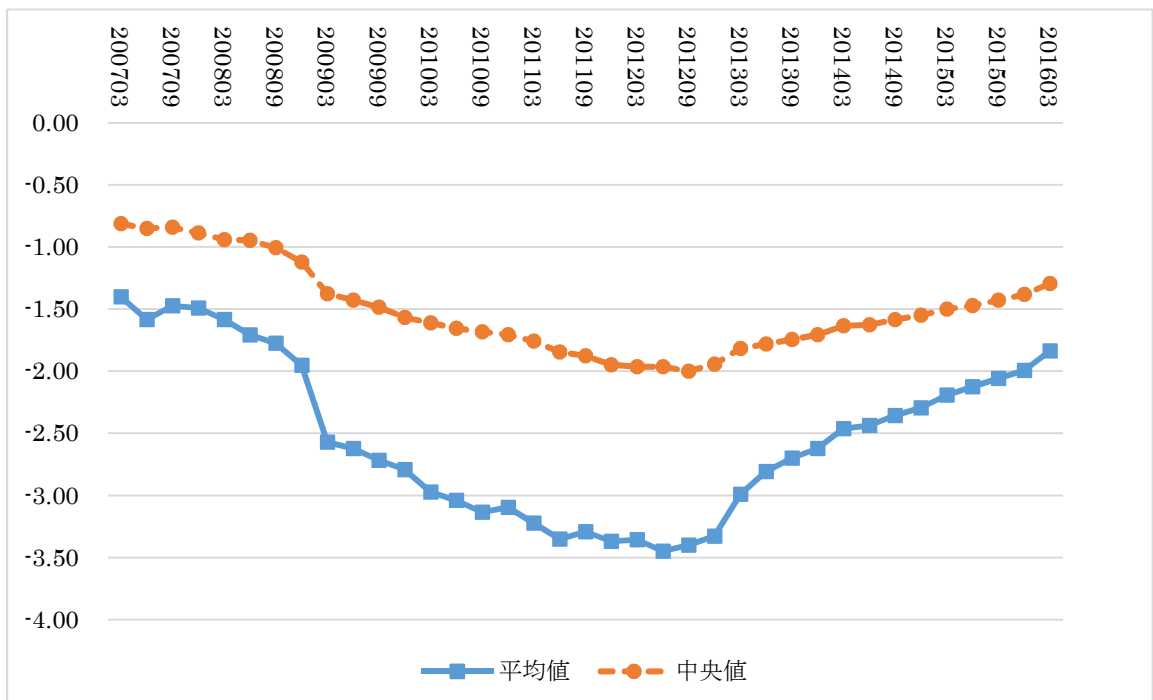
この値が大きければ大きいほど、会計システムの比較可能性が高いということになる。たと

えば、2007年3月の CompAcct_{ijt} を測定するためには、2003年6月から2007年3月までの16四半期のデータを用いる。その後の期間については、1四半期ずつずらして、同様の方法で CompAcct_{ijt} を求める。その結果、1社あたり最長で2007年3月から2016年3月までの37四半期分の比較可能性の測定値 (CompAcct_{ijt}) が得られる。各企業四半期ごとに求められた CompAcct_{ijt} は同業他社の数だけ算定される。1社につきその中央値 (CompAcct_{it}) を求めて、さらに四半期ごとの CompAcct_{it} の平均値と中央値をパーセント表示にしたものを、本稿では財務情報の比較可能性の測定値として、以下の分析で用いる。

3. 比較可能性の時系列推移

財務情報の比較可能性の平均値と中央値の時系列推移を示したのが、表1である。

表1 会計情報の比較可能性の推移



若林〔2016〕よりも分析期間を拡張し、サンプルを増加した結果、比較可能性は、2007 年から 2012 年にかけて低下傾向を示している。しかし、その後、上昇傾向に転じることがわかった⁽¹⁰⁾。本節の分析結果は、コンバージェンスとともに、比較可能性が時系列で単調に上昇するという傾向を示していない。先行研究では、IFRS 適用前後を比較するのに対して、本報告

のように、IFRS 適用後の時系列動向を調べると、結果は異なるのかもしれない。

次に、産業別の比較可能性の平均値と中央値を示したのが、表 2 と表 3 である。結果はほぼ同じであるが、造船、電力、石油、空輸、海運などにおいて比較可能性が低く、通信、水産、鉄道・バス、医薬品、倉庫などは比較可能性が高いことを示している。

表 2 産業別の比較可能性の平均値（2016 年 3 月）

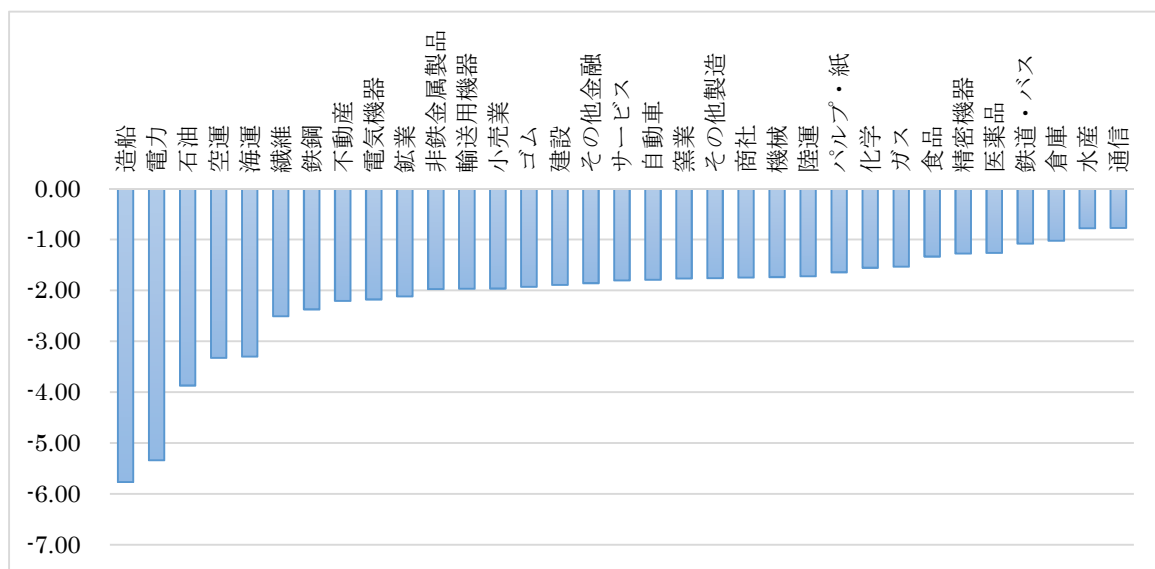
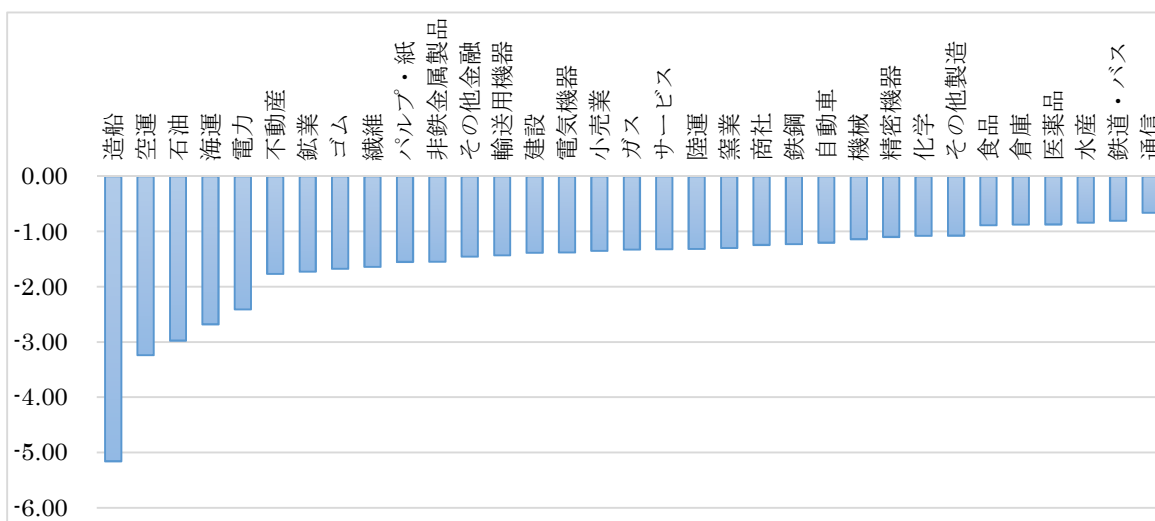


表 3 産業別の比較可能性の中央値（2016 年 3 月）



しかし、このような産業ごとの比較可能性の相対的な位置づけは、年度によって異なってい

る。次の表 4 と表 5 は 2008 年 3 月データに基づき産業別の比較可能性を示したものである。

表 4 産業別の比較可能性の平均値（2008 年 3 月）

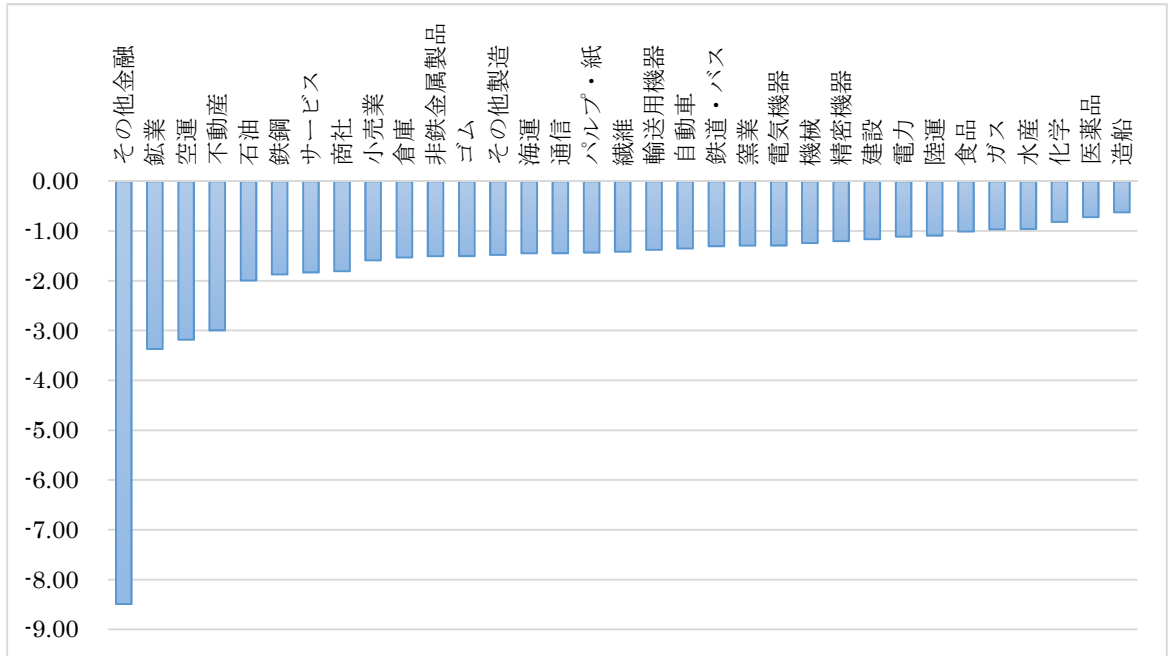


表 5 産業別の比較可能性の中央値（2008 年 3 月）

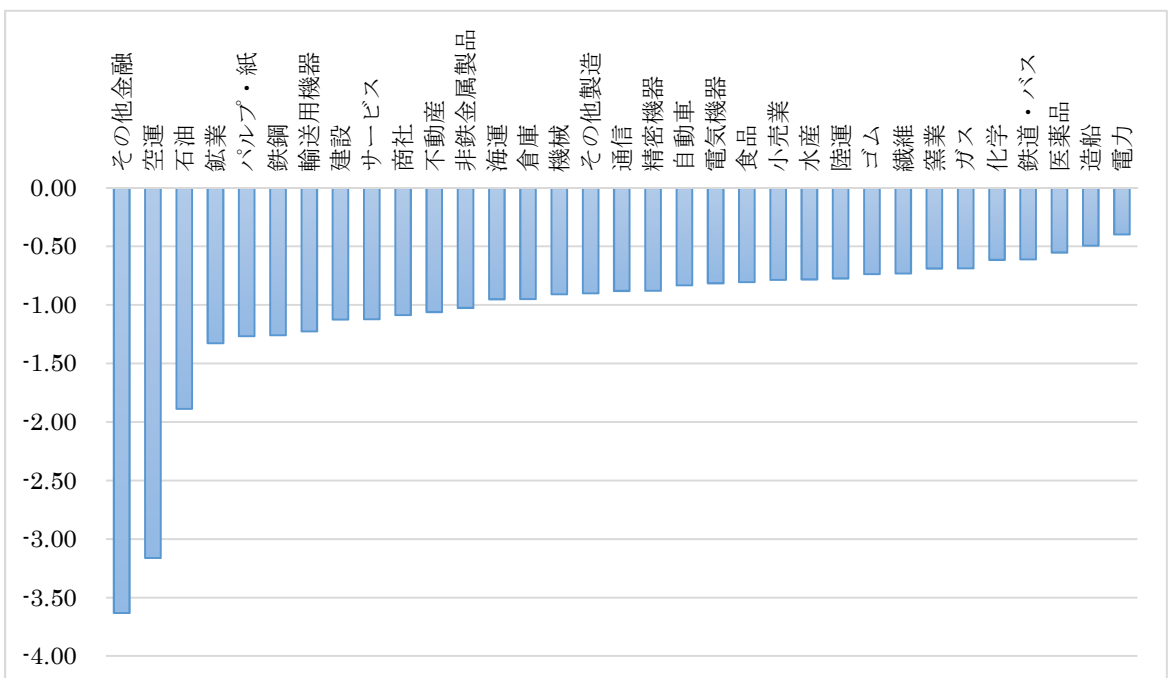


表 4 と表 5 から、産業間の比較可能性が大きく変化していることがわかる。たとえば、電力や造船は、2016 年 3 月時点では比較可能性が相対的に低い、2008 年 3 月に遡るとむしろ相対的に高い。分析結果は掲載していないが、産業別の比較可能性の平均値や中央値の時系列動向にもかなりのバラツキがみられ、2012 年にかけて低下し、その後改善傾向を示すものが多い。その要因を考察するにあたっては、さらなる分析が必要になる。

7. 小括

本節では、財務情報の比較可能性について、De Franco et al. [2011] に基づき、2007 年 3 月から 2016 年 3 月までの 37 四半期の時系列動向を調査した。その結果、2007 年から 2012 年にかけて、比較可能性は低下傾向を示していたが、その後、上昇傾向に転じた。このように、先行研究とは異なり、長期間の推移をみると、比較可能性は単調に上昇していないことが明らかにされた。

VI 結論と今後の課題

本稿では、IFRS に関する実証研究のうち、比較可能性に焦点を当てた研究について紹介した。先行研究では、IFRS の適用後に比較可能性が改善することを析出するものと、そうではないものが混在していた。いずれの研究においても、法制度や執行の厳格さ、経営者のインセンティブなど、会計基準以外の要因も比較可能性の改善に影響を及ぼすことを示している。また、比較可能性が必ずしも改善しないことを例証する研究では、会計基準の執行が厳格な国において、IFRS の適用は比較可能性の著しい

改善をもたらさないことを明らかにした。

次に、IFRS の適用により比較可能性が高まることを支持する研究のなかには、その適用効果として企業を取り巻く情報環境が改善することを示す研究も多くみられた。具体的には、アナリスト予想精度の改善、インサイダー取引による超過利益の減少、IPO のアンダープライシングや議決権プレミアムの緩和、経済的效果への貢献などが観察された。

最後に、近年のコンバージェンスの進展を所与として、わが国企業の比較可能性の時系列動向を調査したところ、必ずしも比較可能性が単調に上昇するわけではないことが明らかにされた。これは、日本企業の経済活動を描写するのに適していた日本基準から IFRS に変更することが、当初は必ずしも日本企業の比較可能性の改善につながらなかったことによるのかもしれない。その後、コンバージェンスの進展により、基準の改廃が落ち着きを見せる近年においては、比較可能性が改善傾向を示しているのかもしれない。また、本稿では、De Franco et al. (2011) に基づき比較可能性を測定しているが、経済事象の代理変数として株式リターンを用いることによって、リーマンショックや東日本大震災時の株価の乱高下が比較可能性の測定に影響を及ぼしているのかもしれない。

このように会計基準のグローバル化が比較可能性を改善するのか、また比較可能性の改善は資本市場にプラスの影響をもたらすのかという課題について、わが国ではまだ研究の蓄積が十分であるとはいえない。財務情報の比較可能性が改善することにより、経営者による利益予想精度が改善するか否かといった会計情報の質や情報環境と関連付けた分析についても今後進めていく必要がある。

注

- (1) その後、IASB は単独のプロジェクトとして、2015 年 5 月に「公開草案：財務報告に関する概念フレームワーク」を公表している（IASB [2015]）。
- (2) たとえば、石油産業に着目すると、英国では、IFRS 適用前には、国内 19 社が英国基準を採用していたが、IFRS 適用後には、EU の 14 カ国の 82 社が同じ基準を採用することになった。つまり、IFRS 適用前後で比較すると、画一性が 4.32 倍（82 社÷19 社）に進展したことになる。また、信頼性を尺度化するため、Leuz et al. [2003] に基づき利益の質に関する総合スコアを算定し、中央値よりも利益の質が高い企業には 1、そうでない企業には 0 を付すことによって、信頼性の高さを尺度化している。
- (3) 会計システムの類似性に基づき比較可能性を測定するアプローチのほうが実証研究でよく用いられる理由は、IFRS など会計基準の変更に依存することなく、比較可能性を尺度化できることにあると考えられる。比較可能性の測定アプローチについて、詳しくは若林 [2016] を参照されたい。
- (4) 比較可能性の測定方法は、研究によって異なっているが、本稿では、測定尺度には着目せず、分析結果から得られる検証内容に焦点を当てる。
- (5) Barth et al. [2012] は、比較可能性のみならず、会計の質（利益平準化、会計発生高の質、利益の適時性）についても、IFRS 適用後に改善することを示している。ただし、彼女らはいずれにおいても、会計の質は、米国企業のほうが高いことを報告している
- (6) さらに、Barth et al. [2013] は、IFRS をすでに適用している企業や、IFRS を適用していない企業と比べて、自発的に IFRS を適用した企業の流動性、株式の取引高、企業固有の情報 は相対的に高いことから、資本市場にベネフィットがもたらされることを示している。彼女たちは、その要因が比較可能性の改善にあると言及しているが、直接、比較可能性との関係を示しているわけではない。
- (7) Lang et al. [2010] は、グローバル企業では基礎にある経済状態が異なることから、De Franco et al. [2011] のように利益の共変動が真の比較可能性の尺度として機能しない可能性を指摘している。そのため、比較可能性の尺度としては利益の共変動よりも、会計システムの類似性のほうが適切な尺度であるという観点から、IFRS 適用後に比較可能性は改善しないという主張する。
- (8) Lang et al. [2010] は、比較可能性の尺度によって分析結果が異なっている。しかし、De Franco et al. [2011] による会計システムの類似性に基づく尺度のもとでは、IFRS を適用した企業においても、そうでない企業においても、アナリストカバレッジやアナリスト予想精度も高く、アナリス予想のバラツキとは低いことを明らかにした。このように、彼らの結果は、IFRS を適用した企業についてのみ比較可能性が高い場合に、アナリスト予想のクオリティが高いわけではないことを示唆する。
- (9) 利益データは、株価時価総額でデフレートされる。
- (10) 若林 [2016] では、2012 年 6 月から 2015 年 3 月にかけて、比較可能性の平均値と中央値を測定し、時系列動向を調査している。当該期間については、本稿においても会計情報の比較可能性は改善しており、若林 [2016] の結果と首尾一貫している。

参考文献

- Barth, E., W. Landsman, M. Lang, and C. Williams [2012], “Are IFRS-based and US GAAP-based Accounting Amounts Comparable?” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.54, No.1, pp. 68-93.
- Barth, E., W. Landsman, M. Lang, and C. Williams [2013], “Effects on Comparability and Capital Market Benefits of Voluntary Adoption of IFRS by US Firms: Insights from Voluntary Adoption of IFRS by Non-US Firms,” Working Paper, Stanford University.
- Brochet, F., A. Jagolinzer, and E. Riedl [2013], “Mandatory IFRS Adoption and Financial Statement Comparability,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, No.4, pp.1373-1400.
- Cascino, S. and J. Gassen [2015], “What Drives the Comparability Effect of Mandatory IFRS Adoption?” *Review of Accounting Studies*, Vol.20, No.1, pp.242-282.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi [2008], “Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences,” *Journal of Accounting Research*, Vol.46, No.5, pp.1085-1142.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi [2013], “Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences around IAS/IFRS Adoptions,” *Journal of Accounting Research*, Vol.51, No.3, pp.495-547.
- DeFond, M., X. Hu, M. Hung, and S. Li [2011],

- “The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Foreign Mutual Fund Ownership: The Role of Comparability,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.51, No.3, pp.240-258.
- De Franco, G., S. Kothari, and R. Verdi [2011], “The Benefits of Financial Statement Comparability,” *Journal of Accounting Research*, Vol.49, No.4, pp.895-931.
- De George, E., X. Li, and L. Shivakumar [2016], “A Review of the IFRS Adoption Literature,” *Review of Accounting Studies*, Vol.21, No.3, pp.898-1004.
- FASB [1980], *Qualitative Characteristics of Accounting Information Statement of Financial Accounting Concepts No. 2*, FASB.
- FASB [2010], *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8*, FASB.
- Hong, H. [2013], “Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards Decrease the Voting Premium for Dual-Class Shares?” *The Accounting Review*, Vol.88, No.4 pp.1289-1325.
- Horton, J., G. Serafeim, and I. Serafeim [2013], “Does Mandatory IFRS Adoption Improve the Information Environment?” *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, No.1, pp.388-423.
- IASB [2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.
- IASB [2015], *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- Leuz, C., D. Nanda, and P. Wysocki [2003], “Earnings Management and Investor Protection: an International Comparison,” *Journal of Financial Economics*, Vol.69, No.3, pp.505-527.
- Lang, M., M. Maffett, and E. Owens [2010], “Earnings Comovement and Accounting Comparability: The Effects of Mandatory IFRS Adoption,” Working Paper, University of Rochester.
- Liao, Q., T. Sellhorn, and H. Skaife [2012], “The Cross-Country Comparability of IFRS Earnings and Book Values: Evidence from France and Germany,” *Journal of International Accounting Research*, Vol.11, No.1, pp.155-184.
- Neel, M. [2017], “Accounting Comparability and Economic Outcomes of Mandatory IFRS Adoption,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.34, No.1, pp.658-690.
- Suh, J., D. Byard, and M. Darrough [2015], “The Impact of International Financial Reporting Standards on Comparability: A Test using IPO Underpricing,” Working Paper, University of Massachusetts, Dartmouth.
- Wang, C. [2014], “Accounting Standards Harmonization and Financial Statement Comparability: Evidence from Transnational Information Transfer,” *Journal of Accounting Research*, Vol.52, No.1, pp.955-992.
- Yip, R. and D. Young [2012], “Does Mandatory IFRS Adoption Improve Information Comparability?” *The Accounting Review*, Vol.87, No.5, pp.1767-1789.
- Zeff, S. [2007], “Some Obstacles to Global Financial Reporting Comparability and Convergence at a High Level of Quality,” *The British Accounting Review*, Vol.39, No.4, pp.290-302.
- 企業会計基準委員会 [2006] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』 企業会計基準委員会。
- 向伊知郎 [2017] 「IFRS 適用は財務情報の比較可能性を高めるか？」『国際会計研究学会年報』第 39・40 合併号, 155-170 頁。
- 若林公美 [2016] 「財務情報の比較可能性の尺度に関する研究」『甲南経営研究』第 57 巻第 3 号, 77-103 頁。

IV 査読論文

公会計財務諸表と地方債市場との関連性

－財務健全性が格付けに与える影響の統計分析及び国際比較－

原 口 健 太 郎

長崎県庁

要 旨

本稿では、日本の地方公共団体において予定されている統一的基準に基づく公会計財務諸表の導入や、公会計・地方債市場を取り巻く日米固有の状況の差異が、公会計財務諸表上の純資産情報と地方債格付けとの関連性（純資産－格付関連性）に与える影響を分析するため、統一的基準が未導入である日本における純資産－格付関連性と、統一的基準が導入されて 10 余年が経過した米国における純資産－格付関連性の比較を行った。

比較の結果、米国においては、公会計財務諸表上の純資産情報と地方債格付け指標が有意な相関を示したことから、純資産－格付関連性が明確に発現していることが明らかになった一方で、日本においては発現していないことが明らかになった。

日本の純資産－格付関連性の発現を阻害する要因としては、日本においては統一的な基準が未導入であり、公会計財務諸表の比較可能性及び精度が十分でないことや、地方債格付けを変動させるほどの財務健全性の差異が存在しないこと、そして、「暗黙の政府保証論」により地方債格付けが地方公共団体の財務健全性によらずに決定されている可能性があることなど、複数のものが考えられる。

統一的な基準の導入は、これらの要因の全てを即時に解消するものではないため、純資産－格付関連性の発現を直ちにもたらすとは限らない。しかしながら、米国において純資産－格付関連性が明確に発現している事実は、日本においても将来的に純資産－格付関連性が発現する可能性を示唆している。本稿は、純資産－格付関連性の導出手法の確立の第一歩として位置づけられるものであるとともに、公会計財務諸表の地方債格付けに対する寄与の議論を通じて、公会計財務諸表が地方債市場に対する重要な情報提供基盤となり得る可能性を提示したものである。

(2017 年 11 月 2 日審査受付 2018 年 1 月 24 日掲載決定)

I はじめに

日本の地方公共団体においては、従前から用いられていた現金主義・単式簿記の会計に企業会計の考え方を取り入れて、発生主義・複式簿記の仕組みを導入しようとする取り組みが総務省等の主導により実施されている。今日では、多くの地方公共団体が、発生主義・複式簿記に基づく財務諸表と同様の形式の財務諸表（以降、「公会計財務諸表」と表記する⁽¹⁾）を作成し、ホームページ等で公表している。

しかしながら、日本の公会計財務諸表は、作成モデルが統一されておらず比較可能性が乏しいことや、各地方公共団体の固定資産が網羅的に計上されていないなど、精度の面でも不十分なことが以前から指摘されてきた。また、企業会計と異なり、公会計財務諸表は実務上ほとんど活用されていない。その差異は資金調達の場面において特に顕著である。社債発行等の際に企業会計の財務諸表が大きな役割を果たすことは自明である一方、地方債の発行にあたって公会計財務諸表が活用されることは稀である。山浦 [2016] (13 頁) は、「公会計財務諸表の地方債 IR への活用」がなされている地方公共団体は、全体の 1.7%にとどまっていることを指摘している。

この状況を受けて、総務省は、公会計財務諸表の統一的な基準の導入を推進し、比較可能性や精度を向上させるとともに（総務省 [2015a], 1 頁）、地方債発行時の IR 資料としても活用することを想定している（総務省 [2015b], 21 頁）。したがって、「統一的な基準に基づく公会計財務諸表の導入が地方債発行にどのような影響をもたらすか」という議論が急務である。

公会計財務諸表と地方債発行に係る議論の中で、最も直感的かつ実務的に重要なテーマは、公会計財務諸表から導出された財務健全性

と地方債格付けとの関連性である。本稿では、当該関連性を「公会計一格付関連性」と表記し、統一的な基準の導入が公会計一格付関連性に与える影響について議論を行う。

当該影響の検証のためには、日本において、統一的基準導入前の公会計一格付関連性と導入後の公会計一格付関連性をそれぞれ導出し、比較することが最も有効である。そこで、まず、日本における公会計一格付関連性の研究の現状を確認する。

日本において、統一的基準の導入前の（つまり、現状の）公会計一格付関連性を分析する研究はこれまでなされていない。その理由として、そもそも、公会計財務諸表から財務健全性を測定するための手法が日本においてはほとんど議論されてこなかったことや、公会計財務諸表の作成環境の未整備により、データの収集が困難だったことなどが考えられる。

しかしながら、これらの問題点は徐々に解決されつつある。原口 [2017] は、Wang *et al.* [2007] が定義した米国各州の公会計財務諸表の財務健全性測定指標である Net Asset Ratio に調整を加えて「修正後正味資産比率」を定義し、日本の地方公共団体の公会計財務諸表からの財務健全性測定を可能とした。また、総務省 [2006] により導入された「総務省改訂モデル」の普及により、基準の統一や精度の向上は途上であるものの、日本の過半数の地方公共団体は同一の基準により公会計財務諸表を作成している（総務省 [2016]）。これらのことから、日本において、統一的基準の導入前の公会計一格付関連性を分析する素地が整いつつある。

一方で、統一的基準の導入が途上である日本においては、現時点では導入後の状況を観察することはできないから、導入後の公会計一格付関連性の定量的な研究は不可能である。十分な数のデータを活用するためにはさらに数年の

期間経過を要するであろう。

上述のとおり、統一的基準の導入を間近に控えた日本において、その影響分析は急務であり、期間経過を待たずに知見を得るための研究手法が求められるが、当該手法は先行研究等で議論されておらず、確立されていない。この問題を解決するためには、既に統一的基準を導入した日本以外の国における現時点の状況と、日本における現時点の（導入前の）状況との国際比較が有効である。

現時点において、統一的基準の導入後の状況観察に最も適しているのは米国各州である。その理由は、第1に、米国各州においては、GASB [1999]が示した統一的な基準に基づく公会計財務諸表の導入から10年以上が経過しており、統一的基準の導入後の状況のモデルとして最適なことである。第2に、州の数が多く統計分析に適していることである。第3に、公会計先進国である米国においては、先行研究による知見が豊富に蓄積されていることである。

また、日本の地方公共団体（都道府県・政令市）と米国各州は、次に述べるような行政的類似性を有することからも、比較対象として適格である。類似性の1点目は、いずれも中央銀行を持たないことである。独自に紙幣を発行することができる中央銀行は会計上極めて特殊な機関であり、国の財務諸表の連結対象とするかどうか等、会計学上の合意が得られていない論点が多く存在するため、比較に際しては、中央銀行を持たない地方公共団体同士での実施が適切である。2点目は、いずれも、憲法や中央政府が定めた法の下で広域地方行政を所管し、地方公共団体における法（州法、条例等）を定めることができる点である。3点目は、いずれも、地方税を徴収することができ（加えて、日本においては地方交付税を受領することができ）、自らの意思決定と地方議会の議決に基づ

いて予算を執行し、支出を行うことができる自治財政制度を有することである。

もちろん、日本の地方公共団体と米国各州においては、統一的基準導入の有無の他にも、地方財政制度や地方債の流通状況等、多くの固有の状況の差異が存在するため、公会計一格付関連性について日米で相違が見られたとしても、それが統一的基準導入の有無によってもたらされたのか否かの因果関係を直接的に検証することはできない。しかし、その反面、公会計一格付関連性の日米比較は、（統一的基準導入有無以外の）どのような固有状況の差異が当該関連性に影響を及ぼしているのかを発見するのに役立つ可能性を有しているのも事実である。そうした研究はこれまでなされていないことに加え、前述のように統一的基準導入の影響を検討することが実務上喫緊の課題となっていることから、本稿では、より厳密な因果関係の検証に向けた足がかりを得るための第一次接近として、統一的基準導入前の日本と導入後の米国を分析の対象とし、公会計一格付関連性の比較を行う。

公会計一格付関連性の国際比較にあたっては、まず、共通の手法に基づいて、比較可能性を有する形で日本・米国の公会計一格付関連性を導出する必要がある。本稿では、最初に公会計一格付関連性の導出手法を議論し、次に、両国の公会計一格付関連性の導出・比較分析を行う。

II 分析手法

1. 地方債の格付けの数量的評価

公会計一格付関連性の導出手法を論じるにあたって、まず格付けの数量的評価を試みる。格付けとは、格付機関が、債券の償還可能性を評価して当該債券の発行体に与える記号である。米国においてはほとんどの州が地方債の格

付けを取得している。また、1つの州が複数の格付け会社から格付けを取得するのが一般的である⁽²⁾。一方で、日本においては、地方公共団体による格付け取得はそれほど一般的でなかったが、近年では多くの団体が格付けを取得している⁽³⁾。なお、日本の地方公共団体が格付けを取得する場合、1つの団体が1社から格付けを取得するのが一般的である(複数社から格付けを取得することは稀である)。

日本と米国の両方の地方公共団体(州)に格付けを付与している格付機関として、Moody's 社及び S&P 社の2社が挙げられる。本稿の目的は日米の対比であるから、当該2社の格付けを分析に用いる。

当該2社は、日本と米国の地方債格付けにあたって、個別の記号群を用いている。Moody's 社の格付けの記号群は、信用力が高い順に、

Aaa を最上位として、Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3・・・の記号で構成される。一方で、S&P 社の格付けの記号群は、信用力が高い順に、AAA を最上位として、AA+, AA, AA-, A+, A, A-・・・の記号で構成される。なお、Moody's 社の記号群も S&P 社の記号群も日本と米国で共通である。A3 及び A- より下の格付けは、本稿の分析対象とする期間(2012 年及び 2013 年)において日本・米国の地方債に付与されていないため、本稿では取り扱わない。格付けの差は単位「ノッチ」で表される。例えば、Aaa と Aa1 の差は1ノッチであり、AAA と AA の差は2ノッチである。

文字情報である Moody's 社の格付けと S&P 社の格付けとを数量的に取り扱うため、地方公共団体(州)ごとに「RATING」を下表の対応に従って定義する。

表1 RATING の定義 (Moody's 社格付けと S&P 社格付けとの対応関係)

Moody's社格付け	Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	A3
S&P社格付け	AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-
RATING	7	6	5	4	3	2	1

上述のとおり、両社の格付けの記号群は日本と米国で共通であるから、日本において算出した RATING と米国において算出した RATING は比較可能性を有するものとして取り扱う。

ある地方公共団体(州)が Moody's 社及び S&P 社の両方から格付けを得ている場合、当該地方公共団体(州)の RATING には、両社の格付けから得られた RATING の平均を用いる。つまり、Moody's 社の格付けに基づく RATING を RATING_M, S&P 社の格付けに基づく RATING を RATING_SP とすると、 $RATING = (RATING_M + RATING_SP) / 2$ である。一方で、Moody's 社(S&P 社)のみから格付けを取得している場合は $RATING =$

RATING_M (RATING=RATING_SP) である。

2. 公会計—格付関連性の導出手法

公会計—格付関連性の導出とは、すなわち、前節で定義した RATING と公会計財務諸表上の財務健全性との関連性を導出することである。導出手法を議論にするにあたり、まず先行研究のレビューを行う。

前述のとおり、日本においては公会計—格付関連性に係る統計的な分析はなされていない。

Plummer *et al.* [2007] は、2002 年のテキサスにおける 530 の学校区分政府 (school district) の公会計財務諸表を順序ロジットモデルにより分析し、Statement of Net Assets

(企業会計における貸借対照表に相当) から算出した複数のストックベースの指標が地方債の格付けに有意な影響を与えることを初めて指摘した。ここで、学校区分政府とは、米国における学校区単位で設定され、課税権を有し、行政の執行を行う地方公共団体の一種である。一方で、Plummer *et al.* [2007] (p.205) は、Statement of Activities (企業会計における損益計算書に相当) から算出したフローベースの指標は、格付けに有意な影響を与えないことも併せて指摘した。

Johnson *et al.* [2012] は、Plummer *et al.* [2007] の議論を拡張し、米国各州における公会計—格付関連性を調査した⁽⁴⁾。同論文は、Moody's 社及び S&P 社が米国地方債に付与した格付けを、公会計財務諸表に由来する説明変数等から導出するためのモデルを構築し、順序プロビット法を用いて分析を行ったもので、分析の結果、公会計財務諸表に由来する複数の説明変数が格付けを導出するにあたって有意な影響を持つことを指摘している。具体的には、同論文中有意な影響が指摘された公会計財務諸表由来の説明変数は (1) Unrestricted Assets/Expenses, (2) General Revenues

/Operating Revenues 及び (3) Program Revenues (business type activity) /Expenses (business type activity) の 3 項目である。

しかしながら、上記 3 項目は、いずれも日本の公会計財務諸表に対応させることが困難⁽⁵⁾であり、日本における公会計—格付関連性の導出に Johnson *et al.* [2012] のモデルを用いることはできない。

この問題を解決するために、本稿では、別途、日本と米国で比較可能性を有する項目を用いて両国における公会計—格付関連性を導出する。具体的には、米国各州の財務健全性測定指標である Net Asset Ratio (Wang *et al.* [2007]) と、Net Asset Ratio を日本の地方公共団体に適用した修正後正味資産比率 (原口 [2017]) について、それぞれ RATING との相関を調査する。Net Asset Ratio 及び修正後正味資産比率の定義を以下に示す。

(1) Net Asset Ratio

Wang *et al.* [2007] (p.8) が長期財務健全性の測定指標として定義した「Net Asset Ratio」の定義は式 1 のとおりである。

$$\text{Net Asset Ratio} = \frac{\text{Restricted and Unrestricted net assets}}{\text{total assets}}$$

(式 1)

ここで、GASB が公会計財務諸表の要素について定めた 34 号基準 (GASB34) ⁽⁶⁾によると、

net assets

= (Invested in capital assets, net of related debt) + Restricted net assets + Unrestricted net assets

であるから、式 1 を変形して

$$\text{Net Asset Ratio} = \frac{\text{net assets} - (\text{Invested in capital assets, net of related debt})}{\text{total assets}}$$

(式 1-2)

が得られる。Net Asset Ratio の計算には、米国各州の公会計財務諸表のうちの主要政府部門（Primary Government）を用いる。

（2）修正後正味資産比率

式 1－2 を日本に適用させるために原口 [2017] で定義した「修正後正味資産比率」は

修正後正味資産比率 ＝

$$\frac{(\text{純資産} - \text{インフラストラクチャー充当分純資産} + \text{臨時財政対策債（期末残高）})}{\text{資産合計}}$$

資産合計

（式 2）

ここで、臨時財政対策債（期末残高）を分子に加算するのは、臨時財政対策債は、後日その元金と利息の全額が地方交付税として措置され、国から地方公共団体に支払われるため、地方公共団体にとっては一般財源と同等のものとして取り扱われる財源であることから、事実上純資産としての性質を持つと考えられるためである。計算には、総務省改訂モデルで作成された公会計財務諸表の連結財務諸表を用いる。インフラストラクチャー充当分純資産は、貸借対照表（普通会計）における純資産の部の「公共施設整備国庫補助金等」及び「公共施設整備一般財源等」の和で近似できると仮定する。また、以降、Net Asset Ratio と修正後正味資産比率のことを NAR と総称する。

本稿の分析に NAR を採用する理由は、第 1 に、NAR が有する日米間の比較可能性である。海外の指標の導入にあたっては、指標ごとに日本の地方自治の特性等を踏まえた修正を行い、比較可能性を確保することが必要であるが、修正後正味資産比率は、原口 [2017] において Net Asset Ratio を日本に適用させるために定義したものであり、既に比較可能性が確保されていることから、NAR を採用することにより、新規に比較可能性を有する指標を開発するよりも、効率的に本稿の議論を進めることが可能

次式のとおりである⁷⁾。なお、原口 [2017] は、修正後正味資産比率が、日本の既存の（公会計財務諸表を用いずに算出する）財務健全性測定指標である実質公債費比率や将来負担比率等と、定義と整合的かつ有意な相関を示すことを指摘した。

となる。

第 2 に、NAR が純粋なストックベース指標に分類されることである。公会計一格付関連性の導出のためには、当然に、地方公共団体の格付けの付与にあたって重要な影響を有する指標を選定しなければならない。前述のとおり、Plummer *et al.* [2007] は学校区分政府の格付け付与にあたってフローベース指標よりもストックベース指標の方が大きく影響を与えていること指摘している。ただし、Plummer *et al.* [2007] は、ストックベース指標が本稿で比較対象とする米国各州においても同様に公会計一格付関連性の導出にあたって重要性を有するかどうかは議論していない。

また、米国各州の公会計一格付関連性を議論した Johnson *et al.* [2012] が定義した財務健全性測定指標は、いずれもフローベースの要素とストックベースの要素が混在したものであり、純粋なストックベース指標が含まれていない。つまり、本稿の分析で NAR を採用することは、公会計一格付関連性の日米比較を可能とすることに加えて、従来十分に議論されていなかった米国各州の公会計一格付関連性の導出におけるストックベース指標が有する重要性の検証の意義を持つのである。

なお、本稿の問題意識は統一的基準導入の有

無が公会計一格付関連性に違いをもたらすか否かであるが、以降では NAR に焦点を当てるため、公会計一格付関連性のうち、NAR と地方債格付けとの関連性のことを特に「純資産一格付関連性」と表記する。

以下の節では、日本と米国における NAR と RATING の相関を分析し、それぞれの純資産一格付関連性の導出及びその比較検討を試みる。地方債格付けを等間隔に数値化し、公会計財務諸表由来の指標との相関係数を算出する本稿の手法は、米国において多くの文献で用いられているものである (Plummer *et al.* [2007], p.221, Pridgen and Wilder [2013], p.190,

Callahan and Waymire [2015], p.42 等)。

Ⅲ データ

1. 日本の地方公共団体

Moody's 社、S&P 社のいずれか（または両方）から格付けを取得しており、かつホームページに公開された公会計財務諸表から NAR が計算可能であった 8 地方公共団体（都道府県及び政令市）について、2012 年度（平成 24 年度）末時点の公会計財務諸表から算出した NAR 及び同年度末の RATING を表 2 に示す。

表 2 地方公共団体における NAR 及び RATING⁽⁸⁾

地方公共 団体	NAR	格付け		RATING
		Moody's	S&P	
愛知県	-0.032		AA-	4
札幌市	0.160	Aa3		4
横浜市	0.086		AA-	4
静岡市	0.117	Aa3		4
浜松市	-0.003	Aa3		4
京都市	0.205	Aa3	A+	3.5
大阪市	0.049	Aa3	AA-	4
福岡市	0.143	Aa3		4

(参考：2012 年度末時点の日本国債格付けは、Moody's : Aa3, S&P : AA-)

単年度のデータを分析対象としたのは、地方公共団体の財務健全性や格付けは短期間で変動するものではないことから、単年度のデータから一般的な関連性を抽出可能と判断したためである。また、2012 年度（平成 24 年度）を対象としたのは、執筆時点で最も多くの公会計財務諸表を入手可能であったためである。当該 8 団体の公会計財務諸表は、全て総務省改訂モデルにて作成されたものであり、相互に比較可能性を有するものとして取り扱う。

ただし、日本の地方公共団体においては、現在、所有する資産の公正価値評価に取り組んでいる途上であり、その進捗は各団体で異なっている。また、総務省改訂モデルは、個別に仕訳

を積上げて作成するものではなく、キャッシュフローベースの資料である「決算統計」を変換することで、言わば略式の手法で作成するものであり、固定資産が網羅されていないなどの面で不正確性が指摘されている（大川・赤井 [2011], 87 頁）。上記の進捗の差異や不正確性が本稿の分析結果に影響を与える可能性は否定できない。しかしながら、現時点では当該影響を取り除く手段はなく、これは研究の限界である。日本の地方公共団体間の比較に係るより精緻な分析は、統一的基準の導入後に可能となるはずであるが、本稿はそのための分析方法を確立しようとするものである。

2. 米国各州

全 50 州について、2012 年中に終了する事業

年度の公会計財務諸表から算出した NAR 及び
2013 年の RATING を表 3 に示す。

表 3 米国各州における NAR 及び RATING⁽⁹⁾

州	NAR	格付け		RATING	州	NAR	格付け		RATING
		Moody's	S&P				Moody's	S&P	
Alabama	0.143	Aa1	AA	5.5	Montana	0.331	Aa1	AA	5.5
Alaska	0.817	Aaa	AAA	7	Nebraska	0.262		AAA	7
Arizona	0.088	Aa3	AA-	4	Nevada	0.058	Aa2	AA	5
Arkansas	0.151	Aa1	AA	5.5	New Hampshire	0.014	Aa1	AA	5.5
California	-0.489	A1	A	2.5	New Jersey	-1.329	Aa3	AA-	4
Colorado	0.223	Aa1	AA	5.5	New Mexico	0.380	Aaa	AA+	6.5
Connecticut	-0.833	Aa3	AA	4.5	New York	-0.300	Aa2	AA	5
Delaware	0.019	Aaa	AAA	7	North Carolina	-0.068	Aaa	AAA	7
Florida	0.019	Aa1	AAA	6.5	North Dakota	0.511	Aa1	AA+	6
Georgia	0.016	Aaa	AAA	7	Ohio	0.040	Aa1	AA+	6
Hawaii	0.009	Aa2	AA	5	Oklahoma	0.334	Aa2	AA+	5.5
Idaho	0.294	Aa1	AA+	6	Oregon	0.182	Aa1	AA+	6
Illinois	-1.256	A2	A-	1.5	Pennsylvania	-0.075	Aa2	AA	5
Indiana	0.222	Aaa	AAA	7	Rhode Island	-0.178	Aa2	AA	5
Iowa	0.204	Aaa	AAA	7	South Carolina	0.218	Aaa	AA+	6.5
Kansas	0.109	Aa1	AA+	6	South Dakota	0.285		AA+	6
Kentucky	-0.305	Aa2	AA-	4.5	Tennessee	0.121	Aaa	AA+	6.5
Louisiana	0.082	Aa2	AA	5	Texas	0.326	Aaa	AAA	7
Maine	0.024	Aa2	AA	5	Utah	0.237	Aaa	AAA	7
Maryland	-0.147	Aaa	AAA	7	Vermont	-0.015	Aaa	AA+	6.5
Massachusetts	-0.767	Aa1	AA+	6	Virginia	-0.007	Aaa	AAA	7
Michigan	-0.018	Aa2	AA-	4.5	Washington	0.002	Aa1	AA+	6
Minnesota	0.068	Aa1	AA+	6	West Virginia	0.113	Aa1	AA	5.5
Mississippi	0.059	Aa2	AA	5	Wisconsin	-0.122	Aa2	AA	5
Missouri	0.043	Aaa	AAA	7	Wyoming	0.668		AAA	7

(参考：2013 年 1 月時点の米国国債格付けは、Moody's : Aaa, S&P : AA+)

IV 結果

び RATING について、基本統計量を表 4 に示し、プロットを図 1 に示す。

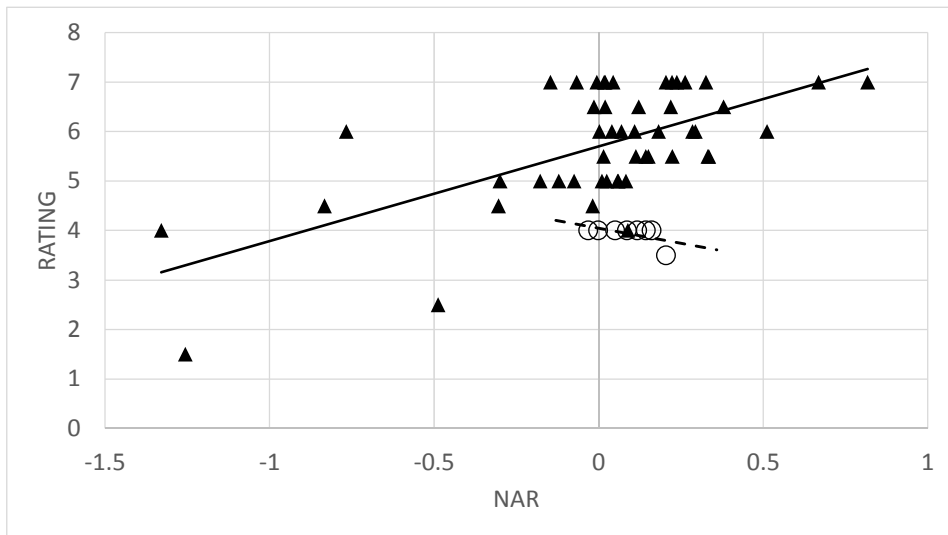
表 2 及び表 3 で示した日本・米国の NAR 及

表 4 基本統計量

	指標	平均値	最大値	最小値	分散	標準偏差	相関係数
日本 (○) (n=8)	NAR	0.091	0.205	-0.032	0.007	0.082	-0.564
	RATING	3.938	4.000	3.500	0.031	0.177	
米国 (▲) (n=50)	NAR	0.015	0.817	-1.329	0.155	0.394	0.637 ***
	RATING	5.730	7.000	1.500	1.400	1.183	

***有意水準1%で有意

図1 NAR と RATING のプロット



直線は最小二乗法による回帰直線を示す。実線が米国各州のデータ（▲）の回帰直線，破線が日本の地方公共団体のデータ（○）の回帰直線。

V 考察

1. RATING の平均値の差異

表4及び図1から，米国のRATINGの平均値は，日本のRATINGの平均値よりも約1.7高いことがわかる。この差異について，国債の格付けとの関連性から考察を行う。2013年時点の米国の国債格付けは，Moody's社がAaaで，S&P社がAA+である⁽¹⁰⁾。表1の定義に基づいて米国国債のRATING（以降，RATING_USと表記する）を計算すると，RATING_US=6.5となる。一方で，同年の日本の国債格付けは，Moody's社がAa3，S&P社がAA-であり，日本国債のRATING（以降，RATING_JPと表記する）を計算するとRATING_JP=4.0である。したがって，RATING_USはRATING_JPよりも2.5大きい。一般に，地方債の格付けが国債の格付けを上回することは稀である（新生証券[2014]，1頁）。また，日本の地方債の格付けは，通常，日本国債に連動して変動する。し

たがって，地方債のRATINGの平均値の差（約1.7）は，RATING_USとRATING_JPの差（2.5）に起因するものと思われる。地方債のRATINGの平均値の差が，RATING_USとRATING_JPの差よりも小さいことは興味深い。本稿の結果は，日本の地方公共団体と米国各州の償還能力の差が，日本国政府と米国政府の償還能力の差よりも小さいと格付機関が考えている可能性を示唆している。

2. NAR と RATING の相関の差異

NARとRATINGの相関係数は，日本・米国それぞれの純資産—格付関連性を示すパラメータであり，非常に重要な要素であるため，詳しく考察を行う。

表4及び図1から，米国におけるNARとRATINGは正の相関を持つ一方で，日本におけるNARとRATINGは負の相関を持つことがわかる。ただし，米国における正の相関は有意水準1%で有意であるのに対し，日本にお

る負の相関は、有意水準を 10%としても有意ではない。実際の表 2 のデータを見ると、日本においては、唯一、京都市が S&P 社から日本国債格付け (AA-) よりも 1 ノッチ低い A+ を付与されているだけで、それ以外の地方公共団体は、全て国債と同じ格付けが付与されていることがわかる。これらのことから、日本における負の相関について統計的な意味を見出すことは困難であろう。

本稿で分析に用いた 8 地方公共団体以外に、新潟県、静岡県、広島県、福岡県、名古屋市、堺市の 6 団体が Moody's 社から格付けを取得しており、東京都が S&P 社から格付けを取得している (作成モデルの差異等により NAR 計算に必要な情報を入手できなかったこれらの団体を、以降、分析対象外団体と表記する)。分析対象外団体は、全て、(京都市を除く) 分析対象団体と同様に、国債と同一の Aa3 (Moody's) または AA- (S&P) の格付けが付与されていることから、RATING は一律に 4.0 である。したがって、分析対象外団体の NAR は算出不能であるが、NAR がいかなる値を取ったとしても、RATING が一律である以上、NAR との有意な相関の形成には寄与しないと考えるべきである。

つまり、上述の 8 団体の分析結果と、分析対象外団体の格付取得状況をあわせて考えれば、日本においては NAR と RATING が有意な相関を示さないことが示唆される。

これまでの議論から、「米国においては NAR と RATING が有意な正の相関を示した一方で、日本においては有意な相関を示さない」ことが明らかとなった。したがって、この相関の差異から、「米国においては明確な純資産一格付関連性が導出されたが、日本においては導出されなかった」と言える⁽¹¹⁾。また、格付けの付与にあたっては、NAR 以外にも多くの要素が

影響すると考えられるにもかかわらず、米国における RATING が、NAR 単体に大きく左右される (相関係数が有意水準 1%で有意かつ 0.637 と比較的高い値を示している) ことは、NAR が、格付けの付与にあたって参照される重要な情報を含んでいることを示唆しており、ストックベース指標は、先行研究で指摘された学校区分政府のみならず、米国各州においても格付けに対して重要な影響を与えることを示すとともに、本稿で公会計一格付関連性の導出及び国際比較のために NAR を採用したことの妥当性を裏付けるものである。

前述のとおり、NAR と RATING は共に国際間の比較可能性を有する指標であり、同一の手法に基づき分析を行ったにもかかわらず、米国においては純資産一格付関連性が発現した一方で、日本においては発現しなかった結果は大変重要である。そこで、日本における NAR と RATING の相関係数を引き下げ、純資産一格付関連性の発現を阻害する要因について議論する必要がある。以下の節では、具体的な要因の候補として、(1) 格付機関における公会計財務諸表の重要性 (ウェイト) の差異、(2) 地方公共団体 (州) における NAR の分散の差異、(3) 日本におけるデータ数の制約及び (4) 「暗黙の政府保証」の存在可能性について、個別に考察を行う。

(1) 格付機関における公会計財務諸表の重要性 (ウェイト) の差異

「はじめに」で言及した通り、日本においては、公会計財務諸表作成モデルの統一的な基準の導入が途上であり、比較可能性が不十分である。また、地方公共団体によって公正価値評価の取り組みの進捗に差があることや、本稿の分析に用いた総務省改訂モデルの不正確性についても既に述べた。さらに、米国における公会

計財務諸表は、GASBによって規定された政府のための一般に公正妥当と認められる会計基準（GAAP）に基づき独立監査人が実施した監査の監査報告書が添付されており⁽¹²⁾、第三者により適正性が保証されているのに対し、日本の公会計財務諸表は、第三者による監査が行われておらず、適正性が保証されていない⁽¹³⁾。したがって、日本の公会計財務諸表は、正確な財務健全性を表示していない可能性がある。また、原口〔2017〕のような日本の公会計財務諸表から財務健全性を導出しようとする取り組みは、ようやくその議論の途についたばかりである。これらのことから、格付機関は、米国各州に格付けを付与する場合に比べて、日本の地方公共団体に格付けを付与するにあたって、公会計財務諸表の重要性（ウェイト）を引き下げ、公会計財務諸表の情報を十分に格付けに反映させていない可能性がある。当該可能性が実現していた場合、日本におけるNARとRATINGの相関係数も当然に引き下げられるであろう。

仮に、本節で論じたとおり、格付機関が日本の公会計財務諸表の重要性を引き下げている場合、格付機関は、公会計財務諸表ではなく、公会計財務諸表によらない既存の財務健全性測定指標（既存指標）を参照して格付けを行っている可能性もある。この可能性を検証するために、総務省が「地方公共団体の主要財政指標一覧」として毎年公表している日本の各地方公共団体の「財政力指数」「実質公債費比率」「将来負担比率」「経常収支比率」とRATINGとの相関分析を行ったが、いずれの既存指標も、有意水準を10%としても有意な相関を示さなかった。したがって、日本において、地方債格付けは、財務健全性情報（既存指標や公会計財務諸表上の純資産情報）と関連無く定められているように見える。その原因は、現時点での特定は困難であるものの、次節以降で述べるよう

に、日本の地方公共団体における実質的な純資産の分散が米国より小さいことや「暗黙の政府保証」の存在可能性等、複数の候補が考えられる。

（2）地方公共団体（州）におけるNARの分散の差異

表4及び図1から、日本におけるNARの分散（0.007）は、米国におけるNARの分散（0.155）よりも明らかに小さいことがわかる。この結果は、日本においては、離散的なパラメータであるRATINGを変動させるほどのNARの変動が発生せず、NARとRATINGの相関が失われている（日本においては地方公共団体の実質的な純資産が米国各州に比べて一様であり、純資産—格付関連性を発現させるほどの差異が存在しない）可能性を示している。日本におけるNARの分散が米国よりも小さい原因の分析は、公会計—格付関連性の分析と並び、公会計・財政学上、大変大きな研究テーマである。例えば、日米の地方財政制度の差異等に係る考察が必要となろう。しかしながら、当該考察は紙幅の都合上、本稿で議論する範囲を超えるため、別稿の原口〔2018〕で議論することとし、ここでは言及しない。

（3）日本におけるデータ数の制約

日本においては米国ほど地方債の格付け取得が一般的でなく、公会計財務諸表の比較可能性が確保された地方公共団体は一部であるため、本稿で取り扱う地方公共団体のデータ数には大きな制約が存在する（ $n=8$ ）。当該制約はNARとRATINGの有意な相関が検出できない原因となっている可能性がある。ただし、前述のとおり、日本の地方公共団体が付与される格付けは一般に国債と同一のものであるから、データ数が増えたとしても、NARとRATINGが

有意な相関を示す（つまり、データ数の制約が有意な相関検出の弊害となっている）可能性は低いと推測される。

（4）「暗黙の政府保証」の存在可能性

日本の地方債市場においては「暗黙の政府保証論」と呼ばれる考え方が存在する。暗黙の政府保証論とは、井潟・三宅〔2007〕（37頁）によれば、「一連の関連諸制度によって、日本の地方債の元利償還に要する財源は『暗黙の』うちに確保され、その信用リスクは国債のそれと同程度に低く、地方債間で差はないという考え方」である。もし暗黙の政府保証論が正しいければ、RATINGの値はNARの値によらずほぼ一定程度になり、有意な相関を示さないことが見込まれる。

したがって、NARとRATINGが有意な相関を示さないという本稿の結果は、暗黙の政府保証論と整合的なものではあるが、暗黙の政府保証論が正しいかどうかは本稿の結果のみでは検証できない。NARとRATINGが有意な相関を示さない原因は、暗黙の政府保証論の他にも、上述の（1）、（2）及び（3）が考えられるため、暗黙の政府保証が存在しても存在しなくても、他の要因によりNARとRATINGの相関が引き下げられている可能性があるからである。

3. 本稿の分析が与える示唆 （日本における将来の純資産－格付関連性）

これまで、米国では明確な純資産－格付関連性が導出されたものの、日本では導出されなかった要因を（1）から（4）に区分して考察した。本節では、これらの考察をもとに、統一的な基準の導入や、日米の固有状況の差異が、純資産－格付関連性にもたらす影響を議論する。

仮に、総務省の現在の取り組みが成功し、統一的な基準に基づく公会計財務諸表が各地方公共団体で公表されることとなった場合、上記4つの要因のうち、（1）「格付機関における公会計財務諸表の重要性（ウェイト）の差異」が一部解消する可能性がある。公会計財務諸表の比較可能性が確保され、精度が向上した結果、格付機関は日本の公会計財務諸表の重要性（ウェイト）を向上させる可能性があるからである。

ただし、本稿の結果から、統一的な基準の導入が、日本における純資産－格付関連性の発現を直ちにもたらすことを論証することはできない。まず、（1）「格付機関における公会計財務諸表の重要性（ウェイト）の差異」の解消には、格付機関による統一的基準に基づく公会計財務諸表の品質評価や、財務健全性導出手法のさらなる検討等が必要であり、それには一定の時間を要するであろう。また、当該要因が解消されたとしても、（2）から（4）の要因が純資産－格付関連性の発現を引き続き阻害する可能性がある。

一方で、本稿の結果は、日本の純資産－格付関連性の発現を将来にわたって否定するものではない。（1）「格付機関における公会計財務諸表の重要性（ウェイト）の差異」が長期的には解消される可能性があることについては既に述べた。残る要因を個別に見ていくと、（2）日本の地方公共団体におけるNARの分散は、現時点では米国各州に比べて小さいものの、将来も同様の状況が継続する確証は得られていない。統一的な基準に基づく公会計財務諸表の導入により、財務健全性がより高い精度で表示されることとなった場合、米国各州のようにNARの分散が大きくなる可能性もある。（3）データ数の制約が将来の状況を保証するものではないことは自明である。（4）暗黙の政府保

証は、そもそも存在するかが不明である。小西〔2014〕(81 頁)は、「暗黙の政府保証などというものは存在しない」と指摘している。

これらのことから、日本の地方公共団体においても、将来的には、米国と同様に純資産－格付関連性が明確化し、公会計財務諸表上の財務健全性の悪化が格付けの引き下げを招くリスクが潜在している可能性がある。格付けの引き下げは、支払利息の増加等を通じて起債にかかる費用を増大させる⁽¹⁴⁾。地方財政に負の影響を与えるのはもちろん、理事者⁽¹⁵⁾による地方議会に対する説明の苦慮なども容易に予想されることである。

しかしながら、公会計財務諸表が日本において事実上活用されていない現状にあつては、上述の潜在リスクを検出する仕組みは存在しない。純資産－格付関連性の将来の発現可能性を考慮すると、公会計財務諸表の整備に加え、純資産－格付関連性の導出手法のより一層の発展のための研究や、潜在リスクの検出体制の構築が今後重要となろう。

また、公会計財務諸表が地方債市場に対して果たす役割についても議論する必要がある。米国において純資産－格付関連性が明確に発現していることは、地方債格付けの付与にあたつて公会計財務諸表が必須となりつつあることを示唆している。そして、地方債市場の国際化に伴い、投資家は国際的な基準で日本の地方公共団体の償還可能性を評価する必要があることから、日本の地方債市場における地方債格付けの重要性が今後ますます高まるのは明らかである。したがって、公会計財務諸表は、格付けの決定に対する寄与を通じて、地方債市場に対する重要な情報提供基盤となる可能性を秘めている。本稿で示した分析手法は、純資産－格付関連性の導出手法の確立の第一歩として位置づけられるものであり、格付け下落の潜

在リスクの検出体制構築にあたり有益な知見をもたらすものであるとともに、公会計財務諸表の意義確立の一助となるものである。

さらに、日本の先行研究において、板津〔2016〕(13 頁)は「地方債市場での格付けの観点からも、IPSAS を含めた国際的な公会計の動向を今後踏まえる必要がある」と指摘している。今後は、公会計財務諸表のより精度の高い比較や、格付機関の公正な評価のために、日本と米国の公会計基準の統一化が重要なトピックとなる。各国における公会計基準と IPSAS との差異や、将来のコンバージェンスの研究も今後求められるであろう。

VI まとめ及び将来の課題

本稿においては、まず、日本と米国における純資産－格付関連性をそれぞれ導出して比較を行うために、地方公共団体（州）ごとのストックベースの財務健全性測定指標である NAR 及び地方債格付けの数量化指標である RATING がそれぞれ国際間の比較可能性を有することに着目し、NAR と RATING の相関分析を行った。

分析の結果、米国各州においては、NAR と RATING が有意な正の相関を示すのに対し、日本の地方公共団体においては有意な相関を示さないことが明らかになった。このことは、米国の地方債市場においては明確な純資産－格付関連性が導出された一方で、日本においては導出されなかったことを意味している。当該差異の原因としては、格付機関における公会計財務諸表の重要性（ウェイト）の差異等、複数の要素が考えられる。

しかしながら、上述の状況が将来にわたって継続する確証はない。将来的には、日本においても、米国と同様、純資産－格付関連性が明確化する可能性があり、NAR の悪化が格付けの

引き下げを招くリスクが潜在していると言える。日本においては公会計財務諸表が事実上活用されておらず、当該潜在リスクを検出する仕組みが存在しない。今後は、純資産－格付関連性の導出手法をより発展させるための研究や、当該潜在リスクの検出体制の構築が重要となろう。本稿は、純資産－格付関連性の導出手法確立の第一歩として位置づけられ、潜在リスクの検出体制構築にあたって有益な知見をもたらすものであるとともに、公会計財務諸表が、地方債格付けに対する寄与を通じて地方債市場に対する重要な情報提供基盤となり得る可能性を提示したことで、公会計財務諸表の意義確立の一助となるものである。

ただし、本稿において複数の課題が存在することも事実である。第 1 に、NAR 以外の公会計－格付関連性に寄与する指標の存在可能性については議論していない。NAR 以外の国際間の比較可能性のある指標の開発や、公会計－格付関連性の分析が今後必要となる。第 2 に、公会計－格付関連性の長期的な推移である。本文中で述べたとおり、地方公共団体の財務健全性や格付けは、一般に数年程度の短期間で急激に変動するものではないため、本稿では単年度のデータ分析を行ったが、特に、統一的基準の導入後 10 余年を経過した米国における公会計－格付関連性が、導入後即時に発現したのか、それとも段階的に発現することになったのかは大きな研究テーマであり、調査のためには長期にわたる複数の年度を対象とした時系列分析が必要となる。第 3 に、日本において純資産－格付関連性が発現しない理由である。本文中で述べたとおり、日本においては、地方債格付けは財務健全性情報と関連無く付与されているように見える。この原因については、日本における財務健全性の分散が米国等に比べて小さいことや、暗黙の政府保証の存在可能性が考

えられるものの、本稿中で原因を特定するには至っていない。これらについては将来の課題とし、別稿で議論することとしたい。（本稿は個人の見解を示したものであり、所属する組織の見解を示したものではない。）

注

- (1) 日本において最も広く活用されている公会計モデルである「総務省改訂モデル」においては、個別に取引を貸方・借方情報に区分する仕訳を切ことは求められておらず、当該モデルで作成された財務諸表を「複式簿記に基づく財務諸表」と同等のものとして取り扱うのは厳密性を欠く可能性があるが、作成された財務諸表は、仕訳の積み上げにより作成された財務諸表と同様に、取引情報の総計を貸方・借方に区分して貸借対照表として表示する様式であるため、本稿においては、総務省改訂モデルにて作成された財務諸表も米国各州の財務諸表等と同様に「公会計財務諸表」と表記する。
- (2) 米国地方債市場の詳細は、自治体国際化協会 [2006] に詳しい。また、その歴史や信用補完制度は秋山 [2002] に詳しい。網羅的な調査としては、United States CENSUS Bureau [2012] (table445) がある。
- (3) 日本地方債市場の詳細は、中里 [2012] に詳しい。
- (4) その他の先行研究として、Callahan and Waymire [2015] は、米国公会計財務諸表のファンド区分ごとの予算と決算の乖離を説明変数として、地方債の格付けを説明するモデルを提唱している。格付けの情報と公会計財務諸表の情報が密接な関連を持つという議論は、米国では徐々に主流になりつつあると言える。
- (5) (1) 日本の貸借対照表には **Unrestricted Assets** に対応する項目がない。(2) **Operating Revenues** は使用料収入や補助金・交付金等、**General Revenues** はその他一般財源収入のことを指すが、日本の地方公共団体において収入の大きな部分を占める地方交付税交付金は、補助金・交付金的な役割と一般財源的な役割の両方を果たすため、**Operating Revenues** と **General Revenues** に区分することが困難である。(3) **business type activity** は、使用料収入等でその運営費用を賄うタイプの事業を切り出して、一つの会計区分として表示したものであるが、日本の公会計財務諸表には対応する会計区分が存在しない。

- (6) GASB [1999]。
 - (7) 詳細な議論は原口 [2017] を参照。
 - (8) 2013 年 3 月 31 日の公会計財務諸表と 2013 年末時点の格付け情報を各地方公共団体のホームページで参照し, NAR を算出するための臨時財政対策債の値を総務省「平成 24 年度都道府県決算状況調」及び総務省「平成 24 年度市町村別決算状況調」から抽出して著者作成。
 - (9) 2012 年中に終期を迎える年度の公会計財務諸表を, 米国各州のホームページで参照して著者作成。米国各州の格付けは Moody's investors service [2013] 及び S&P 社ホームページ History Of U.S. State Ratings を参照した。
 - (10) 国債格付けの推移は, Trading Economics ホームページ「United States Credit Rating」を参照した。
 - (11) なお, 米国においては, 50 州のうち, Moody's 社の格付けを取得していないネブラスカ州, サウスダコタ州及びワイオミング州を除外し, Moody's 社及び S&P 社の両方から格付けを取得している 47 州のみを対象とした場合も, NAR と RATING は有意な相関が得られた。日本においては, Moody's 社及び S&P 社の両方から格付けを取得している地方公共団体は 2 団体しかないため, 同様の分析は不可能であった。
 - (12) 有限監査責任法人トーマツ [2015] (114 頁)。
 - (13) 日本会計研究学会特別委員会 [2016] 「新しい地方公会計の理論, 制度, および活用実践」の「実態報告調査 (391 頁)」において, 財務書類の監査が実施されている地方公共団体は, 全体の 6.8% にすぎないことが記載されている。
 - (14) 中里 [2008] (11 頁) は, わが国における R&I 社の格付けと, 地方債－国債間の金利差 (スプレッド) との関連性について分析を行い, R&I 社の格付けが高いほどスプレッドが有意に小さくなることを指摘している。
 - (15) 地方公共団体の予算を執行する立場に就く者のこと。知事や市長等。
- 参考文献**
- 秋山義則 [2002] 「アメリカ州・地方債市場における民間信用補完と州信用支援」『彦根論叢』滋賀大学経済学会, 第 334 号, 131-164 頁
- Callahan, C. M. and T. R. Waymire [2015] “The GASB No.34 Impact of Budget-to-Actual Variances on Bond Ratings: Evidence from U.S. Cities”, *Journal of Governmental & Nonprofit Accounting*, 4, pp.32-52
- GASB [1999] “Basic Financial Statements – and Management’s Discussion and Analysis – for State and Local Governments”, *Statement No.34 of the Governmental Accounting Standards Board*.
- 原口健太郎 [2017] 「公会計財務諸表分析による地方公共団体の財務健全性の測定」『会計検査研究』第 55 号, 117-132 頁
- 原口健太郎 [2018] 「地方公共団体における財務健全性の国際比較－日本と米国の公会計財務諸表に係る統計分析－」『会計検査研究』第 57 号, 13-35 頁
- 井潟正彦, 三宅裕樹 [2007] 「わが国地方債市場のインフラ整備の現状と展望」『野村資本市場クォーターリー』第 11 巻第 2 号 (Autumn), 31-45 頁
- 板津直孝 [2016] 「地方創生と地方債市場から見た新地方公会計の重要性」『野村資本市場クォーターリー』第 19 巻第 3 号 (Winter), 1-13 頁
- 自治体国際化協会 [2006] 「米国地方債の概要とその活用事例」『CLAIR REPORT』, Number 287, August 31
- Johnson, C. L., S. N. Kioko and W. B. Hildreth [2012] “Government-wide Financial Statements and Credit Risk”, *Public Budgeting & Finance*, 32(1), Spring, pp.80-104
- 小西砂千夫 [2014] 『公会計改革と自治体財政健全化法を読み解く』日本加除出版
- Moody's investors service [2013] “US States Rating Methodology”, *Rating Methodology*, April 17, pp.1-26
- 中里透 [2008] 「財政収支と債券市場：市場公募地方債を対象とした分析」『日本経済研究』日本経済研究センター, 第 58 号, 1-16 頁
- 中里透 [2012] 「地方債の信用力とリスクシェアリング」『ファイナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所, 第 108 巻第 1 号, 54-72 頁
- 日本会計研究学会特別委員会 [2016] 「実態調査報告－新公会計制度に向けての現状－」『新しい地方公会計の理論, 制度および活動実践』日本会計研究学会第 75 回大会特別委員会最終報告, 382-428 頁
- 大川裕介, 赤井伸郎 [2011] 「バランスシート・行政コスト計算書による財政評価－大阪府の事例－」『会計検査研究』第 43 号, 87-109 頁
- Plummer, E., P. D. Hutchison and T. K. Patton [2007] “GASB No.34’s Governmental Financial Reporting Model: Evidence on Its Information Relevance”, *The Accounting Review*, 82(1), pp.205-240
- Pridgen, A. K. and W. M. Wilder [2013] “Relevance of GASB No.34 to Financial Reporting by Municipal Governments”, *Accounting Horizons*, 27(2), pp.175-204
- S&P “History Of U.S. State Ratings”
<https://www.globalcreditportal.com/ratingsdire>

- ct/renderArticle.do?articleId=1765506&SctArtId=412348&from=CM&ns1_code=LIME&sourceObjectId=2185306&sourceRevId=208&fee_ind=N&exp_date=20270103-21:31:26 (2017 年 12 月 30 日参照)
- 新生証券 [2014]『新生ストラテジーノート』第 173 号
- 総務省 [2006]「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」『新地方公会計制度実務研究会報告書』平成 19 年 10 月, 150-200 頁
- 総務省 [2015a]「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」, 総財務第 14 号, 平成 27 年 1 月 23 日
- 総務省 [2015b]「統一的な基準による地方公会計の整備促進等」, 平成 27 年 5 月 26 日
- 総務省 [2016]「統一的な基準による財務書類の整備予定等調査」報道資料, 平成 28 年 6 月 30 日
- 総務省「平成 24 年度都道府県決算状況調」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h24_todohuken.html (2017 年 12 月 30 日参照)
- 総務省「平成 24 年度市町村別決算状況調」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h24_shicho uson.html (2017 年 12 月 30 日参照)
- Trading Economics “United States Credit Rating”
<http://www.tradingeconomics.com/united-states/rating> (2017 年 12 月 30 日参照)
- United States CENSUS Bureau [2012] *Statistical Abstract of the United States*
- Wang, X., L. Dennis and Y. S. Tu [2007] “Measuring Financial Condition: A Study of U.S. States”, *Public Budgeting & Finance*, 27(2), Summer, pp.1-21
- 山浦久司 [2016]「地方公会計制度改革の経緯と現状と課題」『新しい地方公会計の理論、制度および活動実践』日本会計研究学会第 75 回大会特別委員会最終報告, 6-17 頁
- 有限監査責任法人トーマツ [2015]『イギリス及びアメリカにおける公会計制度とその運用の状況及び公会計の報告に係る会計検査の状況に関する調査研究』平成 26 年度会計検査院委託業務報告書

【査読論文】

ミャンマーにおける企業会計の現状と課題 —軍事政権の残照—

谷 口 隆 義
公認会計士

要 旨

本研究の目的は、新軍事政権（1988 年～2011 年）から民主的政権（2011 年以降）に移行したミャンマーの会計実務の現状の問題点を指摘し、その原因を探求することである。ミャンマーを研究対象として選んだのは、ミャンマーが、政治体制の転換と会計との関係を分析する上で貴重な材料を提供してくれるからである。

本目的を達成するために、会計実務に関する訪問面接調査を実施した。当該研究方法を採用したのは、参考となる先行研究も外部からアクセス可能な必要資料・データもほとんどないためである。訪問面接調査では、「トライアンギュレーション」を意識し、また、多様な調査対象の個性を活かして情報を得るために「半構造化」質問を行った。

本研究の主たる発見事項は次のようである。まず、ミャンマー企業の会計実務の水準は低く、経営者のルールへのコンプライアンス意識も極めて低い。また、企業の経理担当者や公認会計士の会計リテラシーも一般的に低い。

このようなミャンマーの会計実務の現状に対して、資本市場改革および会計制度改革は既にある程度達成されており、それにもかかわらず会計・監査実務の水準は低いままである原因は、新しい諸制度を機能させるための人材が不足しているからであり、軍事政権下での資本市場軽視と大学教育への弾圧による会計高等教育や会計専門職教育の荒廃が最も大きな原因であると推定される。会計実務の現状を変革するためには、政府による会計教育への強力な梃子入れが不可欠であろう。

（2017 年 11 月 2 日審査受付 2018 年 1 月 24 日掲載決定）

I はじめに

ミャンマー（当時はビルマ）は、三度に亘る英緬戦争の結果、1886 年以降英領インドに併合され、英国の植民地となったが、アウンサン（Aung San）等の活躍により、1943 年に英国から独立し、1948 年に共和制の国家となる。その後、政情の不安定さと軍の台頭により、クーデターが起り、1962 年以降、ミャンマーは「ビルマ式社会主義」といわれる仏教思想をベースにした社会主義を標榜し、軍の力を背景とした「ビルマ社会主義計画党」の一党独裁支配となった（桐生 [1979]）。この時代を旧軍事政権ということにする。

その後、長引く経済停滞により、1988 年に全国規模の民主化運動が起り、国軍のクーデターにより 26 年続いた旧軍事政権が崩壊した（工藤編 [2012], p. 76）。

新しく登場したソウ・マウン（Saw Maung）政権も軍事独裁政権の継続（新軍事政権）であり、民主化運動の弾圧を行い、多数の民主化運動家を監禁させた。米国を中心とした欧米諸国は、1997 年以降、民主化弾圧と人権侵害に対して、広範囲に及ぶ厳しい経済制裁を課したため、ミャンマーの経済はさらに疲弊した（根本 [2014], 348 頁）。

2007 年に首相となったテイン・セインは、2011 年に大統領となり、民主化へも貢献した。しかし、実質上は軍事政権の継続でもあり、新軍事政権の終焉は 2016 年のアウンサンスーチー率いる国民民主連盟（National League for Democracy : NLD）政権の発足まで待たなければならない（根本 [2014], 38 頁）。経済的には、欧米の経済制裁が解除されたミャンマー経済は成長を続け、リーマンショックで一時停滞したが、2012 年以降急成長を遂げており、2014 年には、中国や ASEAN（Association of

South-East Asian Nations : ASEAN）諸国を上回る経済成長率 7.7%とアジアの成長を示した（三菱 UFJ R&C [2015], 1 頁）。

本稿の目的は、ミャンマーの会計実務の現状調査を行い、その問題点（原因）を明らかにすることにある。ミャンマーを対象とする意義は「特定の政治体制と会計との関係」を分析する上で興味深い事例であるからである。

本稿では上述の研究目的を達成するために、2013 年 2 月～2016 年 12 月までの 3 年 11 ヶ月で 8 回渡緬し、現地で訪問面接調査^①（29 カ所、74 人）と質問票調査^②（上場 4 社）を行った。研究手法として訪問面接調査を採用した理由は、新軍事政権時代（1988 年～2011 年、社会主義軍事政権と区別するため、本論では 1988 年誕生の政権を新軍事政権と呼ぶ）の傷跡として、ミャンマーの会計に関する国内外の先行研究はほとんどなく、加えて、外部からアクセス可能な資料・データが著しく不足している状況にあるためである。このように情報入手に大きな制約があり、研究自体が未成熟の段階では、現地での訪問面接調査が現状把握のために有効な手段となる。

本研究は、ミャンマーの単一事例研究であり、ミャンマー固有のコンテキストの中でミャンマー独自の問題を考察することに主眼を置いており、比較等によるミャンマー会計の普遍化を直接の目的とはしていない。

なお、本文において、参考文献からの引用・参考文献に依拠した記述と訪問面接調査・質問票調査によって得た知見とを区別するために、後者については、イタリックにした上で、調査先番号（表 1 を参照せよ）を付している。以後、参考文献からの引用・参考については、通常の「xx [2013]」のように記載し、訪問面接調査による場合には、「xx [2013] (1)」のように記載することとする。

II 先行研究を巡る状況

(1) ミャンマーの会計実務・制度に関する先行研究

近年まで、ミャンマーの会計制度・実務に関する調査・研究・紹介等は、大監査法人等が出している「投資ガイド」（例えば、新日本有限責任監査法人 [2014] 等）以外にほとんどなかった。最近では、世界銀行が途上国の会計制度調査の一環としてミャンマーの会計・監査制度に関する調査・紹介を行っている（WBG [2017]）のをはじめ、少数の紹介論文が登場している（例えば、渡場 [2014b] など）。しかしながら、新軍事政権における思想統制等により研究や教育が弾圧・軽視されたため（増田 [2010], 13 頁）、ミャンマーの研究者によるアカデミックな会計研究はほとんどない状況にあり（ヤンゴン経済大学 [2016a] (1)）、国外の研究者による研究も文献検索等でほとんど出てこない。また、会社法、証券取引法、税法、会計基準等の最近の法規等については、ネットで閲覧可能なものもあるが、紙媒体のものはほとんど入手できない。さらに、会計法規の入手困難性に加えて、政府の企業統計等のデータの蓄積もほとんどない。企業の開示情報も少なく、上場 4 社以外に開示が求められている会社（株主が 100 名以上）が 30 社あるが、2017 年 6 月末現在、18 社のみが企業状況の開示を行っているに過ぎない（金融庁 [2017b] (16) ③）。

(2) ミャンマー以外を対象とした先行研究について

本研究は、比較による固有化や普遍化を追求するものではないので、ミャンマー以外の国を対象とした研究を先行研究として取り上げる必要は必ずしもないかもしれない。しかし、ミャンマーの会計に関するアカデミックな研究

が、ほとんど存在しないことから、ミャンマーと一部共通性を有する対象（国々）について、①開発途上国、②移行経済国、および③ASEAN という 3 つの視点から先行研究の調査を行ってみた。

①については、近年、開発途上国一般に共通する会計問題、とりわけ、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）の適用に関する問題が多く取り上げられている。中でも、IFRS の変質・無機能化を指摘する研究（Nobes [2011]）が多いが、それらの研究方法としては単一事例研究（一国に限定した）が多い（例えば、Madawaki [2012] 等）。

IFRS 導入の問題が発生する以前の、開発途上国に共通する会計問題を扱った主要な研究として、Enthoven [1981], Holzer and Chandler [2014], Amenkhienan [1986] 等がある。開発途上国における会計インフラの不備を指摘する研究が多い中で④、開発途上国の会計教育の重要性に言及している、Enthoven [1981] は興味深い。Enthoven [1981] は、開発途上国の経済発展にとって会計技術がその「手段」として不可欠であることを論証し、他方で会計教育の進め方には複雑な論争があることを指摘している（pp. 1-3）。

また、Burlaud [2017] は、フランス語圏アフリカ諸国の公的セクターに関して、会計リテラシーや内部統制等について、訪問面接調査を行い、会計・監査の教育の欠如が深刻であることを指摘している。

次に、②についてであるが、研究は、社会主義体制から資本主義体制への移行を行った東欧諸国に集中している。例えば、Gartin et al. [2009] は、東欧諸国の資本主義体制への移行と財務報告との関係を研究している。また、この研究領域では、ルーマニアが成功例としてし

ばしば取り上げられているが、Albu et al. [2011] および Albu et al. [2014] は、ルーマニアに関する事例研究であり、軍事独裁政権から民主的政権への移行という点でも、また単一事例研究という点でも本研究との共通性が高い（次項で詳述）^⑤。また、ハンガリーの事例を扱った Ambrus and Borbely [2015] やポーランドとルーマニアの会計制度改革のケースを取り上げた MacLulich and Gurau [2004] もある。MacLulich and Gurau [2004] では、漸変主義を採ったポーランドの失敗と二段階のビッグバン主義を採ったルーマニアの成功について触れている。

社会主義体制から社会主義市場経済への移行を②に含めるならば、中国とベトナムに関しても膨大な研究が公表されている。ただし、中国もベトナムも、資本市場の存在を前提としない旧ソビエト型社会主義ではなく、所謂社会主義市場経済であるため、ミャンマーのベンチマークとして論ずることは難しい。

最後に、③についても、ミャンマー、カンボジア、ラオスを除けば、膨大な調査・研究がある。特徴的なのは、日本の政府関係機関や日本の研究者による調査報告書が多いことである。ASEAN 全体の比較調査としては、中小企業基盤整備機構 [2006] や Mizunoura [2016] があるが、ミャンマーについての記述はほとんどない。河崎 [2016] も ASEAN における中小企業の会計実務を詳細に調査しているが、ミャンマーについては除外されている。ASEAN 加盟国のシングルケース調査については、インドネシアの会計制度および会計教育を調査した平松他 [1998] や齋藤他 [2015] がある。平松他 [1998] では、インドネシアの会計制度・大学における会計教育・会計専門職教育について詳細な紹介がなされている。齋藤他 [2015] では、インドネシアにおける会計教育の現場に

メスを入れた興味深い研究がなされている。ASEAN 諸国に対する調査・研究は、会計実務の実態を紹介してはいるが、ミャンマーについての言及はほとんどなく、また、ASEAN 諸国の実態をもたらした原因を分析してはいない。

(3) ルーマニアについての研究

ルーマニアにおいては、軍事政権から民主的政権への移行による、会計の変化が観察されている。本稿の対象とする政権変化と共通性を有しているため、主に、Albu et al. [2011] および Albu et al. [2014] に依拠して紹介しておきたい。

ソ連型社会主義体制では会計は計画経済における国家の中央組織のニーズを満たす手段であって企業経営者のものではない。ソ連型社会主義体制では財務諸表よりも会計記録が重要と考えられる上に（Nobes and Parker [2008], p. 246）会計情報は公開されない（Albu et al. [2014], p. 492）。

社会主義軍事政権下におけるルーマニアでも、会計教育においてミャンマーと類似した現象が観察されていた（Albu et al. [2011]）。大学における会計関連科目は、簿記技術に限定されており（Albu et al. [2011], p. 164, Albu et al. [2014], p. 492）、会計学原理のような会計思想や原理を教えることが回避されていた。

ルーマニアでは、その後、民主化革命を経て、欧州連合（European Union : EU）に加盟し、IFRS が強制適用された。しかし、東欧で IFRS 導入に最も成功したといわれているルーマニアにおいてすら、人々が資本市場の意味を理解していない状況において、資本市場志向の強い IFRS を会計実務へ浸透させることは困難であったことが複数の研究によって指摘されている（Albu et al. [2011], Albu et al. [2014]）。ルーマニアの会計制度改革は、他の会計関連諸

制度も同時に同一方向に改革するというビッグバン型で行われ、まずフランス型モデルを採用し、次にアングロサクソン型モデルに変更し、EU加盟によりIFRS採用というステップを経て短期間で成し遂げられた（Albu et al. [2011]）。

Ⅲ 訪問面接調査の内容とそのファインディングス

(1) 訪問面接調査の必要性

前述したように、ミャンマーの会計に関する研究がほとんど存在しない状況においても、政府が会計実務の実態調査を行っているようなケースでは、それを研究の出発点とすればよいが、政府の調査や企業統計に関する蓄積もほとんどない状況においては、現地での聞き取り調査を行う以外に有効な研究方法はない。

本研究では、訪問面接調査という研究方法を採用している。まず、利害を異にする多様な調査対象（ミャンマーの会計規制機関、会計基準設定主体、公認会計士組織、財務諸表の作成者、資本市場関係者、および会計教育者）と日本の規制機関や進出企業関係者にミャンマーの会計実務に関するインタビューを行い、調査の「トライアングレーション」^⑥の確保を行っ

た。複数の同一カテゴリーに属する回答者に同一の質問をすることによって、その言説の裏付けを取る努力をした上で、視点のことなる日本の規制機関・企業および国際組織にも同一の質問をすることによって、客観化の努力も行った。

調査方法に関しては、訪問面接調査の対象全員に関してある程度の共通性（「ミャンマーにおける会計実務・会計監査実務の水準をどう考えているか」、「現状に満足しているか」を聞く）を保ちながら、個々のインタビュー先の属性によって、その質問内容を変える「半構造化」法（佐藤 [2016], 166-167 頁）を採用した。

II で述べた通り、ミャンマーの会計に関する研究は未成熟な段階にあるが、ミャンマーの政治・経済・文化一般に関する包括的な研究については近年かなりの蓄積がなされている。そこで、訪問面接調査や質問票調査のみでなく、それらの文書資料も面接調査で得られた結果の裏付けに用いた。

(2) 訪問面接調査の対象と内容

調査対象の詳細、カテゴリー分け、および調査内容については表 1 に示している。

表 1 訪問面接調査の対象と内容

	訪問先	訪問回数	訪問日	訪問先および 質問票調査の対象と内容	カテゴリー
1	Yangon University of Economics	3	2015/4/8 2016/3/29 a, 12/15 b	会計学を教えている 3 大学の 1 つ。2008 年から 10 年間に亘って会計教育を行ってきた(商学では 50 年の実績)。対象は大学の会計担当教員。調査の内容はミャンマーの会計に関する先行研究。大学における会計教育・カリキュラム・使用テキスト等。会計実務・監査実務の水準。	会計学担当教員
2	Central Bank of Myanmar	1	2015/4/2	ミャンマーの中央銀行。調査の内容は企業規制関連の法規や会計基準等の会計インフラの整備と適用の状況。会計実務・監査実務の水準。	会計規制機関
3	Internal Revenue Department	1	2013/2/7	内局歳入局。国税を所管する。調査の内容は 2 に同じ。	

4	The Republic of Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce & Industry	1	2013/7/3	ミャンマー商工会議所。調査の内容は 2 に同じ。	
5	Minister of Finance Mandalay Region Government	1	2014/6/14	マンダレー管区の財務省。調査の内容は 2 に同じ。	
6	Office of the Auditor General of the Union	1	2016/12/15	Auditor General は、公的・私的両セクターの組織の監査を監督する公的な組織。調査の内容は 2 に同じ。	
7	Myanmar Institute of Certified Public Accountants, Myanmar Accountancy Council	1	2016/12/15	MICPA は公認会計士協会。その会長は MAC の副議長を兼任。 調査の内容は 2 に同じ。	
8	KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.	2	2013/2/4, 5/27	KPMG のミャンマー現地法人。調査の内容は 2 に加えて、公認会計士の教育、訓練、試験等。会計実務・監査実務の水準。	会計事務所
9	Win Thin & Associates	1	2013/2/5	ミャンマーの会計事務所。調査内容は 8 に同じ。	
10	U Tin Win Group	1	2013/2/5		
11	Maung Maung Hteik & Associate	1	2014/6/1		
12	FAA GROUP	1	2014/6/1		
13	Daw Myint Myint Toe Group	1	2014/6/12		
14	Tint Tint Thu	1	2013/5/28	シンガポールとミャンマーで活動している会計士。調査の内容は 8 に同じ。	
15	Myanmar Securities Exchange Centre Co., Ltd.	4	2013/2/5 2014/9/29 2016/3/29 a, 12/14 b	大和証券とミャンマー経済銀行が 50%出資の合併企業。ヤンゴン証券取引所開設に協力。調査内容はヤンゴン証券取引所における株式の売買状況。今後の上場予想。会計・監査実務の水準。	ヤンゴン証券取引所関係
16	金融庁（日本）	3	2015/4/6 2016/3/30 a, 12/17 b	日本の金融庁がミャンマーの証券市場形成に協力している。ミャンマーの財務副大臣のアドバイザー。調査内容は 15 に同じ。	
17	First Myanmar Investment Co., Ltd.	1	2016/12/15	ヤンゴン証券取引所に上場した 4 社の 1 つ。調査内容は上場の目的。IFRS の適用における難点。会計・監査実務の水準。	上場企業
18	Myanmar Citizen Bank Limited	1	2016/12/14		
19	KBZ Bank	1	2013/7/4	ミャンマーの銀行大手。三井住友銀行と提携。調査内容はミャンマーにおける会計インフラ整備の状況。会計・監査実務の水準。	現地企業
20	A1 Group of Company's	1	2015/7/29	ミャンマーの財閥。ゼネコン、建設業を展開。調査内容は 19 に同じ。	
21	Ayeyarwaddy Farmers Development Bank	1	2015/7/29	ミャンマーの金融機関。調査内容は 19 に同じ。	
22	Moving Myanmar Forward (KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd.)	1	2016/12/14	KDDI と住友商事の 100%子会社である KSGM が MPT と共同事業を展開。調査内容は 19 に同じ。	在ヤンゴン日本企業
23	住友商事 ヤンゴン事務所	1	2013/9/13	ヤンゴン日本人商工会議所の会頭（当時）。調査内容は 19 に同じ。	
24	三井住友銀行 ヤンゴン支店	1	2016/3/30	ミャンマーで出店を許された 3 つの邦銀の 1 つ（他国は一行ずつ）。調査内容は 19 に同じ。	
25	三菱東京 UFJ 銀行 ヤンゴン支店	1	2016/12/15		
26	双日ヤンゴン支店	1	2013/9/13	ヤンゴン日本人会の会長（当時）。調査内容は 19 に同じ。	
27	JETRO Yangon	5	2013/2/4, 5/27, 9/12 2015/4/2 2016/3/30	JETRO のヤンゴン・オフィス。調査内容はミャンマーの政治・経済の情勢の変化、特に、外資に対する姿勢の変化。会計・監査実務の水準。	その他

28	JICA Myanmar Office	1	2013/2/4	JICA のミャンマー・オフィス。調査内容は 27 に同じ。
29	日本大使館	8	2013/2/4, 9/11 2014/6/11, 10/2 2015/4/6, 7/28 2016/3/29, 12/14	民主化後および政権交代後のミャンマーにおける政治経済の情勢についての情報収集。調査内容は 27 に同じ。

(3) 訪問面接調査から得られた会計・監査実務の実態

調査から会計実務の問題として次の 2 点が明らかとなった。

- ① 一般的な会計リテラシーの低さ
- ② 会計ルールへのコンプライアンス意識の低さ

その具体的な指摘は次のようなものである。

- 取引の記録を取るという慣習が定着していない。最近まで、帳簿は現金主義で認識され現金出納帳しかなかった。手書きの帳簿であった (*MMF [2016]* (22))。
- 納税意識が低い (*MSEC [2016a]* (15), *MMF [2016]* (22))。数通りの決算書を作成する場合が多く、課税所得計算が曖昧。(例えば、マンダレー管区の税徴収率は国営英字新聞 Global New Light of Myanmar によると 20%程度と言われている (*Global New Light of Myanmar [2016]*))。
- 金融機関では、財務諸表の信頼性がないこともあり、担保主義が浸透している (*三井住友銀行ヤンゴン支店 [2016]* (24))。日本から進出している金融機関および大手企業は、日本式簿記の定着を図るため、日本商工会議所の日商簿記導入の啓発活動を行ったが、日本商工会議所側は、将来拡大の期待が持てないとの理由で撤退している。
- MFRS (Myanmar Financial Reporting Standards : MFRS) や中小企業 (Small

and Medium Enterprises : SME) 版 MFRS は存在するが、実務に定着していない。MFRS は、2009 年度版 IFRS を使っているが、改訂がなく 7 年は遅れている (*金融庁 [2016 b]* (16))。

また、会計監査実務の問題として、次のことが明らかとなった。

- ③ 会計監査の水準の低さ
- ④ 公認会計士の数の不足

具体的な指摘は次のようなものである。

- 監査実務は、直感的な判断に依拠している (*MMF [2016]* (22))。
- 監査法人の体制が出来ていない (*FMI [2016]* (17))。
- 監査の責任は CPA 個人に課せられる (*FMI [2016]* (17))。
- 公認会計士の数が不足している (*金融庁 [2016 b]* (16))。

公認会計士の数に関しては、株式公開企業 (約 100 社) のみでなく、非公開会社 (約 34,000 社) まで監査を受けることが義務付けられているのに対して、監査業務を行っている公認会計士の数は僅か 460 人である (*WBG [2017]*)。

IV 原因の探求

前節で示したような会計実務・監査実務の状況を生み出した原因は何か、さらなる考察を行いたい。開発途上国に関する先行研究 (Herbert, et al. [2014], Bove and Pereira [2012], Carvalho and Salotti [2013] 等) に基づいて、

3つの仮説を提示しておく。

- (1) 会計インフラの不備が原因である。
- (2) 会計教育の欠如が原因である。
- (3) (1)と(2)の両方が原因である。

(1) 会計インフラの不備

会計実務の水準の低さの原因として、一般に会計インフラの不備が考えられる。

ミャンマーでは、過去において会計インフラの不備は明確であった。その証左は、1913年の「ミャンマー会社法」(1913年インド会社法を継受したもの)⁽⁷⁾が大きな改正もせず近年まで使われて(WBG [2017])、その会計規程が会計基準とされてきた。

また、証券取引所もなく、公開会社は株式の店頭取引を行ってきた⁽⁸⁾。しかし、軍事政権の末期以降、資本市場インフラから整備が始められた。まず2013年に証券取引法(Securities Exchange Law)が公表され、2015年に「証券取引規制委員会」(Securities Exchange Commission of Myanmar : SECM)が設立された後、同年、ヤンゴン証券取引所が開設された(WBG [2017])。2017年7月末現在、上場企業は4社のみである。なお、株主100人以上の公開会社30社に財務情報公開義務があり、実際に財務情報を公開した企業は、18社に止まっている(金融庁 [2016b] (16))。

会計基準に関しては、新軍事政権末期の2009年に当時のIFRSをほぼそのまま継承したMFRSと中小企業MFRSが設定され、それらがミャンマーの会計基準となった(WBG [2017])。

しかし、MFRSが実践されていないのは、次のような理由による。

- MFRSに従って財務情報を公開する動機がない(金融庁 [2016b] (16)、三菱東京UFJ銀行ヤンゴン支店 [2016] (25))。

- ミャンマー語のMFRSがない(ヤンゴン経済大学 [2015] (1))。
- MFRSに不準拠に対する罰則規定がない(MMF [2016] (22))。
- 財務諸表のフォーマットが決まっていない(Myanmar Citizen Bank Limited [2016] (18)、金融庁 [2016b] (16))。

2015年には、ミャンマー公認会計士協会(Myanmar Institute of Certified Public Accountants : MICPA)を所管するMAC⁽⁹⁾法(Myanmar Accounting Council Law : MAC法)が制定されて(WBG [2017])、会計監査制度と公認会計士制度が発足した。

以上を要約すれば、新軍事政権→民主的政権の政権交代期に、会計・監査のインフラ整備は急速に進められたが、それを実践させるための枠組み、および作成者側に制度を使用する動機と意識がないことが明らかとなった。「資本市場の存在意義とそのインフラとしての会計・監査制度」という認識が普及しなければ、MFRSの遵守等は極めて困難であろう。

(2) 会計教育の欠如

一般に、会計実務の水準の低さについて、会計教育の欠如を原因とすることも考えられる。会計教育の欠如は、開発途上国や社会主義国では、共通した問題となっている(Burlaud [2017], Enthoven [1981])からである。ここでは、簿記教育、会計高等教育、および会計専門職教育について現状をみてみよう。

まず、簿記教育についてみてみたい。ヤンゴン市内の会計・経営学校の状況は、表2の通りである(2008年~2009年)。LCCI学習者が圧倒的で、多くの会計学校に分散しており、大手の会計学校4校でもシェアは12%程度である(Khine [2010], p. 23)。これらの簿記学校では、ロンドン商工会議所(London Chamber

of Commerce and Industry : LCCI) の簿記検定の資格取得をめざした受講者に英国式の簿記を教えている (ヤンゴン経済大学 [2016a] (1))。

ヤンゴン市内の人口は、410 万人であるが、

LCCI 受講者は、年間約 12,000 人で、今後の外国企業とミャンマー企業による会計人材の需要にはとても応じられないと考えられている (Khine [2010], p. 23)。

表 2 ヤンゴン市内の会計・経営学校

科目	会計・経営	その他コース
単独科目	45	-
ジョイント科目	57	12

出所 : Yangon Education Directory (単位 : 校数)

次に、大学における会計高等教育の状況についてみてみたい。1988 年、民主化運動がラングーン工科大学から起こり全国に拡大した。民主化運動が大学を起点として起こったことにより新軍事政権は大学の「非政治化」を進め 10 年以上にわたりヤンゴン市内の大学を閉鎖したり、地方に移転させたりした (増田 [2010])。その代償は大きく、高等教育全体の質を低下させた。具体的には、新軍事政権下で軍事・医療・技術教育が優先され、会計高等教育のようなビジネス関連科目は軽視された。ミャンマーに現在ある 169 大学のうち、会計学を教える大学は、ヤンゴン管区のヤンゴン経済大学、ザガイン管区のモンユア経済大学、およびマンダレー管区のメッテイラ経済大学の僅か 3 大学である (ヤンゴン経済大学 [2015] (1)) ことがその弾圧の影響を物語っている。

なお、大学における会計学の教科書は、英国のイングランド・ウエールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales : ICAEW) のものであり (ヤンゴン経済大学 [2016 a b] (1))、講義はすべて英語で行われている。

最後に、会計専門職教育についてみてみた

い。

公認会計士資格を取得するには、その前提として、商学または会計学学士の取得が必要である。以前は、ヤンゴン経済大学の学士号のみが認められていたが、現在は 3 大学の学士が認められている。それらの学士号取得後に最終成績を添付の上で、MAC の会計士養成コースへ応募して選抜される必要がある (成績の優秀な者のみ選抜)。さらに、MAC に入学が認められた者は、MAC の会計士養成コースで 2 年間勉強しなければならない。2 年間の受講と会計事務所等で実務経験 (養成コースの講義と同時進行) を経た後に試験に合格すれば公認会計士となる。監査業務を行うためには、さらに 2 年間の監査業務経験を積んだ後に、開業会計士として MAC に登録しなければならない (渡場 [2014 a], [2014 b])。

軍事政権時代には、公認会計士の専門職教育もあまり行われておらず⁽¹⁰⁾、監査の質も現在よりさらに低かった (FMI [2016] (17), MMF [2016] (22))。近年、日本公認会計士協会も支援に乗り出し、研修等が積極的に進められている。

V おわりに

本稿では、訪問面接調査の結果に基づいて、ミャンマーの会計・監査実務の問題点を次のように指摘した。

- ① 一般的な会計リテラシーの低さ
- ② 会計ルールへのコンプライアンス意識の低さ
- ③ 会計監査の水準の低さ
- ④ 公認会計士の数の不足

このような実態の原因について、以下の3つの仮説を立てて検討を行った。

- a 資本市場および会計インフラの不備
- b 簿記教育・会計高等教育・専門職教育の欠如
- c a bの両方

まず、このような実務の原因が会計インフラの不備との仮説に基づいて、検討を行い、先進諸国にある、資本市場インフラ、会計関連インフラ、および公認会計士制度等の多くが近年整備されたことが分かった。しかし、現在のところ作成者も利用者もそれらの制度の存在意義を理解していない。これらの制度を機能させるには、資本市場を前提とした高等会計教育が不可欠であるため、会計インフラ不整備仮説は、教育の欠如仮説と連動していることが分かる。

次に、このような実務の原因が、簿記教育、会計高等教育および専門職教育の欠如にあるとの仮説に基づいて検討を行い、簿記教育・会計高等教育・専門職教育のいずれも極めて不足していることが分かった。今後、資本市場が増大等していけば、益々人材不足となるであろう。大学における会計教育を弾圧し、一般の会計リテラシーの低さや公認会計士の不足をもたらした、新軍事政権の責任が問われるところである。

以上より、ミャンマーの会計・監査実務に関

する深刻な現状をもたらした原因は、会計インフラを機能させるためのインフラとしての高等会計教育が全般的に欠如していることである。また、それらの根源には、思想統制の一部として高等会計教育を弾圧してきた新軍事政権の政策があった。軍事政権においては、他の発展途上国と同様の意味での会計教育の欠如（政府の財政的な余裕のなさ）に加え、軍部による大学教育への弾圧がなされたため会計教育ができなかったという別の側面が観察される。

これらの問題を解決するためには、会計インフラの経済社会への定着、および簿記教育・高等会計教育・会計専門職教育の制度整備を同時並行で展開する必要があると考えられる。会計インフラの経済社会への定着は、関連する人々の会計教育のレベルと密接に関連するからである。

注

- (1) (2) 訪問面接調査と質問票調査の研究上のメリットとデメリットに関しては、佐藤 [2016] を参照せよ。
- (3) ミャンマーでは、日本金融庁が証券関係法策定や証券行政運営の協力をしている。
- (4) これらの文献で、経済の低開発や資本市場の欠如に起因する、洗練された会計基準の必要性および会計基準へのコンプライアンス意識の欠如は指摘されている。しかし、政府の会計教育への弾圧によって、資本市場を前提とした会計システムがうまく機能しないことへの言及は見つからなかった。
- (5) C. N. Albu 教授と N. Albu 教授のお二人とは、3 日間にわたって京都大学で意見交換をする機会を得て、多くの知見を得ることができた。記して感謝の意を表する。
- (6) トライアングレーションについては、Denzin [2009] を参照せよ。訪問面接調査においてトライアングレーションを確保したことによって、以下のような成果があった。まず、ミャンマーの外と内で会計実務や一般の会計リテラシーのレベルに関して大きな認識の相違があった。現地の大学教員、公認会計士、および資本市場関係者は、ミャンマーの会計実務に対する

評価が甘く、低レベルであることを認識していないが、他方で、金融庁、日本企業は、ミャンマーの会計実務が低い水準にあって、会計教育にも大きな問題があることを認識している。両者は、国際的な水準を知っているかどうかの差であり、言い換えれば、ミャンマーの関係者は、新軍事政権下で外国の情報が入りこまなかったことによって国際水準を知る術がなかったということであろう。また、ミャンマー企業（作成者）の中でも、上場4社（3社が低いという認識）とそれ以外（低いという認識はあまりない）で、会計実務の水準に関する評価について若干意見の相違が見られた。また、金融庁と密接な関係があるミャンマーの会計規制機関は、会計実務のレベルの低さをある程度把握しているが、会計教育が最優先事項であるという認識はない。さらに、大学教員も、会計実務の問題を認識していても、軍事政権下での弾圧の影響で、政府の政策の批判をすること繋がる言動については臆病になっている可能性がある。そのような意味で、日本の企業、金融庁、公認会計士、資本市場関係者の意見は実態をより客観的に説明している可能性が高い。

- (7) 三次に亘る英緬戦争の結果、1886年に英国はビルマ全土を英国領土に併合し、その領域を英領インド帝国に組み入れ、「英領インド帝国ビルマ州」とした。ミャンマーは、英国の植民地支配下にあるインドの属州であったことから1908年英国の会社法改正を基礎とした1913年のインド会社法を受けた形でミャンマー会社法が制定された。その後、1929年の英国会社法の改正を受け、インド会社法では、1936年に改正が行われたが、ミャンマーでは、限定的な改正が行われたに過ぎない。このためミャンマーの現行会社法は、古い時代の英国会社法の要素を色濃く残したままとなっている。
- (8) 英国統治時代から社会主義軍事政権までの間、1930年代から1941年と1950年代後半から1962年まで、ヤンゴン（当時は、ラングーン）で、店頭取引のラングーン取引所が開設されていたが、1962年に、ネー・ウィン社会主義軍事政権により閉鎖されている。
- (9) ミャンマー会計審議会（Myanmar Accounting Council：MAC）は、政府管轄の会計基準設定主体である。MACは、2003年～2004年において、当時の国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）に基づいて、ミャンマー会計基準（Myanmar Accounting Standards：MAS）の1号から30号を公表している（IFRS Foundation [2017]）。その後、2009年に、MACはこの30のMASを廃止し、MFRSを会計基準として採用している（施行は

2011年1月以降）。MFRSと2009年当時のIFRSとは、会計基準のナンバーまで同じであるが、細部の表現等には若干の相違がある。

- (10) 軍事政権時代に高等会計教育や会計専門職教育が軽視されたのは、英国の植民地支配に対するレジスタンスの継承である可能性もある。継続して調査を行いたい。

参考文献

- Albu, C. N., N. Albu, R. Faff, and A. Hodgson [2011], “Accounting Competencies and the Changing Role of Accountants in Emerging Economies: The Case of Romania,” *Accounting in Europe*, Vol. 8, No. 2, pp. 155-184.
- Albu, C. N., N. Albu, and D. Alexander [2014], “When global accounting standards meet the local context –Insight from an emerging economy,” *Critical Perspectives on Accounting*, No. 25, pp. 489-510.
- Ambrus, A. R. and K. Borbely [2015], “Hungarian accounting regulation: exposed to the cross-fire,” *Zeszyty Teoretyczne Rachunkowosci*, Vol. 43, No.10, pp. 9-22.
- Amenkhienan, F. E. [1986], “Accounting in Developing Countries: A Framework for Standard Setting,” *UMI Research Press*.
- Aye Myint Khine [2010], “A study on private accounting training centers in Yangon,” Yangon Institute of Economics Department of Management Studies, MBA Programme.
- Bove, F. and Pereira, R. [2012], The Determinants and Consequences of Heterogeneous IFRS Compliance Levels Following Mandatory IFRS Adoption: Evidence from a Developing Country. *Journal of International Accounting Research*, Vol. 11, No.1, pp. 83-111.
- Burlaud, A. [2017], *The Status of Public Sector Financial Reporting and Professional Accountancy Organizations Membership in Francophone Africa*, IFAC & WB.
<https://www.ifac.org/global-knowledge-gateway/business-reporting/discussion/status-public-sector-financial-reporting>.
- Carvalho, L.N. and Salotti, B.M. (2013). “Adoption of IFRS in Brazil and the consequences to accounting education.” *Issues in Accounting Education*, Vol. 28, No. 2, pp. 235-242.
- Chu, T. [2004], “Accounting changes in a transition economy: the case of Vietnam,” *Research Online*, University of Wollongong.
- 中小企業基盤整備機構 [2006] 『ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査』 中小企業基盤整備機構。

- Denzin, N. K. [2009], *The Research Act – A Theoretical Introduction to Sociological Methods* –, McGraw-Hill.
- Enthoven, A. J. H. [1981] *Accounting Education in Economic Development Management* North-Holland.
- 外務省 [2017] 「ミャンマー基礎データ」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html>. 閲覧日: 2017 年 5 月 15 日。
- Gartin, T., E. Shroyer, and P. E. Neidermeyer [2009], “Transitional Economies of Europe and the Development of Financial Reporting Standards: A Look at the Correlation Between a Successful Economic Transition and the Development of Financial Reporting Standards and Laws,” *International Business & Economics Research Journal*, Vol. 8, No. 10, pp. 19-34.
- Global New Light of Myanmar [2016]
- Herbert, W. E., Ene, E. E., and Tsegba, I. N. [2014], “Globalization of financial reporting: Obstacles to International Financial Reporting Standards (IFRS) adoption in Nigeria.” *Asian Journal of Business and Management Science*, Vol. 3, No. 12, pp. 25-41.
- 平賀正剛 [2012] 「制度的同型化としての会計基準の国際的統一 東南アジア, 特にマレーシアを事例として」『国際会計研究学会年俵 2012 年度』NO.1, 33-50 頁。
- 平松一夫・ラウタウィナタ・ハドリユヌス・木本圭一編著 [1998] 『インドネシアの会計』中央経済社。
- 廣里恭史・北村友人 [2007] 「発展途上国の教育開発・改革を巡る政治学と分析枠組み—地方分権化におけるアクター間の相互作用—」『国際教育協力論集』第 10 巻第 3 号, 91-110 頁。
- Holzer, H. P. and J. S. Chandler [1981], “A Systems Approach to Accounting in Developing Countries,” *Managerial International Review* Vol. 21, No. 4, pp. 23-32.
- 保城広至 [2015] 『歴史から理論を創造する方法』勁草書房。
- IFRS Foundation [2013], Application Around The World Jurisdictional Profile: Myanmar, IFRS Foundation, Retrieved July 5, 2013 from World Wide Web: <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/Myanmar-IFRS-Profile.pdf>.
- International Monetary Fund [2017], World Economic Outlook Databases, IMF.
- International Accounting Standards Board [2016], *IFRS Application around the World*, Jurisdictional Profile: Myanmar, IFRS Foundation.
- 上別府隆男 [2014] 「ミャンマーの高等教育—「民政」下の改革」ウェブマガジン『留学交流』2014 年 11 月号, Vol.44.
- 河野佐恵子 [2002] 「途上国をめぐる教育開発理論の展開」『九州大学大学院教育学コース院生論文集』第 2 巻, 31-48 頁。
- 河崎照行 [2016] 『「ASEAN 諸国における中小企業会計の実態調査と政策提言」に関する報告書』『甲南会計研究』No. 10, 53-80 頁。
- 経済産業省 [2015] 『ミャンマー産業発展ビジョン』経済産業省。
- 桐生稔 [1979] 『ビルマ式社会主義-自律発展へのひとつの実験』教育社。
- 北村友人 [2014] 「途上国における能力開発と教育の役割」『Journal of International Cooperation for Agricultural Development』第 13 巻, 13-22 頁。
- 工藤年博編 [2012] 『ミャンマー政治の実像—軍政 23 年の功罪と新政権の行方—』アジア経済研究所。
- Luther [2015], *Myanmar News: Yangon Stock Exchange*, Luther News December.
- MacLulich, K. K. and C. Gurau [2004], “The Relationship between Economic Performance and Accounting System Reform in the CEE Region: The Cases of Poland and Romania,” *Discussion Paper* (Heriot-Watt University).
- Madawaki, A. [2012] “Adoption of International Financial Reporting Standards in Developing Countries: The Case of Nigeria,” *International Journal of Business and Management*, Vol. 7, No. 3, pp. 152-161.
- 増田知子 [2010] 「第 5 章 ミャンマー軍事政権の教育政策」工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』アジア経済研究所。
- 三重野文晴 [2015] 『金融システム改革と東南アジア』勁草書房。
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング [2015] 『調査レポート』「ミャンマー経済の現状と今後の展望」。
- Mizunoura, K. [2016], “Accounting Standards for Small-and Medium-Sized Enterprises in ASEAN,” *ERIA Research Project 2015*. No. 22, ERIA.
- 森章 [2002] 『ロシア会計の歴史と現在』大月書店。
- Myanmar Insider [2014], “A closer look at Accountancy Profession in Myanmar,” <http://www.myanmarinsider.com/a-closer-look-at-accountancy-profession-in-myanmar/>
- 根本敬 [2014] 『物語ビルマの歴史』中央公論新社。
- Nobes, C. [2011], “IFRS practices and the persistence of accounting system classification,” *ABACUS*, Vol. 47, No. 3, pp. 267-283.
- Nobes, C and Parker, R. H. [2008], *Comparative international accounting*, Prentice Hall Europe.

- 野村康 [2017]『社会科学の考え方 認識論, リサーチ・デザイン, 手法』名古屋大学出版会。
- 尾高煌之助・三重野文晴 [2012]『ミャンマー経済の新しい光』勁草書房。
- Office Auditor General of Union [2014] World Wide Web: <http://www.oagmac.gov.mm/my>.
- Organisation for Economic Co-operation and Development [2013], Multi-dimensional Review of Myanmar, OECD (門田清 (訳) [2015]『ミャンマーの多角的分析』明石書店)。
- 小津稚加子 [2009]「SME 版 IFRS の開発過程—公開草案(ED)構造化はどのようになされたのか—」『経済学研究』第 75 巻第 5・6 号, 65-79 頁。
- 齋藤雅子・セカール・マヤングサリ・平松一夫 [2015]『インドネシアの会計教育』中央経済社。
- 佐藤郁哉 [2016]『社会調査の方法 上下』東京大学出版会。
- 新日本有限責任監査法人 [2014]『ミャンマーの会計・税務・法務 Q&A』税務経理協会。
- 丹野勲 [2013]「アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明」『国際経営フォーラム』第 24 号, 39-80 頁。
- United Nations [2010], *International Accounting and Reporting Issues 2008 Review*, UN.
- 渡場友絵 [2014a]「参考: ASEAN10 か国の会計職業専門家資格制度の概略及び第 8 パッケージで合意された約束表の内容」『会計・監査ジャーナル』2014 年 6 月号, 62-65 頁。
- 渡場友絵 [2014b]「ミャンマーの会計監査と今後の人材育成養成」『会計・監査ジャーナル』2014 年 10 月号, 73-78 頁。
- World Bank Group [2017], *Report on Observance of Standard and Codes (ROSC) Accounting and Auditing Module Myanmar*, June 2017.
- 善積康夫 [2000]「イギリスの会計制度」『千葉大学社会文化科学研究所研究プロジェクト報告書』第 29 巻, 25-32 頁。
- Zeghal, D. and K. Mhedhbi [2006], “An Analysis of the Factors Affecting the adoption of International Accounting Standards by Developing Countries,” *The International Journal of Accounting*, No. 41, pp. 373-386.
- 鐘非 [2001]「ビックバンか漸進主義か—移行パターンの政治経済学—」『ワーキングペーパー CIRJE -J-39』東京大学大学院経済研究科。

【査読論文】

退職給付に係る負債とイノベーションー出願特許数と被引用特許数⁽¹⁾

野間 幹 晴
一橋大学

要 旨

本研究の目的は、退職給付に係る負債とイノベーションについて実証研究を行うことである。具体的には、退職給付に係る負債が出願特許数と被引用特許数に与える影響について検証を行う。

Acharya et.al [2011] では国際比較を行い、日本企業のリスク・テイクが最も低いことを報告している。野間 [2015] では、日本企業のリスク・テイクが低い 1 つの論理を内部負債としての退職給付に係る負債の観点から解き明かしている。

従業員へ付与されるストックオプションはリスク・テイクを積極化するのに対して、内部負債はリスク・テイクを抑止する効果があり、その結果、イノベーションも抑止されることを示す研究がある (Bova et al. [2015], Chang et al. [2015])。

また Acharya and Subramanian [2009] では債権者を優先する倒産手続きによってイノベーションが阻害され、債務者に有利な倒産手続きの下ではイノベーションが活発化することが報告されている。日本の確定給付年金は強く保護されており、イノベーションを阻害している可能性がある。

では、イノベーションの質に対して、退職給付に係る負債はどのような影響を与えるのだろうか。本研究では、最小二乗法、ポアソン分布、負の二項分布等を仮定して実証分析を行い、退職給付に係る負債と出願特許数、退職給付に係る負債と被引用特許数との間にマイナスの関係を見出した。このことは、退職給付に係る負債が大きいほど、イノベーションが発生しにくくなることを示唆する。

(2017 年 11 月 2 日審査受付 2018 年 1 月 24 日掲載決定)

I はじめに

本研究の目的は、内部負債の観点から退職給付に係る負債がイノベーションに与える影響について実証分析を行うことである。具体的には、退職給付に係る負債と出願特許数や被引用特許数との関連について検証する^②。

近年、内部負債をめぐる研究が徐々に蓄積されつつある。内部負債とは、経営者や従業員が未積立の確定給付年金や繰延報酬など負債として保有する権利であり (Anantharaman et al. [2014])、企業が破綻したときに他の債権と同じように請求権を有する。Sundaram and Yermack [2007] や Wei and Yermack [2011] は、米国企業でも年金や繰延報酬などの内部負債が CEO の報酬の相当部分を占めていることを報告している。こうした報酬は、企業がインサイダーである経営者や従業員に対して将来、支払う債務であることから、内部負債と呼ばれる。内部負債は無担保かつ未積立であるため、経営者と銀行や社債権者などの外部の債権者との利害を一致させ、経営者が配当や自社株買いなどで株主還元を行うインセンティブを弱める (Jensen and Meckling [1976])。

日本でも野間 [2015]、野間 [2016]、野間 [2017] などの実証研究によって、内部負債としての退職給付に係る負債がリスク・テイクや研究開発活動、配当政策などに影響を与えることが明らかになりつつある。

本研究ではイノベーションを測定する指標として、出願特許数と被引用特許数を議論の俎上に載せる。両者はイノベーションに関する同一の尺度ではないものの、先行研究では Balsmeier et al. [2017] のように両者に着目するものが増えつつある。

本研究では、日本の確定給付企業年金法は債権者保護が強く、債務者に対して不利であるこ

とを論じたうえで、退職給付に係る負債とイノベーションとの関連について実証分析を行う。

II 先行研究

近年、コーポレート・ガバナンスや報酬制度、法制度がイノベーションに与える影響について実証研究が進展しつつある。

1. コーポレート・ガバナンスとイノベーション

コーポレート・ガバナンスとイノベーションとの関連性については、株主構成、独立役員、LBO、敵対的買収などが検討されている。

株主構成については、Tian and Wang [2011] と Aghion et al. [2013] が検証している。Tian and Wang [2011] は、失敗に寛容なベンチャー・キャピタルに出資された企業はイノベーション活動に取り組むようになり、資本制約やキャリアコンサーンによってベンチャー・キャピタルの失敗に対する許容度が低下することを発見している。Aghion et al. [2013] は、機関投資家による株式保有比率が高い企業ほど、被引用特許数が増加することを報告している。機関投資家は洗練された投資家なので、その株式所有比率が高まることで、一時的に利益が減少した際に CEO が解雇されるリスクが低下するからであると議論している。

Balsmeier et al. [2017] は、独立取締役が多数派を占める企業では出願特許数と被引用特許数が増加することを観測している。また Lerner et al. [2011] は、LBO を行った企業では、LBO によって長期的投資が損なわれることは確認されず、特許の被引用数が増加することを見出している。さらに Atanassov [2013] は、買収防衛策に関する法律が施行された州では、企業の出願特許数と被引用特許数が減少す

ることを示している。

2. 報酬制度とイノベーション

報酬制度とイノベーションとの関連については、Baranchuk et al. [2014] や Chang et al. [2015] がストック・オプションを議論の俎上に載せている。Baranchuk et al. [2014] は、権利確定までの期間が長期にわたるストック・オプションを付与されることで、経営者がイノベーション活動に積極的になることを示している。また Chang et al. [2015] は、広範囲な従業員にストック・オプションが付与されたり、ストック・オプションの行使期間が長いほど、ストック・オプションによりイノベーションが促進されることを確認している。またストック・オプションによりイノベーションが促進されるのは、業績連動によるインセンティブの向上よりも、むしろリスク・テイクのインセンティブが高まることが主な要因であることを示す実証結果を提示している。

3. 負債とイノベーション

Hall [1992] や Hao and Jaffe [1993], Atanassov [2016] によって負債とイノベーションとの関連が徐々に解明されつつある。Hall [1992] では負債比率と R&D 投資との間にマイナスの関連を発見したものの、必ずしもその因果関係は明らかにならなかった。すなわち、負債によって R&D 投資が削減されるのか、業績の悪い企業には負債が多く業績が悪いため R&D 投資が少ないのか、因果関係が解明されていない。Hao and Jaffe [1993] はこの因果関係の解明を試み、小規模企業については負債が多ければ R&D 投資が減少するという因果関係が存在することを明らかにした。また Atanassov [2016] は、銀行からの間接金融に依存している企業は、株式市場や債券市場など

の直接金融に依存している企業と比較して、被引用特許数が少ないことを報告している。

また Acharya and Subramanian [2009] は債権者を優先する倒産手続きによってイノベーションが阻害され、債務者に有利な倒産手続きの下ではイノベーションが活発化することを報告している。

負債とイノベーションをめぐる先行研究では、負債が多ければ R&D 投資や被引用特許数が減少するなど、負債によってイノベーションが阻害されることが徐々に解き明かされつつある。

III 仮説の導出

日本における企業年金の受給権をめぐる法制度について説明する。日本では企業年金の受給権は、2002 年から施行された確定給付企業年金法によって保護されている。確定給付企業年金法は、基金の解散などにより年金を廃止する場合、事業主に積立不足額を一括拠出する義務を負わせている。後述するように、この一括拠出規定は諸外国と比較して強い保護規定であり、その特徴は債務者である企業に対して年金債務の支払義務を負わせることで退職年金債権を保護している点である。

一括拠出規定は倒産手続きに入っていない状況で有効な規定であり、企業が民事再生法や会社更生法に基づく法的整理に入ると取り扱いが異なってくる。民事再生法による手続きでは、年金債権は再生計画の枠外に置かれ、全額支払われることになり、権利の変更を受けない。一方、会社更生法の適用を受けた場合は、退職年金債権の 3 分の 1 は共益債権に分類され、全額支払われる。残りの 3 分の 2 は優先的更生債権に分類され、更生計画において減額される可能性がある^③。

つまり、日本では確定給付年金が強く保護されており、債務者である企業にとって不利な倒産手続きとなっている。Acharya and Subramanian [2009] は、倒産手続きにおいて債権者が強く保護されればイノベーションが阻害され、債務者に有利であればイノベーションが活発になることを議論したうえで、こうした議論と符合する実証結果を提示している。Acharya and Subramanian [2009] をふまえると、債権者としての立場が強く保護された日本企業の退職給付に係る負債はイノベーションの阻害要因となっていると考えられる。また Hao and Jaffe [1993] や Atanasov [2016] では負債によってイノベーションが阻害されることが確認されている。

本研究では、退職給付に係る負債が大きければ、イノベーションが阻害されると考える。これには2つの論理がある。

1つは、日本の退職給付債務は企業に支払義務が負わされているため、企業は退職給付債務の一括拋出や倒産を回避する傾向が強いと考えられる。

Acharya and Subramanian [2009] で議論されたように、債権者保護が強ければ経営者はリスク・テイクやイノベーションに消極的になる。債権者が強く保護されていれば、経営者は債権者の権利を保護することを法的に要請されるために、リスクの大きな投資や R&D に消極的になるからである。

また日本の制度では、銀行借入などの債権よりも退職給付に係る負債は強く保護されている。既に述べたように、確定給付企業年金法によって企業に一括拋出を要求する規定があるほか、法的整理になったとしても退職給付に係る負債は倒産計画の枠外に置かれるなど、強く保護されている。

これに加えて、米国と対比することで、日本

の退職給付債務が企業に支払義務を負わせている点に特徴があることがわかる。米国では ERISA 法によって退職給付債務が保護されているが、米国では企業に一括拋出義務を負わず、年金給付保証公社 (PBGC: Pension Benefit Guaranty Corporation) が給付を保護している。すなわち、PBGC 管轄下の確定給付年金制度の年金基金が解散した場合、PBGC が基礎年金を受け取る加入者の権利を保証する。一方、日本では退職給付債務が減額される可能性はあるものの、企業が支払義務を負っている。退職給付債務の一括拋出や倒産を回避するためには、リスクの大きなイノベーション活動に消極的になることが合理的になる。

いま 1 つは野間 [2016] でも指摘されたように、企業業績の悪化等により株主や銀行などのステークホルダーからリストラクチャリングを要請されると、企業年金が減額される可能性がある。経営者は、こうした事態を回避するために業績悪化を招く可能性のあるイノベーション活動に消極的になると考えられる。

こうした2つの論理によって、退職給付に係る負債の大きな企業では、イノベーションに消極的になり、出願特許数や引用特許数が少なくなることが予測され、次の2つの仮説が導出される。

仮説 1: 退職給付に係る負債が大きいほど、出願特許数は少なくなる。

仮説 2: 退職給付に係る負債が大きいほど、被引用特許数は少なくなる。

IV リサーチ・デザイン

1. サンプル

本研究の分析対象は、東京証券取引所 1 部に

上場しており、3月末決算企業、12ヶ月決算の企業である。

本研究の分析開始期間は、2001年3月期からとする。1998年6月に企業会計審議会によって公表された「退職給付に係る会計基準」が2001年3月から適用されたからである。一方、出願特許数の検証と被引用特許数の検証によって、分析の終了期間は異なる。出願特許数をめぐる実証分析は2013年3月期までを分析対象期間とするのに対して、被引用特許数の分析では2010年3月期までを分析の期間とする。

出願特許数に関するデータは2013年3月期まで入手できるため、2013年3月期までのデータを利用する。一方、被引用特許数については、企業が特許を出願してから将来3年の間に引用された特許数を測定するため、2010年3月期までとする。

本研究で使用する財務データは、QUICKのASTRA MANAGERより取得し、連結財務諸表を使用する。特許データについては、IIP特許データベースとNISTEP企業名辞書データベースから入手する。分析に必要となるデータを取得できない企業をサンプルから除外するほか、各変数について上下1%を外れ値として除外する。この結果、出願特許数の検証ではサンプル数は3869であり、被引用特許数の分析におけるサンプル数は3607である。

2. 分析モデル

本研究では、退職給付に係る負債が出願特許数と被引用特許数に与える影響について検証する。

(1) 出願特許数の分析モデル

まず退職給付に係る負債と出願特許数についての分析では、機関投資家とイノベーションとの関連について検証を行った Aghion et. Al

[2013] を援用して分析する。

(1)式の被説明変数は出願特許数の自然対数 (LOG_PATENT) であり、最小二乗法によってこれを退職給付に係る負債 (ONUFPL) へ回帰する。(2)式では被説明変数として出願特許数を用い、ポアソン回帰と負の二項分布回帰による推定を行う。ポアソン回帰と負の二項分布回帰を行うのは、被説明変数がカウントデータだからである。退職給付に係る負債が大きいほど、イノベーション活動が阻害され、出願特許数が減少するのであれば、(1)式と(2)式において ONUFPL の係数はマイナスになることが予想される。

(1)式と(2)式ではコントロール変数として、負債比率 (DE)、役員持ち株比率 (DIR)、外国人株主持ち株比率 (FOR)、金融機関持ち株比率 (FIN)、従業員1人当たり有形固定資産の自然対数 (LOG_K/L)、売上高の自然対数 (LOG_SALES)、研究開発費の自然対数 (LOG_RDE) を用いる。

まず、Acharya and Subramanian [2009] で債権者が強く保護されればイノベーションが阻害され、債務者に有利であればイノベーションが活発になることが指摘されていることから、負債比率 (DE) をコントロール変数として加える。負債も債権として保護されているため、本研究ではその係数はマイナスになると予想する。

既に論じたように、金融機関等からの借入も債権として保護されるものの、退職給付に係る負債がより強く保護されているため、退職給付に係る負債 (ONUFPL) がイノベーションをより阻害すると考えられる。したがって、退職給付に係る負債 (ONUFPL) と負債比率 (DE) の係数は共にマイナスになると予想するものの、退職給付に係る負債 (ONUFPL) の方がより小さいと考えられる。この点を明らかにす

るため、各モデルで ONUFPL と DE の係数が等しいかを検定する。

また Aghion et al. [2013] や Atanassov [2013], Bernstein [2014], Sapra et al. [2014], Atanassov [2016], Chemmanur and Tian [2016] などによってコーポレート・ガバナンスとイノベーションの関連が徐々に明らかにされつつある。そこで、本研究でもガバナンスに関連する変数として、役員持ち株比率 (DIR)、外国人株主持ち株比率 (FOR)、金融機関持ち株比率 (FIN) を追加する。ただし、既存研究ではコーポレート・ガバナンスが強い場合と弱い場合のどちらがイノベーションを活発にするのかが必ずしも明確ではないため、これらの変数の係数については事前に予想しない。

さらに Aghion et al. [2013] で機関投資家の持ち株と特許との関連について分析するうえで利用された、従業員 1 人当たり有形固定資産の自然対数 (LOG_K/L)、売上高の自然対数 (LOG_SALES)、研究開発費の自然対数 (LOG_RDE) をコントロール変数として使用する。従業員 1 人当たりの有形固定資産や売上高、研究開発費が大きくなるほど、イノベーションが活発化すると考えられる。また Aghion et al. [2013] でも、これらの変数と特許との間に正の関連が見出されている。したがって、従業員 1 人当たり有形固定資産の自然対数 (LOG_K/L)、売上高の自然対数 (LOG_SALES)、研究開発費の自然対数 (LOG_RDE) の係数は全てプラスになると予想する。

なお、(1)式と(2)式では産業と年度の固定効果をコントロールしたうえで分析を実施する。

$$\text{LOG_PATENT}_{i,t} = \alpha + \beta_1 \text{ONUFPL}_{i,t} + \beta_2 \text{DE}_{i,t} + \beta_3 \text{DIR}_{i,t} + \beta_4 \text{FOR}_{i,t} + \beta_5 \text{FIN}_{i,t} + \beta_6 \text{LOG_K/L}_{i,t} + \beta_7 \text{LOG_SALES}_{i,t} + \beta_8 \text{LOG_RDE}_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad (1) \text{式}$$

$$\text{PATENT}_{i,t} = \alpha + \beta_1 \text{ONUFPL}_{i,t} + \beta_2 \text{DE}_{i,t} + \beta_3 \text{DIR}_{i,t} + \beta_4 \text{FOR}_{i,t} + \beta_5 \text{FIN}_{i,t} + \beta_6 \text{LOG_K/L}_{i,t} + \beta_7 \text{LOG_SALES}_{i,t} + \beta_8 \text{LOG_RDE}_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad (2) \text{式}$$

LOG_PATENT : 出願特許数の自然対数

PATENT : 出願特許数

ONUFPL : 退職給付に係る負債 (退職給付に係る負債 ÷ 総資産)

DE : 負債比率 (有利子負債 ÷ 自己資本)

DIR : 役員持ち株比率

FOR : 外国人株主持ち株比率

FIN : 金融機関持ち株比率

LOG_K/L : 従業員 1 人当たり有形固定資産 (有形固定資産 ÷ 従業員数) の自然対数

LOG_SALES : 売上高の自然対数

LOG_RDE : 研究開発費の自然対数

(2) 被引用特許数の分析モデル

次に退職給付に係る負債と被引用特許数についての分析では、(3)式を最小二乗法で、また(4)式をポアソン回帰と負の二項分布回帰で推定する。(3)式は(1)式の被説明変数を出願特許数の自然対数から被引用特許数の自然対数に変更している。また(4)式は、(2)式の被説明変数を出願特許数から被引用特許数に変えている。

退職給付に係る負債が大きいほどイノベーションが阻害され、被引用特許数も減少するならば、(3)式と(4)式で ONUFPL の係数はマイナスになると考えられる。

(3)式と(4)式では、(1)式や(2)式と同じコントロール変数を用いる。コントロール変数として使用する論理や、予想符号も同じである。また出願特許数に関する検証でも実施するように、ONUFPL と DE の係数を比較することで、退職給付に係る負債と有利子負債が引用特許数に与える影響が異なるかを分析する。

なお、(3)式と(4)式でも(1)式と(2)式と同様に、産業と年度の固定効果をコントロールした分析を行う。

$$\text{LOG_CITED}_{i,t} = \alpha + \beta_1 \text{ONUFPL}_{i,t} + \beta_2 \text{DE}_{i,t} + \beta_3 \text{DIR}_{i,t} + \beta_4 \text{FOR}_{i,t} + \beta_5 \text{FIN}_{i,t} + \beta_6 \text{LOG_K/L}_{i,t} + \beta_7 \text{LOG_SALES}_{i,t} + \beta_8 \text{LOG_RDE}_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad (3)\text{式}$$

$$\text{CITED}_{i,t} = \alpha + \beta_1 \text{ONUFPL}_{i,t} + \beta_2 \text{DE}_{i,t} + \beta_3 \text{DIR}_{i,t} + \beta_4 \text{FOR}_{i,t} + \beta_5 \text{FIN}_{i,t} + \beta_6 \text{LOG_K/L}_{i,t} + \beta_7 \text{LOG_SALES}_{i,t} + \beta_8 \text{LOG_RDE}_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad (4)\text{式}$$

LOG_CITED：被引用特許数の自然対数。被引用特許数は、企業の特許申請日から3年以内に引用を受けた特許の件数である。

CITED：被引用特許数

(3) 操作変数法による分析モデル

本研究では、退職給付に係る負債と出願特許数や被引用特許数の分析を行うにあたり、最小二乗法、ポアソン分布を仮定した分析、負の二項分布を仮定した分析を行う。ただし、これらの分析モデルでは、内生性の存在が疑われる。

そこで、本研究では最小二乗法による推定に代えて、操作変数法による分析も実施する。本研究ではLiu et al. [2014] や野間 [2017] などの先行研究で操作変数として使用された、退職給付に係る負債を計算する際に利用される割引率 (DiscountRatio) と企業年齢 (Log_AGE: 実質上設立年月日から期末までの年数の自然対数) を用いる。

割引率が高ければ、期末までに発生したと見込まれる退職給付見込み額を割り引くことによって計算される退職給付債務が小さくなる。その結果、退職給付債務と年金資産との差額である退職給付に係る負債も少額になる。このた

め、割引率 (DiscountRatio) と退職給付に係る負債 (ONUFPL) との間には、負の関連が予想される。また設立してから年月が経過しているほど、従業員が増え、退職給付債務も多額になる結果、退職給付に係る負債も大きくなるであろう。つまり、企業年齢 (Log_AGE) と退職給付に係る負債 (ONUFPL) との間には、正の関連が予想される。

操作変数法による推定を行い、内生性がないという帰無仮説が棄却された場合に、最小二乗法よりも操作変数法による推定が適切であることになる。一方、内生性がないという帰無仮説が受容されれば、操作変数法よりも最小二乗法を用いた推定が望ましいことになる。内生性が疑われる以上、こうした手続きを行う必要が生じる。

V 実証結果

1. 基本統計と相関関係

表1は出願特許数の分析で使用するサンプルの記述統計量を示し、表2は同サンプルにおける変数間の相関関係を表示している。出願特許数 (PATENT) の平均値は185.708、中央値は54、最小値が1、最大値が4523となっている。また退職給付に係る負債 (ONUFPL) の平均値は4%、中央値で3.3%となっている。表2で説明変数間の相関について確認すると、Pearsonの相関とSpearmanの相関のいずれにおいてもLOG_SALESとLOG_RDEとの間に0.6を超える高い相関が確認され、最小二乗法による推定を行う際に多重共線性が発生する可能性がある。そこで、最小二乗法で推定する際に、そのVIF (分散拡大要因) ^④を算出し、多重共線性が発生しているか確認する。

表 1 基本統計量：出願特許数サンプル

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値	サンプル数
LOG_PATENT	1.736	1.732	0.711	0.000	3.655	3,869
PATENT	185.708	54.000	378.025	1.000	4523.000	3,869
ONUFPL	0.041	0.034	0.033	0.001	0.181	3,869
DE	0.687	0.415	0.841	0.000	6.792	3,869
DIR	0.015	0.003	0.035	0.000	0.303	3,869
FOR	0.138	0.115	0.105	0.002	0.454	3,869
FIN	0.322	0.324	0.116	0.057	0.603	3,869
LOG_K/L	1.269	1.233	0.337	0.411	2.401	3,869
LOG_SALES	5.015	4.969	0.498	3.956	6.539	3,869
LOG_RDE	3.350	3.304	0.668	1.602	5.342	3,869

表 2 相関関係：出願特許数サンプル

	LOG_PATENT	PATENT	ONUFPL	DE	DIR	FOR	FIN	LOG_K/L	LOG_SALES	LOG_RDE
LOG_PATENT		0.677	-0.005	0.034	-0.209	0.451	0.314	0.039	0.571	0.747
PATENT	1.000		0.006	0.046	-0.126	0.366	0.211	0.018	0.509	0.568
ONUFPL	0.014	0.014		-0.051	-0.122	-0.148	-0.013	-0.242	-0.047	-0.016
DE	0.059	0.059	-0.007		-0.087	-0.159	0.061	0.285	0.178	-0.024
DIR	-0.419	-0.419	-0.081	-0.205		-0.116	-0.222	-0.092	-0.239	-0.191
FOR	0.473	0.473	-0.172	-0.163	-0.341		0.250	0.077	0.494	0.580
FIN	0.323	0.323	0.001	0.162	-0.245	0.281		0.171	0.292	0.298
LOG_K/L	0.061	0.061	-0.201	0.290	-0.234	0.099	0.184		0.193	0.080
LOG_SALES	0.578	0.578	-0.026	0.200	-0.541	0.510	0.312	0.163		0.654
LOG_RDE	0.755	0.755	-0.007	0.007	-0.466	0.596	0.316	0.104	0.645	

注）右上三角行列が Pearson 相関，左下三角行列が Spearman 相関。

また表 3 は被引用特許数の分析で使用するサンプルの記述統計量を示し，表 4 は同サンプルにおける変数間の相関関係を表示している。被引用特許数（CITED）の平均値は 525.654，

中央値は 157，最小値が 1，最大値が 12729 となっている。表 4 から，表 2 と同様に LOG_SALES と LOG_RDE との間に 0.6 を超える高い相関があることがわかる。

表 3 基本統計量：被引用特許数サンプル

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値	サンプル数
LOG_CITED	2.194	2.196	0.709	0.000	4.105	3,607
CITED	525.654	157.000	1078.096	1.000	12729.000	3,607
ONUFPL	0.041	0.035	0.033	0.001	0.181	3,607
DE	0.689	0.414	0.848	0.000	6.792	3,607
DIR	0.016	0.003	0.036	0.000	0.303	3,607
FOR	0.133	0.109	0.104	0.002	0.454	3,607
FIN	0.322	0.321	0.116	0.057	0.603	3,607
LOG_K/L	1.267	1.232	0.336	0.411	2.401	3,607
LOG_SALES	4.994	4.940	0.492	3.956	6.539	3,607
LOG_RDE	3.315	3.255	0.657	1.602	5.342	3,607

表 4 相関関係：被引用特許数サンプル

	LOG_PATENT	PATENT	ONUFPL	DE	DIR	FOR	FIN	LOG_K/L	LOG_SALES	LOG_RDE
LOG_PATENT		0.670	0.006	0.029	-0.207	0.426	0.319	0.048	0.537	0.717
PATENT	1.000		0.009	0.043	-0.118	0.382	0.220	0.042	0.499	0.558
ONUFPL	0.026	0.026		-0.051	-0.129	-0.149	-0.014	-0.238	-0.043	-0.010
DE	0.048	0.048	-0.006		-0.088	-0.156	0.059	0.283	0.178	-0.019
DIR	-0.390	-0.390	-0.093	-0.201		-0.106	-0.223	-0.090	-0.233	-0.182
FOR	0.441	0.441	-0.175	-0.166	-0.320		0.250	0.084	0.484	0.564
FIN	0.328	0.328	-0.002	0.158	-0.243	0.281		0.171	0.297	0.305
LOG_K/L	0.068	0.068	-0.199	0.287	-0.235	0.104	0.184		0.197	0.090
LOG_SALES	0.538	0.538	-0.025	0.195	-0.526	0.496	0.315	0.163		0.639
LOG_RDE	0.722	0.722	-0.003	0.008	-0.443	0.578	0.321	0.112	0.625	

注) 右上三角行列が Pearson 相関，左下三角行列が Spearman 相関。

2. 出願特許数の実証結果

表 5 は出願特許数についての分析モデルである(1)式を最小二乗法 (OLS) と操作変数法

(IV) で、また(2)式についてポアソン回帰と負の二項分布回帰を行なった実証結果を表示している。

表 5 出願特許数の実証結果

モデル	OLS		IV	ポアソン回帰	負の二項分布 回帰 NB1	負の二項分布 回帰 NB2
従属変数	LOG_PATENT		LOG_PATENT	PATENT	PATENT	PATENT
	係数と t 値	VIF	係数と t 値	係数と z 値	係数と z 値	係数と z 値
ONUFPL	-0.457** (-2.079)	1.19	1.03 -0.341 (-0.785)	-2.196*** (-3.701)	-1.115** (-2.504)	-1.450*** (-3.095)
DE	-0.0103 (-1.098)	1.38	-0.008 (-0.785)	-0.039 (-1.403)	0.005 (0.210)	-0.034* (-1.664)
DIR	-0.574*** (-2.578)	1.22	-0.365 (-0.768)	-0.252 (-0.344)	-0.663 (-1.446)	-0.529 (-1.350)
FOR	-0.110 (-1.264)	1.97	-0.0293 (-0.160)	-0.202 (-0.989)	0.035 (0.195)	-0.366* (-1.842)
FIN	0.230*** (3.861)	1.34	0.244*** -3.626	0.447*** (2.883)	0.542*** (4.356)	0.124 (0.998)
LOG_K/L	0.0132 (0.440)	2.12	0.056 -0.621	-0.0936 (-1.254)	0.114 (1.578)	-0.061 (-1.051)
LOG_SALES	0.414*** (13.05)	4.31	0.403*** -10.75	0.914*** (10.20)	1.241*** (15.24)	0.826*** (14.51)
LOG_RDE	0.574*** (21.87)	4.48	0.574*** -21.56	1.227*** (15.27)	0.958*** (14.10)	1.032*** (19.39)
Constant	-3.452*** (-13.86)		-3.493*** (-13.21)	-7.470*** (-12.92)	-8.199*** (-13.13)	-5.102*** (-13.06)
Year fixed effects	YES		YES	YES	YES	YES
Industry fixed effect	YES		YES	YES	YES	YES
Observations	3,869		3,869	3,869	3,869	3,869
Adj. R ²	0.712		0.708			
Pseudo R ²				0.806	0.127	0.087
F test ($\beta_1=\beta_2$)	4.15**		0.12	13.11***	6.26**	9.11***
χ^2 ($\beta_1=\beta_2$)				13.11***	6.26**	9.11***
Wald test of exogeneity			0.243			
Prob > ch2			0.622			

注) 括弧内の値は、OLS と IV ではロバスト t 値であり、ポアソン回帰と負の二項分布回帰ではロバスト z 値である。また***, **, *はそれぞれ 1%水準, 5%水準, 10%水準で有意であることを指す。

(1)式を最小二乗法で推定した VIF を見ると、いずれも 10 未満であり、多重共線性は発生していない。また操作変数法 (IV) ^⑤の推定では、内生変数の外生性に関する Wu-Hausman 検定から(1)式で内生性がないという帰無仮説が受容される。したがって、操作変数法による分析ではなく、最小二乗法による推定が妥当であるといえる。ただし、この結論は操作変数法で分析しなければ得られないので、分析結果を提示する。以上より、出願特許数をめぐる実証結果では、操作変数法の結果については記述しない。

全てのモデルで、退職給付に係る負債 (ONUFPL) の係数は統計的に有意なマイナスである。このことは、退職給付に係る負債が大きいほど、出願特許数が少なくなることを示唆し、仮説 1 と整合的である。

コントロール変数の負債比率 (DE) の係数は、負の二項分布回帰の NB2 でだけで統計的に有意なマイナスである。このことは、負債比率が大きいほど出願特許数が少なくなり、負債によってイノベーションが阻害されていることを示唆する。ただし、退職給付に係る負債 (ONUFPL) と負債比率 (DE) の係数が同じであるか検定した結果、全てのモデルで両者の間に差が無いという帰無仮説が棄却され、退職

給付に係る負債 (ONUFPL) の係数がより小さいことが確認された。このことは、有利子負債よりも退職給付に係る負債の方がより出願特許数を削減する傾向があることを意味する。

ガバナンスをめぐるコントロール変数では、DIR が最小二乗法で統計的に有意なマイナスに、FOR の係数は負の二項分布回帰の NB2 だけで有意なマイナスで、FIN の係数は負の二項分布回帰の NB2 以外で有意なプラスになっている。これらの結果は、金融機関の持ち株が増加すれば、イノベーションが促進されることを示唆しているといえる。LOG_K/L は全てのモデルで統計的に有意ではない。また LOG_SALES と LOG_RDE の係数は全てのモデルで、有意なプラスである。これらの結果は、売上高や研究開発費が大きくなるほど、出願特許数が増加することを意味しており、事前の予想と整合的である。

表 6 は、出願特許数についての分析についてポアソン回帰と負の二項分布回帰を比較した結果を表している。対数尤度は負の二項分布回帰が大きく、AIC と BIC は共に負の二項分布回帰が小さくなっている。このことは、ポアソン回帰よりも、負の二項分布回帰の方が適切であることを示唆する。

表 6 ポアソン回帰と負の二項分布回帰の比較：出願特許数

	ポアソン回帰	負の二項分布回帰
対数尤度	-145,468	-21,329
AIC	291,029	42,751
BIC	291,317	43,045

出願特許数に関する以上の分析から、退職給付に係る負債が大きいほど、出願特許数が少なくなっていることが示唆され、仮説 1 が支持される。いいかえれば、退職給付に係る負債が大きいほど、特許の出願数という観点からはイノ

ベーション活動が消極化しているのである。また退職給付に係る負債と同じく、有利子負債も債権として保護されるものの、有利子負債が出願特許数を減少する傾向は限定的であり、退職給付に係る負債の方が出願特許数を減少させ

る傾向が強いことが明らかになった。

である(3)式を最小二乗法 (OLS) と操作変数法 (IV) で推定し、また(4)式についてポアソン回帰と負の二項分布回帰を行なった実証結果を示している。

3. 被引用特許数の実証結果

表 7 は被引用特許数についての分析モデル

表 7 被引用特許数の実証結果

モデル	OLS		IV	ポアソン回帰	負の二項分布 回帰 NB1	負の二項分布 回帰 NB2
従属変数	LOG_CITED		LOG_CITED	CITED	CITED	CITED
	係数とt値	VIF	係数とt値	係数とz値	係数とz値	係数とz値
ONUFPL	-0.460** (-1.968)	1.19	0.868 -0.253	-1.943*** (-3.362)	-0.997** (-2.288)	-1.153** (-2.270)
DE	-0.0109 (-1.131)	1.37	-0.009 (-0.839)	-0.041* (-1.717)	-0.012 (-0.584)	-0.028 (-1.247)
DIR	-0.773*** (-3.037)	1.22	-0.586 (-1.085)	0.234 (0.313)	-0.514 (-0.973)	-0.676 (-1.539)
FOR	-0.0429 (-0.462)	1.93	0.0318 -0.151	0.473** (2.229)	0.247 (1.387)	0.037 (0.152)
FIN	0.209*** (3.222)	1.35	0.224*** -2.933	0.216 (1.435)	0.519*** (4.066)	-0.043 (-0.312)
LOG_K/L	0.0164 (0.514)	2.12	0.0547 -0.537	0.001 (0.00899)	0.087 (1.350)	0.020 (0.317)
LOG_SALES	0.394*** (12.78)	4.24	0.383*** -9.551	0.963*** (11.87)	1.073*** (15.65)	0.859*** (14.60)
LOG_RDE	0.580*** (23.23)	4.33	0.580*** -23.05	1.166*** (17.16)	1.086*** (19.21)	0.953*** (17.43)
Constant	-2.103*** (-11.24)		-2.149*** (-9.570)	-4.513*** (-9.583)	-4.805*** (-10.61)	-2.405*** (-6.947)
Year fixed effects	YES		YES	YES	YES	YES
Industry fixed effect	YES		YES	YES	YES	YES
Observations	3,607		3,607	3,607	3,607	3,607
Adj.R ²	0.681		0.682			
Pseudo R ²				0.817	0.105	0.070
F test ($\beta_1=\beta_2$)	3.70*		0.07	10.62***	5.08**	4.90**
χ^2 ($\beta_1=\beta_2$)				10.62***	5.08**	4.90**
Wald test of exogeneity			0.152			
Prob > χ^2			0.697			

注) 括弧内の値は、OLS と IV ではロバスト t 値であり、ポアソン回帰と負の二項分布回帰ではロバスト z 値である。また***, **, *はそれぞれ 1%水準, 5%水準, 10%水準で有意であることを指す。

(3)式を最小二乗法 (OLS) で推定した VIF を見ると、いずれも 10 未満であり、多重共線性は発生していない。また操作変数法 (IV) の推定では、内生変数の外生性に関する Wu-Hausman 検定から(1)式で内生性がないという帰無仮説が受容される。したがって出願特許数をめぐる検証と同じように、操作変数法では

なく、最小二乗法による推定が適切である。これ以降の引用特許数をめぐる実証結果では、操作変数法の結果については述べない。

全てのモデルで、退職給付に係る負債 (ONUFPL) の係数は統計的に有意なマイナスとなっている。このことは、退職給付に係る負債が大きいほど、被引用特許数が少なくなる

ことを意味し、仮説 2 と整合的である。

コントロール変数の負債比率（DE）の係数は、ポアソン回帰においてのみ有意なマイナスである。負債比率が大きいほど、引用特許数が少なくなり、負債によってイノベーションが阻害されていることを示唆する。ただし、退職給付に係る負債（ONUFPL）と負債比率（DE）の係数が同じであるか検定した結果、全てのモデルで両者の間に差が無いという帰無仮説が棄却され、退職給付に係る負債（ONUFPL）の係数がより小さいことがわかった。出願特許数をめぐる検定と同様に、有利子負債よりも退職給付に係る負債の方がより引用特許数を削減する傾向があることを意味する。

コントロール変数については、DIR は最小二乗法だけで統計的に有意なマイナスに、FOR はポアソン回帰だけでプラスに、FIN は最小二

乗法と負の二項分布回帰の NB1 で有意なプラスになっている。この結果からは、役員持ち株比率が多ければ被引用特許数が減少し、外国人持ち株比率と金融機関持ち株比率が多くなると被引用特許数が増加しているといえる。

LOG_K/L は全てのモデルで統計的に有意ではない。一方、LOG_SALES と LOG_RDE の係数は全てのモデルで、統計的に有意なプラスであり、事前の予想と整合的である。

また表 8 は、被引用特許数についての分析におけるポアソン回帰と負の二項分布回帰を比較した結果を表している。対数尤度は負の二項分布回帰が大きく、AIC と BIC は共に負の二項分布回帰がポアソン回帰よりも小さい。この結果は、出願特許数の分析と同様に被引用特許数についても、ポアソン回帰よりも、負の二項分布回帰の方が適切であることを示している。

表 8 ポアソン回帰と負の二項分布回帰の比較：被引用特許数

	ポアソン回帰	負の二項分布回帰
対数尤度	-359,274	-23,753
AIC	718,635	47,595
BIC	718,901	47,867

被引用特許数をめぐるこれらの分析結果より、退職給付に係る負債が大きいほど、被引用特許数が少なくなっていることを示唆し、仮説 2 が支持される。すなわち、退職給付に係る負債が大きいほど、引用される特許数という観点からもイノベーション活動が消極化しているのである。また、有利子負債によって被引用特許数が減少する傾向は部分的にしか確認されず、そのような傾向があるとしても退職給付に係る負債が被引用特許数を減らす効果の方が強いことがわかった。

VI おわりに

本研究では、退職給付に係る負債がイノベーションに対して与える影響について実証分析を行うために、出願特許数と被引用特許数に焦点を当てて検証を行った。この論点を解明するために、最小二乗法の他に、ポアソン回帰や負の二項分布回帰、操作変数法などによって推定した。

一連の分析より、次の 2 点が明らかになった。1 つは、退職給付に係る負債が大きいほど、出願特許数や被引用特許数が少なくなるということである。つまり、退職給付に係る負債、すなわち内部負債が大きいほど、企業のイノベ

ーションの質が低下することを示唆する。

いま 1 つは、外部からの負債である有利子負債がイノベーションを阻害する傾向はほとんど確認されず、有利子負債が阻害するとしても、内部負債である退職給付に係る負債がイノベーションの質を低下させる影響と比較すると、その影響は限定的であるということである。つまり、退職給付に係る負債も有利子負債も負債であるものの、イノベーションに与える影響は異なるのである。

こうした結果は、少なくとも 3 つの分野の先行研究の結果と首尾一貫、あるいは関連している。

第 1 に、リスク・テイクをめぐる先行研究である。Acharya, et al. [2011] では国際比較を行い、日本企業のリスク・テイクが比較対象国の中で最も低いことを報告している⁶⁾。そのうえで、債権者保護が強い場合に、リスク・テイクが消極的になることを報告している。また野間 [2015] は日本企業を対象にして退職給付に係る負債とリスク・テイクとの関連を分析し、退職給付に係る負債が大きい企業ほど、リスク・テイクに消極的になること、退職給付に係る負債は借入金や社債などの金融負債よりもリスク・テイクの抑制効果があることを示す実証結果を見いだしている。本研究の結果は、出願特許数と被引用特許数という観点から考察しても、内部負債である退職給付に係る負債によってリスク・テイクが低下していることを示唆している。

第 2 に、退職給付に係る負債が大きいほど、赤字回避のために R&D 投資を削減する傾向が高まることを示した野間 [2016] とも密接な関連があると考えられる。つまり、退職給付に係る負債が多額であるほど、R&D を削減するこ

とにつながるため、出願特許数や被引用特許数が少なくなる可能性がある。

第 3 に、倒産手続きにおいて債権者が強く保護されるほど、イノベーションが阻害され、一方、倒産手続きにおいて債務者に有利な場合、イノベーションが活発化されることを示した Acharya and Subramanian [2009] との整合性である。日本では確定給付企業年金法によって、債権者である退職給付債務が強く保護されており、債務者である企業にとっては不利である。本研究で得られた実証結果は、Acharya and Subramanian [2009] の実証研究と整合的であるといえる。

本研究の結果は、退職給付に係る負債が日本企業のイノベーションを抑止する一つの要因であることを示唆している。いいかえれば、退職給付に係る負債が小さくなれば、イノベーション活動が積極的になるであろう。退職給付に係る負債は年金資産と退職給付債務の差額として貸借対照表に計上されたものであるため、年金資産の収益の向上などが退職給付に係る負債の減少につながる。また確定給付年金から確定拠出年金への移行も、こうした効果をもたらすと考えられる。確定給付年金から確定拠出年金への移行により、企業のイノベーションやリスク・テイクにどのような変化が生じるかについては今後の解明が期待される。

これに加えて、本研究にもいくつか課題がある。例えば、本研究では特許の質を測定する方法として、出願特許数や被引用特許数を用いたが、これらは企業のイノベーション活動を一面から測ったに過ぎない。企業が出願する特許を産業ごとに分類し、特許の集中度によってイノベーションを捉えることも可能である。こうした点については、今後の研究課題としたい。

注

- (1) 本研究は、国際会計研究学会第34回研究大会（青山学院大学）における自由論題報告に加筆・修正を加えたものである。本報告に対して、司会の吉田智也先生（中央大学）に加えて、成丘浩一先生（専修大学）より貴重なご指摘やご示唆をいただいた。また平成29年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（B））（課題番号：16H03653）の支援を受けている。ここに記して深く感謝したい。
- (2) 日本における特許をめぐる包括的な実証分析については、例えば山田[2009]を参照。
- (3) ただし、優先的更生債権に分類された3分の2が他の取引債権に比べて優先的に支払われるかという点については、法的には不明確である。例えば、JALは2010年1月に会社更生法を申請したが、金融機関の債権は約87.5%（5,125億円）がカットされたのに対して、未積立の退職給付に係る負債がカットされた比率は53%であった。JALの事例は、年金債権者の権利が強く保護されていることを示唆する。
- (4) VIFの値が10を超えていれば、多重共線性が発生していると考えられる。
- (5) 内生性検定については、北村[2009]を参照。
- (6) Acharya, et al. [2011]の155頁のTable2を参照。Table2では、産業修正済みROAの標準偏差と同一産業におけるM&Aの比率という2つの指標で、各国企業のリスクを測定している。日本企業は産業修正済みROAの標準偏差が比較企業の中で最も低い。

参考文献

- Acharya, V. B., Y. Amihud and L. Litov [2011], “Creditor Rights and Corporate Risk-Taking”, *Journal of Financial Economics*, Vol.102 No.1, pp.150-166.
- Acharya, V. and K. V. Subramanian [2009], “Bankruptcy Codes and Innovation,” *Review of Financial Studies*, Vol.22 No.10, pp.4949-4988.
- Aghion, P., J. V. Reenen and L. Zingales [2013], “Innovation and Institutional Ownership,” *American Economic Review*, Vol.103 No.1, pp.277-304.
- Atanassov, J., V. Nanda and A. Seru [2007], “Finance and Innovation: The Case of Publicly Traded Firms”, Working Paper, University of Oregon.
- Anantharaman, D., V. W. Fang and G. Gong [2014], “Inside Debt and the Design of Corporate Debt Contracts”, *Management Science*, Vol.60 No.5, pp.1260-1280.
- Atanassov, J. [2013], “Do Hostile Takeovers Stifle Innovation? Evidence from Antitakeover Legislation and Corporate Patenting,” *Journal of Finance*, Vol.68 No.4, pp.1097-1131.
- Atanassov, J. [2016], “Arm’s Length Financing and Innovation: Evidence from Publicly Traded Firms,” *Management Science*, Vol.62 No.1, pp.128-155.
- Balsmeier, B., L. Fleming and G. Manso [2017], “Independent Boards and Innovation,” *Journal of Financial Economics*, Vol.123 No.3, pp.536-557.
- Baranchuk, N., R. Kieschnick and R. Moussawi [2014], “Motivating Innovation in Newly Public Firms,” *Journal of Financial Economics*, Vol.111 No.3, pp.578-588.
- Bernstein, S. [2014], “Does Going Public Affect Innovation?,” *Journal of Finance*, Vol.70 No.4, pp.1365-1403.
- Bova, F., K. Kolev, J. K. Thomas and X. F. Zhang [2015], “Non-Executive Employee Ownership and Corporate Risk,” *The Accounting Review*, Vol.90 No.1, pp.115-145.
- Chang, X., K. Fu., A. Low and W. Zhang [2015], “Non-executive Employee Stock Options and Corporate Innovation”, *Journal of Financial Economics*, Vol.115 No.1, pp.168-188.
- Chemmanur, T. G. and X. Tian [2016], “Do Anti-Takeover Provisions Spur Corporate Innovation? A Regression Discontinuity Analysis,” Working Paper Boston College.
- Hall, B.H. [1992] “Investment and Research and Development at the Firm Level: Does the Source of Financing Matter,” Working Paper No.4096, National Bureau of Economic Research.
- Hao, K. Y. and A. B. Jaffe [1993], “Effect of Liquidity on Firm’s R&D Spending”, *Economics of Innovation and New Technology*, Vol.2 No.4, pp.275-282.
- Jensen, M. C. and W. H. Meckling [1976], “Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure”, *Journal of Financial Economics*, Vol.3 No.4, pp.305-360.
- 北村行伸 [2009]『ミクロ計量経済学入門』, 日本評論社。
- Lerner, J., M. Sorensen and P. Strömberg [2011], “Private Equity and Long-Run Investment: The Case of Innovation,” *Journal of Finance*, Vol.66 No.2, pp.445-477.

- Liu, Y., D. C. Mauer and Y. Zhang [2014], “Firm Cash Holdings and CEO Inside Debt”, *Journal of Banking and Finance*, Vol.42, pp.83-100.
- 野間幹晴 [2015] 「退職給付に係る負債が業績に与える影響」『会計』第 187 巻第 2 号, 111-124 頁。
- 野間幹晴 [2016] 「退職給付に係る負債と研究開発活動」『会計』第 190 巻第 2 号, 69-82 頁。
- 野間幹晴 [2017] 「配当政策と退職給付に係る負債」『会計』第 192 巻第 1 号, 54-67 頁。
- Sapra, H., A. Subramanian and K. V. Subramanian [2014], “Corporate Governance and Innovation: Theory and Evidence,” *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, Vol.49 No.4, pp.957-1003.
- Sundaram, R. K. and D. L. Yermack [2007], “Pay Me Later: Inside Debt and Its Role in Managerial Compensation”, *Journal of Finance*, Vol.62 No.4, pp.1551-1588.
- Tian, X. and T. Y. Wang [2011], “Tolerance for Failure and Corporate Innovation,” *Review of Financial Studies*, Vol.27 No.1, pp.211-255.
- Wei, C. and D. Yermack [2011], “Investor Reactions to CEOs' Inside Debt Incentives”, *Review of Financial Studies*, Vol.24 No.11, pp.3813-3840.
- 山田節夫 [2009] 『特許の実証経済分析』東洋経済新報社。

V 韓国セッション報告

The Effect of Industry Homogeneity on the Magnitude of Post-Earnings Announcement

Heejeong Shin

Ewha Womans University

Hyejeong Shin

Kyonggi University

Su-In Kim

Hanyang Women's University

Sorah Park

Ewha Womans University

Abstract

This study investigates how industry homogeneity is related to the magnitude of post-earnings announcement drift (hereafter, PEAD). Given that firms in industry with more homogeneous operating cost structure are conducive to spillover of knowledge among investors, we expect that firms in industry with high homogeneity show relatively low magnitude of PEAD in terms of information transfer effect. Using firms listed on Korean Stock Exchange (KSE) between 2005 and 2015, we find the evidence that the magnitude of PEAD is negatively related to the industry homogeneity, indicating that investors are more efficient for firms in highly homogenous industry in which the information is likely to be referred to the peer firms. In addition, we find that the effect of industry homogeneity on the magnitude of PEAD exists mainly for the firms in industry with extremely high homogeneity and is robust to controlling for the effect of industry concentration. Overall, our study contributes to the literature on exploring determinants of the PEAD by linking information transfer effect in homogenous industry to investors' informational efficiency in capital market.

Key words: Industry homogeneity, Information transfer, Post-earnings announcement drift.

JEL classification: M41

1. Introduction

This study investigates the relation between industry homogeneity and the magnitude of post-earnings announcement drift (hereafter, PEAD). PEAD is defined as the phenomenon that stock price continues to drift in direction of unexpected earnings after earnings announcement date (Ball and Brown 1968; Jones and Litzenberger 1970). Since PEAD contradicts the efficient market hypothesis (EMH) which assumes that all available information is perfectly and promptly reflected in stock price, it is regarded as one of the accounting-based market anomalies. Thus, why this phenomenon occurs or which factors influences the magnitude of PEAD have been a critical issue in accounting research.

According to prior studies, PEAD is documented to be mostly concerned with investor's under-reaction to earnings news which incorporates the information on firm's future earnings (Bernard and Thomas 1990; Ball and Bartov 1996). Given that investors' under-reaction to earnings news is mostly attributable to the lack of information on firm specific characteristics, previous researches have been explored determinants of PEAD by focusing on the information environment surrounding individual firms. The findings show that the proxies for information environment such as firm size (Foster et al. 1984), analyst coverage (Zhang 2006), accounting disclosure policy such as conference call (Kimbrough 2005) and Big4 audit firm (Ferguson and Matolcsy 2004) is

negatively related to the extent of PEAD. This suggests that the rich environment providing more information about firm specific condition improves investor's efficiency for interpreting earnings information, consequently lowers the magnitude of PEAD.

However, considering the fact that investors are willing to effort to get more information and learn about technical skill on disentangling intrinsic value from released information about target firms, we note that PEAD is affected by also a knowledge spillover effect among investors. The spillover effect of knowledge is mostly documented in the literature on the auditor's incentives to audit specialization, in which audit firms seek to specialize in industries to conducive to knowledge transfer about audit risks and processes across similar clients and achieve lower costs (Gramling and Stone 2001; Cairney and Young 2006; Reichelt and Wang 2010). This means that the audit efficiency improves in information environment in which information is likely to be referred to the other clients. Cairney and Stewart (2015) and Bills et al. (2015) support the argument on the audit efficiency through the spillover effect by showing that auditors lower fees for clients in industry with similar I operations where industry knowledge is more transferable.

In this context, we investigate that the industry homogeneity, defined as the similarity in operating activity within industry (Cairney and Young 2006), is significantly related to post-earnings

announcement drift.⁽¹⁾ We conjecture that the high homogeneity in industry, in which the information is likely to be referred to the peer firms, usually helps investors more efficient in forecasting firm's future performance than less homogeneity in industry. As such, this leads investors to under-react less to earnings information which arrives on earnings announcement date. On the contrary, investors would be more likely to have difficulty with interpreting earnings news of firms with less homogeneity in industry. As a result, they are likely slow to respond to the information implied in earnings news and consequently the stock price also drifts in the same direction of unexpected earnings over several periods after the earnings announcement. Thus, we expect the extent of industry homogeneity to be negatively related to the magnitude of PEAD and hypothesize that the magnitude of PEAD for firms in industry with high homogeneity is lower than for firms in industry with low homogeneity.⁽²⁾

To test our hypothesis, we conduct a series of the regression analyses. Using a sample of 8,458 firm-years for KSE-listed firms from 2005 to 2015, we find that the extent of PEAD is lower for firms in highly homogenous industry than those in less homogenous industry, supporting information transfer effect. These results indicate that industry homogeneity mitigates the investors' under-reaction to earnings information, suggesting that market participants are more efficient in information processing for firms in industry

with high homogeneity. Further, we find the non-monotonic effect of industry homogeneity on PEAD from the evidence that the negative relation between industry homogeneity and PEAD is more pronounced for firms in industry with relatively high homogeneity. Lastly, we show that the effect of industry homogeneity on PEAD is not significant in post-IFRS adoption period.

Our study contributes to academic researchers as well as practitioners in several ways. First, this study adds to the literature on the determinants of the investor's informational efficiency in capital market by linkage of information environment represented by industry homogeneity and investors' under-reaction to earnings news. Specifically, by connecting the homogeneity in cost structure within same industry to the accounting-based market anomaly (i.e., PEAD), our study sheds light on a determinant which affects the market's informational efficiency. Second, by suggesting the importance of accounting consistency among peer firms with similar operating cost structure, to investors' ability of information processing, our paper provides authorities an opportunity to overhaul the accounting practice and regulation for each industry and to enhance investor informational efficiency. Lastly, we suggest that investors are able to earn more profit by understanding and exploiting industry economic fundamentals implied in different homogeneity among industry in developing their investment strategy.

2. Research Background and Hypothesis Development

2.1 Post Earnings Announcement Drift and Intra-Industry Informational Environment

Post-earnings announcement drift is defined as the phenomenon which stock returns drift continuously for several periods in direction of unexpected earnings following earnings announcement date (Ball and Brown, 1968; Freeman and Tse, 1989). Since this contradicts the efficient market hypothesis which suggest that stock price reflects fully and immediately the public information for future earnings during the earnings announcement period, PEAD is generally understood accounting-based market anomaly. While a large of studies have explained the causes of this phenomenon in perspectives of transaction cost, risk, and methodological problem (Foster et al. 1984; Bushan 1994; Mendenhall, 2004; Ng et al. 2008), the most common explanation is investor's under-reaction to the underlying information in unexpected earnings (Bernard and Thomas 1990; Ball and Bartov 1996; Bartov et al. 2000).

The factors determining the magnitude of PEAD which have discussed in related literature are summarized largely into twofold. The First is earnings quality. To the extent that PEAD is attributable to the investors' ignorance of the property of earnings, investors' under-reaction to more persistent (volatile) earnings results in the higher (lower) magnitude of PEAD

(Narayanamoorthy 2006, Cao and Narayanamoorthy 2012). This argument is associated with investor's conservatism in which investors tend to react more efficiently to bad news. Second, the proxies for information environment such as firm size, analyst coverage, accounting disclosure policy and Big4 audit firm is negatively related to the extent of PEAD (Bartov et al. 2000; Bernard and Thomas 1989; Ferguson and Matolcsy 2004; Foster et al. 1984; Kimbrough 2005; Fung and Su 2006; Zhang 2006). This suggests the richer environment of information providing more frequent forecasts by several analysts, high audit quality by big4 audit firms, improves investor's efficiency for interpreting earnings news, consequently lowers the magnitude of PEAD.

2.2 Industry Homogeneity and Hypothesis Development

Conditioning on the fact that firm-specific information incorporates in part industry-wide information, we propose that PEAD is related to the extent of homogeneity in production activity among peer firms within same industry. Prior literature documents that industry fundamentals such as industry-wide accruals are informative about firms' future earnings (Brown and Ball 1967; Hui and Yeung 2013; Hui et al. 2016). Moreover, for firms in industry with good information environment which provides more comparable information to other peer firms, investors are more efficient for forecasting firms' future performance as well

as understanding industry-wide earnings from each firm's earnings.

The stream of research on industry homogeneity has studied mostly the information transfer through knowledge spillover which means that the information of firms within same industry is likely to be referred to the peer firms. Cairney and Young (2006) proposed the operational homogeneity measured as the correlation of each firm's changes in operating expenses within the same industry and examine the relation between audit specialization and industry homogeneity. By extending Cairney and Young (2006), Cairney and Stewart (2015) and Bills et al. (2015) show that auditors are more likely to be specialized in homogeneous industry because the homogeneity in accounting practice helps auditors' knowledge spillover to peer firms and efficient audit procedure. Moreover, Peterson et al. (2015) find the evidence that accounting consistency over firms within industry is positively related to stock return synchronicity with market return. These results imply that firms with homogenous industry in terms of accounting practice are likely to be exposed to information transfer to other peer firms. In other words, homogeneity in cost structure among peer firms lessens the information asymmetry in the market and enhances investors' ability of understanding firms' future performance.

Taken together, it is possible that high homogeneity with respect to operating expenses in industry represents the better condition for sharing information with peer

firms. Thus, we expect the higher homogeneity in industry to mitigate incrementally the magnitude of PEAD. Finally, we conjecture that the magnitude of PEAD for firms in industry with higher homogeneity is lower than for firms in industry with low homogeneity and hypothesize as follows.

H: The magnitude of PEAD is negatively related to the industry homogeneity.

3. Methodology

3.1 Industry Homogeneity (HOGN)

Industry homogeneity refers to a similarity of the cost structure of firms within same industry. Previous studies viewed industry in which the changes in operating expenses of a firm are more correlated with other firms with operating homogeneity. Accordingly, we measure the proxy of industry homogeneity as an average correlation of all firms within industry for changes in operating expenses (Cairney and Young 2006). Specifically, we calculate the correlation coefficient of the changes in operating expenses of each firm with the other firms in same industry for 5 rolling periods and then take an average of those coefficients by each industry. Equation (1) represents the measure of industry homogeneity (HOGN).

$$HOGN_t = \left[\sum_{k=1}^n \text{Corr}(\Delta OEX_{it}, \Delta OEX_{jt})_k \right] \times \frac{1}{n} \quad (1)$$

where, ΔOEX_t denotes the percentage changes in operating expenses for year t and operating expenses(OEX) is calculated as

(Sales-Operating income+Depreciation).

3.2 Post Earnings Announcement Drift

To test stock price drift subsequent to earnings announcement, we need to measure unexpected earnings at earnings announcement date (UE) and the cumulative abnormal returns (CAR) following earnings announcement date.

We measure standardized unexpected earnings based on the time-series model in which unexpected earnings is the difference between current earnings and four lagged earnings for quarter, scaled by standard deviation of seven-consecutive unexpected earnings for quarter. $SUE_{i,q} =$

$$\frac{EPS_{i,q} - EPS_{i,q-4}}{\sigma_{i,q}}, \quad \text{where } EPS_{i,q} = \text{quarterly}$$

earnings per share; $EPS_{i,q-4}$ = earnings per share in the same quarter in the previous year; and $\sigma_{i,q}$ = standard deviation of unexpected earnings ($EPS_{i,q} - EPS_{i,q-4}$) over the prior eight quarters. Next, CAR is size-adjusted cumulative abnormal returns over the 45 (or 60) trading days starting the day after the earnings announcement (day 0) for quarter t. We form 25 portfolios by sorting on market value at the beginning of the year and then calculate abnormal returns by subtracting portfolio average returns from firm-specific returns.

3.3 Model Specification

To test our hypothesis, we run the regression equation with firm-quarter based variables as follows.

$$CAR = \beta_0 + \beta_1 DSUE + \beta_2 HOGN + \beta_3 DSUE \times HOGN + \beta_4 \ln(MV) + \beta_5 BETA + \beta_6 MTB + \beta_7 MM + \beta_8 \sigma(Ret) + Fixed\ Effect + \varepsilon \quad (2)$$

SUE	: Standardized unexpected earnings estimated form time-series model;
HOGN	: Industry homogeneity;
$\ln(MV)$	: Firm size, measured as the logarithm of market value;
BETA	: Firm risk, measure as the firm return's sensitivity to market returns;
MTB	: Market to book value ratio, measured as market value divided by total equity;
MM	: Momentum returns for previous 12 months;
$\sigma(Ret)$	: Volatility, measured as the standard deviation of daily returns during prior year;
CAR	: Cumulative (size-adjusted) abnormal returns for 45 (or 60)-trading days following earnings announcement date.

Our main variable is the interaction term, $DSUE \times HOGN$. If high homogeneity with respect to operating expenses in industry indicates the better condition for sharing information with peer firms in information transfer perspective, the higher homogeneity in industry to mitigate incrementally the magnitude of PEAD. Thus, β_3 is expected to be significantly negative. To control for firm's systematic risk partially explaining abnormal returns (CAR), we include firm size ($\ln(MV)$), market to book ratio (MTB),

beta (BETA), and momentum returns (MM), suggested by Fama and French (1993) and Carhart (1997) and stock volatility ($\sigma(\text{Ret})$) in regression model. Additionally, we control for year fixed effect by including year dummy variables. Panel data has a potential problem of the estimation bias due to cross-sectional correlation and time serial autocorrelation. To address this concern, we test a statistical significance of coefficient using firm-cluster robust-standard error (Petersen 2009).

3.4 Sample

Of firms listed on Korean Stock Exchange (KSE) between 2005 and 2015, we impose the following restrictions: we delete (1) firms with a fiscal year end in non-December, (2) firms that belong to the financial and insurance industries, (3) firms with impairment of capital, and (4) observations with missing stock returns, announcement dates, or other financial variables. We winsorize at 1% of both top and bottom of all variables to alleviate the effect of outliers. The final sample contains 8,458 firm-quarter observations. We retrieve quarterly earnings data, daily stock prices, and other financial variables from the Kis-value II database of NICE Investors Service Co, Ltd. and obtain the earnings announcement dates from the Korean Exchange (KRX).

4. Empirical Analysis Results

4.1 Descriptive Statistics

<Table 1> reports the descriptive statistics

for the test variables. Industry homogeneity (HOGN) as a main variable in our study shows the mean (median) value of 0.123 (0.087) and ranges between -0.380 and 0.983. Higher homogeneity in industry denotes higher correlation of the operating cost structure among peer firms. Thus, higher (lower) value of HOGN indicates high (low) similarity in operating activity among peer firms, representing accounting consistency within same industry.

4.2 Correlation Analysis Results

<Table 2> presents the correlation analysis results of test variables, showing the Pearson (Spearman) correlation coefficient on the left (right) of the empty diagonal. The correlation coefficients of unexpected earnings (SUE) and cumulative abnormal returns (CAR) are all positive and significant at 1% level, indicating that stock returns drift in direction of SUE. The industry homogeneity (HOGN) is significantly correlated with cumulative abnormal returns only for 60 trading days following earnings announcement in the results of Spearman, suggesting that the effect of HOGN on the drift in stock returns is unclear. In the next section, we examine more elaborately the relation between the magnitude of PEAD and industry homogeneity (HOGN) by using the regression model analysis.

<Table 1> Descriptive Statistics

Variables	Min	1%	25%	Mean	50%	75%	99%	Max	Std.
SUE	-4.220	-3.677	-0.606	0.059	0.034	0.688	4.171	4.729	1.358
HOGN	-0.389	-0.086	0.042	0.123	0.087	0.161	0.679	0.983	0.137
ln(MV)	23.640	24.210	26.030	27.145	26.811	28.279	30.738	30.738	1.557
BETA	-0.034	0.037	0.494	0.795	0.758	1.073	1.748	1.904	0.400
MTB	0.180	0.193	0.613	1.438	0.959	1.622	8.089	9.384	1.462
MM	-0.644	-0.570	-0.165	0.167	0.041	0.357	2.275	2.547	0.526
$\sigma(\text{Ret})$	0.011	0.012	0.020	0.027	0.025	0.032	0.057	0.061	0.009
CAR45	-0.555	-0.379	-0.091	0.006	0.002	0.096	0.404	0.506	0.155
CAR60	-0.542	-0.420	-0.101	0.010	0.003	0.113	0.511	0.650	0.176

Variable Definition:

SUE	: Standardized unexpected (quarterly) earnings, estimated by time-series model;
HOGN	: Industry homogeneity, measured as the correlation coefficient of change in operating cost among firms within same industry;
ln(MV)	: Firm size, measured as the logarithm of market value;
BETA	: Firm risk, measured as the firm return's sensitivity to market returns;
MTB	: Market to book value ratio, measured as market value divided by total equity;
MM	: Momentum returns for previous 12 months;
$\sigma(\text{Ret})$	: Volatility, measured as the standard deviation of daily returns during prior year
CAR	: Cumulative (size-adjusted) abnormal returns by 45 and 60-trading days following earnings announcement

<Table 2> Correlation Matrix

	SUE	HOGN	ln(MV)	BETA	MTB	MM	$\sigma(\text{Ret})$	CAR45	CAR60
SUE		-0.028 (0.011)	0.035 (0.001)	-0.023 (0.031)	0.075 (<.001)	0.051 (<.001)	-0.023 (0.035)	0.071 (<.001)	0.081 (<.001)
HOGN	-0.031 (0.004)		0.074 (<.001)	-0.002 (0.843)	-0.077 (<.001)	-0.021 (0.048)	-0.115 (<.001)	-0.010 (0.362)	-0.020 (0.069)
ln(MV)	0.028 (0.010)	0.053 (<.001)		0.300 (<.001)	0.316 (<.001)	0.074 (<.001)	-0.159 (<.001)	0.038 (0.001)	0.044 (<.001)
BETA	-0.023 (0.031)	0.016 (0.144)	0.275 (<.001)		0.041 (0.000)	-0.116 (<.001)	0.453 (<.001)	0.005 (0.646)	0.009 (0.409)
MTB	0.081 (<.001)	-0.079 (<.001)	0.375 (<.001)	0.085 (<.001)		0.432 (<.001)	0.213 (<.001)	0.050 (<.001)	0.065 (<.001)
MM	0.071 (<.001)	0.014 (0.211)	0.077 (<.001)	-0.165 (<.001)	0.379 (<.001)		0.182 (<.001)	0.030 (0.007)	0.029 (0.007)
$\sigma(\text{Ret})$	-0.018 (0.095)	-0.094 (<.001)	-0.134 (<.001)	0.478 (<.001)	0.249 (<.001)	0.093 (<.001)		0.018 (0.091)	0.028 (0.010)
CAR45	0.079 (<.001)	0.000 (0.993)	0.046 (<.001)	0.003 (0.803)	0.061 (<.001)	0.032 (0.003)	0.009 (0.395)		0.850 (<.001)
CAR60	0.093 (<.001)	-0.011 (0.321)	0.050 (<.001)	0.004 (0.682)	0.072 (<.001)	0.037 (0.001)	0.016 (0.146)	0.847 (<.001)	

The Pearson correlation coefficients are indicated on the left of the empty diagonal and Spearman on the right. The figures in parentheses are p-values. The definitions of variables are in <Table 1>.

4.3 Regression Results

To test our hypotheses, we implement the regression model with the cumulative abnormal returns as dependent variable and the interaction term of DSUE and HOGN (DSUE×HOGN) as key independent variables. If the results support information transfer hypothesis, the coefficient of DSUE×HOGN is significantly negative, indicating that higher industry homogeneity is related to the lesser magnitude of PEAD.

<Table 3> shows the result that the coefficient of DSUE×HOGN is significantly negative for the cumulative abnormal returns for both 45-trading days (CAR45) and 60-trading days (CAR60) following earnings announcement, supporting information transfer hypothesis. Specifically, DSUE×HOGN has the negative coefficient of -0.1547 (t-statistic=2.35) on 45-trading days returns and -0.1735 (t-statistic=-2.26) on 60-trading days returns. All inferences are robust to controlling for the variables to affect the cumulative abnormal returns. For the other independent variable, the coefficients of firm size (ln(MV)) and market-to book ratio(MTB) are statistically significant.

4.4 Additional Test

4.4.1 Non-monotonic Effect of Industry Homogeneity on the Magnitude of PEAD

To the extent that the information of firms

in industry with low homogeneity tend to reveal more opaque and thus have less conducive to be transferred by information users to the market, it is possible that the incremental effect of industry homogeneity on the magnitude of PEAD exists mainly for the firms in industry with extremely high homogeneity. If the effect of information transfer on equity valuation is asymmetric by the level of industry homogeneity, the magnitude of PEAD is also likely different by the level of industry homogeneity. To validate explicitly this conjecture, we separate industry homogeneity into the high level ($HOGN^+$) and low level ($HOGN^-$) of variable, respectively, based on the median value of it and then regress the cumulative abnormal returns subsequent to the earnings announcement date on these variables interacted with respect to the unexpected earnings (DSUE × $HOGN^+$ and DSUE × $HOGN^-$).

The results of this analysis in <Table 4> indicate that the negative relation between the industry homogeneity and the magnitude of PEAD is effective only in firms in industry with high homogeneity. For both cumulative trading days abnormal returns, the coefficient of DSUE × $HOGN^+$ is significantly negative but that of DSUE × $HOGN^-$ is not significant.

<Table 3> Regression Results

	CAR45			CAR60		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
Const.	0.0178 (3.37)***	-0.0794 (-2.31)**	-0.0795 (-2.30)**	0.0162 (2.64)***	-0.1234 (-3.27)***	-0.1245 (-3.28)***
DSUE	0.0999 (6.44)***	0.0771 (6.05)***	0.0943 (5.95)***	0.1263 (6.93)***	0.1005 (6.80)***	0.1188 (6.30)***
HOGN	-0.0094 (-0.84)		-0.0073 (-0.66)	-0.0222 (-1.59)		-0.0172 (-1.27)
DSUE × HOGN	-0.0154 (-2.35)**		-0.0146 (-2.20)**	-0.0173 (-2.26)**		-0.0162 (-2.07)**
ln(MV)		0.0332 (2.63)***	0.0340 (2.71)***		0.0446 (3.27)***	0.0467 (3.42)***
BETA		-0.0390 (-0.69)	-0.0392 (-0.70)		-0.0621 (-0.97)	-0.0619 (-0.98)
MTB		0.0273 (2.52)**	0.0236 (2.28)***		0.0503 (3.93)***	0.0441 (3.41)***
MM		0.0000 (1.18)	0.0000 (1.16)		0.0000 (0.32)	0.0000 (0.34)
$\sigma(\text{Ret})$		0.8372 (0.32)	0.7304 (0.28)		0.3628 (1.20)	0.3365 (1.15)
Year Effect	Included	Included	Included	Included	Included	Included
Firm cluster SE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
R^2	0.0093	0.0116	0.0119	0.0102	0.0141	0.0144

The figures in parentheses are t-statistics. All regression models use t-statistics based on robust standard errors clustered at the firm (Peterson 2009) and include year fixed effects. The notation ***, **, and * denotes significance at the 1%, 5%, and 10% levels, respectively. The definitions of variables are in <Table 1>.

<Table 4> Non-Monotonic Effect of Industry Homogeneity on PEAD

Variables	Dependent Variable= CAR60					
	Coeff.	t-statistic		Coeff.	t-statistic	
Const.	0.0180	2.86	***	-0.1174	-3.07	***
DSUE	0.1240	6.53	***	0.1177	5.99	***
$HOGN^+$	-0.0249	-1.73	*	-0.0187	-1.34	
$HOGN^-$	-0.1216	-2.00	**	-0.0925	-1.52	
DSUE × $HOGN^+$	-0.0163	-2.09	**	-0.0154	-1.95	*

The Effect of Industry Homogeneity on the Magnitude of Post-Earnings Announcement

DSUE $\times$ HOGN ⁻	-0.0055	-0.16	-0.0096	-0.28	
ln(MV)			0.0044	3.21	**
BETA			-0.0061	-0.95	
MTB			0.0048	3.68	***
MM			0.0015	0.34	
σ (Ret)			0.3579	1.19	
Year Effect	Included		Included		
Firm Cluster SE	Yes		Yes		
R ²	0.0106		0.0140		

The figures in parentheses are t-statistics. All regression models use t-statistics based on robust standard errors clustered at the firm (Peterson 2009) and include year fixed effects. The notation ***, **, and * denotes significance at the 1%, 5%, and 10% levels, respectively. The definitions of variables are in <Table 1>.

<Table 5> Regression Results: Controlling for Industry Concentration Effect

Variables	Concent. Effect			Controlling for Concent. Effect		
	Dependent Variable= CAR60					
	Coeff.	t-statistic		Coeff.	t-statistic	
Const.	-0.1243	-3.29	***	-0.1194	-3.15	***
DSUE	0.1064	6.71	***	0.1273	6.39	***
HOGN				-0.0180	-1.28	
DSUE $\times$ HOGN				-0.0173	-2.22	**
HHI	-0.0630	-2.29	**	-0.0416	-1.82	*
DSUE $\times$ HHI	-0.1789	-0.91		-0.1837	-1.22	
ln(MV)	0.0460	3.37	***	0.0450	3.32	***
BETA	-0.0745	-1.17		-0.0638	-1.00	
MTB	0.0577	4.27	***	0.0551	4.08	***
MM	-0.0003	-0.07		0.0004	0.09	
σ (Ret)	0.3789	1.25		0.3440	1.14	
Year Effect		Included			Included	
Firm Cluster SE		Yes			Yes	
R ²		0.0149			0.0157	
N		8,433			8,433	

The figures in parentheses are t-statistics. All regression models use t-statistics based on robust standard errors clustered at the firm (Peterson 2009) and include year fixed effects. The notation ***, **, and * denotes significance at the 1%, 5%, and 10% levels, respectively. HHI denotes Herfindahl-Herschiman index representing the level of industry concentration, which is calculated as sum of square number of each market share for top 3 firms within industry based on the two-digit Korea Standard Industry Classification (KSIC) code. The definitions of variables are in <Table 1>.

<Table 6> Industry Homogeneity, PEAD, and IFRS Adoption

	Pre-IFRS Periods(2005~2010)	Post-IFRS Periods(2011~2015)			
	Dependent Variable= CAR60				
Variables	Coeff.	t-statistic		Coeff.	t-statistic
Const.	0.0013	0.02		-0.1812	-3.11 ***
DSUE	0.1358	5.24 ***		0.0933	3.37 ***
HOGN	0.0164	0.72		-0.0367	-2.43 **
DSUE × HOGN	-0.0307	-2.50 **		0.0017	0.16
ln(MV)	0.0042	0.20		0.0716	3.48 ***
BETA	0.4317	4.19 ***		-0.3532	-4.19 ***
MTB	0.0495	1.96 **		0.0464	2.97 ***
MM	-0.0023	-0.38		0.0019	0.26
σ(Ret)	-0.7440	-1.85 *		0.6652	1.33
Year Effect		Included			Included
Firm Cluster SE		Yes			Yes
R ²		0.0183			0.0219
# of Obs.		4,447			4,041

The figures in parentheses are t-statistics. All regression models use t-statistics based on robust standard errors clustered at the firm (Peterson 2009) and include year fixed effects. The notation ***, **, and * denotes significance at the 1%, 5%, and 10% levels, respectively. The definitions of variables are in <Table 1>.

4.4.2 Controlling for Industry Concentration Effect

Prior study documents that the magnitude of PEAD is higher for firms in high concentrated industry in which firms release less transparent information to raise entry barriers (Chenga et al. 2013). Industry homogeneity is, as one of proxies for industry structure, associated with industry concentration. To be specific, high homogeneous industry is likely to reveal high competition in product market, that is, to be less concentrated industry. Thus, to capture the effect of industry homogeneity

indifferent of industry concentration, we control for industry concentration effect on PEAD by including Herfindahl-Herschiman index in regression model. The result, as presented in <Table 5>, shows that even after controlling for industry concentration effect, information environment hypothesis holds.

4.4.3 The Effect of the Adoption of IFRS

Since the adoption of IFRS (as of 2011 in Korea) impacts accounting consistency which is a primary concern of IFRS, we can

conjecture there will be the different effect of industry homogeneity on PEAD by two periods of pre- and post- IFRS adoption. If accounting consistency across firms in same industry after IFRS adoption has really improved and consequently the homogeneity changes, the effect of industry homogeneity on PEAD is different by pre- and post- IFRS

adoption period. To be specific, IFRS regulation improves the consistency across firms within same industry, by allowing firms to report discretionally accounting information on financial statement which is more suitable for each firm valuation, leading to the weak influence of industry homogeneity on the stock price drift.

<Table 7> Industry Homogeneity, PEAD, and IFRS Adoption

	Pre-IFRS Periods(2005~2010)			Post-IFRS Periods(2011~2015)		
	Dependent Variable= CAR60					
Variabls	Coeff.	t-statistic		Coeff.	t-statistic	
Const.	0.0199	0.33		-0.1838	-3.14 ***	
DSUE	0.1269	4.97 ***		0.1040	3.30 ***	
<i>HOGN</i> ⁺	0.0188	0.83		-0.0291	-1.82 *	
<i>HOGN</i> ⁻	-0.1811	-2.35 **		0.1036	1.16	
<i>DSUE</i> × <i>HOGN</i> ⁺	-0.0288	-2.28 **		-0.0009	-0.08	
<i>DSUE</i> × <i>HOGN</i> ⁻	0.0099	0.26		-0.0405	-0.54	
ln(MV)	-0.0016	-0.07		0.0713	3.45 ***	
BETA	0.4305	4.12 ***		-0.3511	-4.16 ***	
MTB	0.0473	1.90 **		0.0470	2.98 ***	
MM	-0.0023	-0.38		0.0000	0.27	
σ(Ret)	-0.7152	-1.78 *		0.6493	1.29	
Year Effect		Included			Included	
Firm Cluster SE		Yes			Yes	
<i>R</i> ²		0.0200			0.0224	
# of Obs.		4,447			4,041	

The figures in parentheses are t-statistics. All regression models use t-statistics based on robust standard errors clustered at the firm (Peterson 2009) and include year fixed effects. The notation ***, **, * denotes significance at the 1%, 5%, and 10% levels, respectively. The definitions of variables are in <Table 1>.

To test our conjecture, we spilt full sample into subsamples by pre- and post-adoption period and test regression model. We suggest this test is relevant to validate the premise

of our hypothesis that industry homogeneity represents cross-sectional accounting consistency. <Table 6> shows that our interesting variable is the interaction term,

DSUE×HOGN shows significantly positive coefficients in pre-IFRS adoption period (0.1004, t-statistic=4.53 for 45 trading days and 0.1358, t-statistic=5.24 for 60 trading days), but not statistically significant in post-IFRS adoption, indicating the effect of industry homogeneity on PEAD regarding information environment hypothesis exists in the period of pre-IFRS adoption. These results are consistent with our conjecture that the weak effect of industry homogeneity on PEAD due to the improvement of comparability among firms by IFRS regulation.

<Table 7> shows asymmetric effect of industry homogeneity on the magnitude of PEAD only in the regression results for the subsample of pre-IFRS adoption period. The negative relation between industry homogeneity and PEAD reveals only in the period of pre-IFRS adoption.

5. Conclusion

This study examines the impact of industry homogeneity on the magnitude of post-earnings-announcement drift (PEAD). We hypothesize that the industry homogeneity is negatively related to the magnitude of PEAD in information transfer perspective. To test our hypotheses, we implement a series of regression analyses. Using KSE-listed firms from 2005 to 2015, our result shows that the extent of PEAD is lower for firms in homogenous industry than those in less homogenous industry. These results indicate that homogenous industry

enhances investor informational efficiency by providing investors more and relevant information with respect to firm valuation via information transfer effect due to accounting consistency among peer firms. Additionally, we show the non-monotonic effect of industry homogeneity on PEAD documenting that the effect of industry homogeneity on PEAD is more pronounced for firms in relatively high homogenous industry. Lastly, we show the effect of industry homogeneity on PEAD is not significant in post-IFRS adoption period.

Our research contributes to academic researchers as well as practitioners. By connecting industry homogeneity in cost structure to market anomaly (i.e., post-earnings announcement drift), our study sheds light on another determinant factor which affects the market's efficiency regarding information processing. Moreover, by suggesting the importance of accounting consistency across firms to investors' ability of information processing, our paper provides authorities opportunity to overhaul the accounting practice and regulation for each industry and to enhance investor informational efficiency. Lastly, we suggest that investors are able to earn more profit by understanding and exploiting industry economic fundamentals implied in different homogeneity of industry in developing their investment strategy.

Notes

- (1) Since industry is classified by mostly the production activity of firm, the information on industry characteristic is embedded in

industry-wide cost structure determined by the property in production activity. Therefore, we posit that the industry with high homogeneity among peer firms in cost structure provides more information regarding industry characteristics.

- (2) Information transfer within industry is significantly associated with industry structure such as competitive strength of industry or industry homogeneity in terms of production activity. This means that how accessible are investors to the information of target firms is affected by industry structure. However, little research has examined the impact of industry structure on PEAD induced by the investors' informational inefficiency.

References

- Ball, R., and P. Brown, 1968. An empirical evaluation of accounting income numbers. *Journal of Accounting Research* 6: 159-178.
- Ball, R., and E. Bartov., 1996. How naive is the stock market's use of earnings information? *Journal of Accounting and Economics* 21 (3): 319-337.
- Bartov, E., S. Radhakrishnan, and I. Krinsky, 2000. Investor sophistication and patterns in stock returns after earnings announcements. *The Accounting Review* 75 (1): 43-63.
- Bernard, V., and J. Thomas., 1990. Evidence that stock prices do not fully reflect the implications of current earnings for future earnings. *Journal of Accounting and Economics* 13: 305-340.
- Bhushan, R., 1994. An informational efficiency perspective on the post-earnings announcement drift. *Journal of Accounting and Economics* 18: 45-65.
- Bills, K. L, D. C. Jeter, and S. E. Stein, 2015. Auditor industry specialization and evidence of cost efficiencies in homogenous industries. *The Accounting Review* 90 (5): 1721-1754.
- Brown, P., and R. Ball, 1967. Some preliminary findings on the association between the earnings of a firm, its industry, and the economy. *Journal of Accounting Research* 5: 55-77.
- Carhart, M. M., 1997. On persistence in mutual fund performance. *The Journal of Finance* 52: 57-82.
- Cairney, T. D., and G. R. Young, 2006. Homogenous Industries and Auditor Specialization: An Indication of Production Economies. *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 25: 49-67.
- Cairney, T. D., and E. G. Stewart, 2015. Audit fees and client industry homogeneity. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 34 (4): 33-57.
- Cao, S. S., and G. S. Narayanamoorthy, 2012. Earnings volatility, post-earnings announcement drift, and trading frictions. *Journal of Accounting Research* 50: 41-74.
- Fama, E. and K. French, 1993. Common risk factors in the returns on stocks and bonds. *Journal of Financial Economics* 33: 3-56.
- Ferguson, A., and Z. Matolcsy, 2004. Audit quality and post earnings announcement drift. *Asia-Pacific Journal of Accounting and Economics* 11: 121-137.
- Foster, G., and C. Olsen., and T. Shevlin, 1984. Earnings releases, anomalies, and the behavior of security returns. *The Accounting Review* 59: 574-603.
- Freeman, R., and S. Tse, 1989. The multi-period information content of earnings announcements: Rational delayed reactions to earnings news. *Journal of Accounting Research* 27: 49-79.
- Hirshleifer, D., S. Lim, and S. Teoh, S., 2009. Driven to distraction: Extraneous events and underreaction to earnings news. *The Journal of Finance* 64: 2289-2325.
- Hui, K. W., and P. E. Yeung, 2013. Underreaction to industry-wide earnings and the post-forecast revision drift. *Journal of Accounting Research* 51, 701-737.
- Hui, K. W., K. K. Nelson, and P. E. Yeung, 2016. On the persistence and pricing of industry-wide and firm-specific earnings, cash flows, and accruals. *Journal of Accounting and Economics* 61: 185-202.
- Jones, C., and R. Litzenberger, 1970. Quarterly earnings reports and intermediate stock price trends. *The Journal of Finance* 25: 143-148.
- Peterson, K., R. Schmardebeck, and T. J. Wilks, 2015. The earnings quality and information processing effects of accounting consistency. *The Accounting Review* 90: 2483-2514.
- Petersen, M. 2009. Estimating standard errors in finance panel data sets: Comparing approaches. *The Review of Financial Studies* 22:435-480.

VI 研究グループ報告（中間報告）

グローバルビジネスの会計課題に関する研究

主 査：柴 健次（関西大学）
委 員：小形 健介（大阪市立大学） 小澤 義昭（桃山学院大学）
工藤栄一郎（西南学院大学） 宗田 健一（鹿児島県立短期大学）
高橋 賢（横浜国立大学） 飛田 務（福岡大学）
仲尾次洋子（名城大学） 林 健治（日本大学）
松本 祥尚（関西大学）

要 旨

本研究はグローバルビジネスの会計課題に関する研究である。ただし、企業に適用される会計基準の国際比較研究ではない。その理由を明かそう。日本企業の国際経営、グローバル経営という観点からの接近法ではなく、日本企業の海外進出は異文化との遭遇であると考え、異文化経営からの接近法を採用する。そこで重要なのは、うまく異文化コミュニケーションを図ること、そのためには異文化理解に努めることが重要である。このように考えたとき、会計は異文化コミュニケーションの強力なツールともなるし、時には、阻害要因にもなる。そこで本研究では、会計もまた海外事業における環境要因と考えている。

高橋は財管一致という会計システムの構築が異文化コミュニケーションの促進要因になると主張する。小澤・松本は資金面に関する異文化要因を克服するためにはグローバル・キャッシュ・マネジメントを構築する必要があると説く。飛田は、中小企業は案外柔軟に国内の管理会計技術を現地に合わせて適合させるという。林は、海外進出のデータと外国直接投資の理論から IFRS 導入という会計事象が進出先決定に影響しているという。仲尾次・宗田は台湾への進出企業へのインタビューから現地会計基準への適合が困難なときより日本基準に近い IFRS を採択するといった事例を紹介している。小形は日本における IFRS 任意適用会社が経営管理の観点から採択された傾向を指摘する。ここに海外進出が含まれると考えられる。そして、工藤は、柴の解題の理論的基礎を与えるには、文化としての会計という研究と技術の国際移転という研究から我々の研究の理論的基盤を与える可能性を示唆している。

I はじめに

本研究グループの論題は「グローバルビジネスの会計課題に関する研究」である。企業に適用される会計基準の研究とは異なり、本研究はビジネスの担い手である企業から見た会計の課題に迫りたいと考えている。多くの日本企業がグローバルにビジネスを展開している。このことは世界各地のローカル文化と遭遇することを意味している。この状況での成功は異文化との良好なコミュニケーションに依存する。会計は異文化理解に役立つ技術であると同時に、地域文化と融合すると異文化理解を阻害する文化要因にもなる。ここに「異文化会計」の構想が視野に入る。かかる主査の構想に基づく要求に対して、研究員が自由な立場から暫定的な見解をまとめたのが中間報告書である。

目次

- 第1章 研究テーマの解題と中間報告段階での理解（柴）
- 第2章 グローバルビジネスと財管一致の会計システム（高橋）
- 第3章 グローバル・キャッシュ・マネジメント（GCM）の概要と実態調査及び保証業務の提供可能性（小澤・松本）
- 第4章 中小製造企業における経営の現地化と管理会計システムの適合化—S社の中国現地法人を事例として—（飛田）
- 第5章 外国直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）の決定とIFRS適用（林）
- 第6章 台湾進出日本企業の会計課題（仲尾次・宗田）
- 第7章 IFRS 任意適用企業の特性に関する分析（小形）

第8章 会計の国際移転に関する基礎理論 についての予備的考察（工藤）

II 異文化理解という視点

我々は国際会計、グローバル会計と括られる研究を踏襲するが、ここに異文化理解という視点を付加する。異文化理解に当たっては、似て非なる領域の存在に対する理解が重要となる。この領域は、すべての文化圏に共通する価値観や行動と特定の文化圏に固有の価値観や行動の間に似て非なる領域がある。Erin Mayor [2014]は文化の異なる二人の人物が互いに理解しあえない理由として文化の差があるという実例を紹介している。会計はそのような領域に属するようである。それゆえ、会計は異文化理解の強力なツールとなる反面、異文化理解の阻害要因にもなる。柴は中間報告第1章でこのような異文化理解への配慮の必要性を強調している。

関西大学がりそな総研に依頼して実施したアジア進出企業に対するアンケート調査（関西大学 [2016]）によると、海外拠点のコントロールに関して、「日本本社の経営理念や企業文化など価値の共有化は進んでおり、製品開発や生産、販売などは日本本社の管理や統制が強い」が回答した 320 社の 45.6%を占めるのに対して、「日本本社の経営理念や企業文化など価値の共有化は進んでいるが、製品開発や生産、販売などは現地の裁量に任されており、日本本社の管理や統制が弱い」が 34.1%となっている。このように価値観の共有化が進んでいる企業が 80%に迫るものの、45%の企業が本社の管理や統制が強いことに注目しておく必要がある。

同じ調査で、現地マネジメントの課題を聞いている。多い順に「現地での戦略の立案」

51.0%、「労働争議、政情不安、自然災害時などに対するリスクマネジメントへの対応」36.6%、「日本本社で培った経営理念や企業文化など、核となる普遍的な価値観の共有」32.1%、「日本本社での海外戦略の立案」28.4%等となっている。「核となる普遍的な価値観の共有」に問題がある企業が3割を超え、現地でも日本本社でも「戦略の立案」に課題があるとの結果に、注目する必要がある。

以上はアジア進出企業 320 社の回答からの抜粋であるが、日本企業の進出先を見てみると、圧倒的にアジアが多いことから、アンケート結果は日本企業が抱えている課題をある程度映し出していると考えられる。例えば週刊東洋経済臨時増刊 Data Bank Series 2016『国別編 海外進出企業総覧』によると、現地法人数又は進出会社数のいずれで見ても、中国、アメリカ、タイ、シンガポール、香港、インドネシア、台湾、マレーシア、韓国、ベトナム、イギリスという順番になっている。アメリカとイギリスを除くと東アジアとアセアンに集中している。

これらのアジア諸国は、これまでの会計基準の国際比較研究では中心にならなかったが実は日本企業にとって重要な進出先であることから、従来の研究ではカバーされない新たな研究が必要である。以上、中間報告書第1章の主要論点である。

Ⅲ 異文化理解と管理会計

(1) 財管一致の会計システムの必要性

第2章で高橋は「財管一致の会計システムの必要性」を唱える。それは財務会計の機能も管理会計の機能も損なわれないという意味で真に一致でなければならないという。そしてそれはグローバル経営においても必要である。ここ

に、財管一致とは財務会計の数値と管理会計の数値が一致しているか近似している状態をいう。かつて Jhonson, H.T and R.S.Kaplan [1987] の「財務会計に引きずられて管理会計の適切性が失われてしまった」という指摘を引用しながら真の一致を説明する。

しかしマネジメントと関連させない財管一致は意味がないだろう。高橋は正司素子[2012]を引き合いに出しながら、経営、管理会計、財務会計の3者の融合を求めている。正司はこれら3者が融合していないいくつかのパターンを示している。すなわち、①経営と2つの会計の間に分断があるケース、②経営・管理会計と財務会計の間に分断があるケース、③財務会計が管理会計を支配し、ついで経営を支配するケース、そして④財務会計が経営を支配し、それらが管理会計との間に分断があるケース、である。そして③が非常に多いという。すなわち、財務会計が規範となり管理会計が実施され、それが経営判断に影響するというケースである。正司も高橋も「逆方向」を指摘している点は Jhonson, H.T and R.S.Kaplan [1987] の指摘にも似ている。柴が正司に直接聞いたところ、監査の際にクライアントとの対話の中から、経営と2つの会計の融合といういわば理想に対して、上場企業でさえ、理想からの逸脱が多いことを発見したという。

以上を踏まえて、在外子会社のマネジメント・コントロールとグループ全体のマネジメント・コントロールの調和が図られる必要があるが、それぞれの前提に財管一致が求められるというのが高橋の主張である。以上が第2章の主要論点である。

(2) グローバル・キャッシュ・マネジメント

海外進出が進み、資金が地域別に、通貨別に偏在するようになると、国外への資金の持ち出

しの規制への対応や、通貨別の為替リスクへの対応に迫られるだけでなく、現地における金融機関のサポートが得られない事態への対応まで複雑な対応に迫られる。こうした状況に対して、第3章で小澤・松本は、グローバル・キャッシュ・マネジメント（GCM）の導入事例に基づき、導入時の諸問題を整理している。

実際にGCMを導入している会社はある調査によると438社中25社に過ぎず、まだまだ先進事例の域を出ない。キャッシュマネジメント（CM）に厳格な定義はなく、企業内の資金を効率よく管理するための活動だと理解される。そのグローバル版がGCMである。このCMからGCMへの発展を段階別に示すと、①グループファイナンスとプーリング、②ネットティング、③ペイメントファクトリー（支払代行）、④回収業務の代行、⑤総合的なGCM、となる。

先進企業甲社はリージョナル・ファイナンシャル・センター（RFC）をニューヨーク、ロンドン、シンガポールに置いていたという。このRFCに資金が偏在し為替リスクが高まったことを背景に、グローバル・トレジャリー・センター（金融統括会社、GTS）の検討が始まったという。ロンドンを本社とするGTSは先に示した資金管理活動①以降各種を順次始めることとなった。この甲社は実務上の問題としてERPが世界中の子会社でつながっていないためにGCMが完全には機能しないことを指摘している。

他方、金融機関乙行はまだまだCMが不十分な企業にGCM関連サービスを提供しているという。乙行によるとGCMが完成している企業は少なく、エクセルベースで資金移動の情報を本社に集めて財務管理を行っている等と指摘している。そこに銀行のビジネスチャンスが生まれている。

先進的会社が指摘している改善点はERPと

GCMの2方向接続の実現である。現在の技術ではERPからGCMへの指示があり、GCM側でそれを実行してもERPへ自動的に反映されないという。2方向接続が何より重要だという。そこに不正の起こる可能性があり、GCMに第3者による保証業務が成立する可能性もある。以上が第3章の主要な論点である。

（3）中小企業による管理会計の現地適合理化

従来の管理会計は、主として大企業を対象としたものであった。第4章で飛田は「日本国内で事業を営む中小企業が海外展開を行うに際して、大企業に比して簡素化された管理会計システムを現地の状況に合わせて適合的に作り変える可能性がある」と指摘する。

日本では企業のグローバル化に対応して管理会計研究に2つの異なるタイプが生まれてきた。一つは「国際管理会計」と呼ばれ、国際振替価格や海外子会社の業績管理が主たるテーマであった。それに対する「日本の管理会計」は、より広範にグローバル企業の行動様式や組織特性、組織構造と管理会計の関係を捉えるべきであるとする。ここに「日本の管理会計」の特徴は「生産現場だけにとどまらず、設計や製品開発のプロセスに遡ろうとする源流管理への志向、それを支えるための部門を超えた全社体制の構築、それを可能とした計画と執行との再統合』（岡野〔2003:6頁〕）とされている。

飛田が調査したS社は1965年設立で、資本金1億円、従業員230名の研究開発型企業であり、環境保全や省エネ機器を作っている。S社は受注生産が基本であり、個別原価計算を採用している。目標原価は売価の概ね6割とされ、これを社内では「100%」と呼んでいる。3工場を部品が移動していく際には振替価格（仕切り価格）が設定されている。しかし現在「100%」を超える場合もある。そのS社も事業拡大に伴

い、管理対象の増加に対応できる管理会計が求められているという。

飛田は S 社の中国法人の F 総経理（日本流に言えば社長）にインタビューを行っている。中国法人の管理会計は S 社のそれを踏襲しているが、一言でいえば、現地の状況に応じてフレキシブルに対応しているという。取引慣行の影響で、利益と資金残高の乖離が大きいという。ここに大きいとは、現金主義と発生主義の差が大きいことを意味し、それは取引慣行のためだという。異文化が会計に及ぼす事例である。この中国法人に対しては日本側から目標利益が設定されていないという。S 社からは中国法人の全体像が見えにくくなっているが、環境関連事業の需要が大きく収益拡大が見込めるため、収益管理よりも受発注管理、原価管理、品質管理に重きが置かれているという。この中国法人の今後の課題は人件費の高騰と技術人材の確保だという。

この例は、日本本社の管理会計の厳格な移転ではなくて現地に合わせたフレキシブルな移転となっている。それを許すのは収益拡大が見込めるということである。以上、第 4 章の主要な論点である。

IV 異文化理解と財務会計

(1) IFRS 導入国への外国直接投資 (FDI)

海外進出するにはそれなりの理由がある。第 5 章で林は二つの方法で解明する。第一は『海外進出企業総覧 [国別編]』を用いて年次別に国別の進出企業数を整理する。そのうえで韓国に限定して進出理由を探る。第二は会計の要因が多国籍企業の立地選択に影響するという先行研究を紹介している。その結果、IFRS の導入が外国からの対内直接投資を呼び込むという結果が確認できたという。

第一の『海外進出企業総覧』は我々の研究に様々なヒントを提供してくれる。進出先国ごとの現地法人企業累積数と同年次別進出数を眺めていると日本企業の海外進出の動向が浮かび上がる。林はこのデータベースから韓国に焦点を合わせている。なぜか。日本企業にとって FDI の対象国で OECD35 か国中アジア地域にある国は韓国だけであるから、先進国向け FDI の事例となる。その韓国では 2011 年に上場企業に対し IFRS の強制適用が求められた。その年の韓国への進出企業数が急増している点に林は注目する。

第二の先行研究については、多国籍企業の立地戦略すなわち FDI の決定要因分析に注目している。会計的な事象 (IFRS 適用等) を決定要因に含める数少ない研究から、Márquez-Ramos [2011], Gordon et al. [2012] が IFRS 導入が FDI の決定要因となることを示したとして注目している。

このように会計事象が FDI の立地選択に影響するという示唆が得られたことは我々の研究に弾みをつけることになる。以上、第 5 章の主要な論点である。

(2) 進出企業の抱える現実的な課題

前章と異なり、実際に海外進出した日本企業が抱える会計課題を明らかにしたいという要求も強い。仲尾次・宗田は台湾を対象とし、インタビュー調査で核心に迫ろうとする。台湾は距離的には日本に近いが、やはり文化は異なる。両国はそれぞれに強みを有しているので、補完関係を築く形で成功を収める企業がある。ただ、台湾への進出形態は現地法人、支店、工場事務所、営業代理人、駐在員事務所と多様であり、抱える問題も多様である。

仲尾次・宗田は C 社と監査法人 4 社へインタビューを行っている。インタビューの詳細を再

現するのは難しいので、会計課題に限定して紹介する。C社は2000年設立の沖縄県の会社であり、飲食店経営を中心として多角的にビジネスを展開している。2015年に現地法人のメリットを生かして現地法人を設立している。C社が抱える会計課題は近々予定している連結決算に利用できる最適な会計システムがないこと、現地の会計士の報酬が高いこと、現地では税法基準で会計を行っていること、日本との資金移動に難があること、会計慣行に大きな違いがあること、といった実務的な課題が明らかにされている。

海外進出を支援するサービスを提供する監査法人へのインタビューでは、以下が明らかになった。日本の親会社との関係で、IFRSか現地の会計基準かが決まる。しかし親会社がIFRSを選択していない場合でも、現地の統一発票基準を避けてIFRSを好む傾向もある。その理由は、現地基準だと、貸倒引当金以外の引当金の概念がないことや、収益認識が回収基準となっていること、など日本基準との違いに悩まされる。こういう理由からIFRSが選択される点は興味深い。

初年度のインタビュー調査の範囲が限定されており一般化は難しいかもしれないが、進出企業が実際に抱える課題を知りえたことは有益である。以上第6章の主要論点である。

(3) IFRSの任意適用の動機と企業の海外進出

外国直接投資における立地選択でIFRSが重要な要因になる(第5章林)や、親会社がIFRSを適用していない場合でも現地基準と日本基準との相違の大きさからIFRSが選択される(第6章仲尾次・宗田)という例から、IFRSが日本企業にとっても選択肢になり始めている。そこで、第7章で小形は2010年3月期か

ら条件付きで認められたIAS/IFRSの実態に迫ろうとした。この研究は海外進出法人そのものの研究とは異なるが、海外進出を決定した日本親会社の行動を理解する参考になる。

小形の先行研究調査の中で金融庁[2015]は興味深い。「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」という回答が最多であったという紹介である。そこでは、全社的な会計基準の統一、業績尺度の共通化や効率化、事業場の課題の早期発見などが指摘されているが、要するに比較可能性の追求という観点が強調されている。

これらをも踏まえて小形は、IFRS任意適用企業148社の動機を調査した。その目的は資金調達活動の国際化と生産・販売活動の国際化の程度から任意適用企業の特性を抽出することにある。結果として、重要な発見事項は以下の3点である。

- ① 任意適用開始時に両活動がグローバルな企業は調査対象118社中16社(13.56%)、ローカルな企業は43社(36.44%)であった。
- ② 任意適用の動機として財務報告に言及した企業と言及しなかった企業の資金調達活動の国際化の程度に差がない。
- ③ 任意適用の動機として経営管理に言及した企業は、言及しなかった企業よりも国際化の程度が高い。

これらの調査が海外進出行動の研究と連動することが期待される。以上、第7章の主要論点である。

V 異文化理解と会計

会計が異文化理解の強力なツールになるとともに阻害要因になるとする我々の理解は、会計技術の国際移転と移転後に現地の文化とな

ると柴は考えるが、第8章で工藤は「文化としての会計」と「技術としての会計の国際移転」に関する先行研究に解を見出そうとしている。

工藤は先行研究から、「文化としての会計」に関する研究は量的に少なく、研究はそれほど長い歴史を経たものではないと指摘する。しかし、会計の国際的調和の前半におけるIASについてなぜうまくいかなかったのかという関心が文化研究へ向いたという。そしてその後半の展開でIFRSに関心が向いてから文化研究が急速に増えたという。まさしくこの傾向は我々のテーマに符合する。

工藤が注目する第一の理論が Hofstede,G., [1980] である。それをまとめると「文化とはある社会的集団に属する個人がなんらかの価値判断を下す際の基礎となるものであり、そのような価値判断によって総体的に形作られるものなのである。あるグループやカテゴリーに属している人々によって共通してもたらされている価値観あるいは価値判断の規準が「社会規範」となる」。その彼は国際ビジネスの関連でIBMを対象とする有名な調査を行った。その際、使用された国民文化に関する4つの指標が①権力の格差、②不確実性の回避、③個人主義の傾向、④性別指向性(男らしさ)であった。現在にも通用する指標である。

第二の理論が Gray,S.J. [1988] である。グレイはホフステードの理論に、会計的価値観と会計システムを加える。会計的価値観とは①会計プロフェッションと法律的コントロール、②統一性と柔軟性、③保守主義と楽観主義、④秘密主義と楽観主義、である。工藤は、ホフステードが不確実性の一部に会計を入れていること、グレイの分類ではなくて文化への注目の視点を与えたことを高く評価している。

他方、「技術としての会計の国際移転」については Jeremy [1991] の論点を示すだけでよ

いかかもしれない。すなわち①移転元の経済や社会の状況、②移転にともなう諸条件、③輸入されたテクノロジーは社会的にあるいは経済的に受容されるか、④移転されたテクノロジーの修正、⑤反対報告の流れ、である。

本章は第1章(柴)の問題提起をより根底から議論するための基礎理論に取り組むものである。

参考文献

- 各章から平均2点ずつここに収録した。詳しくは中間報告書を閲覧されたい。
- Anthony,R.N. and V.Govindarajan [2007], *Management Control System*, 12nd ed., N.Y., McGraw-Hill.
- Erin Mayor [2014], *The Culture Map*, Public Affairs TM. (エンリケ・メイヤーズ著、田岡恵監訳、樋口武志訳 [2015]『異文化理解力』英治出版。)
- Gordon et al. [2012], "The Impact of IFRS Adoption on Foreign Direct Investment", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol 31, No.4, pp.374-398.
- Gray,S.J. [1988] "Toward a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally", *Abacus*, Vol.24, No.1, pp.1-15.
- Hofstede,G., [1980] *"Culture's Consequences : International Differences in Work-related Values*, Sage Publications. (万成博・安藤文四郎他訳 [1984]『経営文化の国際比較—多国籍企業の中の国民性—』産業能率大学出版部。)
- Jeremy,D.J.ed. [1991], *"International Technology Transfer: Europe, Japan, USA 1700-1914."* Edward Elgar Publishing Ltd.
- Jhonson,H.T and R.S.Kaplan [1987], *Relevance Lost, The Rise and Fall of Management Accounting*, Boston, Harvard Business School. (鳥居宏史訳『レレバンスロスト：管理会計の盛衰』白桃書房。)
- Márquez-Ramos, Laura [2011], "European Accounting Harmonization: Consequence of IFRS and Adoption on Trade in Goods and Foreign Direct Investments", *Emerging Markets Finance and Trade*, Vol.47 Sup. No.4, pp.42-57.
- Michell,F. and G.C.Reid [2000], "Problems, Challenges and Opportunities; The small business as a setting for management

accounting research” Editorial, *Management accounting Research*, 11(4),385-390.

Welsh,J.A., and J.F. White [1981], ”A small business is not a little big business”, *Harvard Business Review*, 59(4)1,pp.8-32.

大久保昭平編著 [2015]『中小・ベンチャー企業のための東南アジア進出戦略』中央経済社。

岡野浩 [2003]『グローバル戦略会計：製品開発コストマネジメントの国際比較』有斐閣。

関西大学 [2016]『海外子会社の経営を担う人材を

養成するための社会ニーズ調査報告書』。

金融庁 [2015]「IFRS 適用レポート」(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf>)。

栗原博 [2014]「グローバルキャッシュマネジメントと財務の高度化」『KPMG Insight』第8巻。

正司素子 [2012]『IFRSと日本的経営：何が本当の課題なのか！？』清文社。

松尾美枝監修，岡部武 [2014]『グローバル CMS 導入ガイド』中央経済社。

VI 研究グループ報告（最終報告）

営利・非営利組織の財務報告モデルの研究

【研究グループ構成員】

主 委	査：小西 範幸（青山学院大学）	伊澤 賢司（公認会計士）
	員：浅野 敬志（首都大学東京）	春日 克則（九州産業大学）
	石坂 信一郎（岐阜経済大学）	神藤 浩明（政策研究大学院大学）
	蟹江 章（北海道大学）	為房 牧（岐阜経済大学）
	高田 裕久（日本経済研究所）	久持 英司（青山学院大学）
	中山 重穂（愛知学院大学）	藤原 華絵（青山学院大学）
	樋沢 克彦（公認会計士）	渡部 徹（公認会計士）
オブザーバー： 研究協力者：	山口 直也（青山学院大学）	
	渡辺 竜介（関東学院大学）	佐藤 倫正（愛知学院大学）
	倉田 幸路（立教大学）	高橋 宏延（公認会計士）
研究協力者：上利 悟史（金融庁）		

要 旨

本研究グループの目的は、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。営利目的であるにせよ、非営利目的であるにせよ、同種の事業を営みながら、其々の会計基準等に準拠した異なる会計処理を行って作成されたさまざまな体系と表示の財務諸表は、情報利用者にとって、とくに比較可能性の観点からみて、目的適合性が低いと言わざるを得ない。

営利目的の場合、投資者が主な資金の提供者であるため、この組織の業績は、損益あるいはキャッシュフローで評価されるのに対して、非営利目的の場合は、納税者や寄附者が主な資金の提供者であるため、この組織の業績は、正味資金（純資産）の増減、並びにサービス提供の努力と成果に係わるアウトカム等で評価される。しかし、営利目的の場合でも、アウトカムにも関連するサステナビリティ情報が不可欠になっており、一方、非営利目的の場合でも、国の財政健全化政策の中で財務業績が求められているために、どちらの目的の組織でも必要な会計情報は共通化してきていると言いうことができる。この意味で、統合財務報告モデルを構築する意義は今日的にますます高まってきている。

統合財務報告モデルは、財務諸表と主要業績評価指標（KPI）での開示を示している。本研究では、統合財務報告モデルについて、（１）企業主体論、（２）キャッシュ変換サイクル、（３）損益取引と資本取引、（４）交換取引と非交換取引、（５）資金の拘束性、（６）業績などの視点からの考察を行っている。そして、当該モデルの保証および課税のあり方に加えて、管理会計の視点からの考察を行っている。また、国際公会計基準（IPSAS）および国際財務報告基準（IFRS）を用いた議論を行い、当該会計基準の共有化が図られてきたニュージーランドの会計制度を紹介している。

序章 営利・非営利目的の財務報告モデル研究の意義

第1節 研究の背景と目的

本研究グループ「営利・非営利組織の財務報告モデルの研究」の目的は、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。営利目的であるにせよ、非営利目的であるにせよ、同種の事業を営みながら、其々の会計基準等に準拠した異なる会計処理を行って作成されたさまざまな体系と表示の財務諸表は、情報利用者にとって、とくに比較可能性の観点からみて、目的適合性が低いと言わざるを得ない。

国の財政健全化に照らして、非営利目的の財務報告モデルは、世界的にみても、非営利目的に特有の業務および財務の性質を考慮に入れながら、営利目的のものと類似する財務報告の概念フレームワークや会計基準を前提にして構築されるようになってきている。そのために、営利目的か非営利目的かに関係なく、どの財務報告モデルもさまざまな視点からみて類似するようになってきている。本研究グループにおいて、営利目的と非営利目的のどちらの目的にも共有できる財務報告モデルの検討を試みることは、今日的な意義を有していると言える。

営利目的の場合、投資者が主な資金の拠出者であるため、この組織の業績は、損益あるいはキャッシュフローで評価されるのに対して、非営利目的の場合は、寄附者や納税者が主な資金の提供者であるため、この組織の業績は、正味資金（純資産）の増減、並びにサービス提供の努力と成果に係わるアウトカム等で評価される。しかし、営利目的の場合でも、アウトカムにも係わる ESG（環境，社会，ガバナンス）情報を含んだサステナビリティ情報が不可欠

になっており、一方、非営利目的の場合でも、国の財政健全化政策の中で、これまで以上に組織の財務業績が求められている。そのために、どちらの目的の組織でも必要な会計情報は共通化してきていると言うことができ、統合財務報告モデルを構築する意義はますます高まっている。

日本経済の再生に向けて、パブリック・セクターとプライベート・セクターが連携して公共サービスの提供を行う官民連携方式（Public Private Partnership : PPP）による公共サービスの提供が増加している。そこでは、パブリック・セクターの事業にプライベート・セクターの資金や経営のノウハウなどを導入して、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図っている。PPP 事業には、例えば、公共施設に収益施設を併設して、そこからの事業収入で公共施設の運営費用を回収するという収益型事業がある。

パブリック・セクターかプライベート・セクターかの区分は、国際的にみても必ずしも明確ではない。わが国では、設立根拠法によって区分でき、パブリック・セクターは憲法や行政法といった公法上の法人であり、一方、プライベート・セクターは民法やその特別法といった私法上の法人である。しかし、法律を公法と私法に分類すること自体がそもそも曖昧である上に、会計の視点を中心に考察した区分ではない。したがって本研究では、セクターニュートラルの考え方を採り入れて、図表 1 にある【営利・非営利型】に考察を加えることとする。セクターニュートラルは、セクターが異なっても、同一の取引または事象に対しては、同一の会計処理を行うべきであるという考え方であり、【営利・非営利型】は、セクターニュートラルの 1 つの形態で、現在、ニュージーランドの会計制度で採用されている。

図表 1 会計基準を適用するための組織の区分

【プライベート・パブリック型】			【営利・非営利型】		
設立主体 組織の目的	プライベート・ セクター	パブリック・ セクター	設立主体 組織の目的	プライベート・ セクター	パブリック・ セクター
営利目的			営利目的		
非営利目的	公益法人	独立行政法人	非営利目的	公益法人	独立行政法人

わが国では、公益法人は、特定非営利法人制度（NPO）と並んで非営利かつ公益目的の法人の一般制度であるが、宗教、学校、医療、社会福祉、更生保護の各法人は別立てとなっている。諸外国の制度では、宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人のみならず、独立行政法人、認可法人、特殊法人などに該当する法人も広義の公益法人に含まれていることも多い。このように、わが国の非営利組織は、一部の法人を除き基本的には各法人によって異なる種類の事業を営んでおり、法人毎の会計基準等が存在するため、同一取引でも異なる会計処理が適用されて、其々の財務諸表を公表している。一方、営利目的の組織では、事業の種類に関係なく1つの会計基準が適用されている。

情報利用者のニーズが多様化していて、そこでは個々の利用者の意思決定にとって目的適合的な情報が異なっている可能性がある。つまり、財務報告は、ステークホルダーをどう特定するかで、そのモデルが異なってくる可能性があり、ステークホルダー間の適切なバランスを保った会計情報の提供が求められている。会計主体を人格化する資本主論では、財務報告モデルの検討が限定されたものとなる。会計主体論は、会計の判断を誰の立場、ないしどのような立場から行うべきかに関係している。

そこで、本研究では、組織を資金の集合体と

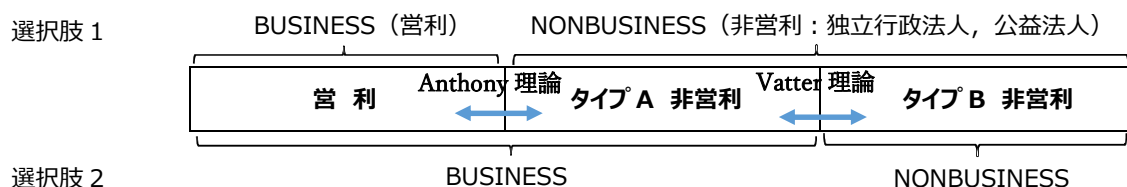
みなして、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調した Vatter の資金主体論、並びに会計主体は統制されている1つの経済主体として、主体持分の観点を強調した Anthony の主体持分論を手掛かりとして、営利目的でも非営利目的でも共有可能な統合財務報告モデルの検討を行うことにした。

第2節 研究の方法

本研究では、独立行政法人と公益法人の会計を取り上げて、非営利組織の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。独立行政法人はパブリック・セクターに区分され、公益法人はプライベート・セクターに区分されている。大きくは2つに類型化ができる非営利組織の財務諸表の体系でも、両法人はそれぞれの類型を代表する法人である。

図表2では、営利組織と非営利組織に区分するための選択肢1と選択肢2を示している。タイプAの非営利組織は、主に、投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。一方、タイプBの非営利組織は、主に、国からの財源措置や寄付金・補助金などを収入として、この範囲内で支出を行う非因果

図表 2 営利組織と非営利組織の区分・会計理論



（出所：Anthony, N. Robert [1978] *Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issue*, *FASB Research Report*, p.162, Exhibit 5.を一部加筆修正）

的な片道運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。独立行政法人と公益法人では、其々にタイプ A とタイプ B の両方の法人が混在している。

本研究では、図表 2 で示されている選択肢 1 の営利（business）と非営利（nonbusiness）の区分を採用し、この営利と非営利の目的の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。独立行政法人および公益法人と同様に、わが国の非営利組織の多くは、選択肢 2 にあるタイプ A とタイプ B に区分することは困難であり、選択肢 2 を適用している米国の会計制度とは異なる。

本研究では、最初のステップとして、タイプ A の非営利組織とタイプ B の非営利組織を統合した財務報告モデルを検討するために、Vatter の資金主体論（Vatter, J. William [1947] *The Fund Theory of Accounting and Its Implication for Financial Reports*, University of Chicago Press.）を手掛かりとした。資金主体論では、組織を操作性（operation）の単位としての資金の集合体とみなして、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調しようとしている。資金の種類と性質によって、資産に対する拘束性が判断され、この判断によって指定正味財産と一般正味財産に区分して業績を表示しているのが公益法人の財務報告モデルである。

次のステップとして、営利（business）と非

営利（nonbusiness）の区分の財務報告モデルを統合するために、Anthony の主体持分論（Anthony, N. Robert[1989] *Should Business and Nonbusiness Accounting Be Different?* Harvard Business School Press.）を手掛かりにした。主体持分論では、非営利組織は、営業取引（operating transaction）に対する会計処理を営利組織と同様に行い、また、贈与者からの資本の受取りを贈与資本取引として会計処理を行うなど、損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行って損益計算書を作成する。これらの会計処理によって、営利組織の業績との比較が一定の範囲で可能となる。独立行政法人の会計では、損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成している。

国際公会計基準審議会（IPSASB）は、国際会計基準審議会（IASB）の財務報告の概念フレームワークをパブリック・セクター向けに修正した概念フレームワークを 2014 年に公表している。IASB の財務報告の概念フレームワークは、2018 年 3 月に改訂されている。これらとは別に、国際統合報告評議会（IIRC）や米国のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）などからは、経済面から評価した財務情報に加えて、環境面および社会面から評価したサステナビリティ情報の開示を求めたフレームワークが公表されている。これらの財務報告に関するフレームワークは、個々に独立したものでは

なく、本来的には相互関連性があるものと理解できるため、統合財務報告モデルの検討には必要である。

本研究では、統合財務報告モデルを構築するには、独立行政法人の会計を展開することが有効であると考えている。独立行政法人の会計は、収益事業があるために営利目的の会計にある発生主義による認識規準が現金主義とともに適用されているので、営利目的と非営利目的の組織に適用する財務報告モデルの共有化の検討に有効である（中間報告書の第1章「資金収支構造からみた独立行政法人における発生主義会計」を参照）。また、パブリック・セクターに区分される独立行政法人では、国からの財源措置や寄付金・補助金などよりも、プライベート・セクターで特徴的な自己収入による資金源泉の割合が多い法人が数多くあるので、パブリック・セクターとプライベート・セクターの組織に適用する財務報告モデルの共有化の検討にも有効である。

独立行政法人は、経営内容の不透明さ、責任体制の不明確さ、および事業の非効率的かつ硬直的な運営といった特殊法人に対する批判を踏まえて、中央省庁の再編に並行して、カナダなどと同様に英国のエージェンシー制度を模範とした制度設計が行われ発足している。

近年、財務報告は、財務諸表に加えてサステナビリティ情報にまで報告が拡張している。主要業績評価指標（KPI）は、財務業績とサステナビリティ情報を関連付ける機能があり、営利目的の組織では、主に現在と将来の財務諸表を関連付ける指標として、他方、非営利目的の組織では、財務諸表とアウトカムを関連付ける指標として利用されている。したがって、統合財務報告モデルの構築には、KPIは必要不可欠な

業績評価指標であると言えることができる。

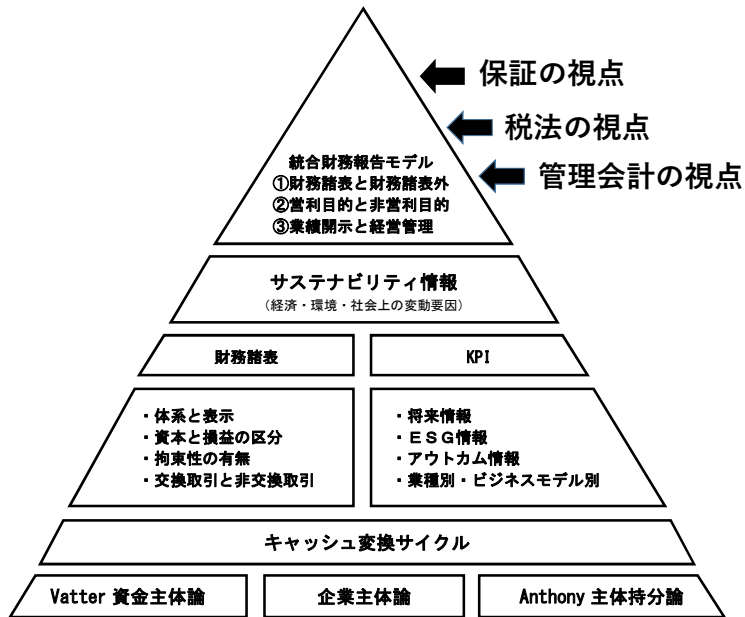
第3節 研究の構成（目次を参照）

本研究では、財務報告モデルは、財務諸表とKPIでの開示を示しており、統合財務報告モデルに対しての保証および課税のあり方に加えて、管理会計の視点からの考察を行っている。そこでは、(1) 企業主体論、(2) キャッシュ変換サイクル、(3) 損益取引と資本取引、(4) 交換取引と非交換取引、(5) 資金の拘束性、(6) 業績などの視点からの考察に加えて、国際公会計基準（IPSAS）および国際財務報告基準（IFRS）を用いた議論とニュージーランドの会計制度についても紹介している（図表3を参照）。

第1章から第5章までは、独立行政法人と公益法人の会計を取り上げて、非営利目的の財務報告モデルについての検討を行い、営利目的の財務報告モデルとの共有可能性を模索している。第6章では、米国での非営利組織の財務諸表の表示を中心に、非営利目的の財務報告に係わる論点を整理し、第7章では、米国でのKPIの開示の動向とその枠組みの検討を行っている。そして、統合財務報告モデルについて、第8章では、保証のあり方について、第9章では、課税のあり方についての考察を加え、第14章では管理会計の視点からの考察を行っている。

第10章から第12章までは、IPSASとIFRSでの議論を踏まえて、非営利目的の財務報告に係わる諸問題について検討を行い、第13章では、ニュージーランドにおけるセクターニュートラルな会計制度について紹介している。そして、第15章では、セグメント表示の有効性について検討している。

図表 3 研究の枠組み



(小西範幸)

【目 次】

- 序 章 営利・非営利組織の財務報告モデル研究の意義 （小西）
- 第 1 章 営利・非営利組織の統合財務報告モデル－独立行政法人与公益法人の会計の考察を中心として－ （小西）
- 第 2 章 わが国における非営利組織の財務報告の特徴－独立行政法人与公益法人の会計の比較を通して－ （渡部）
- 第 3 章 公益法人会計における正味財産増減計算書－キャッシュ変換サイクルと業績の表示方法について－ （高橋）
- 第 4 章 非営利組織の資本取引の検討－キャッシュ変換サイクルと「交換取引」・「非交換取引」の視点から－ （樋沢）
- 第 5 章 補助金等および寄附金に関する会計処理－独立行政法人会計、公益法人会計および企業会計の比較から－ （渡辺）
- 第 6 章 米国における非営利組織の財務諸表の表示－FASB の取り組みを通して－ （為房）
- 第 7 章 営利・非営利組織における主要業績評価指標（KPI）の意義－サステナビリティ会計基準審議会の取り組みを通じて－ （藤原）
- 第 8 章 営利・非営利統合財務報告モデルにおける監査－独立行政法人に対する会計監査人監査制度の検討を通じて－ （蟹江）
- 第 9 章 課税対象の選択要件となる新たな区分基準－独立行政法人与公益法人の課税のあり方を中心として－ （春日）
- 第 10 章 IPSAS の収益・費用認識の検討－業績と財政状態の表示のあり方の観点から－
（伊澤）
- 第 11 章 税収についての IPSAS と地方公会計の考え方の違い－収益か財源かの議論－
（高田）
- 第 12 章 非営利組織への IASB 概念フレームワークの適用可能性 （中山）
- 第 13 章 ニュージーランドにおける会計基準の適用区分の整理 （石坂）
- 第 14 章 戦略マップ（Strategy Map）／BSC（Balanced Scorecard）の外部報告への
利用可能性－価値創造プロセスの可視化の枠組みとして－ （山口）
- 第 15 章 営利企業のセグメント情報開示とマネジメント・アプローチの有効性－経営者の
恣意性への影響－ （浅野）

第1章 営利・非営利組織の統合財務報告モデル —独立行政法人と公益法人の会計の考察を中心として—

本章では、まず、組織の目的について、序章の図表2で示されている選択肢1の営利と非営利（タイプA＋タイプB）の区分を採用し、次に、この営利と非営利の区分の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。

そこでは、タイプAとタイプBの両方の法人が混在する独立行政法人と公益法人の会計基準を取り上げて、非営利組織の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。大きくは2つに類型化ができる非営利組織の財務諸表の体系では、両法人はそれぞれの類型を代表する法人である。

タイプAの非営利組織は、主に、投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。一方、タイプBの非営利組織は、主に、国からの財源措置等を収入として、この範囲内で支出を行う非因果的な片道運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。

タイプAとタイプBの非営利組織を統合するために、組織を操作性（operation）の単位としての資金の集合体とみなして、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調しようとしているVatterの資金主体論の適用を試みる。資金（財務資源）の種類と性質によって、資産に対する拘束が判断され、この判断によって拘束性のある指定正味財産と拘束性のない一般正味財産に区分して業績を表示しているのが公益法人の財務報告モデルである。

Anthonyの主体持分論を参考にすると、非営利組織は、営業取引（operating transaction）に対する会計処理を営利組織と同様に行い、ま

た、贈与者からの資本の受取りを贈与資本取引として会計処理を行うなどして、損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成することになる。これらの会計処理によって、営利組織の業績との比較が一定の範囲で可能となり、それは同時に、非営利組織間での財務報告モデルの統一化の可能性を示唆している。損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成しているのが独立行政法人の財務報告モデルである。

独立行政法人の会計では、流入した資金が財産的基礎であるかどうか、すなわち法人として維持すべき資金（財務資源）かどうかを重視しており、それが財産的基礎と判断された場合は資本取引となり、そうでなければ損益取引となる。その判断は、資金の源泉と使途の両面、すなわち、資金提供者の意思と利用者の意思の両面から考慮されている。一方、公益法人の会計では、資金提供者の意思により当該資金の使途、処分又は保有形態に制約が課されているかどうかによって、指定正味財産か一般正味財産かの区分が行われる。拘束性のない一般正味財産の増減計算は、収益と費用の対応表示になっていて、拘束が解除された指定正味財産は、一般正味財産の増加として振替えられる。

このように独立行政法人と公益法人の会計では、業績の表示方法が異なりはするものの、そこでの利益は双方の主体持分において重要な意味を持っている。独立行政法人の会計では、会計主体は統制された1つの経済主体とみなし、その主体持分が行う損益取引と資本取引（非営利組織では、贈与資本取引）の区分に着目して、損益計算書で利益業績を表示する。一方、公益法人の会計では、会計主体は操作単位としての資金集合体とみなし、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調しようとしているため、資金の拘束性の有無に着目して、

正味財産増減計算書で業績を表示する。そこで一般正味財産の区分では、拘束性がない資金を用いて獲得した利益業績が表示されている。
(小西範幸)

第2章 わが国における非営利組織の財務報告の特徴 ―独立行政法人と公益法人の会計の比較を通して―

本研究の目的は、日本における非営利組織の財務報告の特徴を明らかにするために、多様な事業を行っている独立行政法人と公益法人の会計を比較検討することである。

独立行政法人と公益法人の会計との間には、非営利組織における重要な課題である主体持分（純資産）の区分とその変動の表示に大きな違いが現れている。すなわち、独立行政法人会計では、主体持分（純資産）の増減を資本取引と損益取引に区分し、損益取引を損益計算書で表示している。一方、公益法人会計では、主体持分（正味財産）の増減を資本取引と損益取引に区分せず、拘束性のある指定正味財産の増減と、拘束性のない一般正味財産の増減に区分し、それぞれを正味財産増減計算書で表示している。そこでは拘束が解除された指定正味財産は一般正味財産として再区分される。

独立行政法人会計は、組織に流入した資金が法人として維持すべき資金、すなわち財産的基礎となるものを資本取引とし、それ以外を損益取引としており、それは資金源泉の種類と資金使途の内容の両面から判断される。一方、公益法人会計は、資金提供者の意思による流入資金の使途等に対する制約が課されているか否か、すなわち資金に対する資金提供者の拘束性の有無により、その区分が判断される。

両会計の主体持分の区分の対応、すなわち資本と指定正味財産（拘束）、損益と一般正味財

産（非拘束）の対応を検討した結果、相違点として、資金提供者が使途に制約を課さなかった場合であっても、独立行政法人会計では主体の意思を主体持分の区分に反映させ、資本となる場合があるのに対して、公益法人会計では非拘束となる点があることが分かった。また、流入した資金を支出する（資産の購入や費用化）前の待機状態の貸方科目を、独立行政法人会計では負債とするのに対して、公益法人会計では主体持分である指定正味財産とする点も相違点となっていることが分かった。

これらは、非営利組織において、法人内部に維持すべき資金とは何か、あるいはその裏側としての主体持分増減（損益）に係る業績とは何かという考えが、明確でないことによるものと思われる。非営利組織間における財務報告の共有化に向けては、この点の整理が、まず、必要になると考える。

(渡部徹)

第3章 公益法人会計における正味財産増減計算書 ―キャッシュ変換サイクルと業績の表示方法について―

本研究の目的は、公益法人会計基準の改正の歴史的経緯を振り返ることで、フロー情報を表す正味財産増減計算書が、企業会計における損益計算書に近似してきていることを示すことである。そのうえで、正味財産増減計算書を財政状態の変動を表す業績計算書として機能させるために、今後の公益法人会計基準改正において求められる点について示唆を得てみたい。

研究方法としては、まず、昭和 52 年の公益法人会計基準制定当時から、昭和 60 年および平成 16 年の基準改正の各時点における計算書類に関して、特に正味財産増減計算書の作成方法、表示方法について、各基準の比較を行う。

そのうえで、昭和 60 年基準まで正味財産増減計算書の作成方法として定められていたストック式正味財産増減計算書（「資産及び負債の各科目別に増加額及び減少額を記載して当期正味財産増加額（減少額）を求め、これに前期繰越正味財産額を加算して期末正味財産合計額を表示」する方法）が、資産および負債を変動原因別に区分して表示していることから、財政状態変動表としての意義を検討する。

ストック式正味財産増減計算書は、財政状態の変動を資産および負債の変動原因別に区分して表示するため、資源提供者から委託された財産または資金に対する責任を明らかにする「受託会計」という観点からは、現在のフロー式正味財産増減計算書よりも優れた面がある。すなわち、ストック式正味財産増減計算書における資金の範囲を総財務資源に拡張することで、キャッシュ変換サイクルを忠実に表すことのできる財務諸表となる（「拡張された収支計算書」という。）。

平成 16 年基準改正では、主に事業型の公益法人（タイプ A）に対応するため、フロー式正味財産増減計算書が業績を表現する計算書として採用され一本化された。フロー式正味財産増減計算書は、正味財産の増加原因・減少原因を収益・費用と呼んでいること等から、表示方法のみに着目すると、企業会計における損益計算書に近似しているといえる。

しかしながら、依然として多く存在するタイプ B の公益法人にとっては、現行のフロー式正味財産増減計算書では、必ずしもその業績の全容が表現できるとは限らない。むしろ、拡張された収支計算書の方が、資源の変動の全体像を表示する業績計算書として、業績評価のための情報を表示することが可能であり、タイプ B の公益法人に適合することが明らかになった。

（高橋宏延）

第 4 章 非営利組織の資本取引の検討 ―キャッシュ変換サイクルと「交換取引」・「非交換取引」の視点から―

本研究の目的は、まずは国際公会計基準（IPSAS）における「交換取引」および「非交換取引」について、「交換取引」の要件を検討することによって両者の分類を明確にし、それぞれの取引とキャッシュ変換サイクルとの関係を明らかにすることである。そのうえで「非交換取引」について、資本取引と損益取引との区分という観点から「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下、独法基準）と IPSAS を比較することにより、非営利組織の特性を踏まえた資本取引の在り方を検討することである。

キャッシュ変換サイクルと「交換取引」・「非交換取引」との関係を検討した結果、「交換取引」が投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われる収支構造（キャッシュ変換サイクル（B））であることは当然であるところ、補助金等の「非交換取引」は一般的には国からの財源措置を収入として、この範囲内で支出を行う非因果的な片道運動が行われる収支構造（キャッシュ変換サイクル（A））に該当するものの、補助金等が自己収入の補てんとして拠出される場合のように投下資本によって市場から獲得される自己収入と補助金等で原価を回収されると考えられるような場合には、「非交換取引」であっても、因果関係的な循環運動が行われる収支構造（キャッシュ変換サイクル（B））に該当することが分かった。

そのうえで、「非交換取引」における資本取引と損益取引の区分の観点から、国からの財源措置について、IPSAS と独法基準とを比較し

たところ、IPSAS では拠出資本であっても資金拠出者側の一定の権利が認識されない限り、収益とせざるを得ないが、独法基準では一定の要件のもと資本贈与取引とされる場合があることが分かった。すなわち、パブリック・セクターもしくは非営利目的の組織においては、組織の実態に即した有用な財務情報を提供するという観点からは、資金拠出側の権利の有無ではなく、資金拠出側の意図や取得された資産の内容を勘案し、資金を拠出される側の組織内部における資金維持の要請の有無により「非交換取引」における資本取引と損益取引の区分が行われるべきであることが分かった。

(樋沢克彦)

第5章 補助金等および寄附金に関する会計処理 —独立行政法人会計、公益法人会計および企業会計の比較から—

独立行政法人会計、公益法人会計および企業会計の会計基準は、補助金等および寄附金の受領という共通の経済事象について異なる会計処理を規定している。その差異を比較検討することにより、法人形態ごとの会計基準の基底となる基礎概念の違いを捉え、補助金等の開示に関する比較可能性の問題を検討した。

補助金等の会計処理について、会計基準から財務諸表の構成要素を次のように整理した。

①負債の定義を満たす負債であり、国際会計基準 (IAS) 41、独立行政法人会計基準および『非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理』(日本公認会計士協会 [2016]) にみられる。②資本剰余金の位置づけは、1974 年修正前の企業会計原則および独立行政法人会計基準での一部の処理でみられた。1974 修正前企

業会計原則では企業主体理論の立場から、一方、独立行政法人会計基準では「財産的基礎を構成する」という視点による。③収益としての認識は、圧縮記帳の前提となる会計処理であり、企業会計原則注解 24 および IAS20 でみられる。④繰延収益としての負債計上は、IAS20、独立行政法人会計基準での一部の処理でみられる。費用との対応で収益を期間配分する思考による。⑤繰延収益として純資産に計上する可能性を示唆するものとして『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』がある。リサイクリングと同様の処理が純資産 (正味財産) 内での振替として行われるという意味では、公益法人会計における指定正味財産から一般正味財産への振替処理にもみられる。

「営利目的でも非営利目的でも共有可能な統合財務報告モデル」あるいは異なる法人形態間の財務報告の比較可能性の視点から、次の 3 点を指摘した。

まず、資本 (資本剰余金) と収益の区分について、資本主論をとる現在の企業会計の収益としての処理は、独立行政法人会計においては当該取引の一部でみられる資本剰余金としての処理との違いとなって表れることから、会計主体論について検討すべき課題があると指摘した。2 点目として、国庫補助金等の負債としての計上について、「責務」「付帯条件」によっては負債の定義を満たす可能性があることを指摘した。上記の視点から、法人形態別の基準間で一貫したものにすべきと言及した。3 点目として、企業会計の固有の問題では、繰延収益による処理について、その他の包括利益累計額として処理する可能性を指摘した。

(渡辺竜介)

第6章 米国における非営利組織の財務諸表の表示 —FASBの取り組みを通して—

本研究では、米国財務会計基準審議会（FASB）における非営利組織の財務諸表の表示について検討する。非営利組織の財務諸表の表示に関する会計基準として、会計基準アップデート（ASU）No.2016-14『非営利組織の財務諸表の表示』がある。これは財務会計基準書（SFAS）No.116『受け入れた寄付および提供した寄付に関する会計』および SFAS No.117『非営利組織の財務諸表』が改訂されたものである。ここでの非営利組織とは、組織分類の境界線を資金源泉の違いにより区分しており、相当額の財務資源を財の販売およびサービスの提供以外から得ている組織を想定している。

非営利組織の財務諸表には、貸借対照表、活動計算書、キャッシュフロー計算書および注記があり、純資産の区分は、資源提供者による拘束性の有無およびその性質によって区分されている。その純資産の変動を示す活動計算書には、3つのフォーマットが例示されており、その表示方法は多様である。それらは①1つの計算書で示すか2つの計算書で合わせて示すか、②純資産区分の変動を縦に並べるか（縦型）横に並べるか（横型）、および③費用を性質的分類で示すか機能的分類で示すかという3つの視点から整理することができる。

そこで本研究では、特に活動計算書の表示方法について、それぞれの特徴を明らかにするとともに、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みるという本研究グループの目的と整合したあり方を検討してみる。

その結果、活動計算書の有用な表示としては、拘束性のない純資産を効率的に使用していることを示したい非営利組織にとって、損益と

みなされる取引を1つの計算書、すなわち、非拘束純資産における収益、費用およびその他の変動に関する計算書で示すことで、営利組織との比較可能性を高めることができることが分かった。この場合、非拘束純資産の項目では正味額を表示し、拘束純資産の項目では内訳を表示する純資産変動計算書というもう1つの計算書が求められることになる。その純資産変動計算書では、営利組織と比較する際に、縦型は拘束性の有無を主に表示しているため、純資産の拘束性の有無がわかりやすい。また、費用の分類は、機能的分類にすることにより、キャッシュ変換サイクルを表すことができる。したがって、活動計算書は①2つの計算書において②純資産を縦に並べ③費用を機能的分類することが、本研究グループの目的に整合した表示とすることができる。

（為房牧）

第7章 営利・非営利組織における主要業績評価指標（KPI）の意義 —サステナビリティ会計基準審議会の取り組みを通じて—

本研究では、米国のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）からの公表物を通じて会計メトリック（本研究では、主要業績評価指標（KPI））を検討することで、営利と非営利のどちらの目的の組織でも共有可能な KPI について検討してみたい。そこでは、3つの視点から、すなわち、①財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークによる業績と KPI の関係にみる KPI の共有可能性、②SASB の概念フレームワークによる KPI の共有可能性、③医療・介護サービス業にみる KPI の共有可能性からの検討を試みる。

営利目的の組織は、財務業績の評価に重点を

置いていたが、近年、サステナビリティ情報等への関心の高まりから、サステナビリティ業績の評価へと拡大している。一方、非営利目的の組織は、サステナビリティ業績の評価に重点を置いていたにも関わらず、それを測定する技法が未開発であったこともあり、近年、サステナビリティ業績の開示への期待が高まっている。非営利目的の組織には、財務健全化は必須であり、財務業績の重要性も再確認されている。したがって、どちらの目的の組織でも、財務業績とサステナビリティ業績の評価に用いることが可能な KPI に共有可能性を見出すことができる（上記①の視点）。

SASB では、米国の公開企業が米国証券取引委員会（SEC）に提出する Form10-K 等の年次報告書において、重要なサステナビリティ情報の開示を行うための概念フレームワークを策定しており、79 の業種別の KPI を抽出することを目指している。SASB は、3 つのアプローチによって KPI の枠組みを構築しており、その 1 つのアプローチに業種別アプローチがある。このアプローチは、本研究グループの主旨に合致すると考えられる。それは、業種毎にビジネスモデルがあるため、そこでは同様の方法で資源を使用する傾向があり、その結果、同様のサステナビリティに関する機会とリスクがあると考えられているからである（上記②の視点）。営利と非営利のどちらの目的の組織も混在する米国での医療・介護サービス業を選択して、KPI の事例を検討したところ、環境と人的資本の領域において、共有可能な KPI があることを見出すことができた（上記③の視点）。

（藤原華絵）

第 8 章 営利・非営利統合財務報告モデルにおける監査 —独立行政法人に対する会計監査人監査制度の検討を通じて—

本研究では、営利組織と非営利組織の財務報告を統合した財務報告モデルを構想する場合に、当該モデルが意図する目的の達成を支援する監査のあり方について、独立行政法人に対する会計監査人監査制度の検討を通じて考察する。

営利組織と非営利組織の財務報告を統合した財務報告モデルを構想する場合、このモデルにおける目的の達成を支援するための会計監査は、営利組織に関する金商法的な目的と、それ以外のとりわけ非営利組織に固有の目的を同時に支援できるものでなければならない。

独立行政法人における財務諸表の監査では、重要な虚偽の表示がないことと、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることの 2 点が、監査人が財務諸表の表示の適正性を判断する際に、別個に考慮すべき要件となっている。独立行政法人は公共的性格を有し、また、国民から負託された経済資源に関する財務情報を国民に対して開示する責任を負っていることから、法令を遵守して適正な財務諸表を作成することが特に強く求められている。したがって、会計監査人には、財務諸表の監査を実施するに際しても、法令への準拠を明示的に考慮して結論を形成することが要請されているのである。

独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等が独立行政法人の財務情報等を適正に表示しているかどうかについて意見を表明することを求められており、この限りにおいて金商法上の財務諸表監査の監査人や会社法上の会計監査人と同じ役割を期待されているといつてよい。

しかし、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表の表示の適正性について判断する際に、重要な虚偽の表示がないことを確かめるだけではなく、財務諸表が通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかどうかについても、監査証拠に基づく合理的な保証を得ることを明示的に求められている。ここに、独立行政法人に対する会計監査人監査の大きな特徴点を見出すことができるのである。

営利組織と非営利組織の財務報告を統合して、両者のいずれにも共通して適用できる財務報告モデルを構想するに際しては、財務諸表の表示だけではなく、その背後にある会計記録や会計処理プロセスに対して実質的な検証手続を実施するアプローチを指向する監査モデルの構想が必要となろう。このとき、独立行政法人に対する会計監査人監査のあり方は、極めて重要な示唆を与えてくれるものであるといえることができるのである。

(蟹江章)

第9章 課税対象の選択要件となる新たな区分基準 —独立行政法人と公益法人の課税のあり方を中心として—

法人税法では、非営利法人が本来の公益事業を行った場合には非課税とし、収益事業を行う場合にのみ課税するとしている。また、所得金額の計算方法は、益金の額から損金の額を控除した金額であり、資本等取引によるものは除かれるのである。しかし、持分の定めのない非営利法人の場合、収益事業による所得を計算する際の資本等取引をどのように考えるのかについて疑問が生じる。また、自己収入の割合が高く自立した活動を行っている非営利法人の場

合、公益事業から生ずる剰余を如何に計算すべきかが問題となる。

そこで、本研究では独立行政法人と公益法人を例にとり、これらの法人（以下、両者を合わせて公益法人）における課税対象の選択要件（すなわち、課税のあり方）の検討を試みたのである。考察にあたっては、公益法人の本来事業との係わりから対価を伴う取引か否かの視点（横軸）と、法人税法の所得計算原則に即した資本取引と損益取引の区分の視点（縦軸）とに立脚し、当該マトリクスに基づいて分析・策定する方法をとった。その際、公益法人の資本取引については、独立行政法人会計基準（以下、独法基準）の諸規定を手掛かりとした。

独法基準では、出資者からの出資金（資本金）の他に、独立行政法人の財産的基礎を構成する場合には贈与剰余金が資本とされる。すなわち、取得された資産の内容（中期計画等で予定されている非償却資産と、更新財源の手当が予定される償却資産（第87の特定償却資産））および、提供される財源の目的（例えば、民間出せん金は出資と同じであり、施設費は資産購入にその用途が特定されている補助金である）によって、資本剰余金となるか否かが判断されているのである。このため、資本概念を株主等からの払込資本に限定している法人税法とはその範囲が異なるのであり、結果として課税対象さらには税額に違いが生じることが判明した。

それ故、非営利法人の収益事業や自己収入への課税問題等を解決するためには、法人所得計算の通則を定める法人税法第22条の資本等取引について、公益法人の実態に即した資本概念を加味して再構成されるべきであるとの結論に達した。

(春日克則)

第 10 章 IPSAS の収益・費用認識の 検討 一業績と財政状態の 表示のあり方の観点から一

本研究の目的は、国際公会計基準（IPSAS）の収益・費用認識を業績と財政状態の表示のあり方の観点から検討することである。まず、国際会計基準審議会（IASB）と国際公会計基準審議会（IPSASB）の概念フレームワークを業績と財政状態の表示のあり方の観点から比較し、次に、IPSASB で検討されている IPSAS における収益・費用認識のアプローチを業績と財政状態の表示のあり方の観点から検討する。

本研究の検討によって、まず、両概念フレームワークは、業績については、いずれも収益と費用の差額を財務業績としていところ、IPSASB は業績を広義にとらえ財務業績だけではなくサービス提供業績等を含むことが分かった。財政状態に関しては、IASB は株主の持分という観点から企業の資源や請求権の変動により残余持分がどの程度変動するのかに着目しているのに対し、IPSASB は報告主体のサービス提供能力という観点からとらえ、資産や負債だけではなく、包括的に「その他の資源」や「その他の債務」をもとらえていることが分かった。

次に、IPSAS における収益・費用認識のアプローチについては、パブリック・セクターの取引を履行義務の程度と性質に応じて 3 つのカテゴリーに分類していることが分かった。これは、従来、IPSASB がパブリック・セクターの取引を「交換取引」と「非交換取引」に分類しているところ、資源提供者と資源受領者の間に一種のサービス提供契約がある場合があるととらえ、IFRS 第 15 号の履行義務アプローチを「非交換取引」の一部にも適用するものである。これは、プライベート・セクターとパブリック・セクターに共通の収益・費用認識のア

プローチを提供する可能性があるものの、業績のあり方という観点からはサービス提供業績を含め表示しなければ不十分であり、また、財政状態の観点からは、資本性補助金のように補助金の受領を業績ではなくサービス提供能力の増加としてとらえるべき取引については課題があることが分かった。

（伊澤賢司）

第 11 章 税金についての IPSAS と地 方公会計の考え方の違い 一収益か財源かの議論一

本研究の目的は、地方公共団体の本源的な収入である税金について、国際公会計基準（IPSAS）と我が国の地方公会計（統一基準）との考え方の違いを比較することである。

本研究グループの目的は、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。ここにおける「非営利組織」に地方公共団体は含まれない。しかしながら、本研究グループの共有視点である「キャッシュ変換サイクル」から、税金の会計的な性格を考察することは、グループ全体の議論を理解する上での重要な論点になりうる。

本研究においては、税金について、IPSAS では「収益」、地方公会計では「財源」というように異なる財務諸表の構成要素に分類していることに着目し、まずそれぞれの基準における考え方を整理した。そこで分かったことは、税金は、IPSAS では非交換取引と位置づけつつも所有者からの拠出には当てはまらないため「収益」とするのに対し、地方公会計では損益以外の純資産の増加要因として「財源」という固有の構成要素として定義しているということである。

次いで、それぞれの考え方の背景にある「収

益説」と「持分説」について先行研究を参考にしつつ整理した。そこで分かったことは、「収益説」では税収と行政サービスの全体としての対価関係や期間的な対応関係を重視するのに対し、「持分説」では主権者からの信託財産としての性格を重視しているということである。

さらに、「キャッシュ変換サイクル」という視点から税収の会計的性格を考察した。そこでの立論は、行政サービス費用を賄うために租税を徴収するという関係は認められるものの、租税を徴収するために行政サービスを実施するという関係は成立しないため、非因果関係的な片道運動が行われるキャッシュ変換サイクルであり、双方向の因果関係が成立する収益に分類すべきではない。したがって、損益以外の純資産増加要因（財源）として定義づけるべきものである。また、このように理解したとき、財務業績計算書ではなく、純資産変動計算書に表示することが妥当である。

（高田裕久）

第12章 非営利組織へのIASB概念フレームワークの適用可能性

本研究は、国際会計基準審議会（IASB）の『財務報告に関する概念フレームワーク』（以下、IASB 概念フレームワーク）を題材とし、営利組織の財務報告と非営利組織の財務報告において、概念フレームワークの共有が可能かどうかを考察することを目的としている。

具体的には、まず、IASB 概念フレームワークの適用範囲となる報告主体について整理している。次に、非営利組織へのIASB 概念フレームワーク適用の検討状況を明らかにするとともに、複数の会計基準設定主体によって作成されたリサーチレポートをもとに、IASB 概念フレームワークを非営利組織に適用する際の問題を整理している。くわえて、営利組織の財

務報告と非営利組織の財務報告のための概念フレームワークの設定方法を検討している。最後に、IASB 概念フレームワークを非営利組織に適用する際の課題を指摘し、結語としている。

上記プロセスにおいて、現在、改訂中であるIASB 概念フレームワークはプライベート・セクターの営利組織を対象としており、IASB の前身である国際会計基準委員会（IASC）のものも含め、IASB が公表した概念フレームワークにおいて、非営利組織は適用範囲に含まれていないこと、IASB 概念フレームワークの非営利組織への適用に対するIASBの取組み状況をみると、具体的な措置が取られる様子はないものの、将来的に非営利組織を適用範囲とする可能性が含み置かれていることが明らかとなった。

そして、営利組織と非営利組織とでは、組織目的などの相違から、その主要な利害関係者や財務報告の目的は同一ではないため、IASB 概念フレームワークを非営利組織に適用するためには、非営利組織の組織目的に合わせて財務報告の目的を修正し、その目的に基づいて以降の領域も修正する必要があることを明らかにした。また、修正にあたっては、営利組織と非営利組織の特徴の相違を踏まえ、共通の概念フレームワークを非営利組織に適用可能な領域ではIASB 概念フレームワークを共有し、適用が困難な領域ではIASB 概念フレームワークとは異なる非営利組織向けの概念フレームワークを整備する方法が妥当であることを指摘した。

（中山重穂）

第13章 ニュージーランドにおける会計基準の適用区分の整理

ニュージーランド（NZ）では、1980年代か

ら現在に至るまで、会計基準の変更が幾度も行われており、それに伴って会計基準の適用区分も大きく変化してきている。そこで、本研究では、NZにおける会計基準の適用区分を整理することによって、セクターニュートラルの考え方を根底にした会計基準の共有化が図られてきた経緯を明らかにすることを試みた。

その会計基準の適用区分の変遷をみると、プライベート・セクターとパブリック・セクターという区分で会計基準が適用されていた期間（第1期）、両セクターに同一の会計基準（前半は財務報告基準（FRS）、後半は国際財務報告基準（IFRS））が適用されていた期間（第2期）を経て、現在では、営利組織と非営利組織（公益目的の主体：PBE）という区分でIFRSと国際公会計基準（IPSAS）が適用されている（第3期）。ここでの組織区分は、パブリック・セクターが2001年公共監査法で定義されている組織であり、それ以外がプライベート・セクターである。非営利組織はPBEと判断されるものであり、それ以外が営利組織である。この変遷の根底には、セクターニュートラルという考え方がある。それは、同種の取引または事象に対しては、同種の会計処理を行うべきであるという考え方である。この考え方によって、セクター間で会計基準が共有化され、財務報告の比較可能性が確保されている。

第1期の両セクターでの発生主義会計の共有化によって、セクター間の財務報告の比較可能性が高まったが、それぞれのセクターの会計基準が異なることから、その比較可能性には限界がある。そこで、セクターの壁を取り払った会計基準の共有化が検討され、第2期では同一の会計基準が適用された。これらの移行は、市場原理を重視したパブリック・セクター改革のために必要不可欠であった。

第3期で営利組織とPBEに適用区分を分け

たのは、適用当初よりも複雑化するIFRSに調整を加えて、すべての組織に適用することが難しくなりつつあったこと、また、IPSASBから概念フレームワークが公表されるなどIPSASが整備されるなかで、PBEに特徴的な取引または事象を想定していないIFRSではなくIPSASをPBEに適用するためであった。

以上のように、会計基準のグローバル化の進展に対応しながら、より報告主体の実情にあわせた会計基準の適用区分となるよう調整を加えてきたところに、NZにおける会計基準の共有化の特徴がある。

（石坂信一郎）

第14章 戦略マップ(Strategy Map)／BSC(Balanced Scorecard)の外部報告への利用可能性 —価値創造プロセスの可視化の枠組みとして—

近年、伝統的な財務情報を補完する情報として、組織の価値創造への取り組みを、当該組織のあらゆる利害関係者に対して適切に説明する情報への関心が高まっている。このような中、価値創造プロセスを可視化する枠組みとして、戦略マネジメント・システムである戦略マップ／BSCが有効であるという主張がみられるようになった。

本研究では、購入者から受領する対価をもって事業活動に必要なコストの全額もしくは大半を回収しなければならない営利組織・非営利組織を念頭に置き、戦略マップ／BSCの外部報告への利用可能性について分析を行う。

外部報告への利用アプローチについては、戦略マップ／BSCを経営管理に全く活用していないか、部分的にしか活用していない組織にも戦略マップ／BSCに基づく価値創造プロセスの説明を求めるか否かに応じて、強制適用アプ

ローチと任意適用アプローチの 2 つのアプローチが考えられる。

さらに、各アプローチについて、実際に経営管理に活用している戦略マップ／BSC に基づく情報開示を求めるか否かに応じて、実質要件充足型と形式要件充足型の 2 つの手法が考えられる。したがって、適用範囲（強制適用アプローチ・任意適用アプローチ）と開示手法（実質要件充足型・形式要件充足型）の組合せによって、4 つのパターンが考えられる。

戦略マップ／BSC を用いて開示すべき内容について、BSC において設定される KPIs は、価値創造に寄与する重要成功要因が変化しない安定的な経営環境の下での経営戦略の進捗度・目標の達成度と経営戦略の有効性評価に役立つ一方で、経営環境が大きく変化し、重要成功要因と KPIs との不整合が生じているにも関わらず、同一の KPIs 体系を重視しすぎると、組織の柔軟性にマイナスの影響を与えるおそれがあるとともに、組織の競争力ないしは、収益力の持続可能性について誤った評価を下してしまうおそれがある。

したがって、経営環境の不確実性が高い組織・事業においては、経営環境の変化に伴うリスク（戦略と現有能力の陳腐化リスク）と戦略マップ（戦略と獲得すべき能力の更新）の開示を重視し、経営環境の不確実性が低い組織・事業においては、戦略マップ（戦略と獲得すべき能力の明確化）と BSC（戦略の進捗度・達成度の評価と戦略の見直しの必要性の評価）の開示を重視する必要があると考えられる。

（山口直也）

第 15 章 営利企業のセグメント情報開示とマネジメント・アプローチの有効性 — 経営者の恣意性への影響 —

本研究の目的は、営利企業を対象に、マネジメント・アプローチ（MA）の有効性を経営者の恣意性への影響といった視点から分析することにある。

MA とは、経営者が経営上の意思決定や業績管理のために使用する情報（内部情報）を基礎として外部報告用の情報（外部情報）を作成する方法であり、企業会計ではセグメント会計基準で導入されている。独立行政法人会計でも、平成 27 年の基準改訂において、MA と整合的な方法が採用されている。MA は情報利用者が経営者の視線で企業を見られるようにするだけでなく、実態の変更を伴わない、会計数値のみを対象とした操作を困難にするため、会計情報の有用性を高めるとされている。他方、MA が原則主義に則していることを前提とすれば、実際に経営者の裁量余地を狭めるかどうか、また会計情報の有用性を高めるかどうかは、必ずしも自明ではない。本研究では、MA の採用によってセグメント単位の開示情報量やセグメント情報の有用性がどう変化したのか、課題点があるとすればそれは何かについて、米国財務会計基準財団（FAF）および国際会計基準審議会（IASB）が実施したセグメント会計基準の適用後レビューや先行研究の分析結果を通じて検討した。

本研究における主たる分析結果は次のとおりである。まず、MA の採用前はセグメンテーションや開示項目の測定方法において経営者の恣意性が介入しやすく、proprietary cost やエージェンシー・コストの大きい企業の経営者が報告セグメント数を少なくする等、セグメント単位の開示情報量が抑えられていたことが

判明した。また、MAの採用後は経営者の裁量余地が狭まり、proprietary costやエージェンシー・コストの大きい企業で報告セグメントの増加が観察されるだけでなく、MAの採用後に新たに開示されたセグメント情報を用いて株式売買を行えば、より大きな株式リターンを獲得できることから、MAが報告セグメント数を減らす経営者の裁量余地を狭め、投資意思決定

に有用なセグメント情報の開示に有効であることも明らかになった。ただし、MAは原則主義的な特徴を有していることもあり、経営者の恣意性を完全に排除できるわけではなく、事業セグメントの集約基準が恣意的に操作されている可能性があることも、セグメント会計基準の適用後レビューの分析を通じて判明した。

(浅野敬志)

VII Summary of Articles

The new work plan of the IASB and issues for the accounting profession in Japan

Yukio Ono

Accounting Standards Board of Japan

The objective of this article is to find out issues for the accounting profession in Japan by making an overview of the work plan issued by the International Accounting Standards Board (IASB) as a feedback to its agenda consultation in 2015, the status of IFRS endorsement in the EU and the development of accounting standards in the US and Japan.

The major activities of the IASB from 2017 through to 2021 will shift to supporting implementing new IFRS standards and research projects including better communication projects after completing major accounting standards except for conceptual framework in 2017.

In the EU, the IFRS endorsement framework was strengthened in 2014 and endorsement work has been steadily performed by the European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG).

In the US, convergence of the US GAAP and IFRS has been completed and the Financial Accounting Standards Board (FASB) has been focusing on improvement of

the US GAAP with contributing to further development of IFRS.

In Japan, the Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) is making efforts to make the Japanese GAAP consistent with the international accounting standards. The number of voluntary adoptions of IFRS has been remarkably increasing in the environment of the existence of four accounting standards including “Japan’s Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications”.

In these circumstances, four major issues for the accounting profession in Japan are noted as follows:

- (a) Consistent application of IFRS globally and domestically
- (b) Interpretation of IFRS by the IASB and IFRIC
- (c) Enhancement of comparability of IFRS , US GAAP and Japanese GAAP, and
- (d) Undertaking of research activities and timely development of IFRS standards by the IASB.

The Roles and Problems of Accountancy Professions in Japan Clarified from Relationship between the Reliability of Financial Reporting and the Effectiveness of Internal Control

Akiko Sugiyama
Toyo University

In Japan the situation regarding financial reporting of companies and internal controls in the last decade is as follows: At first an optional application for International Financial Reporting Standards (IFRS) started from March, 2010, and then the number of companies that applied is 156 including 17 companies that are in the process of applying as of October, 2017. As of the end of June 2017, the current aggregate value of (1) companies having applied IFRS, (2) companies deciding to apply IFRS, and (3) companies planning IFRS application has accounted for 30% of that of listed companies in the Tokyo Stock Exchange (617 trillion yen). By the addition of value of (4) companies examining IFRS application, the total current aggregate value of them has accounted for 52%.

On the other hand, the Internal Control Report was introduced for listed companies and store registration companies (including foreign companies) from 2008 through an application standard called 'The Standards and Practice Standards for Management Assessment and Audit concerning Internal Control over Financial Reporting'. Despite

the improvement of companies in internally controlled financial accounting systems, accounting irregularities and violations are still being reported.

This paper focuses on the limit of internal control of financial reporting, especially with paying attention to 'unusual transactions' of the Toshiba Corporation's accounting matter as a case study. Toshiba Corporation is one of the leading companies in the electronic device industry, so this matter had received a lot of interest. Then, in this paper the roles and problems of professional accountants from now on is investigated through reviewing how they manage with the problems of transactions. The main points here are as follows: First, from the viewpoint of the system of the Financial Statement Audit and the Internal Control Audit Reports, the relationship between the reliability of financial reporting and the effectiveness of the internal control is analyzed. Then, based on the present conditions of the companies' accounting practices, the limit of the internal control is considered. Finally, the roles and problems of accountancy professions in Japan are presented.

Reduction of Complexity and IFRS

Yuji Yoneyama
Hokkaido University

Complicated business transactions and economic events make accounting standards and disclosure standards too detailed and complicated contents. This is a factor which reduces the understandability of users of accounting information. In the United States, in order to secure the quality and transparency which bring about the usefulness of financial reporting, some projects for reducing "complexity" in a wide range area have been advancing. The scope of these projects is the whole financial reporting system of the United States including accounting standards and disclosure standards.

The case in the United States has suggested some viewpoints required in order that the financial reporting system in a jurisdiction may function effectively. In this

paper, the present condition of activity towards "reduction of complexity" in the United States and IASB is checked and some points of argument which should be examined when IFRS is adopted in Japanese disclosure system are considered.

As "reduction of complexity" in accounting standards, both FASB and IASB adopted a principles-based approach and have addressed the problem of a measurement attribute. Moreover, the effectual disclosure is explored for the usefulness of financial reporting. It will be required to examine conformity with such IFRS based on the disclosure policy which clarified the basic objective of the financial reporting in Japan, in order to adopt IFRS in the disclosure system.

Issues surrounding Japan's Small and Medium Accounting Standards

Masateru Narikawa

Tohoku Institute of Technology

There are two small and medium accounting standards in our country. Confirm facts from the actual survey as to which accounting standards are currently selected. In this paper, in the point of selecting two accounting standards, we will formulate that "Issues surrounding Japan's small and medium-sized accounting standards" exist.

Therefore, we set two objectives. The first is the quality aspect of accounting standards. We set the hypothesis that accounting standards superior to qualitative will be selected if qualitative superiority exists according to accounting standards. However, there was the fact that accounting standards that generally gained an evaluation of "being convenient" were selected in the practical world. Therefore, the first hypothesis was

rejected. As a result, it was pointed out that criteria other than qualitative problems may exist in the selection between accounting standards.

The second aspect is education on SME accounting standards. I mentioned the possibility of gradual learning from simple to difficult. However, it was pointed out that careful consideration is required for the scope of education and the order of education when multiple accounting processes are tolerated for one item. Also, if diversification of accounting standards is observed, a variety of accounting information is produced. At this time, the reliability of accounting information is the key, pointed out that the point of accounting education shifts according to the degree of reliability.

Assurance of Financial Reporting by SMEs

Naofumi Higuchi

Certified Public Accountant

This paper aims to analyze the fairness and reliability of financial reporting by unlisted companies and small and medium-sized entities (hereinafter collectively referred to as “SMEs”) if they adopt International Financial Reporting Standards (IFRS), from a practical point of view.

First, the category of what is considered to be an SME (vs a listed company) in Japan was reviewed. Then the financial reporting framework used by companies within the category was also reviewed. Regarding the framework, in Japan, it was confirmed that various accounting standards and guidances (including IFRS and IFRS for SMEs) are permitted under the Companies Act as “business accounting practices generally accepted as fair and appropriate”. It was also confirmed that the use of IFRS for SMEs has not been widely adopted in practice and that national accounting standards are used in

developed countries outside of Japan.

Next, common practices employed by Professional Accountants (PAs) for SMEs were investigated. In Japan, it was confirmed that the PAs and audit firms provide assurance services mainly to listed companies and rarely to SMEs. In contrast, with the support of the International Federation of Accountants (IFAC), it was confirmed that the small and medium-sized accounting firms (i.e. outside of the large international accounting firms) provide wide range of assurance services to SMEs in overseas.

Finally, I analyzed the relationship between Japanese SMEs and IFRS for SMEs (or IFRS), the revision of the Civil Code and the trend of the administrative agency’s policy, the practical issues in the Companies Act, assurance services provided by PAs and their advantages/disadvantages.

The Cohesiveness of Direct Cash Flow Statement in IFRS X

Hideki Endo

Tokaigakuen University

The purpose of this paper is to clarify the importance of cohesiveness to list the cash flow and financial statements side by side, based on the core principles of Financial Statement Presentation in IFRS X. According to the IASB 'Agenda paper' (2011) and the view of the advocates who valued the cash flow, this study aims to describe the report of business (operating) and financing activity, and the position of the direct cash flow statement in the financial statement.

The proposal of IFRS X divides the cash flow into the business and financing activity, and applying this consistency for the statement of financial position and comprehensive income. Furthermore, it will be required to limit to the direct method only for the description of the operating activity and to annotate the adjustment of operating cash flow out of operating income.

Meanwhile, the following problem would be pointed out.

Firstly, the finance leases should be included into the operating finance subcategory, and it is categorized to the financing activity which has strong relationship. That is the item concerning operating finance subcategory should be classified into either of business or financing activity according to its character. Secondly,

the statement of financial position should be indicated according to the elements, such as assets, liabilities and equity etc. Thirdly, the selective application of direct and indirect method, both should not be allowed.

The importance of IFRS X in the financial statements has been evolved providing direct cash flow information with the statement of financial position and comprehensive income. This makes the accountants agreed and changed their practice accordingly. Financial statements are basically the chart to indicate the corporate financial direction in the future. It is the means for the stakeholders to obtain the necessary corporate financial information. The financial statements must be effective, and to indicate the necessary but enough information, and it must be comprehensive to all stakeholders. The direct cash flow statement should be useful measure for this purpose.

IASB has been working to improve the effectiveness of information disclosure in Discussion paper(2017)"Disclosure Initiative – Principles of Disclosure". For this improvement, it is necessary to focus a cohesive financial statement of an entity's activities (business and financing activity) and to provide for direct cash flow information.

IFRS adoption and the accrual anomaly

Toyotaka Nakagawa
Okayama University

The main purpose of this paper is to investigate the accrual anomaly in Japanese stock market. In the investigation, I use IFRS based, Japanese GAAP based, and US GAAP based financial data prepared by Japanese firms and compare with these empirical results. As we know, Sloan[1996] first observes the accrual anomaly, and numerous studies seek to obtain deep understanding of the accrual anomaly. In the perspective of the international accounting studies, we need to focus on the studies that indicate the international evidence for the accrual anomaly and the IAS/IFRS adoption (e.g., Pincus et al.[2007]; Kaserer and

Klingler[2008]). In addition, this paper reviews the studies for the effects of IFRS on stock market, the explanations for the occurrence of the accrual anomaly (e.g., Richardson et al.[2010]; Chordia et al.[2014]; De George et al.[2016]).

This paper conducts the empirical analysis using Japanese firms' financial data prepared in accordance with IFRS, Japanese GAAP, and US GAAP over the period of 2014 to 2016. I observe the significant negative coefficients on accrual variables for IFRS firms and Japanese GAAP firms. However, the empirical results differ among years of analysis.

The Relationship between Financial Indicators of Local Governments' Financial Reports and Credit Bond Ratings - An International Comparison -

Kentaro Haraguchi

Nagasaki Prefectural Government

The purpose of this paper is to investigate the effect of the implementation of full-accrual based financial reports in local governments on the relationship between financial indicators of local governments' financial reports and credit bond ratings (FR-BR relationship) in Japan. To achieve the purpose, this paper compares the FR-BR relationship in Japanese local governments and that in U.S. states. Japanese local governments have not yet completed the full implementation of accrual basis, but U.S. states completed the implementation in 1999. Therefore U.S. states are good benchmarks for comparison with Japanese local governments.

The results shows that the FR-BR relationship appears clearly in U.S. states, on the other hand, it does not appear in Japanese local governments. This paper points out three main reasons why the FR-BR relationship in Japan does not appear: lack of reliability or comparability, variance of financial healthiness, and implicit government guarantees. First, Japanese financial reports are not reliable or comparable enough for rating agencies

because of the incomplete of the implementation of full-accrual based financial reports. Second, the variance of the indicator of financial healthiness in Japan is much lower than that of U.S. states. This means that the differences in financial conditions among Japanese local governments are relatively small. This fact causes the weak FR-BR relationship in Japan. Third, some previous studies point out that Japanese central government “implicitly” offers the debt guarantees for local governments. This “implicit governmental guarantees” makes the credit bond ratings constant in Japan.

The implementation of full-accrual based financial reports in Japanese local governments cannot eliminate these factors immediately, but the results of this paper suggest the possibility of the appearance of FR-BR relationship in the future. This is the first-step to establish the approach to investigating the FR-BR relationship.

Financial reports of local governments can make an contribution to the credit bond ratings, and can be an important information-infrastructure in bond markets.

The current state and problems of corporate accounting in Myanmar:

The lingering effects of the socialist and the new military regimes

Takayoshi Taniguchi
Certified Public Accountants

The objective of this study is to investigate the current state and problems of corporate accounting in Myanmar, also known as “Asia’s last frontier.” Myanmar is being transformed into a democratic nation following its turbulent history of regime changes from the colonial rule of the United Kingdom to the military regimes. Currently, it is aiming at economic development through the introduction of foreign capital. It is also planning to establish an infrastructure, including the formation of capital markets, and achieving fiscal soundness by establishing a tax system.

Research and education stagnated under the socialist and the new military regimes (it is called the new military regime to distinguish it from the socialist military regime). Thus, there are hardly any studies on accounting to use as reference. Further, there is a significant absence of necessary materials and data. Hence, conducting an interview survey in Myanmar was considered

to be effective.

This survey revealed that the awareness of compliance with accounting rules and accounting literacy is low in companies in Myanmar, which has become a major obstacle to institutional reforms in the country. Its causes include the destruction of accounting education brought about by Myanmar’s political system. The neglect of higher accounting education under both the regimes and the repression of students and faculties under the government’s “policy of non-politicization” following the democratization movement of 1988, which was mainly led by university students, has created a situation in which extremely few universities teach accounting (only 3 out of 169 universities). Therefore, no progress is being made in training advanced accounting professionals. This is considered to be the reason behind the serious lack of accounting literacy in Myanmar.

Unfunded Pension Liabilities and Innovation: Number of patent applications and number of cited patents

Mikiharu Noma

Hitotsubashi University

The purpose of this research is to conduct empirical research on the relationship between unfunded pension liabilities and innovation. Specifically, we examine the effect of liabilities on retirement benefits on the number of patent applications and the number of cited patents.

Acharya and Subramanian [2009] conduct international comparison and report that the risk taking of Japanese companies is the lowest. In Noma [2015], one logic with low risk taking of Japanese companies is unveiled from the viewpoint of unfunded pension liabilities as inside debts.

While inside debts have the effect of deterring risk taking, there are studies showing that stock options granted to employees aggressively take risk taking and that as a result, innovation becomes active (Bova et al. [2015], Chang et al. [2015]).

Acharya and Subramanian [2009] show that innovation is hindered by bankruptcy procedures that prioritize creditors, and innovation becomes active under bankruptcy proceeding favorable to debtors. Japan's defined benefit pension is strongly protected and there is a possibility that it is hindering innovation.

So, what is the impact of unfunded pension liabilities on the quality of innovation? In this research, empirical analysis is performed assuming the least squares method, Poisson distribution, negative binomial distribution, etc, and between the unfunded pension liabilities, the number of patent applications, the unfunded pension liabilities and the number of cited patent citations I found a negative relationship. This suggests that the greater the unfunded pension liabilities, the lower the quality of innovation.

Research on Accounting Problems in Global Business

Kenji Shiba
Kansai University

This is a research related to accounting problems in global business. However, it is not a research on international comparison of accounting standards. Why? Because it is an approach from the viewpoint of Japanese companies only in their international or global management. It is not an approach considering that for Japanese companies, doing business abroad means facing different cultures, so that the point of view is management in cross-cultural environments. Thus, the important thing here is to be successful in cross-cultural communication. So, it is important to make efforts in cross-cultural understanding. Consequently, accounting can become a strong tool for this understanding, and sometimes it can turn to be a barrier. In this research, we consider that accounting is also one environmental factor for doing business abroad.

Takahashi emphasizes that for promoting cross-cultural communication, it is necessary to build an accounting system where financial and management accounting are consistent. Ozawa and Matsumoto explain

that to overcome cross-cultural factors related to funds management, it is important to have a global cash management. Tobita says that SMEs are flexibly applying domestic managerial accounting techniques adapted to local needs. From data about doing business abroad and the theory of foreign direct investments, Hayashi concludes that the adoption of IFRS is influencing the country of choice. Nakaoji and Sota, from interviews done in companies doing business in Taiwan, present cases where IFRS are adopted when it is difficult to adapt to the local accounting standards. Ogata points that companies voluntarily adopting IFRS in Japan, tend to do so from management points of view. We can think that doing business abroad is included here. And, in order to give a theoretical basis for Shiba's explanatory notes, Kudo suggests that research in Accounting as a culture and research in international transfer of technology may provide a theoretical basis for our research studies.

A Study on Integrated Financial Reporting Models for Business and Nonbusiness Organizations

Chairperson: **Noriyuki Konishi** (Aoyama Gakuin University)

Members: **Takashi Asano** (Tokyo Metropolitan University)

Shinichiro Ishizaka (Gifu Keizai University)

Akira Kanie (Hokkaido University)

Hirohisa Takata

(The Japan Economic Research Institute)

Shigeo Nakayama (Aichi Gakuin University)

Katsuhiko Hizawa (Certified Public Accountant)

Naoya Yamaguchi (Aoyama Gakuin University)

Ryusuke Watanabe (Kanto Gakuin University)

Observers: **Kouji Kurata** (Rikkyo University)

Research Cooperators: **Satoshi Agari** (Financial Services Agency)

Kenji Izawa (Certified Public Accountant)

Katsunori Kasuga (Kyushu Sangyo University)

Hiroaki Jindo (National Graduate Institute for Policy Studies)

Maki Tamefusa (Gifu Keizai University)

Eiji Hisamochi (Aoyama Gakuin University)

Hanae Fujiwara (Aoyama Gakuin University)

Toru Watanabe (Certified Public Accountant)

Michimasa Sato (Aichi Gakuin University)

Hironobu Takahashi (Certified Public Accountant)

The purpose of this research group is to attempt to examine the financial reporting model that can be shared by organizations for both business and nonbusiness. It is obviously less relevant, whether for business or nonbusiness purposes, financial statements of some structures and presentations, which are prepared by carrying out different accounting procedures in accordance with their respective accounting standards, etc., while operating the same kind of business, for information users in particular from the viewpoint of comparability.

An integrated financial reporting model provides disclosure in financial statements and key performance indicators (KPI). In this final report, it is examined about the

model from a perspective of (1) entity theory, (2) cash conversion cycle, (3) income transaction and capital transaction, (4) exchange transaction and non-exchange transaction, (5) fund with/without restrictions, (6) performance and other considerations. It is also examined from the perspective of management accounting in addition to the auditing and taxation of the model. Furthermore, it is discussed International Public Sector Accounting Standards (IPSAS) and International Financial Reporting Standards (IFRS), and introduced the accounting system of New Zealand, which has been trying to share accounting standards with private and public sectors.

VIII 諸規則

編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 12 月 14 日決定

(趣旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は、本規則によって行うものとする。

(構成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

2 委員長は、会長が指名し理事会の承認を求める。

3 委員および幹事は、委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

(任期)

第 3 条 委員長の任期は 3 年とし、会長の任期を超えない。再任は妨げない。

2 委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

2 編集委員会は、本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

3 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

(1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下、「応募原稿」という。）

(2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、「依頼原稿」という。）

① 特定のテーマについて執筆されるもの

② 国の内外の学会動向や年度総括的なもの

- ③ 研究グループ報告
- ④ その他

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員（院生会員を含む）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条（1）の応募原稿には、査読を付するものとする。

ただし、統一論題応募原稿はその限りではない。

2 査読制度の運営は、別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。

3 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。

附則 本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い、理事会の承認を得なければならない。

査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 11 月 21 日決定

一 査読者の決定

- 1 編集委員会委員長（以下、「委員長」と略す。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- 2 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下、「幹事」と略す。）で構成する。
- 3 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補 3 名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補 3 名のうち 1 名は委員でなければならない。
- 4 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- 5 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

二 査読手続

- 1 査読担当者は、二 2 に規定する査読評価の基準および二 3 に規定する査読方針に従い査読を行い、二 4 に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- 2 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - (1) 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - (2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - (3) 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- 3 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針により評価を行う。
 - (1) 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
 - (2) 査読結果として「修正の上、掲載可」とする場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - (3) 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - (4) 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。
 - (5) 再査読にあたっては、前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。

- 4 応募原稿の査読結果は、次の (1) から (5) のいずれかを選択する。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 無修正掲載可 | 5 点 |
| (2) 語句等の一部修正の上、掲載可 | 4 点 |
| (3) 趣旨に変更のない修正の上、掲載可 | 3 点 |

(4) 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい 2 点

(5) 掲載不可 1 点

三 掲載論文の決定と原稿の修正

- 1 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして、査読担当者 3 名全員が査読結果 5 点である論文を掲載対象論文として決定し、当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三 2 に従って掲載対象論文の仮決定を行う。
- 2 掲載対象論文の仮決定は、原則として、査読担当者 3 名のうち少なくとも 2 名の査読結果が 3 点以上であることを条件とする。ただし、他の 1 名の査読担当者の査読結果が 1 点である場合には、この限りではない。
- 3 編集委員会は、三 2 で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。
- 4 査読担当者 3 名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し、編集委員会に報告する。
- 5 編集委員会は、三 4 の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。
- 6 編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には、投稿を辞退したものと見なす。

四 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には、第 1 著者としての原稿の投稿は 1 論文に限る。同一執筆者を第 1 著者とししない複数論文の投稿は制限しない。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則 本申し合わせの改廃は、委員会の過半数の賛成によって行う。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 11 月 21 日決定

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載します。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 版、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとります。原稿は、原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とします。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにしてください。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文
注
参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。

〔例〕(Sprouse and Moonitz [1962], pp. 23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください)。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に (1)，(2) のようにルビ上ツキで示してください。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

- ・和書 著者名 [出版年]『書名』出版社名。
- ・論文(和) 著者名 [出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name [出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文(洋) family name, personal name [出版年]，“論文名，”雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください）

なお，personal name については R. T. のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合、和書については

著者名 [出版年] 「論文名」 編著者名編 [出版年] 『書名』 出版社名, ○-○頁。

洋書については

family name, personal name [出版年], “論文名,” in family name, personal name (ed.)

[出版年], 書名, 出版地 (または出版社名), pp.○-○.

としてください。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載してください。[例] Littleton, A.C. [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン 会計発達史 (増補版)』 同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて [出版年] の記載は必要ありません。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地 (または出版社名) に続いて出版年を記載してください。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがあります。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨 (英語, 1 頁以内) を記載します。

以上

編集後記

本号には、国際会計研究学会第8回東日本部会（2017年6月17日、青森大学）、第8回西日本部会（2017年7月22日、長崎県立大学）、第34回年次研究大会（2017年9月1日から3日、青山学院大学）で発表された報告のうち、統一論題の応募論文11篇、自由論題の公募論文（査読論文）3篇、韓国セッションの報告論文1篇と研究グループ「営利・非営利組織の財務報告モデルの研究」（主査：小西範幸）の最終報告と研究グループ「グローバルビジネスの会計課題に関する研究」（主査：柴健次）の中間報告が掲載されている。上記の査読論文3篇は、自由論題の応募論文から厳正なる査読を経て採択され、掲載された。その他に自由論題の応募論文が4篇あったが採択されなかった。統一論題の応募論文と韓国セッションの報告論文は査読を経ずに掲載している。

また、2017年度の年次研究大会において、杉本徳栄新会長のもとに、機関誌編集委員会が新たに組織された。今回はその初年度の作業であった。会員諸氏には今後も引き続きご協力いただきたくお願い申し上げます。

本号の発刊にあたり、査読を快く引き受けていただいた会員の先生方及び編集委員の先生方には、学会の発展のために多大のご貢献をいただいた。また、編集委員会幹事の小形健介先生（大阪市立大学）には、編集作業すべてにわたり委員長を補佐し、発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかったことであろう。ここに、深い謝意を表したい。

編集委員長 柴 健次

編集委員会

委員長 柴 健次

委 員 井上 達男 川村 義則 向 伊知郎 米山 正樹

幹 事 小形 健介

**Bulletin of Japanese Association for International
Accounting Studies, 2017, Vol.1・2 (No.41・42)**

国際会計研究学会 年報

—2017 年度第 1・2 合併号（通号 41・42 合併号）—

発 行 2018 年 7 月 1 日

編集・発行 国 際 会 計 研 究 学 会
(事務局)

関西学院大学商学部
堀古 秀徳研究室内

印 刷 所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号
TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

